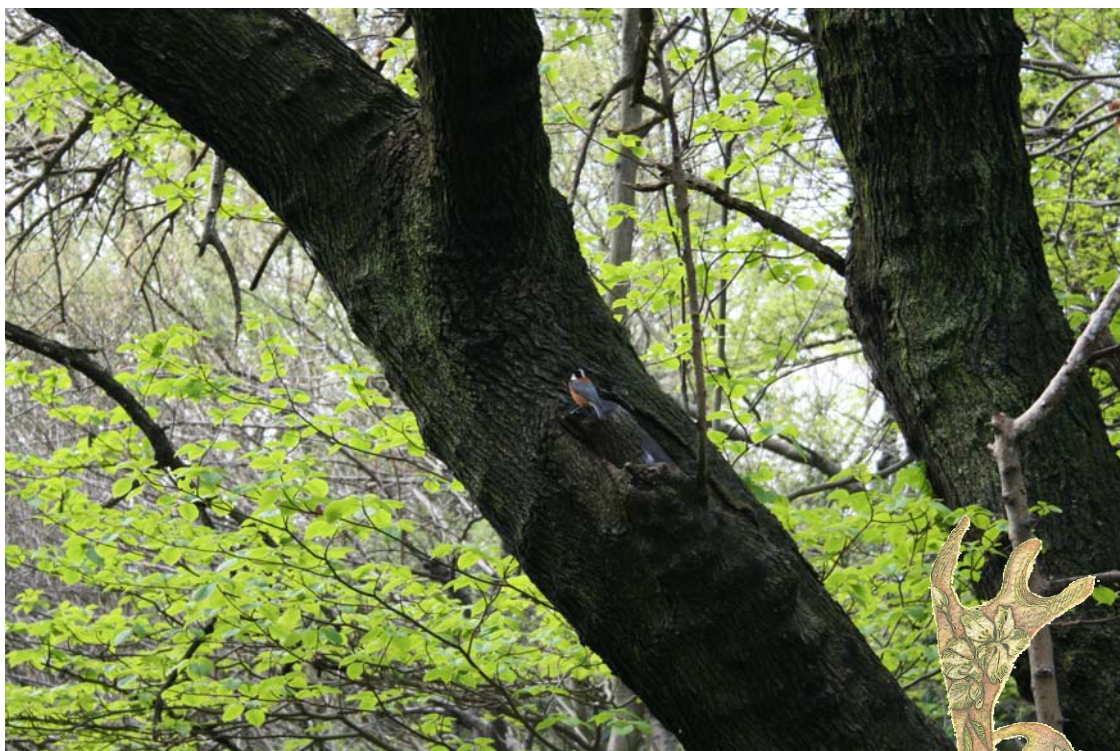


北本市環境基本計画

〈改訂版〉



緑豊かな自然と共生する
安全で健康な文化都市・北本

平成 20 年 3 月

北 本 市



はじめに

私たちのまち北本市には、武蔵野の面影を残す雑木林や屋敷林、大小の河川や田畑など豊かな自然が数多く残されています。こうしたなかで、長年にわたり緑に恵まれた自然環境と調和した人と環境にやさしいまちづくりを実践するために、「北本市環境基本条例」に基づき平成12年3月に「北本市環境基本計画」を策定し、「緑豊かな自然と共生する安全で健康な文化都市・北本」を望ましい環境像に掲げ、総合的、計画的な環境行政運営を進めてきました。

しかし、計画策定から7年が経過し、北本市を取り巻く環境問題も大きく変化してきましたので、これらに対応した柔軟かつ積極的な環境行政を推進するために環境基本計画を見直しました。

北本市の環境対策では、残されてきた緑の保全と創造をはじめ、大規模プロジェクトや開発事業における環境保全対策、循環型社会の構築に向けた廃棄物の発生抑制と適正処理、地球温暖化防止に向けた省資源・省エネルギー対策などが重要かつ喫緊な課題となっています。そして、これらの課題解決に向けては、市と市民、事業者、民間団体の皆様との協働による取り組みを進めていかなければなりません。

このため、新しい基本計画は、北本市環境基本条例の基本理念に基づき、今日まで培われてきた環境の保全と創造に対する取り組みを計画の重点施策と位置づけ、市の貴重な財産である緑豊かな自然環境を確実に将来へ伝えられるよう策定いたしました。

今後、この計画に掲げた施策を積極的に推進することで、北本市を取り巻く環境問題を克服し「緑豊かな自然と共生する安全で健康な文化都市・北本」の実現に向け努力していく所存でございますので、市民の皆様には、今後も引続き御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、アンケート調査等に御協力をいただき、貴重な御意見、御提言をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心に御審議いただきました環境審議会の委員の各位に心からお礼申し上げます。

平成20年3月

北本市長 石 津 賢 治

北本市環境基本計画

目 次

序章 環境基本計画の基本的事項

1	計画策定に当たっての基本的な考え	1
2	計画の役割	2
3	計画の期間	2
4	対象とする範囲	2
5	環境基本計画の位置づけ	3
6	計画の構成	4

第1章 北本市の環境課題

1	雑木林のあるまち・北本	5
	コラム1 北本の豊かな自然	11
	コラム2 北本の地形と景観	12
2	北本の環境と大規模プロジェクト・市街地整備計画	13
3	北本のごみ処理	15
	コラム3 化学物質による新たな環境問題と施策	19
4	地球環境問題とのかかわり	20
	コラム4 我が国の温室効果ガス排出量	23
5	環境基本計画の進捗状況	24
6	北本市民の環境意識	28

第2章 計画の目指すもの

1	望ましい環境像	33
2	長期的な目標	35
3	施策の体系と関連する章の構成	38

第3章 施策展開の方針

1	自然環境の保全と創造	40
2	自然性の高い水路や河川敷の保全と創造	44
3	豊かな農地の保全と創造	46
4	公園の整備	49
5	市街地や住宅敷地の緑化の推進	51
6	道路の緑化の推進	53
7	野生生物の保護	55
8	歴史的・文化的環境の保全と創造	57
9	豊かな都市景観の創造	59

10	空気の清浄さの維持	61
11	水の清浄さの維持	64
12	土壌汚染の防止	68
13	騒音・振動の防止	71
14	悪臭の防止	73
15	化学物質による汚染の防止	74
16	省資源・省エネルギーの推進	77
17	廃棄物の減量とリサイクルの推進	80
18	循環型ごみ処理方法の推進	83
19	地球環境問題への取り組み	86
20	環境教育・環境学習の振興	90
21	情報の提供	92
22	市・市民・事業者・民間団体の協働（パートナーシップ）	94
23	国・県や他の地方公共団体との連携	96
24	環境への事前配慮の推進	97
25	環境監査の普及	98

第4章 重点的取り組み 市民との協働による取り組みに向けて

1	雑木林の保全と創造 －雑木林の保全と創造－	100
2	大規模プロジェクトの実施に対する環境対策 －環境への事前配慮の推進－	102
3	ごみ処理問題の克服 －ごみゼロへ－	104
4	地球環境への配慮 －協働による地球温暖化対策の推進－	106

第5章 地域別環境配慮

1	中丸	110
2	中央地域	112
3	東地域	114
4	東間・深井	116
5	南部	118
6	本町西高尾	120
7	西部	122
8	公団地域	124

第6章 土地利用・開発事業等環境配慮基本指針

- 1 土地利用・開発事業等に係る環境配慮指針…………… 127
- 2 大規模プロジェクト・市街地整備計画に際しての環境配慮指針…………… 132

第7章 市・市民・事業者・民間団体の役割

- 1 市の役割…………… 135
- 2 市民の役割…………… 138
- 3 事業者の役割…………… 139
- 4 民間団体の役割…………… 140

第8章 計画の推進と進行管理の方法

- 1 推進方策…………… 141
- 2 進行管理の方法…………… 143

資料…………… [1]

- 資料1 北本市環境基本条例…………… [2]
- 資料2 北本市環境基本計画見直しについて（諮問）…………… [6]
- 資料3 北本市環境基本計画見直しについて（答申）…………… [7]
- 資料4 北本市環境基本計画改訂の経緯…………… [10]
- 資料5 北本市環境審議会委員名簿…………… [11]
- 資料6 環境基本計画改訂に寄せられた意見…………… [12]

参考…………… [15]

- 参考-1 環境の基準値…………… [16]
- 参考-2 環境基本計画見直しに係る市民意識調査（アンケート結果）…………… [19]
- 参考-3 ダイオキシンと外因性内分泌かく乱化学物質…………… [23]
- 参考-4 地球環境問題…………… [25]
- 参考-5 環境監査による運用…………… [28]
- 参考-6 用語集…………… [29]

序章 環境基本計画の基本的事項

環境基本計画は、北本市環境基本条例第 11 条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

1 計画策定に当たっての基本的な考え

北本市環境基本条例の前文は、今日の私たちの日常生活・経済活動と地球環境とのつながりにふれ、将来の世代へ良好な環境を継承していくとともに、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指していくことが環境の保全・創造の基本的な考えであることを、次のように述べています。

私たちは、豊かな自然の恵みのもとに、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、生活の便利さや物質的な豊かさを求めて様々な資源やエネルギーを大量に消費してきた社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超える規模となっており、その結果、人間をはじめとするすべての生物の生存基盤である限りある環境を、地球的規模で脅かすに至っている。

私たちが生活する北本市でも、かつては武蔵野の雑木林や荒川の清流など豊かな自然に恵まれていたが、都市化の進展等により、農地、雑木林、谷津など多くの自然環境が失われつつあり、都市・生活型公害が拡大するとともに、廃棄物などによる環境問題も深刻な状況になりつつある。また、そうした豊かな自然の中で形成された歴史的な景観も、いまでは少なくなっており、こうした傾向は、今後、更に加速されることが予想される。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を等しく享受する権利を有するとともに、将来の世代に継承すべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母体であり、太陽光、大気、水、土壌及び様々な野生生物との微妙な均衡と循環のもとに成り立っている。私たちは、この自然生態系の重要性を深く認識し、残されている健全で恵み豊かな自然環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる調和のとれた循環型社会の構築を目指していかなければならない。

市・市民・事業者・民間団体それぞれの主体が、環境基本計画を道しるべとして、環境の保全及び創造について連携して取り組み、持続的な発展が可能な社会の構築を目指して、まず、第一歩を踏み出すことが必要です。

2 計画の役割

環境基本計画は、北本市の環境行政の基本となるもので、次のような役割を果たすことができるように構成されています。

- (1) 環境の保全と創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱を明らかにします。
- (2) 北本市総合振興計画・北本市都市マスタープランなどの先行諸計画について、環境の保全と創造に関連する施策の整理・検討を行い、総合的・計画的な推進を図るために必要な事項を明らかにします。
- (3) 北本市環境基本条例で定められた、市・市民・事業者・民間団体それぞれの責務に関連する行動例などを明らかにします。
- (4) 環境の保全と創造に関連する諸施策の実施状況や到達水準を明らかにするなど環境基本計画の進行管理の体系を示します。

3 計画の期間

環境基本計画の計画期間は、平成 20 年（2008）度から平成 27 年（2015）度までの 8 年間とします。

4 対象とする範囲

環境基本計画の対象とする環境の範囲は、次のとおりです。

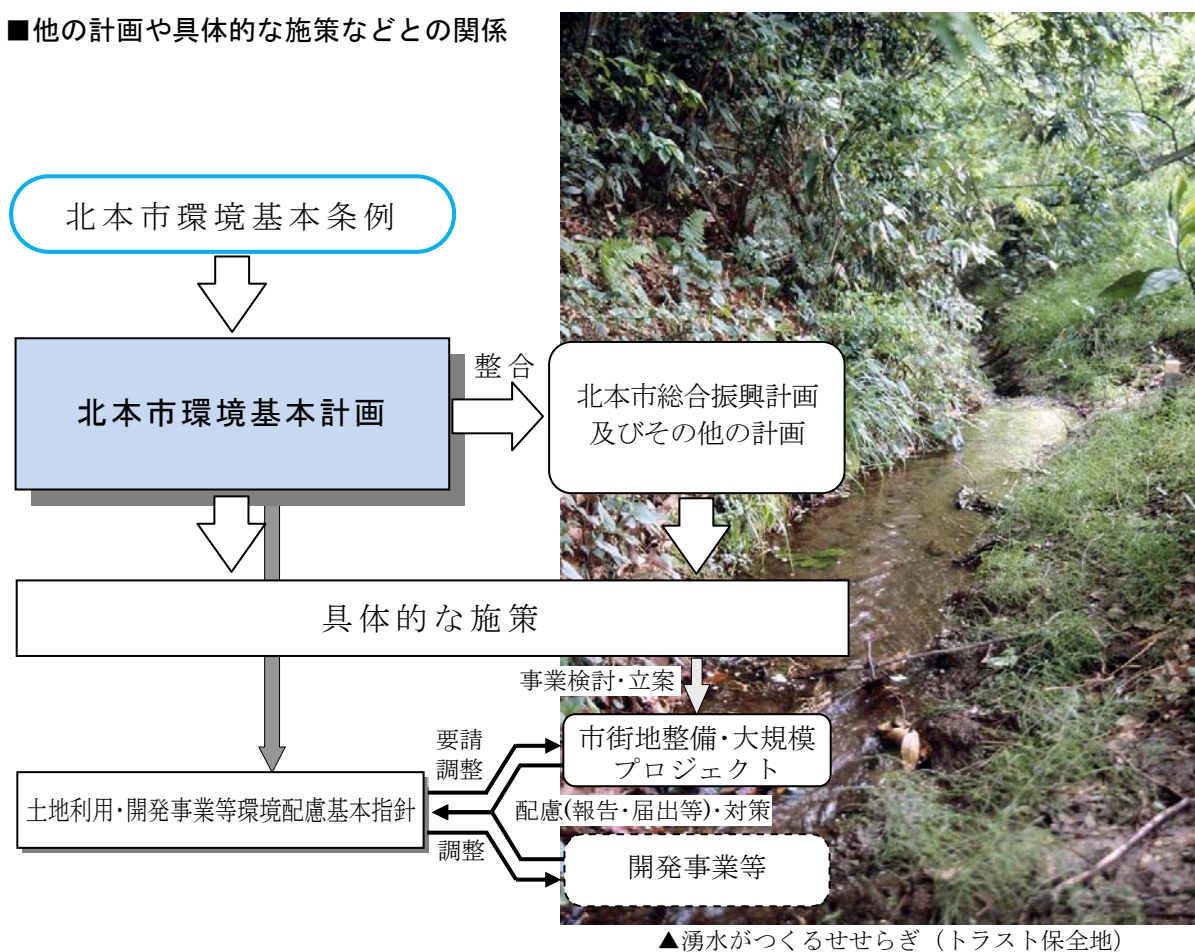
生活環境	大気汚染、水質汚濁（水底の底質の悪化を含む）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭、化学物質による汚染など
自然環境	動植物、生態系、自然との共生など
快適環境	景観、歴史的・文化的環境など
地球環境	地球温暖化、オゾン層破壊など
環境負荷・物質循環	廃棄物、省エネルギー、水循環、自然エネルギーの利用

5 環境基本計画の位置づけ

環境基本計画は、環境の保全と創造に関する最も基本となる計画です。一方、北本市のまちづくりを進めるために、北本市総合振興計画を中心に、北本市都市マスタープラン・北本市緑の基本計画をはじめとする基本構想や基本計画があります。これらの計画の見直しや策定をはじめ、市が行うすべての施策の策定や実施に当たっては、環境基本計画との整合を図ります。

また、北本市が実施する市街地整備や施設整備に際しては、計画策定等早期の段階から、本環境基本計画に掲げられる土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づいた環境配慮と対策の実施を図っていきます。また、国・県等が行う大規模プロジェクトに際しては、同基本指針に基づいた環境配慮と対策を要請していきます。開発等事業者には、同基本指針に基づく自主的な環境配慮と対応策の推進をお願いしていくものとします。

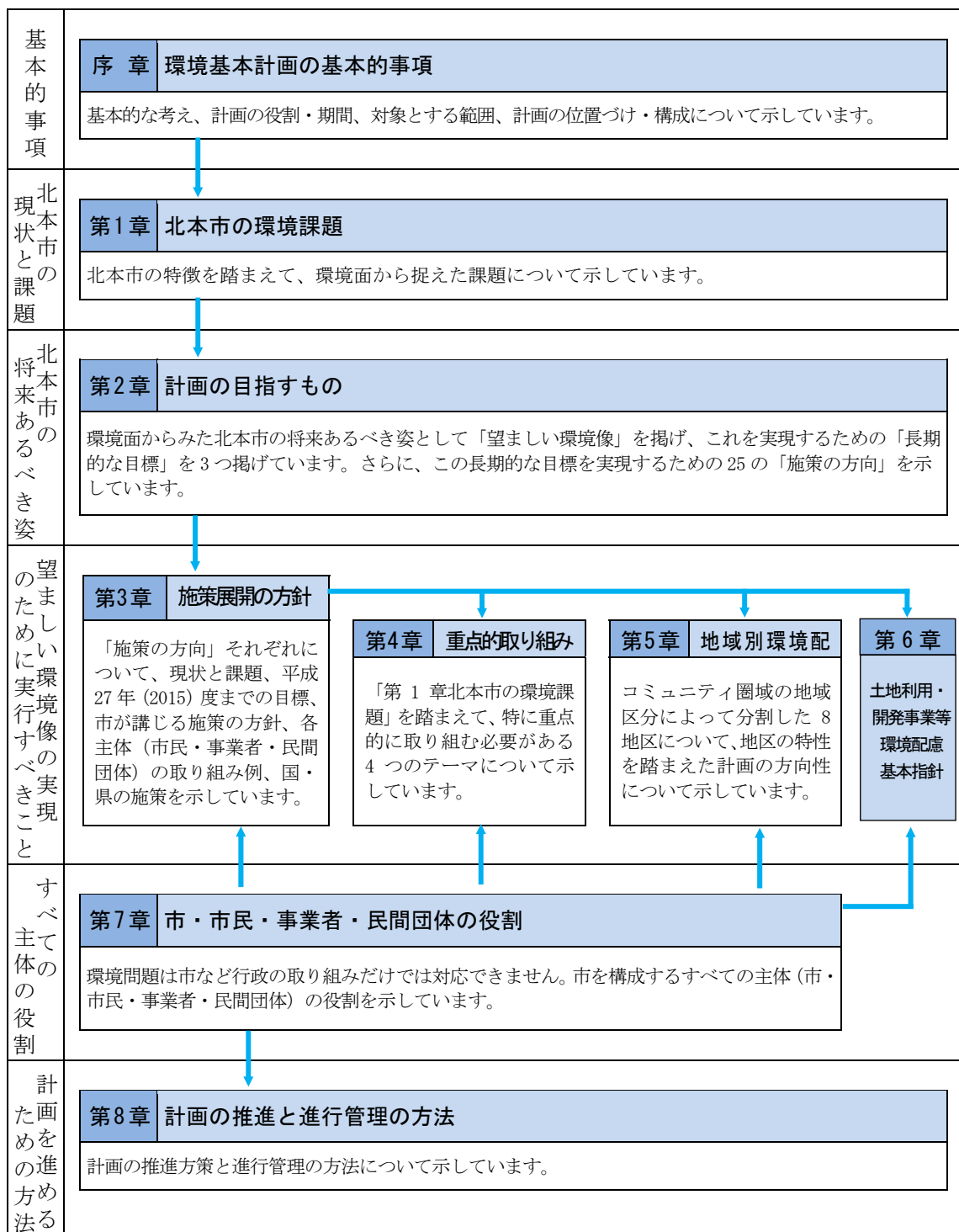
■他の計画や具体的な施策などとの関係



6 計画の構成

環境基本計画の構成は、次のとおりです。

■環境基本計画の構成



第 1 章 北本市の環境課題

1 雑木林のあるまち・北本

(1) 雑木林保全の必要性

北本市には身近な自然である雑木林が、市街地の中に点在しています。

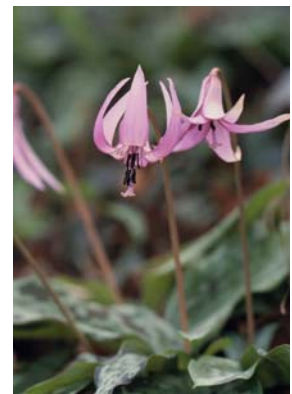
雑木林をはじめとする自然環境は、北本のまちなみを豊かにし、住む人や訪れる人々に精神的なやすらぎや快適感を与えています。また、雑木林の役割はそれだけではありません。

雑木林が持つ主な役割や効果として、このほかに次のようなものがあります。

- 多様な生物が生育・生息する場としての役割があります。
- 雑木林の土壌は水を蓄え、河川などへ流れ込む水の量を調節する機能や、水を浄化する機能があります。（水源かん養）
- 樹木の持つ蒸散作用によって大量の熱が吸収されて最高気温を低くし、温和な気象を作り出す働きがあり、近年問題となっている大都市域のヒートアイランド現象を緩和する役割があります。
- 落ち葉や下草などのたい肥材を生み出します。たい肥は有機農産物の生産に欠かせない有機肥料になります。
- 自然と触れ合うことで、自然の仕組みを理解し、自然を大切にする心をはぐくみます。
- 環境教育・環境学習やレクリエーションなどの場としての役割があります。
- 雑木林（山林）の植物や土壌は、二酸化炭素（CO₂）を吸収・固定するなど、地球温暖化防止の役割があります。
- 汚染物やチリ・ホコリを吸着する空気浄化作用があります。
- 騒音を吸収・軽減するとともに、騒音源を覆い隠す効果があります。

雑木林は、場所によっては人の手による維持管理が必要です。下草刈りや落ち葉かき、林の生長状況に応じた伐採など、適切な維持管理が行われている雑木林は、カタクリ・キンラン・ヤマユリやミドリシジミ類・クワガタ虫類・カブトムシなど雑木林に依存した野生生物が生育・生息する貴重な場となります。

また、雑木林の一面にやぶ（ブッシュ：低木の茂み）や常緑樹があれば、小鳥などの野生生物の隠れ場所や休息場所などに利用されて、多様な野生生物の生育・生息場所ともなります。しかし、あまり管理が行き届かない雑木林では林床にササ類が繁ってシラカシなどの常緑広葉林へと変化し、これらの野生生物の生育・生息環境を悪化させてしまいます。また、放置されている雑木林では不法投棄が多く、周辺住民からの苦情も発生しています。



▲カタクリ

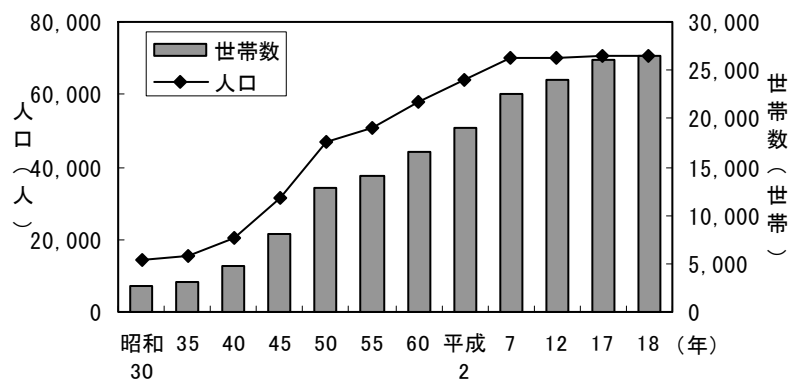
(2) 雑木林をめぐる動き

かつて雑木林は、まきや炭、たい肥の材料を採取する場として、伐採と再生を繰り返しながら大切に維持管理されていました。雑木林は生活や農業と密接に関連し、郷土の林として人々に親しまれていたのです。雑木林は、まさに人と自然が共生をする中心的な空間でした。

しかし、高度経済成長時に、ガス・石油などの新しいエネルギーへの転換や化学肥料の利用が進んだため、雑木林はそれまでの役割を失って、放置されてしまいました。この結果、雑木林には下草が生い茂り、ごみが不法に捨てられるなど荒廃しました。

首都圏の通勤圏に位置する北本市は、昭和 30 年代から都市化が著しく進展し、人口は増加の一途をたどりました。人口が増大して宅地の需要が増加すると、雑木林は宅地開発の対象となり、林の分断や消失が急速に進みました。

■北本市の人口、世帯数の推移



出典)「北本の統計 平成 18 年版」

注) 昭和 35 年以前は国勢調査、昭和 40 年以降は北本市住民基本台帳による (いずれも各年 10 月 1 日現在)。

その後、都市の居住環境として“みどりの豊かさ”などの快適性が重視されるようになり、雑木林は、都会のオアシスとして、新たな市民権を得ました。北本市は、昭和 54 年からの北本市総合振興計画と緑の基本計画に基づく長期的な視点から、緑化の推進や保全すべき樹林地の指定を行いました。平成 4 年には、JR 高崎線沿線に残る雑木林の一部を北本中央緑地として都市計画決定し、整備が行われています。

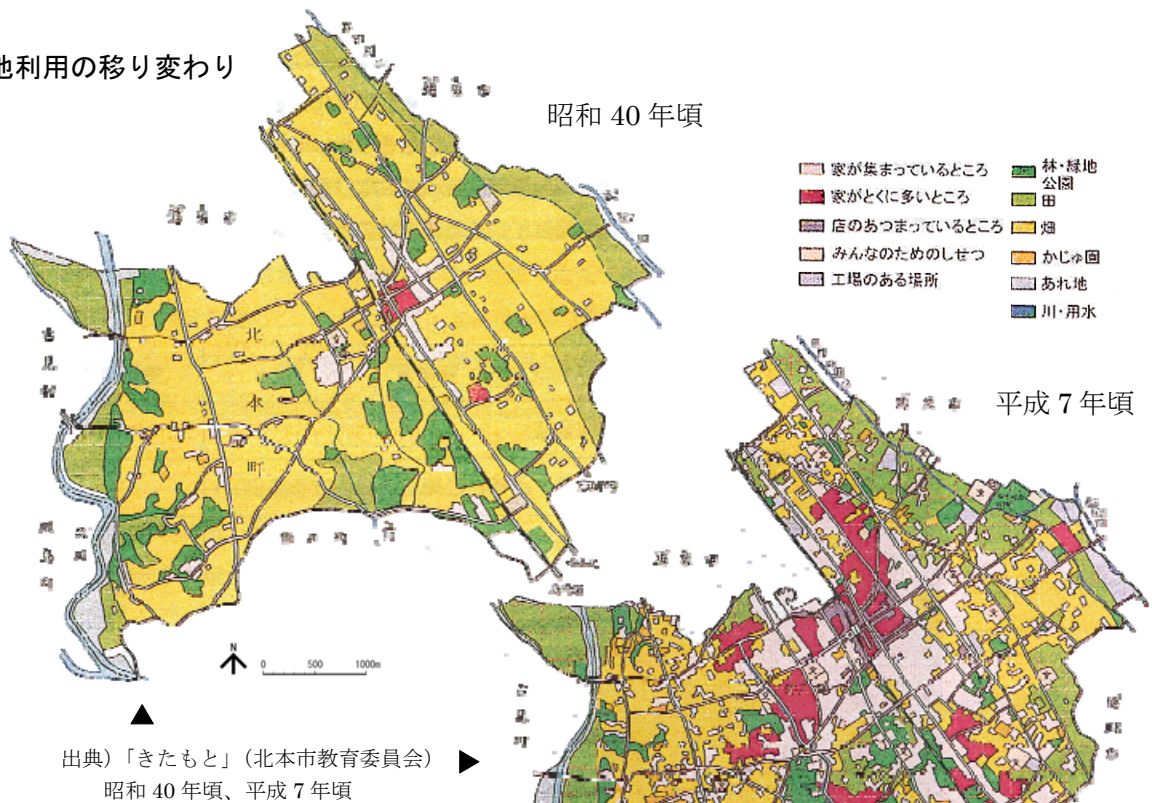
また、北本の里山を代表する「高尾宮岡ふるさとの緑の景観地」が、「さいたま緑のトラスト保全第 8 号地」に選定され、その用地取得のため平成 18 年に「北本ふるさと緑の市民債」を発行しました。発行総額の約 7 倍近い応募があり、ふるさとの緑を守るという市民の関心の高さと強い意識が示されました。

しかし、雑木林のほとんどは民有地であり、相続税の納付が負担となって売却されたり、宅地として開発されるなど、北本の雑木林は急速に減少しているのが実状です。

あわせて、市街化区域内にまとりある雑木林や農地が残されてきた「暫定逆線引き地区」の解消に向けた調整が平成 19 年から進められてきており、今後、大半は市街化区域に編入され、都市整備が進められていくことが見込まれています。

このため、市街地内に残されてきた雑木林などの緑が大きく減少していくことが考えられ、今後、その適切な保全と活用に向けた市民・事業者・行政の協力が、一層重要になっています。

■土地利用の移り変わり



(3) 行政・民間団体の取り組み

北本市では、昭和 54 年に北本市総合振興計画を策定して以来、一貫して「緑にかこまれた健康な文化都市」を市の将来都市像に掲げ、新しい文化を創造し、健康で幸せな生活が営まれるまちを、豊かな緑の中に創り上げることを目指してきました。

これを受けて、北本市の緑地保全施策は重点的な取り組みがなされ、下表に示す保護・保全地区などの指定や、借地公園などによる雑木林の保全が進められています。

■北本市の緑地等保護・保全地区

保護・保全地区(法・条例等)	地区数・本数等
緑地保全地区 石戸緑地保全地域(5.10ha) 都市緑地保全法;昭和 48 年 9 月制定、平成 16 年 6 月「都市緑地法」に改称	1 箇所
ふるさと緑の景観地 高尾宮岡ふるさとの緑の景観地;平成 14 年 3 月 29 日指定 埼玉県・ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例;昭和 54 年 3 月制定	1 箇所
保護樹木 北本市・緑化推進要綱;平成 54 年 1 月制定	56 本 (奨励樹木は 45 本)
保護地区 平成 18 年度現在;西後保護地区(1.05ha)、高尾阿弥陀堂保護地区(0.35ha) 北本市・緑化推進要綱;平成 54 年 1 月制定	2 箇所



▲西後保護地区



▲高尾宮岡ふるさとの緑の景観地（トラスト地）

北本市の西部、荒川の東側に位置し、大宮台地の浸食により形成された谷津（やち）と、それを取り囲む斜面林からなる里山景観が残され、「高尾宮岡ふるさとの緑の景観地」に指定されています。クヌギ・コナラを中心とした斜面林、湧水や湿地性草原、希少種など多くの動植物が生育・生息しています。

この「高尾宮岡ふるさと緑の景観地」は、埼玉県が平成 17 年度に行いました県民投票で、市民の人口を上回る 77,659 票を獲得し、さいたま緑のトラスト保全第 8 号地に選ばれました。この決定を受け、市及び県では保全区域の用地取得を進めてきています。

市では「高尾宮岡ふるさとの緑の景観地」の用地取得のため「北本ふるさと緑の市民債」を発行しました。発行総額 5,000 万円に対して総額 3 億 3,560 万円と約 7 倍近い応募があり、市民のふるさとの緑を貴重な財産として守るという強い意識が示されました。

市では、この「高尾宮岡ふるさとの緑の景観地」を保全し、貴重な谷津の自然を将来へ伝えるため、「高尾宮岡ふるさとのみどりのトラスト基金」を創設しました。この基金は、市民等から寄せられた寄付金に、市がこれと同額程度を上乗せする「マッチングギフト制度」を導入し、当地区の環境保全事業や啓発活動を進めていくことにしています。

また、民間団体である「北本雑木林の会」による緑地（雑木林）の管理、民間団体・行政によるイベントの開催で市民に雑木林にふれあう機会を提供するなどの取り組みが進められています。雑木林の保全活動へ、地元企業や学校による管理作業のボランティアへの協力が得られているなど、都市における雑木林の保全と活用への新たな取り組みがなされてきています。

平成 15 年に、地方自治法の一部改正により指定管理者制度が導入され、NPO 法人や市民団体、民間事業者等が地方公共団体の設置する公の施設の管理運営を行うことが可能となりました。北本市では、北本中央緑地や野外活動センター、都市公園などで導入され、「北本雑木林の会」が中央緑地の管理や雑木林を活用した様々な取り組みを進めています。

埼玉県では、県内の平野部に残る雑木林（平地林）の保全を推進する「平地林パートナーシップ推進事業」を進め、平成 17 年 10 月から「市民管理協定制」を創設して、地域ぐるみで緑地を保全していけるよう土地所有者、市町村、市民団体の 3 者が協働して緑地を保全していくことにしました。公有地化や地域指定制度といったこれまで行政が行ってきた保全施策とは異なる手法として、行政・地域住民・企業などのパートナーシップによって保全を進めていくものとして、期待されています。

◇「北本雑木林の会」

北本雑木林の会は、北本の市街化区域に残された身近な緑である雑木林の保護・保全を目的とした、有志の市民の集まりです。

雑木林の持ち主の理解・協力を得て、下草刈りや枯木の撤去など必要な管理作業と清掃を行って雑木林をきれいにし、市民が雑木林に親しみやすくしています。また、たい肥作りに必要な落ち葉かきをして農作業にも協力しています。さらに、「雑木林に親しむつどい」（財団法人北本市公園緑地公社・中丸一丁目自治会と共催）や雑木林コンサートを開催するなど、雑木林の保護・保全への市民の理解と参加を呼びかけています。

（ホームページは、
<http://www2.tba.t-com.ne.jp/zoukibayashi/>）



▲パートナーシップによる雑木林管理作業

(4) 今後の課題

雑木林のほとんどは民有地なので、相続時に売却されるなどして雑木林が消失していく可能性があります。また、市街地整備によっても雑木林の消失を伴う場合があるので、貴重な緑として適切な保護・保全を図っていく必要があります。

また、雑木林を長期的に保全するためには、林の生長状況に応じた伐採や下草刈り、落ち葉かきなどを行うとともに適切な維持管理が必要です。また、ごみなどの不法投棄による景観や美観上の問題への対応も急務です。

現在でも市民が雑木林に親しむイベントを開催するなど、雑木林の保全への理解と関心を高める活動が行われていますが、今後も体系的な雑木林保全のための体制を検討していく必要があります。

こうした北本市の自然環境や居住環境を代表する雑木林や屋敷林の保全、維持管理をはじめ、貴重な財産として将来に引き継いでいくためには、市民・企業及び行政が協働して、知恵や工夫していくことが急務となっています。

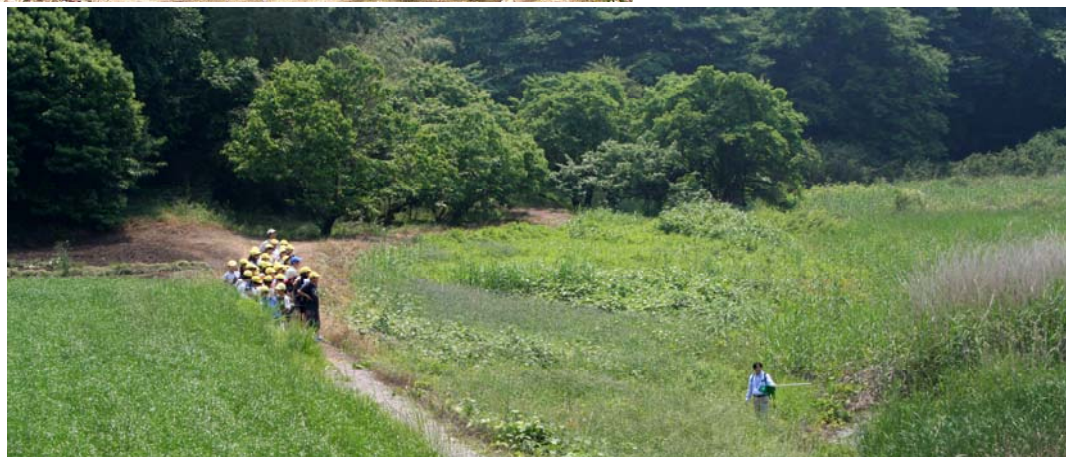
そのため、環境教育・環境学習など雑木林に対する理解の向上と啓発を図っていくとともに、市民緑地制度や市民管理協定制度の積極的な活用、「高尾宮岡ふるさと緑の景観地」で示された市民の力を生かしていくなど、総合的な視点に立った取り組みを実施していく必要があります。



▲ 雑木林の風景

◀ 雑木林学習

▼ トラスト地での自然と歴史を学ぶ

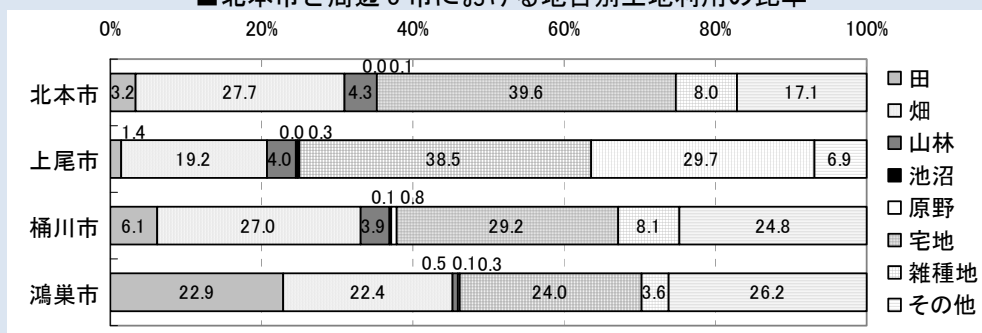


コラム 1 北本の豊かな自然

北本市には、雑木林や屋敷林、西部の谷津や荒川河川敷など、かつての武蔵野の面影のある自然が多く残っています。

上尾市・鴻巣市・桶川市の周辺3市と土地利用の比率を比較すると、宅地の占める割合が高くなっています。それにもかかわらず、みどりの多いまちとして感じられるのは、市街地の中に雑木林があり、農地と屋敷林のおりなす景観とともに、身近な自然として親しまれていること、さまざまな生き物をはぐくむ質の高い自然が残されていることなどによるものといえます。

■北本市と周辺3市における地目別土地利用の比率



	田	畑	山林	池沼	原野	宅地	雑種地	その他	合計
北本市	63.9	549.2	85.4	0.0	1.5	784.8	159.3	339.9	1984.0
上尾市	64.2	874.4	183.9	1.4	12.3	1755.8	1350.9	312.2	4555.0
桶川市	154.7	682.3	97.3	1.8	19.5	737.7	205.8	626.8	2526.0
鴻巣市	822.0	803.5	18.7	4.2	11.3	861.4	127.5	938.5	3587.0

(単位：ha)

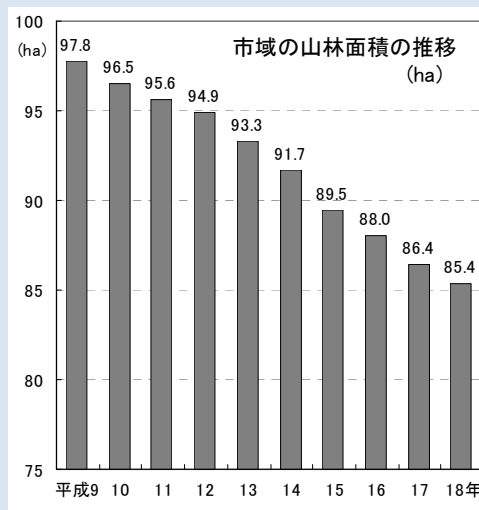
出典) 北本市「北本の統計 平成18年版」、北本市以外「埼玉県統計年鑑(平成18年)」

特に石戸宿・荒井にある北本自然観察公園は、県内の環境団体の提案をきっかけに誕生した里山の景観が33ha以上残されている自然生態観察公園で、隣接して国土交通省によって整備された荒川ビオトープと合わせて、県内平野部有数の自然の拠点となっています。また、公園内にある埼玉県自然学習センターは、北本市はもとより、埼玉県の自然保護普及啓発の中心的施設となっています。

自然の豊かさは、そこにどんな野生生物が生息しているかが指標となります。猛禽(もうきん)類のオオタカは、生態系ピラミッドの頂点に位置し、多くの餌生物を必要としますが、「オオタカとの共生を目指して

一埼玉県オオタカ等保護指針」(埼玉県、平成11年)によれば、市域にオオタカが営巣していると報告されており、北本市の自然環境のすばらしさを物語っています。

この身近で貴重な自然を大切にはぐくむとともに、野生生物の生息環境に配慮した自然環境の保全と創造に努めて、将来の世代へ引き継いでいくことが大切です。



出典) 北本市「北本の統計 平成18年版」他

北本市は、市域の大部分が大宮台地上にあり、東部の一部分が赤堀川流域の低地に、西部の一部分が荒川流域の低地に位置します。西部の台地と低地の境界は、高尾・荒井・石戸宿の西側に沿って最高 15m のがけとなって、荒川低地に落ち込んでいます。一方、東部では大宮台地が次第に低くなっていき、深井・宮内・古市場付近で沖積低地に埋没しており、台地と低地の境がはっきりしないのが特徴です。

西部の高尾・荒井・石戸宿付近には、「谷津」と呼ばれる地形があり、北本市を代表する景観を生み出しています。谷津は、台地に刻まれた谷（開析谷）の斜面や谷底からわき出る地下水（湧水）によって作られた低湿地です。

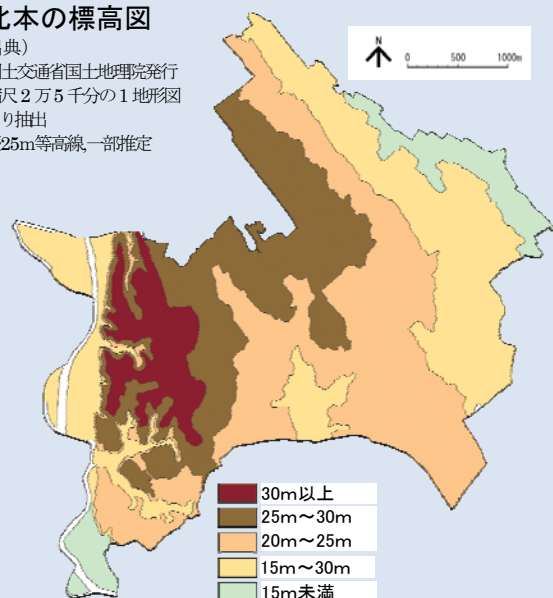
石戸宿（北本自然観察公園内）、高尾、北袋の谷津には、谷の陸地部分から谷底にかけて、水辺林にはじまり湿地や水面・水中に生育する植物にいたるまで、性質の異なるいくつかの環境が移り変わっていく、遷移帯（エコトーン）と呼ばれる箇所が見られます。ここでは、様々な環境条件が備わっているため、多様性に富んだ生物が生育・生息する貴重な自然環境が残されています。

このように北本市の西部地域には、地形的な特色を反映した里地の景観が形成されていることから、埼玉県「ふるさと埼玉の緑を守る条例」に基づき、埼玉らしさを感じさせる樹林地を中心とするすぐれた風景を形成している地域として「高尾宮岡ふるさと緑の景観地」が指定されています。また、市域には「石戸蒲（かば）ザクラ」をはじめとし、数多くの文化財や史跡、古道にまつわる道標、神社、仏閣などが歴史的景観を創り出し、農地に点在する屋敷林も北本らしさを醸し出しています。

市街地においては、自然景観や歴史的な景観との調和に配慮した、良好な都市景観の保全と形成が望まれています。

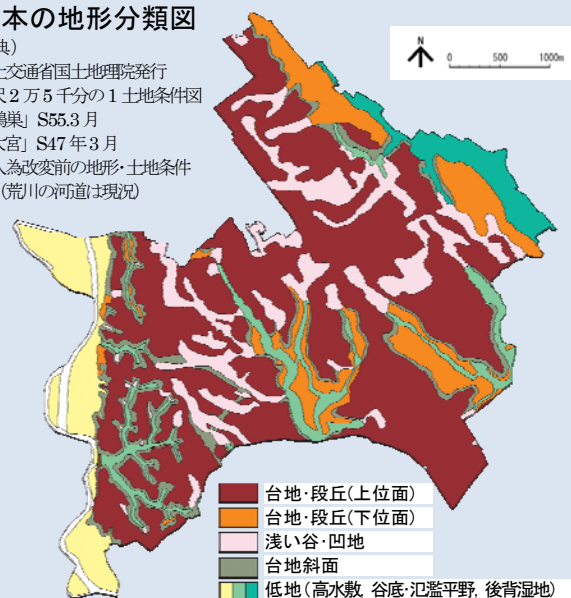
北本の標高図

出典)
国土交通省国土地理院発行
縮尺 2 万 5 千分の 1 地形図
より抽出
※25m 等高線、一部推定



北本の地形分類図

出典)
国土交通省国土地理院発行
縮尺 2 万 5 千分の 1 土地条件図
「鴻巣」 S55.3 月
「大宮」 S47 年 3 月
※人為改変前の地形・土地条件
(荒川の河道は現況)



2 北本の環境と大規模プロジェクト・市街地整備計画

北本市には、首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）及び高速埼玉中央道路・上尾バイパス（以下「上尾道路」という。）の整備、JR 高崎線の新駅構想といった大規模な事業が予定され、これらの整備は周辺での新規開発や土地利用の転換を促進させることから、今後、北本市の環境に少なからず影響を及ぼすことになります（圏央道・上尾道路・高崎線新駅の3つを、以下「大規模プロジェクト」という。）。

このほか、市が行う事業としては、土地区画整理事業や暫定逆線引き地区の市街化区域編入などの市街地整備計画をはじめ、道路や河川の整備といった都市整備事業などがあります。

大規模プロジェクトや市街地整備計画、都市整備事業などの公共事業の実施に当たっては、工事や利用による環境への直接的な影響を最低限に抑えるのはもちろん、事業に伴う周辺の開発や土地利用の転換など、副次的な要因による環境への影響についても考えていかなければなりません。

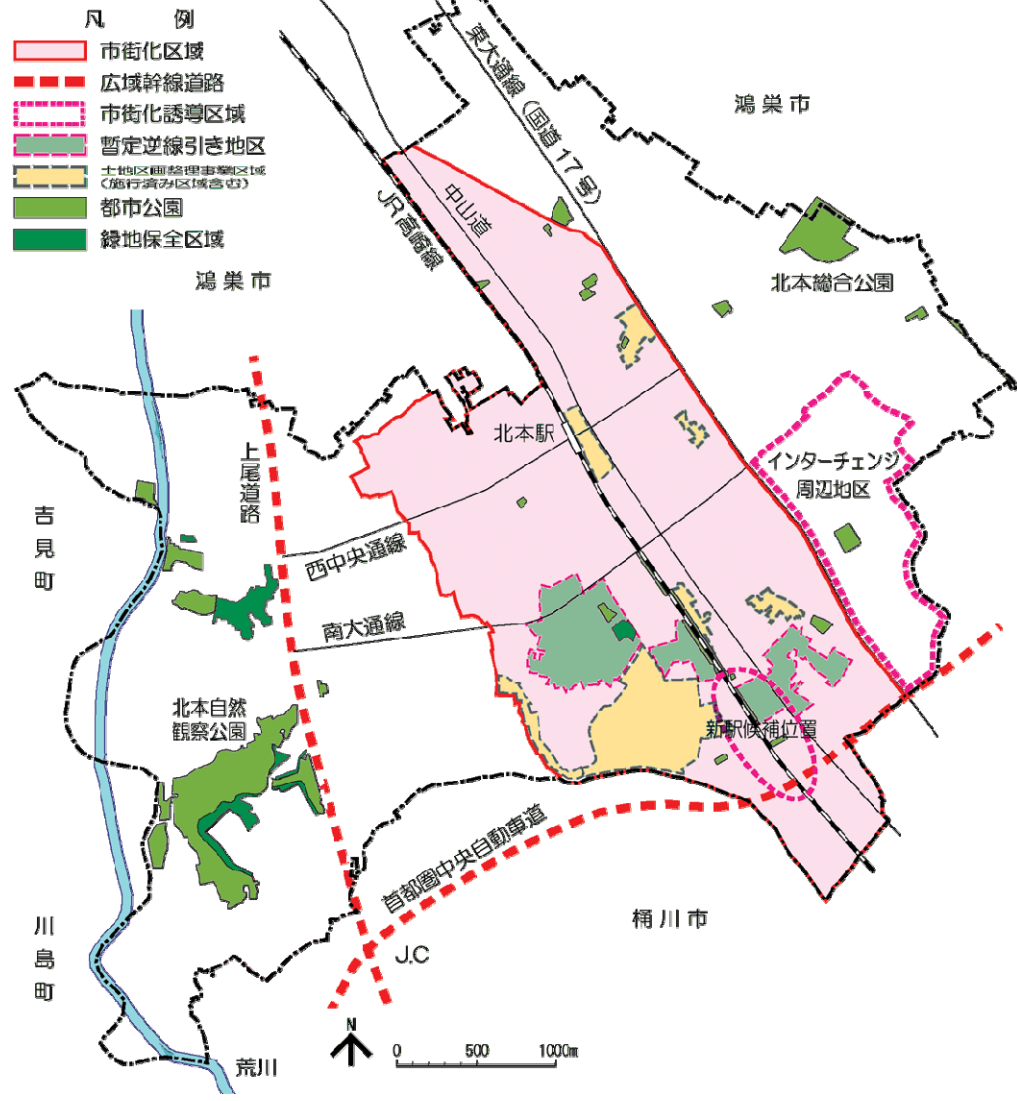
北本市の貴重な資産である緑と調和したまちづくりを推進していくためには、商業・業務地、工業地、農地、公園・緑地などを計画的に配置して適正な土地利用を誘導することによって、良好な住環境の保持や周辺環境への影響の緩和、自然環境の保全に十分な取り組みを行う必要があります。

また、埼玉県が進めるまちづくりや環境整備、環境保全事業などのうち、北本市の特性に対応した事業を積極的に導入・連携し、市民・企業・行政との協働による取り組みを進めていく必要があります。

参考：埼玉県が進める環境の保全や創造に関する事業（例）

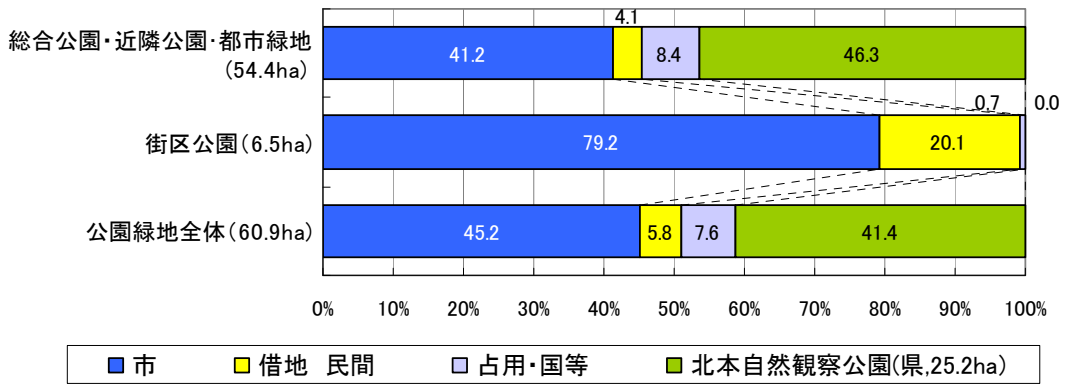
- みどりと川の再生（「彩の国」は「^{かわ}河川の国」）
 - ・埼玉県『都市の緑』推進事業
 - ・よみがえれ！豊かな川づくり事業
 - ・彩の国ふるさとの川再生事業
- 田園都市産業ゾーン基本方針に係る先導モデル地区の応募
- その他

北本の都市計画と大規模プロジェクト



出典) 北本都市計画図 (北本市、平成 17 年)、他

公園緑地等の所有面積割合 (平成18年度末)



出典) 公園緑地関係資料より (北本市、平成 18 年)

3 北本のごみ処理

経済発展によって、大量生産・大量消費・大量廃棄の生活様式が定着し、ごみの排出量の増加やごみ質の多様化を招いた結果、処理費用の増大や適正処理困難物*の混入、ごみの焼却処理に際して、燃焼条件によっては有害なダイオキシンが発生するなどの問題が深刻な社会問題になりました。

平成3年（1991）に廃棄物処理法の改正と資源有効利用促進法が制定され、その後、容器包装リサイクル法（平成7年（1995）、平成18年改正）や家電リサイクル法（平成10年（1998））、建設リサイクル法（平成12年（2000））及び食品リサイクル法（平成12年、平成19年改正）、自動車リサイクル法（平成14年（2002）、平成17年1月施行）が制定・施行され、循環型社会の形成に向けた資源のリサイクル対策が強化されてきました。

また、ダイオキシン特別措置法（平成11年（1999））、フロン回収破壊法（平成13年（2001）、平成19年改正）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物特別措置法（平成16年（2004））が制定され、廃棄物や廃棄物処理に伴う有害物質対策も進められてきています。

こうした取り組みの適正な推進と合わせて、一層のごみ減量に向けたごみの発生抑制対策、不法投棄対策、処理施設の機能充実、焼却灰や燃やせないごみなどの埋め立て用地の確保、有害物質などの問題も残されています。

*適正処理困難物

粗大ごみの中には、非常に大型で重いため他の廃棄物と一緒に収集することが困難であるもの、非常に固い部品が含まれているため粗大ごみ処理施設での破碎が困難であるもの、PCBを含む部品を使用する廃家電製品や、オゾン層を破壊するとされるフロンを使用している冷蔵庫など、そのままでは中間処理（焼却、破碎・選別処理）や埋め立て処分することが困難な廃棄物を指します。

平成3年（1991）の廃棄物処理法の改正により、適正処理困難物（指定一般廃棄物）としてタイヤ・スプリング入りマットレス・テレビ（25インチ以上）・冷蔵庫（250リットル以上）が指定され、これらは製造・販売業者などの協力を求めることができることになりました。

家電製品は、これに該当するものが多く、また、金属、ガラスなどの有用な資源が多く含まれるものの、市町村による処理・リサイクルが困難で大部分が埋め立てられてきました。

このため、平成10年6月に特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が制定され、家庭用エアコン、ブラウン管テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫及び電気洗濯機の家電4品目について、小売業者による引取り及び製造業者等（製造業者、輸入業者）による再商品化等（リサイクル）が義務付けられ、消費者（排出者）には、家電4品目を廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことなどをそれぞれの役割分担として定めています。また、製造業者等は引き取った廃家電製品の再商品化等（リサイクル）を行う場合、定められているリサイクル率（50～60％）の達成と、家庭用エアコンと電気冷蔵庫・電気冷凍庫に含まれるフロンの回収が義務づけられました。

廃棄物のなかで、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康や生活環境に被害を生じるおそれがあるものを「特別管理一般廃棄物」「特別管理産業廃棄物」と分類し、収集から処分まで全ての過程において厳重に管理することとされています。

本市のごみ処理では、廃乾電池・廃食用油・牛乳パックは、リサイクルされ乾電池・道路のライン・トイレトペーパー他に利用されているほか、アルミ類・鉄類・ガラス類・ペットボトル・紙類・布類・廃蛍光灯類は資源回収されリサイクルされています。また、プラスチック容器包装類は県外民間施設にて選別・減容したのちリサイクルされ、その際に生じた不燃物残渣は県外民間施設にて熱処理（サーマルリサイクル）して焼却灰を埋め立てしています。

燃やせるごみについては、市外にある埼玉中部環境センター（吉見町）で焼却処理され、その焼却灰はセメントにリサイクルされています。燃やせないごみは、県内の民間施設にて分別・減容されたのち、アルミ類・鉄類・ガラス類はリサイクルされ、塩化ビニール・プラスチックくずは県外民間施設でサーマルリサイクルされ、焼却灰はセメントに活用されています。

粗大ごみは埼玉県中部環境センターにて燃やせるごみと金属類・ガラス類に分けられたのち、金属類・ガラス類はリサイクルされ、燃やせるごみは同センターで焼却し、焼却灰はセメントに使われています。

ごみ処理量は、平成 6～8 年度のほぼ横ばい状況を除くと、平成 14 年度まで一貫して増加してきましたが、平成 15 年度以降減少してきています。

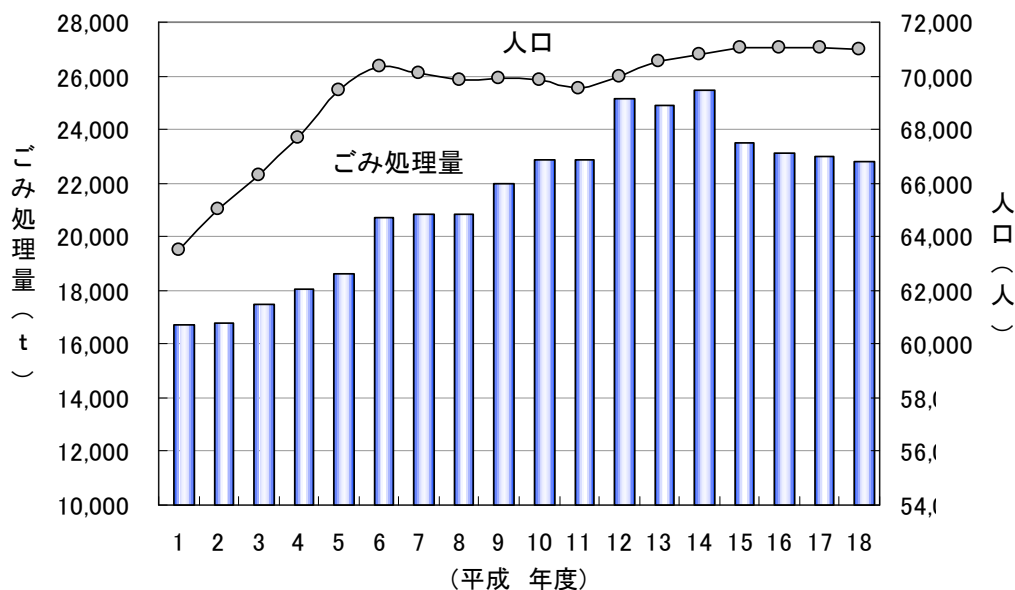
市民一人当たりで見ると、平成元年度 263.7kg/人・年（1 日 1 人当たり 722.5g/人・日）、平成 7 年度 296.8kg/人・年（1 日 1 人当たり 813.2g/人・日）、平成 14 年度 360.1kg/人・年（1 日 1 人当たり 986.6g/人・日）と増加していましたが、平成 17 年度 323.5kg/人・年（1 日 1 人当たり 886.3g/人・日）と平成 14 年度に比べ 1 日 1 人当たり約 11%減少しています。

以上のことから、市民一人ひとりの心がけによって、ごみの発生量を抑えるとともに、収集の際には分別を徹底して、ごみの減量化と資源の有効利用を推進することが必要です。



▲資源回収（ごみステーション）

■ごみ処理量と人口の推移

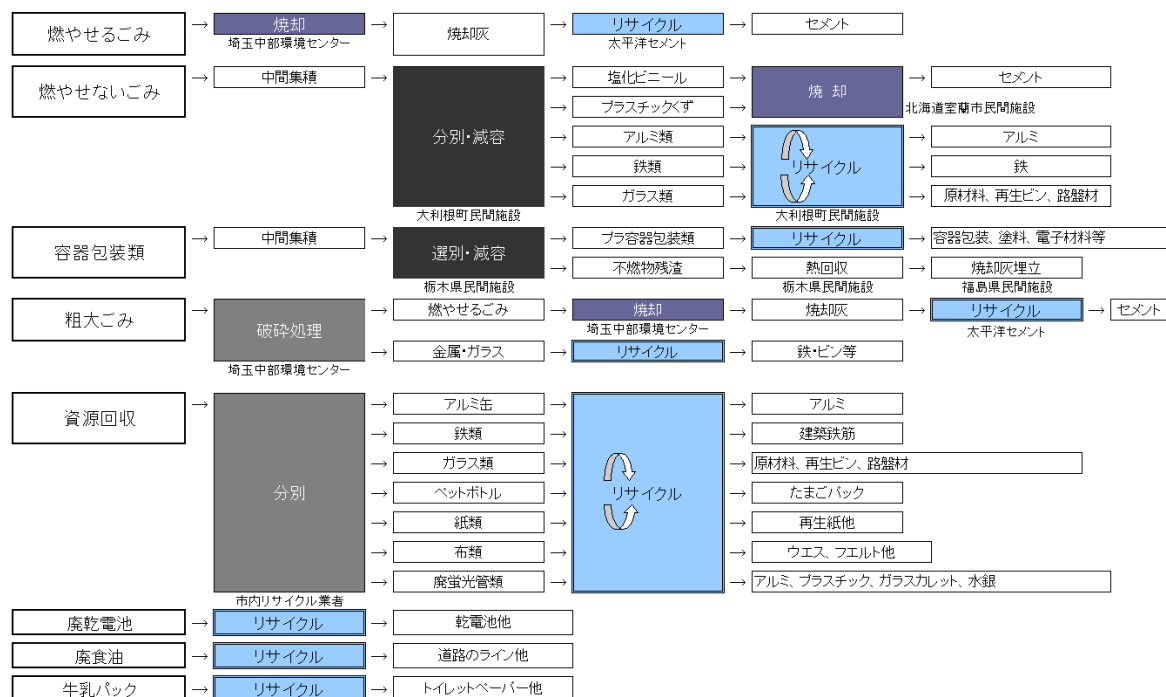


年度	H1 年度	H2 年度	H3 年度	H4 年度	H5 年度	H6 年度	H7 年度	H8 年度	H9 年度
ごみ処理量(t)	16,744	16,793	17,499	18,026	18,635	20,716	20,811	20,845	21,993
人 口 (人)	63,507	65,017	66,304	67,721	69,470	70,367	70,127	69,814	69,885

年度	H10 年度	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度
ごみ処理量(t)	22,849	22,860	25,138	24,892	25,481	23,474	23,112	22,991	22,804
人 口 (人)	69,845	69,513	69,961	70,557	70,769	71,050	71,076	71,078	71,000

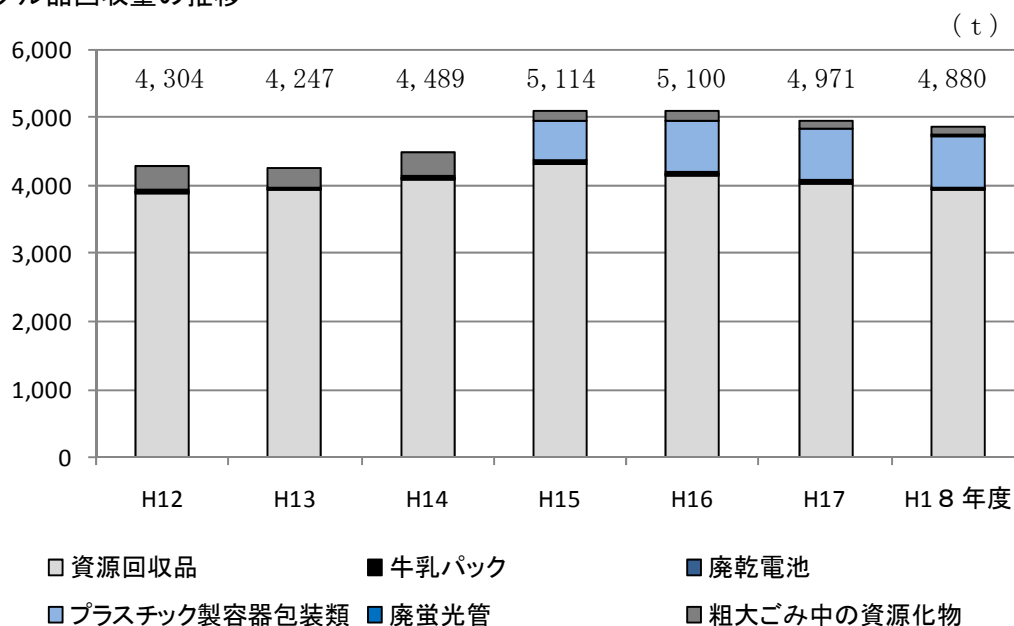
出典)「北本市環境基本計画年次報告書 平成 19 年度版」及び環境課資料より

■北本市ごみ処理の流れ（ごみのゆくえ）



H19 年度北本市環境課より

■リサイクル品回収量の推移



※容器包装リサイクル法(H7年制定、H12年施行)に基づき、市では平成15年度よりペットボトルを除くプラスチック製容器包装類の分別回収を実施しています。

単位: t

リサイクル品	年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
資源回収品		3,905	3,948	4,104	4,329	4,172	4,036	3,949
牛乳パック		14	15	15	14	14	15	10
廃乾電池		20	20	21	21	20	22	17
プラスチック製容器包装類		-	-	-	584	737	762	775
廃蛍光管		-	-	-	-	-	-	6
粗大ごみ中の資源化物		365	264	349	166	157	136	123
計		4,304	4,247	4,489	5,114	5,100	4,971	4,880

出典)「北本市環境基本計画年次報告書 平成19年度版」

◇北本市ごみ減量等推進市民会議の活動

市民会議は、ごみ排出量の急増に対し、排出抑制や再資源化の推進の検討を行った「北本市廃棄物減量等推進審議会」の答申に基づき、平成7年に発足したもので、市民総参加によって、ごみの減量化や再資源化の促進、市民のごみに対する意識改革推進の運動を進めています。

市民会議はすべて市内に住むボランティアによって組織運営されており、総務広報委員会・減量専門委員会・リサイクル委員会・農園管理委員会・IT委員会の5つの専門委員会と、市内111の自治会から選出されたごみ減量推進員の計636名から構成されています。

毎年、春に行われるごみ減量研修会と秋に開催されるごみ減量推進市民大会のほか、ごみ処理施設見学会やフリーマーケットなどを開催し、多くの市民が参加しています。

(減量委員会のホームページは、<http://530kitamoto.com/>)

私たちの暮らしは、多くの種類の化学物質をさまざまな用途に使うことによって成り立っています。化学物質は、工業原料として用いられているほか、合成洗剤・農薬・塗料・化粧品・医薬品といった製品の製造などに用いられ、その種類は数万種類にも及んでいます。

除草剤や殺虫剤などの農薬によって、農作業の軽減と収穫量の安定をもたらしているのははじめ、私たちの身のまわりにも、プラスチック容器、食品用ラップ、飲料水のペットボトル、ポリエチレンの袋（いわゆるビニール袋）、塩化ビニール製のシートなど、化学物質を用いた製品が多量に用いられて、生活を便利で快適なものにしています。

しかし、多量に使用されている化学物質は、製造・使用・廃棄の過程で、環境中に排出されて拡散・蓄積し、また環境中で意図せず生成されるものなど、人や生物の健康や環境の汚染などに影響をもたらす場合があります。その一例として、古くはDDTやBHCなどの農薬や、電気製品に用いられていたPCB、最近ではダイオキシン*や外因性内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）などがあります。【参考】ダイオキシンと外因性内分泌かく乱物質の詳細は、参考-3に示します。

***ダイオキシン問題**

10年ほどに大きな環境問題となりました。わが国におけるダイオキシンの排出量の9割以上が、廃棄物焼却施設から排出されていましたが、平成11年のダイオキシン類対策特別措置法等の関係法令が整備され、焼却施設の改善、小型焼却炉の廃止等の対策が進められた結果、平成9年当時に比べ排出量が9割削減されています。県の大気環境測定地点では、環境基準を100%達成しています。

このように化学物質には、人や生物に有害なものや適正に使用している範囲では影響がないものがあります。また、各化学物質には製造量や存在量に多寡があり、有害性、環境残留性、生物蓄積性、長距離移動性などの性質も様々で、環境への悪影響の可能性（環境リスク）について科学的な解明が十分に進んでいない現状があります。

化学物質を適切に管理していくためには、それぞれの固有の有害性や人や生物がさらされる度合い（暴露レベル）を考慮し、環境を通じて人や生態系に及ぼす環境リスクをできるだけ少なくしていくことが基本になります。

そのため、事業者には、化学物質の製造、輸入、販売、使用、廃棄等に際して、関係法令を遵守するだけでなく、自主的な環境リスクの評価・管理・情報提供に取り組むとともに、地域住民との対話等（リスクコミュニケーション）による共通の理解を進め、「安全・安心」のギャップを埋めていくことが求められています。

主な関連法令に基づいた取り組みや化学物質の管理が義務付けされています。

- 平成18年4月1日施行の改正労働安全衛生法で、MSDS（製品安全データシート）制度が制定され、事前の散布農薬等の情報伝達が義務付けられています。
- 食品衛生法の改正により、平成18年5月29日から、残留農薬のポジティブリスト制度（農薬使用基準の遵守、残留基準の設定されていない農薬が残留する食品や残留基準以上の農薬が含まれる食品の販売禁止）が施行され、農薬散布時における散布対象の作物以外への農薬飛散（ドリフト）防止対策の一層の徹底が求められています。
- 化学物質排出把握管理促進法（PRTR制度/化管法/平成11（1999）年7月13日に公布）
有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を扱う事業者の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的に制定。対象化学物質を取り扱う事業者は、環境中への排出量及び廃棄物としての移動量についての県への届出が義務付けられ、届出は都道府県を経由して国に集められ、集計されたのち、その他の発生源からの排出量と併せて公表されます。
- ダイオキシン類特別措置法（平成11年7月16日制定）
ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する基準、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定め、国民の健康の保護を図ることを目的に制定
- 化学物質の審査及び製造等規制に関する法律（化審法/昭和48（1973）年制定）
PCBによる環境汚染問題を契機として、昭和48年に制定され、新たに製造・輸入される化学物質について事前に人への有害性などについて審査するとともに、環境を経由して人の健康を損なうおそれがある化学物質の製造、輸入及び使用を規制する仕組みが設けられました。平成16年からは、化学物質への動植物への影響に着目した審査・規制制度、環境中への放出可能性を考慮した一層効果的かつ効率的な措置等を導入しています。

4 地球環境問題とのかかわり

日本や欧米先進国による資源やエネルギーの過剰消費、開発途上国における貧困や人口の急増のため行われる過度の放牧や負荷の大きい農業・森林の伐採などを背景として、20 世紀の後半に、環境問題は一挙に地球規模に広がりました。

また、直ちに対策をとっても、地球温暖化やオゾン層破壊の影響は、将来長期間にわたって生じるなど、世代を超えた問題となっています。

地球環境問題は、人類の生存基盤を支えるかけがえのない地球を、スペースシャトルのような「宇宙船地球号」と考えてみると、その状況がよくわかります。宇宙船内では、生きるために不可欠な食料や水や酸素は有限で、乗組員の排出する二酸化炭素や排泄物をうまく処理しないと、たちまち乗組員全員の生存があやうくなります。また、資源やエネルギーを多量に消費している一部の先進国の人々は、一等客室で快適な生活を過ごしている反面、発展途上国や貧困にあえぐ国の多くの人々が、二等やそれ以下の客室に押し込まれて生活しています。このため、乗組員間の不平・不満、意見の対立により、宇宙船内の安定さが失われています。



日本は大規模な経済活動を行って、地球に大きな負荷をあたえています。私たちの日常の暮らしや経済活動もその一部として、地球環境問題と深いかかわりを持っています。かけがえのない地球で、人類が生存を続けるためには、「持続可能な発展」の実現に向けて、世界各国、各地域で取り組みを行う必要があります。

環境基本計画の実施においては、地球環境とつながる広い視野をもちつつ、地域からの着実な取り組みを進めることが重要です。

様々な地球環境問題		
地球温暖化	オゾン層破壊	酸性雨・黄砂
海洋汚染	森林の減少	砂漠化
野生生物種の減少	有害廃棄物の越境問題	開発途上国の公害問題
南極地域の環境		

【参考】個々の環境問題の概要については、参考－4 に示します。

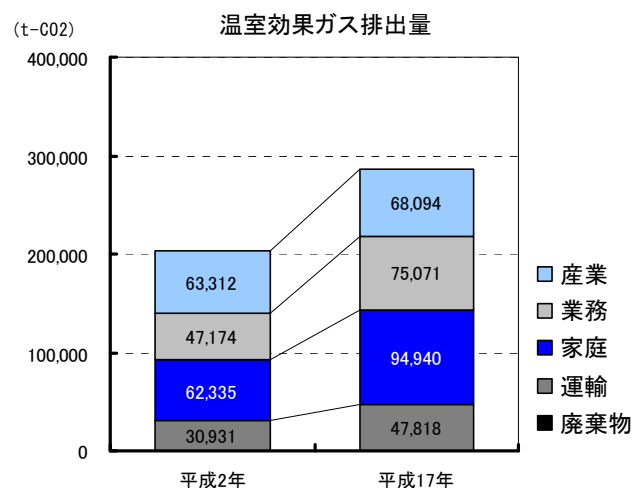
■北本市における温室効果ガス排出量

北本市全域のエネルギー消費量、廃棄物処理量などの統計資料を用い、京都議定書が定める基準年である平成2年（1990）度と現況年としての平成17年（2005）度における温室効果ガスの排出量を算出してみました。算出にあたっては、京都議定書が削減対象としている6種類の温室効果ガスのうち、把握が可能な二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の3種類を対象としています。

市域における温室効果ガス排出量は、平成2年（1990）度は約20万4千トン、平成17年度は約28万6千トンとなり、15年間で約40%増加しています。

本市における温室効果ガス排出量（単位：トン CO₂）

部 門	平成2年	平成17年
産 業	63,312	68,094
業 務	47,174	75,071
家 庭	62,335	94,940
運 輸	30,931	47,818
廃 棄 物	(※1)	(※1)
合 計	203,752	285,923
基準年度比	—	140.3%
市民1人当たり	3.19	4.05
※埼玉県1人当たり	6.2	6.0
※国民1人当たり	9.1	9.8



(※1) 北本市分は廃棄物部門を含まない。※県、国は参考)

市民1人当たりの温室効果ガス排出量は、平成2年（1990）度は3.19トン/人、平成17年（2005）度は4.05トン/人となっています。県及び国の1人当たりの排出量と比べると非常に少ないといえます。県レベルでは、重化学工業の立地が少ないほか、近年では製造業の事業所が減少するなど、産業部門の排出量が全国平均に比べ少ないため、1人当たりの排出量が少ないといえます。北本市では、県全体に比べ基準年当時でこうした産業部門の排出量がもともと少なかったことが相対的に1人当たりの排出量が少なくなっています。

温室効果ガス排出量を部門別に見ると、市内では、1990年の基準年と比較して、産業部門は7.6%増（国レベル5.5%減）、業務部門は59.1%増（国レベル44.6%増）、家庭部門は52.3%増（国レベル36.7%増）、運輸部門は54.6%増（国レベル18.1%増）となっています。平成2年度は産業部門が最も多く排出していましたが、平成17年度は家庭部門が最も多く、次いで業務部門、産業部門となっています。部門別排出量の基準年比における増減率では、国レベルに比べ全ての部門で大きく増加しています。

こうした情勢の中で、地方分権化とあわせて、埼玉県及び各市町村において企業誘致や道路整備、市街化などが進められてきています。希少な動植物の生息環境であり、生物多様性を維持してきた身近で良好な平地林や農用地などの緑地は、農業後継者の減少や相続問題とも重なり、二酸化炭素吸収源としての緑地が急速に減少することも考えられます。その結果、家庭部門だけでなく、産業部門や業務部門での二酸化炭素排出量も増加していくことも予想されます。

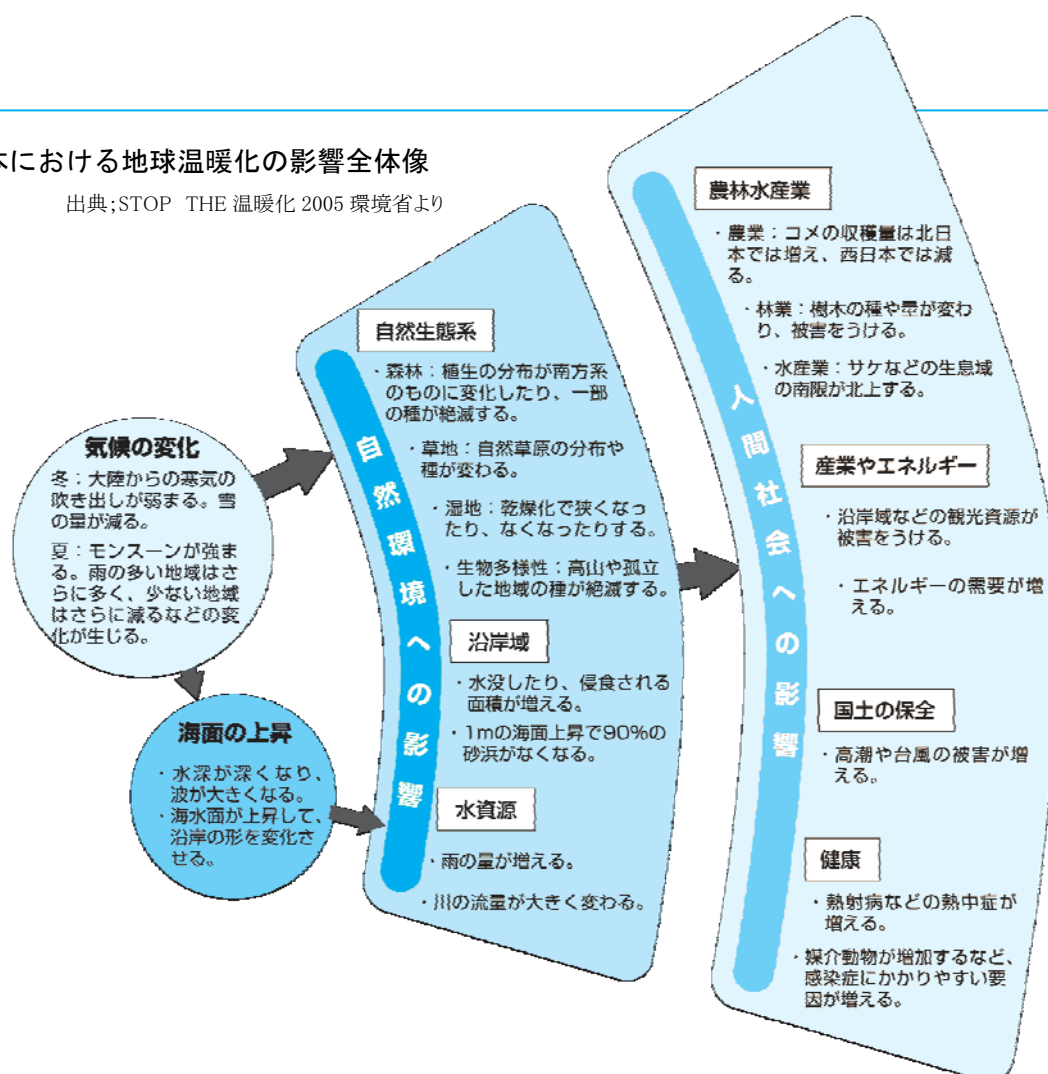
京都議定書では、その約束期間である平成 20 年（2008）度から平成 24 年（2012）度の間に、国全体の排出量を基準年（1990 年）排出量より 6%削減することが我が国に求められています。また、京都議定書の約束期間以降も、地球温暖化の防止に向け、二酸化炭素排出量を大幅に削減していくことが求められて来ています。

このため、本市としても地球温暖化防止に向け、増加率の高い家庭部門や業務部門を中心とした温室効果ガス削減対策を図っていくとともに、市民・事業者、県や近隣市町との協働により、一層の省エネルギー対策をはじめ、自然エネルギー等再生可能エネルギーの活用を進め、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会システムを構築していくことが重要な課題となっています。

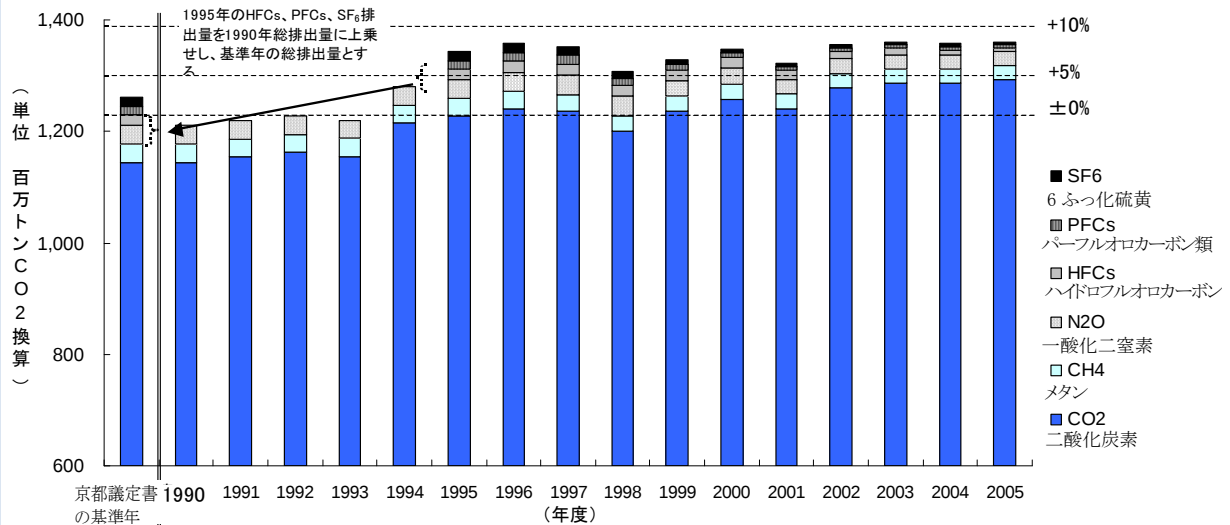
参考

日本における地球温暖化の影響全体像

出典;STOP THE 温暖化 2005 環境省より

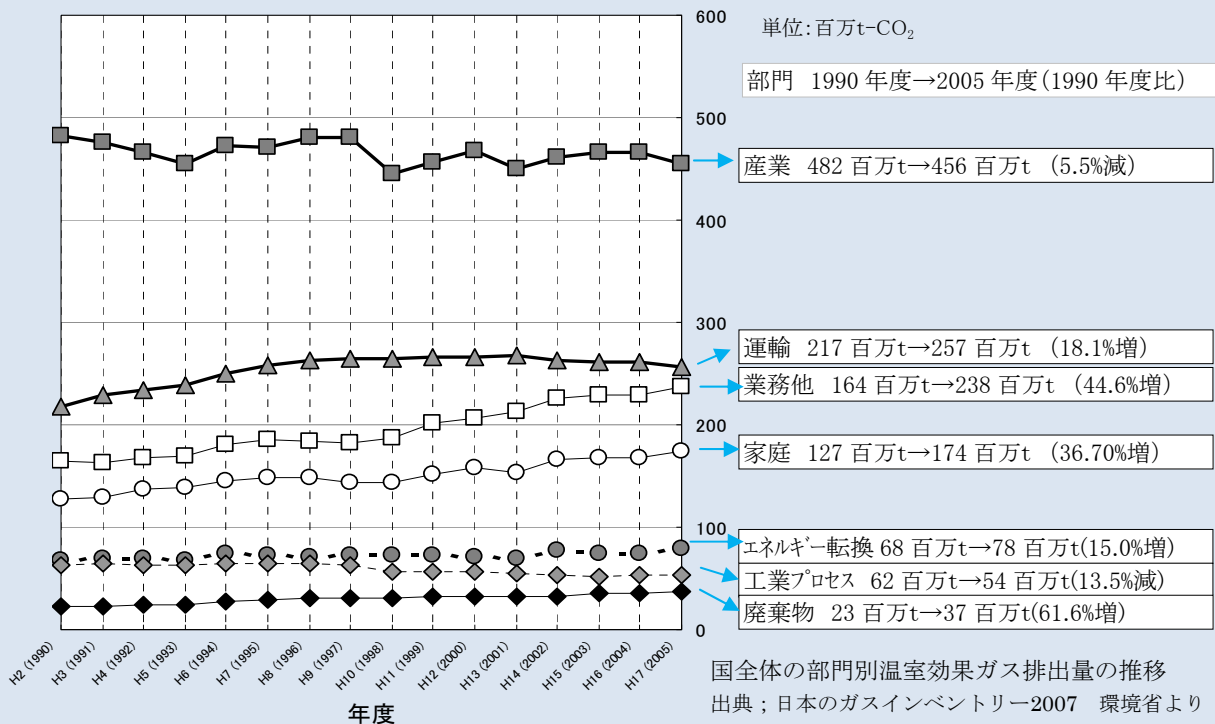


コラム4 我が国の温室効果ガス排出量



国全体の温室効果ガス排出量の推移 出典：日本のガスインベントリー2007 環境省より

部門別二酸化炭素排出量(国内)



国全体の部門別温室効果ガス排出量の推移 出典：日本のガスインベントリー2007 環境省より

【参考】国民一人当たりの温室効果ガス排出量は、平成2年(1990)度;9.26t、平成17年(2005)度;10.12t(9.4%増)

2005 年度家庭一世帯当たり CO₂ 排出量 約 5,500 [kgCO₂/世帯]

一人当たり CO₂ 排出量 約 2,200 [kgCO₂/人]

用途別排出量	kg-CO ₂ /世帯	%	kg-CO ₂ /世帯	%	燃料種別内訳	kg-CO ₂ /人	%
暖房	754.9	13.8%	0.0	0.0%	石炭等	0.0	0.0%
冷房	117.5	2.2%	633.0	11.6%	灯油	249.9	11.6%
給湯	747.6	13.7%	275.3	5.0%	LPG	108.7	5.0%
厨房	220.6	4.0%	437.0	8.0%	都市ガス	172.6	8.0%
動力他	1,618.4	29.7%	2,112.2	38.7%	電力	833.9	38.7%
自家用乗用車	1,582.6	29.0%	1.5	0.0%	熱	0.6	0.0%
一般廃棄物	300.8	5.5%	1,471.6	27.0%	ガソリン	581.0	27.0%
水道	115.0	2.1%	111.0	2.0%	軽油	43.8	2.0%
合計	5,457.4	100.0%	300.8	5.5%	一般廃棄物	118.8	5.5%
			115.0	2.1%	水道	45.4	2.1%
出典;日本のガスインベントリー2007 環境省			5,457.4	100.0%	合計	2,154.7	100.0%

※家庭からの排出量は、インベントリの家庭部門、運輸(旅客)部門の自家用乗用車(家計寄与分)、廃棄物(一般廃棄物)部門で計上された排出量、および水道からの排出量を足し合わせたものである。

5 環境基本計画の進捗状況

北本市は、環境基本計画が策定された平成12年3月以降、計画に掲げた目標を達成するために、目標の進捗度や施策の進捗状況を定期的に把握・評価し、その結果を毎年、「環境基本計画年次報告書」に取りまとめ、公表してきています。

進捗状況の把握に際しては、環境基本計画の長期的な目標に対する25の「施策の方向」ごとの「市が講じる施策の方針」に係る個別事業の取り組み状況を把握し、環境基本計画の計画期間である平成27年度までに到達を目指す水準に対する各年度終了時の進捗状況を判定し、「目標進捗状況」として示してきています。平成13年度から平成18年度までの「目標進捗状況」の一覧を次ページ以降に示しています。

目標進捗状況の評価基準について

進捗度	判定内容	進捗度
A	目標を概ね達成している	100%～81%
B	目標に向けて成果をあげている	80%～61%
C	目標に向け施策・事業が進んでいる	60%～26%
D	目標に向け施策・事業を着手しはじめた	25%～1%
E	未着手	0%

なお、E評価については、当該年度に市が実施すべき事業がない場合も含めています。

平成18年度までの目標進捗状況概況

進捗度	判定内容	H18年(2006)度までの目標数	
A	目標を概ね達成している	11 目標	11.5%
B	目標に向けて成果をあげている	17 目標	17.7%
C	目標に向け施策・事業が進んでいる	25 目標	26.0%
D	目標に向け施策・事業を着手しはじめた	20 目標	20.8%
E	未着手	23 目標	24.0%
	計	96 目標	100.0%

平成13年(2002)度から平成18年(2006)度までに、市の事業として取り組みが未着手(E)のものが、全目標(96 目標)のうち23 目標あります。進捗度が低い主な取り組みとしては、E及びDまで含めた25の取り組みの柱単位で見ると、「1. 自然環境の保全と創造」「2. 自然性の高い水路や河川の保全と創造」「3. 豊かな農地の保全と創造」「5. 市街地や住宅敷地の緑化の推進」「7. 野生生物の保護」など、自然と人間の共生する環境に関する目標に数多く見られます。

取り組み内容から見ると、調査や情報・指針などの作成、市の単独事業として対応しにくい事業や大規模プロジェクト等への要請、市民・事業者の協力が不可欠な取り組みなど、対応が長期にわたり、財政上対応が難しい取り組みなどに多く見られます。

今後、目標達成水準を満たしている取り組みについては、その適切な維持管理と推進を図っていくとともに、進捗度が低い取り組みについては、市と市民等との協働により効率的・効果的な展開が図れるように工夫していくことが急がれます。さらに、「1. 自然と人間の共生する環境」の目標実現に向けては、市・市民・事業者が一致協力して取り組まなければなりません。

目標進捗状況 (1/3)

取組の柱		平成 27 年(2015)度までの目標		目標進捗状況 A:達成～E:未達成						
自然と人間の共生する環境				H13	H14	H15	H16	H17	H18	
1	自然環境の保全と創造	①	平成 17 年(2005)度までに雑木林保全実態調査を行い、現存する雑木林面積を保存する方向で維持保全指針を作成します。	E	E	E	E	E	E	
		②	平成 17 年(2005)度までに現存する谷津の保全方針を作成します。	E	E	E	E	C	B	
		③	環境に視点を置いた土地利用指針を作成します。	E	E	E	E	D	D	
		④	平成 17 年(2005)度までに市・市民・事業者・民間団体の取り組みによる雑木林や遊休農地の管理活動を実施します。	C	C	C	C	C	C	
		⑤	自然環境調査及び調査に基づく自然環境評価を定期的を実施します。	E	E	E	E	E	E	
		⑥	土地の改変などに際して、表土を保全します。	E	E	E	E	E	E	
		⑦	開発行為に際して、計画段階における環境影響評価を実施します。	D	D	D	D	D	D	
2	自然性の高い水路や河川敷の保全と創造	①	水路や河川において、在来種のメダカ・タナゴが繁殖できる水辺環境を保全・創出します。	E	E	E	E	E	E	
		②	河川改修においては多自然工法を導入します。	E	E	E	E	E	E	
		③	水や水辺の動植物にふれる環境教育を推進します。	D	D	D	D	D	D	
3	豊かな農地の保全と創造	①	農地面積当たりの農薬・化学肥料使用量の定期的把握と、使用抑制・無使用に向けた指導などを推進します。	E	E	E	E	E	E	
		②	市役所内への有機農産物のアンテナショップ設置など、有機農法推進策を実施します。	E	D	D	D	D	D	
		③	食と農と環境を学ぶ環境教育・環境学習を推進します。	C	C	C	C	C	C	
		④	市民農園利用に際して、農薬や化学肥料を使わないことを条件とします。	E	E	E	E	E	E	
4	公園の整備	①	市民 1 人当たりの都市公園等面積は 15.0㎡を目指します。	C	C	C	C	C	C	
		②	緑地は将来市街地面積の約 15%、都市計画区域面積の約 25%の確保を目指します。	C	C	C	C	C	C	
		③	市内都市公園へビオトープを創出します。	C	C	C	C	C	C	
5	市街地や住宅敷地の緑化の推進	①	在来種による生け垣の創出を推進します。	C	C	C	C	C	C	
		②	工場・事業所敷地内において、在来種による緑化を推進します。	E	E	E	E	E	E	
		③	個人住宅の庭や事業所敷地内における農薬や化学肥料を使わない緑の維持管理を指導・普及します。	E	E	E	E	E	E	
6	道路の緑化の推進	①	防災面や景観に配慮した、在来種による街路緑化を推進します。	C	C	C	C	C	C	
		②	緑のネットワークや生物移動などを考慮した道路緑化を推進します。	D	D	D	D	D	D	
		③	大規模道路における動物の生息域の分断を回避します。	E	E	E	E	E	E	
7	野生生物の保護	①	公共事業における野生生物保護措置を実施します。	D	D	D	D	D	D	
		②	自然環境調査(動植物・湧水等)及び調査に基づく自然環境評価を定期的を実施します。	E	E	E	E	E	E	
		③	サシバ・オオタカ・キツネの繁殖環境を維持保全します	D	D	D	D	D	D	
8	歴史的・文化的環境の保全と創造	①	現存社寺林や屋敷林、巨木・名木を維持保全します。	B	B	B	B	B	B	
		②	将来に向けて保全していきたい環境資産マップを作成します。	E	E	E	E	E	E	
		③	郷土の歴史資料館を整備します。	E	E	E	E	E	E	
9	豊かな都市景観の創造	①	魅力ある景観づくりのための条例などを制定します。	C	C	C	C	C	C	
		②	環境教育としての市内清掃活動を実施します。	B	B	B	B	B	B	

目標進捗状況 (2/3)

取組の柱		平成 27 年(2015)度までの目標				目標進捗状況 A:達成～E:未達成						
環境への負荷の少ない地域社会の実現						H13	H14	H15	H16	H17	H18	
10	空気の清浄さの維持	①	二酸化窒素に係る環境基準をおおむね 100%達成します。				C	C	C	C	C	C
		②	公共交通機関を充実します。				C	C	C	C	C	C
		③	自転車駐車場の確保を推進します。				A	A	A	A	A	A
		④	市内走行バスを、ディーゼル車から天然ガス車など低公害車へ転換を促進します。				E	E	D	D	D	D
		⑤	新規幹線道路整備において自転車レーンの整備を促進します。				E	E	D	D	D	D
		⑥	幹線道路沿いにおいて環境基準を達成します。				E	E	E	E	E	E
		⑦	大気汚染監視体制を整備します。				D	D	D	D	D	D
		⑧	公用車を低公害車にします。				D	D	D	C	C	C
		⑨	野焼きパトロール体制を推進します。				C	C	C	C	C	C
		⑩	調査測定を推進します。				D	D	D	D	D	D
11	水の清浄さの維持	①	平成 17 年(2005)度までに市の各河川・水路において市域へ流入する場所と流出する場所の水質測定を実施します。				A	A	A	A	A	A
		②	地下水の安全性に関わる定期的観測を実施します。				A	A	A	A	A	A
		③	市内湧水地点の調査と保全施策を推進します。				C	C	C	C	C	C
		④	河川・水路の水質が著しく悪化したときの対応マニュアルを策定します。				E	E	E	E	E	E
		⑤	市の河川・水路に魚が生息できるよう水質を改善します。				D	D	D	D	D	D
		⑥	公共下水道・合併処理浄化槽による生活雑排水の処理率を向上します。				B	B	B	B	B	B
		⑦	公共施設・事業所などにおいて、雨水利用・中水利用施設の整備を推進します。				D	C	B	B	B	B
		⑧	歩道において透水性舗装を実施します。				D	D	D	D	D	D
		⑨	道路舗装計画において透水性舗装を実施します。				D	D	D	D	D	D
		⑩	地盤条件などを考慮した雨水浸透施設(雨水マス・トレンチなど)を整備します。				C	C	C	C	C	C
		⑪	土地の改変などに際する地下水流断を回避します。				E	E	E	E	E	E
		⑫	調査測定を推進します。				A	A	A	A	A	A
12	土壌汚染の防止	①	埋め立てなどに伴う有害物質による土壌汚染の防止に関する条例の制定を検討します。				D	D	D	C	A	A
		②	平成 17 年(2005)度までに土壌汚染調査を推進します。				C	C	C	C	C	C
		③	過去の大規模埋め立て場所のマップを作成し、土壌汚染の有無の調査を実施します。				E	E	E	E	E	E
		④	土壌汚染調査時の環境基準達成件数を 100%にします。				A	A	A	A	A	A
		⑤	市内事業者における塩素系溶媒使用者の実態調査を行います。				E	E	E	E	E	E
13	騒音・振動の防止	①	騒音に係る環境基準を 100%達成します。				D	D	D	D	D	D
		②	騒音・振動測定体制を充実します。				C	C	C	C	C	C
14	悪臭の防止	①	事業所など予測される発生源への指導強化による悪臭予防対策を推進します。				C	C	C	C	C	C
15	化学物質による汚染の防止	①	ダイオキシンの環境基準を 100%達成します。				B	B	B	B	B	B
		②	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR 法)施行に伴う情報公開の推進、事業者などへの指導や勉強会を実施します。				E	E	E	E	E	E
16	省資源・省エネルギーの推進	①	公共施設などにおいて自然エネルギー・省エネルギー施設を導入します。				D	D	C	B	B	B
		②	上水使用量を平成 2 年(1990)度レベルへ削減します。				E	E	E	E	E	E
		③	平成 15 年(2003)度までに市全体のエネルギー消費実態が把握できるシステムを構築します。				E	A	A	A	A	A

目標進捗状況 (3/3)

取組の柱		平成 27 年(2015)度までの目標				目標進捗状況 A:達成～E:未達成						
環境への負荷の少ない地域社会の実現						H13	H14	H15	H16	H17	H18	
17	廃棄物の減量とリサイクルの推進	①	生産・販売事業者による包装材などの適正な回収と再資源化を指導します。				B	B	B	B	B	B
		②	平成 17 年(2005)度までに燃やせるごみの発生量を平成 10 年(1998)度実績の 90%にします。				D	D	D	D	D	D
		③	平成 22 年(2010)度までに燃やせるごみの発生量を平成 10 年(1998)度実績の 50%にします。				D	D	D	D	D	D
		④	平成 17 年(2005)度までに資源回収量を廃棄物総排出量に対し 25%にします。				B	B	B	B	B	B
18	循環型ごみ処理方式の推進	①	資源化物回収ルートの確保と、施設やシステムの確立による資源化可能物の有効活用を推進します。				B	B	B	B	B	B
		②	平成 17 年(2005)度までに学校及び学校給食施設からの生ごみのコンポスト(たい肥化)などによる資源化を推進します。				D	D	D	C	C	C
		③	平成 22 年(2010)度までに燃焼灰以外の埋め立て量=0 を目指します。				C	C	C	C	C	C
		④	平成 13 年(2001)度に一般廃棄物処理基本計画を見直します。				A	A	A	A	A	A
地球環境を守る地域からの取り組みの推進						H13	H14	H15	H16	H17	H18	
19	地球環境問題への取り組み	①	地球規模の環境問題に関する情報を提供します。				C	C	C	C	C	C
		②	市庁舎における温室効果ガス排出量の把握と低減措置を推進します。				C	B	B	B	B	B
		③	オゾン層破壊物質の回収を推進します。				A	A	A	A	A	A
		④	酸性雨対策を推進します。				C	C	C	C	C	C
		⑤	熱帯材使用抑制、代替材使用などを推進します。				D	C	C	C	C	C
		⑥	1 人当たりの温室効果ガス排出量を、平成 22 年(2010)度までに平成 2 年(1990)度レベルより 20%削減します。				E	E	E	E	E	E
20	環境教育・環境学習の振興	①	環境に関わる市民の自主的な勉強会などの支援制度を整備します。				E	E	D	D	D	D
		②	市民の人材登録による人材活用と、環境づくり活動のリーダー育成を支援します。				E	D	D	C	C	C
		③	埼玉県自然学習センターなどと連携した環境教育・環境学習を推進します。				B	B	B	B	B	B
21	情報の提供	①	環境年次報告書を作成します。				D	A	A	A	A	A
		②	インターネットのホームページにより環境情報を定期的に提供します。				C	B	B	B	B	B
		③	広報等を活用した環境情報の提供を実施します。				B	B	B	B	B	B
		④	将来に向けて保全していきたい環境資産マップを作成します。				E	E	E	E	E	E
22	市・市民・事業者・民間団体の協働（パートナーシップ）	①	市民による環境保全活動の支援制度を整備します。				D	D	B	B	B	B
		②	環境保全に関する市民団体の育成・連携を促進します。				D	D	C	C	C	C
		③	平成 12 年(2000)度までに、市民・事業者・民間団体の行動指針を作成します。				C	C	C	C	C	C
23	国・県や他の地方公共団体との連携	①	市民等から市への、市から県や国への要望書の内容と結果について公表・周知します。				C	C	B	B	B	B
		②	河川や大気など、広域的取り組みが重要な環境問題に関して、埼玉県央都市づくり協議会へ部会を設置するなど、近隣自治体と定期的な協議を行います。				C	B	B	B	B	B
24	環境影響評価の推進	①	環境影響評価制度づくりを検討します。				E	E	E	E	E	E
		②	開発行為に際して、計画段階における環境影響評価を実施します。				D	D	D	D	D	D
25	環境監査の普及	①	平成 12 年(2000)度までに市庁舎及び文化センターにおいて ISO14001 の認証を取得し、実施内容や結果などを市民へ PR します。				A	A	A	A	A	A
		②	市内事業所における ISO14001 認証取得を支援します。				D	D	D	D	D	D

6 北本市民の環境意識

北本市環境基本計画の見直しにあたり、市民等の環境に対する意識やニーズを把握するために、平成19年11月に市民2000人、事業者200社を対象に郵送法で環境意識調査を実施しました。

調査対象	調査対象数	回収数	回収率	備考(平成19年11月1日現在人口等)
市 民	市内在住の成人(住民基本台帳より)			・人口数 70,872人(男 35,452人、女 35,420人)
	2,000人	709人	35.5%	・成人割合 81.0%(男 80.5%、女 81.4%)
事 業 者	200社	60社	30.0%	・「2001年商工名鑑」北本市商工会より無作為抽出・補正

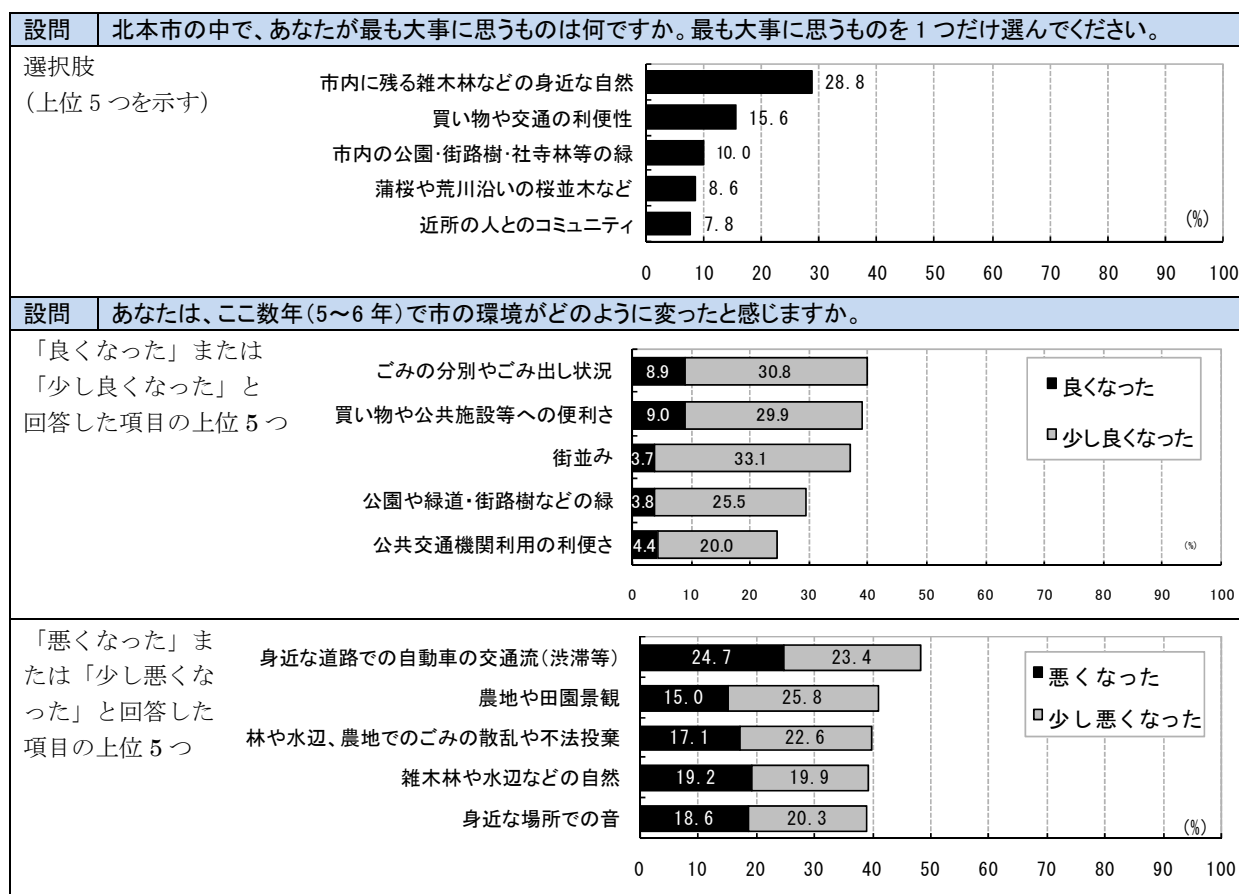
主な環境意識の概要について、市民・事業者とも抜粋したアンケートの設問と結果を記載しています。

市民向けアンケート調査結果

■北本市の環境について感じること

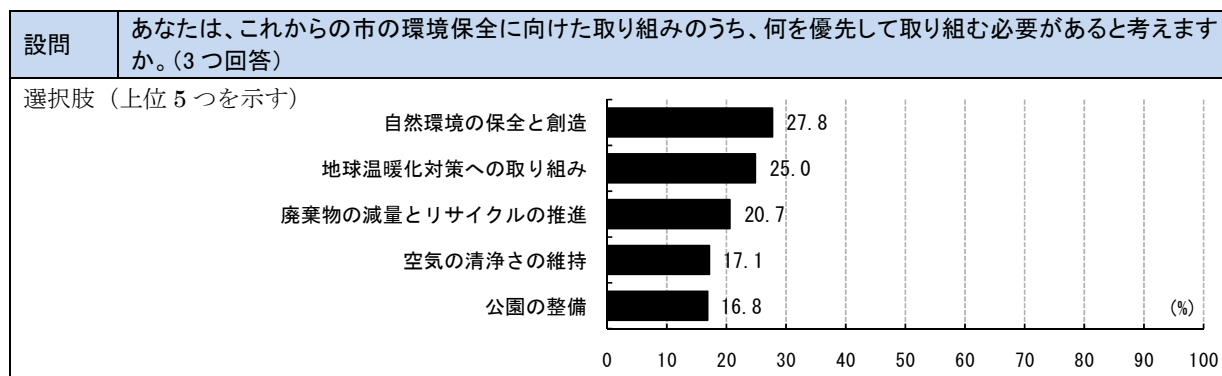
北本市の中で最も大切に思っている環境は、「市内に残る雑木林などの身近な自然」が28.8%と最も高く、続く「買い物や交通の利便性(15.6%)」「市内の公園・街路樹・社寺林等の緑(10.0%)」を大きく上回っています。

ここ数年(5～6年)で良くなったと感じている環境は、「ごみの分別やごみ出し状況(39.7%)」「買い物や公共施設等への便利さ(38.9%)」「街並み(36.8%)」などとなっています(数値は「良くなった」と「少し良くなった」の合計)。逆に悪くなったと感じている環境は「身近な道路での自動車の交通流(渋滞等)(48.1%)」「農地や田園景観(40.8%)」「林や水辺、農地でのごみの散乱や不法投棄(39.7%)」「雑木林や水辺などの自然(39.1%)」などとなっています(数値は「悪くなった」と「少し悪くなった」の合計)。



■優先的に取り組むべきことから

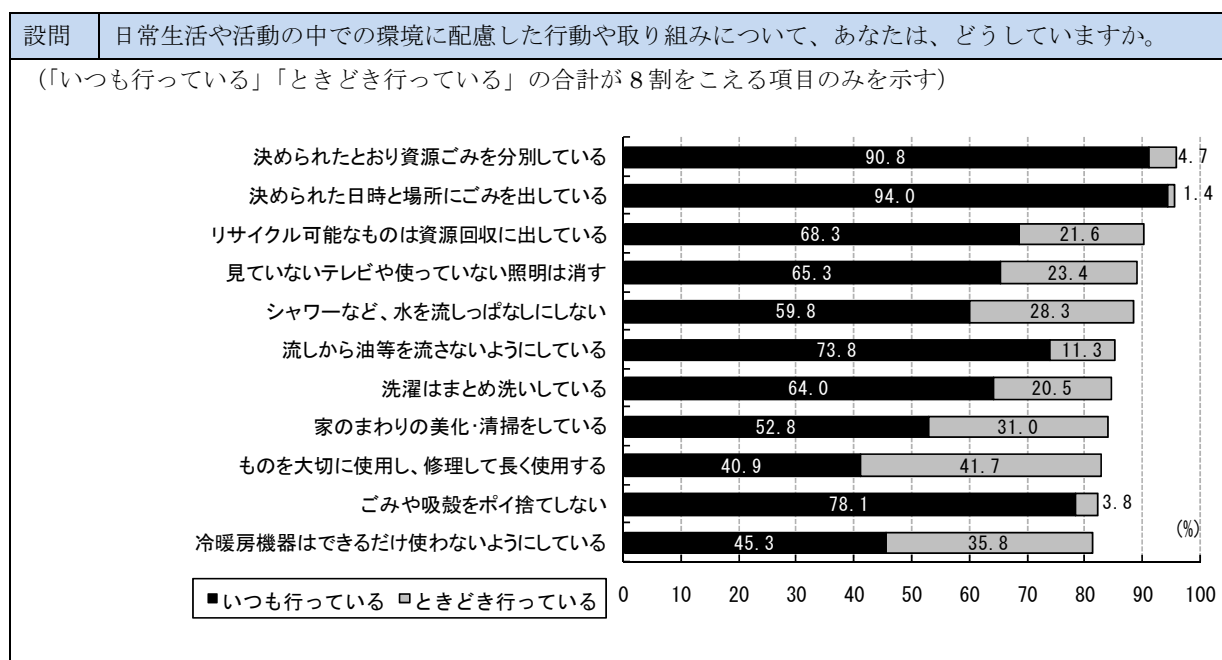
市の環境保全に向けて、優先的に取り組むべきことからは「自然環境の保全と創造(27.8%)」「地球温暖化対策への取り組み(25.0%)」「廃棄物の減量とリサイクルの推進(20.7%)」などが高くなっています。



■環境に配慮した行動

「決められたとおり資源ごみを分別している」「決められた日時と場所にごみを出している」は9割以上の市民が、「いつも行っている」と回答しています。

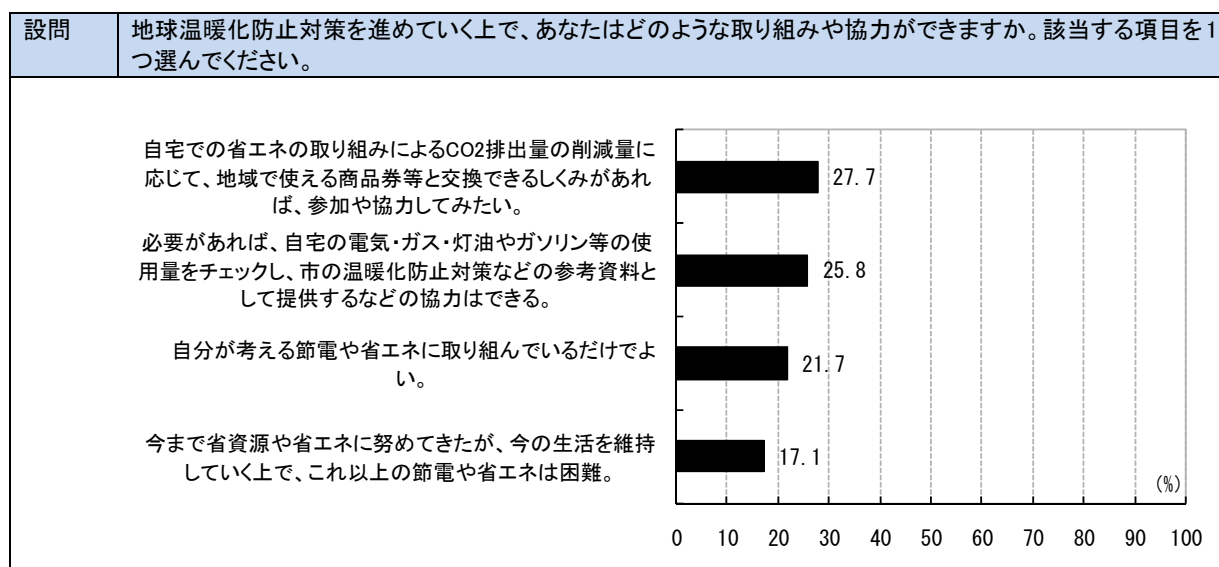
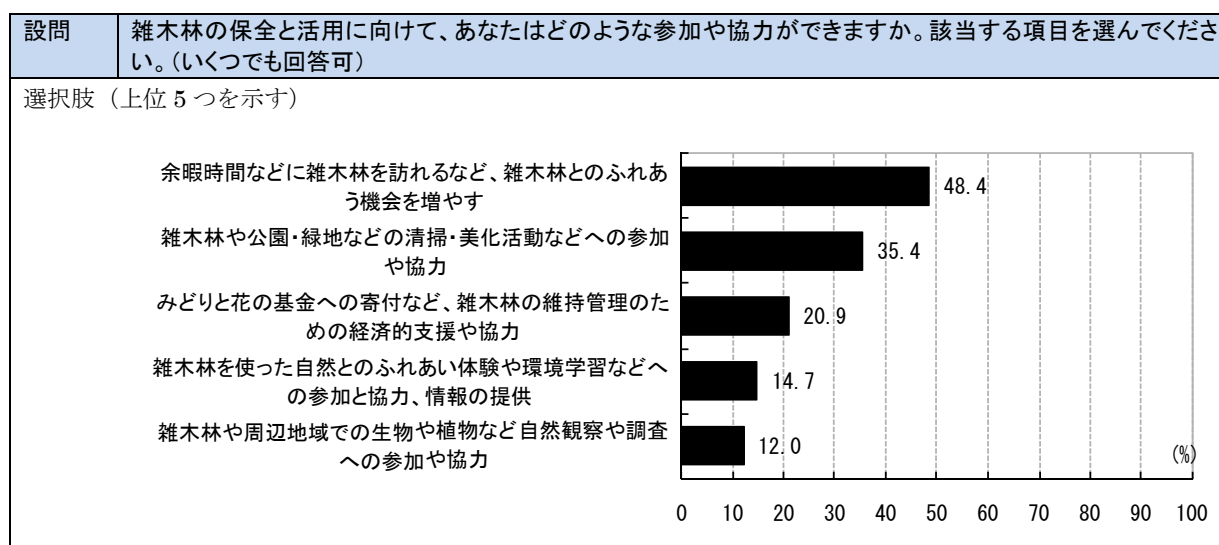
また、「家のまわりの美化・清掃をしている」「ものを大切に使用し、修理して長く使用する」「リサイクル可能なものは資源回収に出している」「シャワーなど、水を流しっぱなしにしないでこまめに節水している」「洗濯はまとめて洗いしている」「流しから油等を流さないようにしている」「見ていないテレビや使っていない照明は消す」などは8割以上の市民が、「いつも」または「ときどき行っている」と回答しています。



■環境保全への参加や協力について

雑木林の保全と活用に向けて参加、協力できることは「余暇時間などに雑木林を訪れるなど、雑木林とのふれあう機会を増やす(48.4%)」「雑木林や公園・緑地などの清掃・美化活動などへの参加や協力(35.4%)」「みどりと花の基金への寄付など、雑木林の維持管理のための経済的支援や協力(20.9%)」に回答が集中しました。

地球温暖化防止対策として取り組めることがらは「自宅での省エネの取り組みによる二酸化炭素(CO₂)排出量の削減量に応じて、地域で使える商品券等と交換できるしくみなど、何らかのメリットがあれば、参加や協力してみたい」が27.7%と一番高く、次いで「必要があれば、自宅の電気・ガス・灯油やガソリン等の使用量をチェックし、市の温暖化防止対策などの参考資料として提供するなどの協力はできる(25.8%)」「自分が考える節電や省エネに取り組んでいるだけでよい(21.7%)」などとなっています。

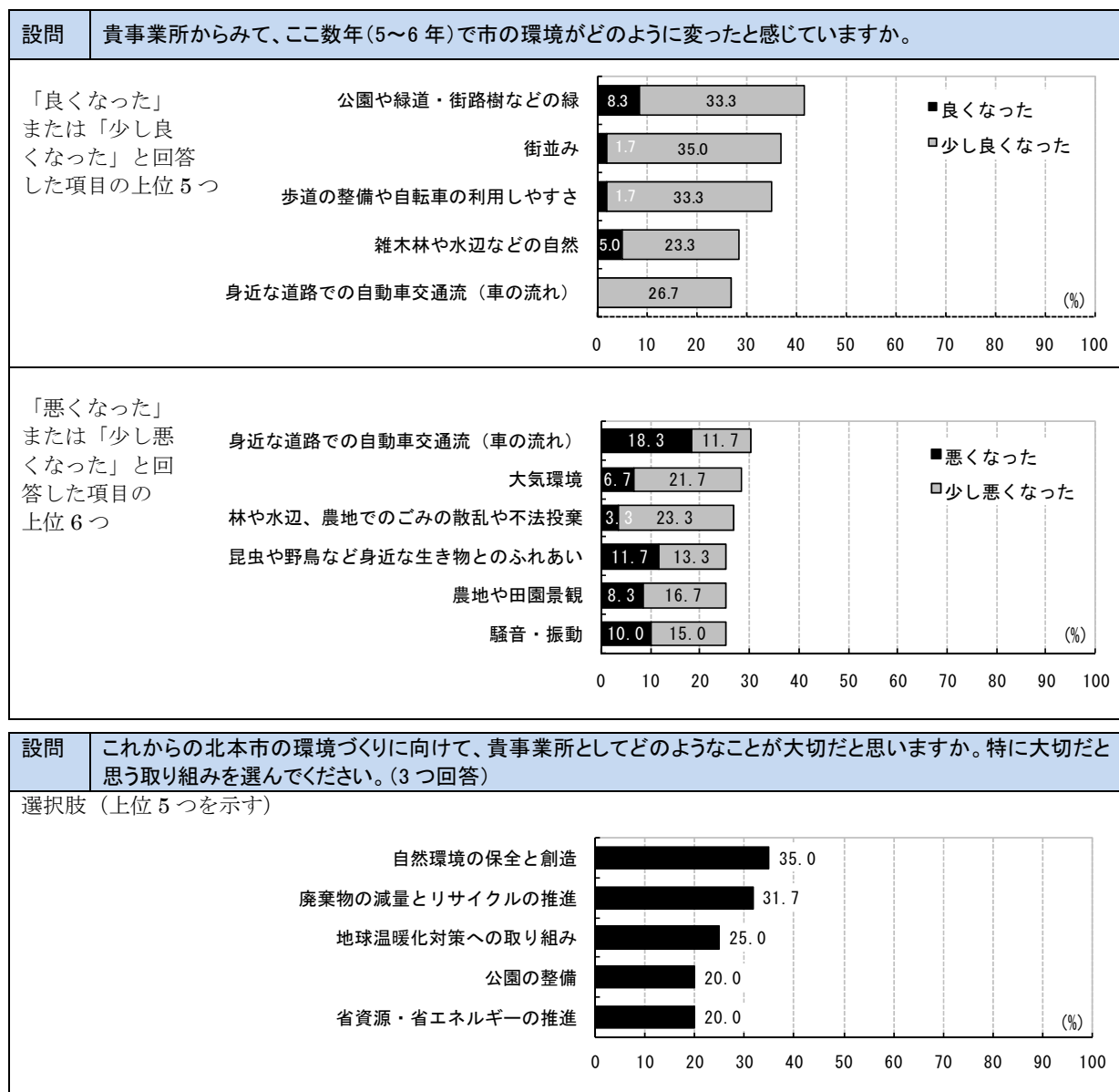


事業者向けアンケート調査結果

■北本市の環境について感じること

ここ数年（5～6年）で、良くなったと感じている環境は「公園や緑道・街路樹などの緑（41.6%）」「街並み（36.7%）」「歩道の整備や自転車の利用しやすさ（35.0%）」などとなっています（数値は「良くなった」と「少し良くなった」の合計）。逆に悪くなったと感じている環境は「身近な道路での自動車交通流（車の流れ）（30.0%）」「大気環境（28.4%）」「林や水辺、農地でのごみの散乱や不法投棄（26.6%）」などとなっています（数値は「悪くなった」と「少し悪くなった」の合計）。

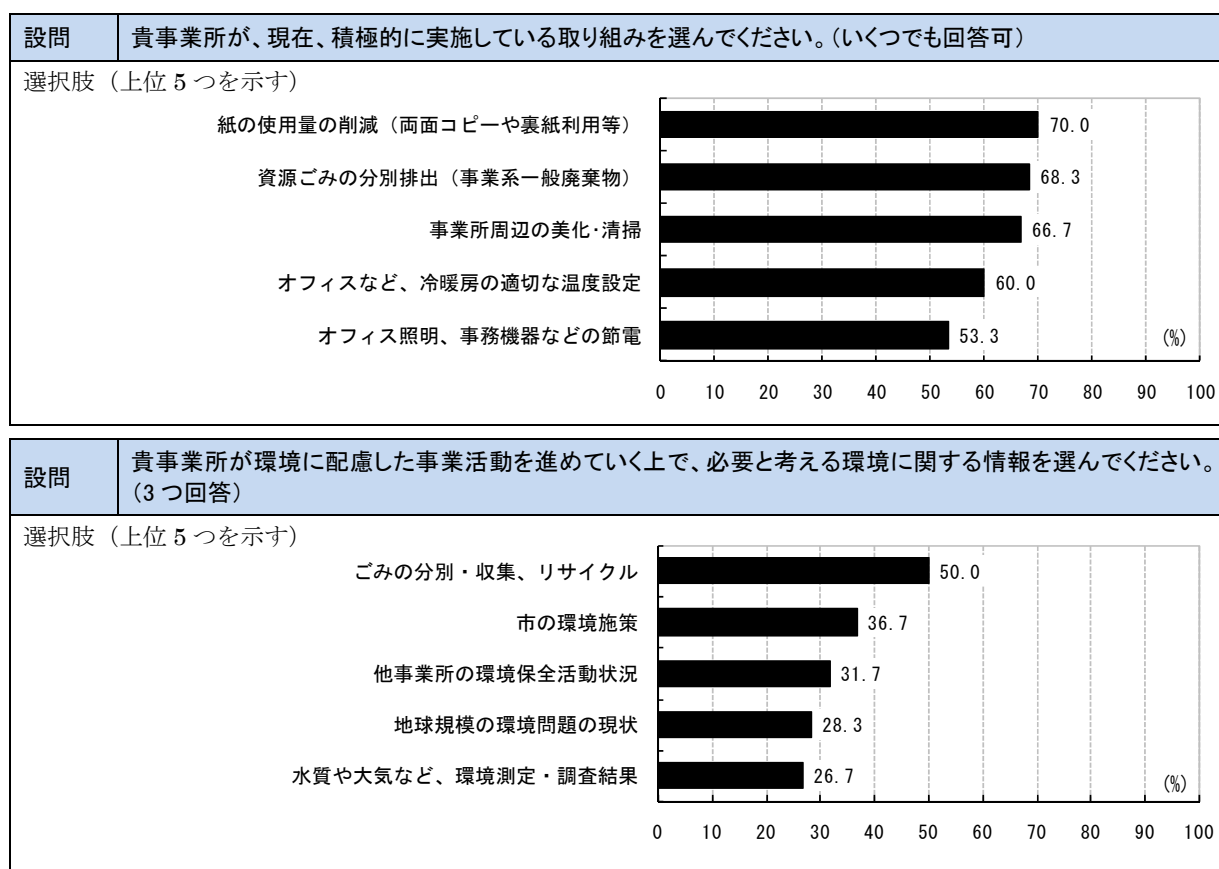
これからの北本市の環境づくりにむけて大切に思う取り組みは「自然環境の保全と創造（35.0%）」「廃棄物の減量とリサイクルの推進（31.7%）」「地球温暖化対策への取り組み（25.0%）」などが高くなっています。



■事業所での環境保全への取り組み

事業所で、現在、積極的に実施している取り組みは「紙の使用量の削減（両面コピーや裏紙利用等）（70.0%）」「資源ごみの分別排出（事業系一般廃棄物）（68.3%）」「事業所周辺の美化・清掃（66.7%）」などとなっています。

貴事業所が必要と考える環境情報は「ごみの分別・収集、リサイクル（50.0%）」「市の環境施策（36.7%）」「他事業所の環境保全活動状況（31.7%）」などとなっています。



第2章 計画の目指すもの

1 望ましい環境像

環境面からみた北本市の将来あるべき姿として、「望ましい環境像」を次のとおり掲げます。

「緑豊かな自然と共生する 安全で健康な文化都市・北本」

私たちは、20 世紀に入り化石燃料など自然界の資源を多量に利用して、工業化社会を形成し、豊かな物質文明を築きました。資源やエネルギーを大量に生産・消費し、排気ガスや廃棄物などを大量に排出し続けたため、自然のもつ再生能力や浄化能力を超えてしまい、地球温暖化やオゾン層の破壊など人類の生存をおびやかす環境問題を引き起こしています。また、経済性・利便性や快適さを追い求め、プラスチック類をはじめとする化学物質が多量に使用されて、外因性内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）など新しい環境問題も生じています。

わが国では、50 年ほど前までは、太陽からのエネルギーを受けて育った農作物や木材などを主に使って生産活動を行い、その結果生じた廃棄物を肥料や飼料などに使う「物質循環」を成立させていました。このため、最終処分すべき廃棄物や水域への汚濁負荷は少なく、良好な環境が維持されていました。現在は、人口や生活の様も大きく異なっており昔の生活へ回帰することはできませんが、私たちの生活を支えている自然環境への負荷を極力少なくするという社会システムのありかたが今こそ必要となっています。

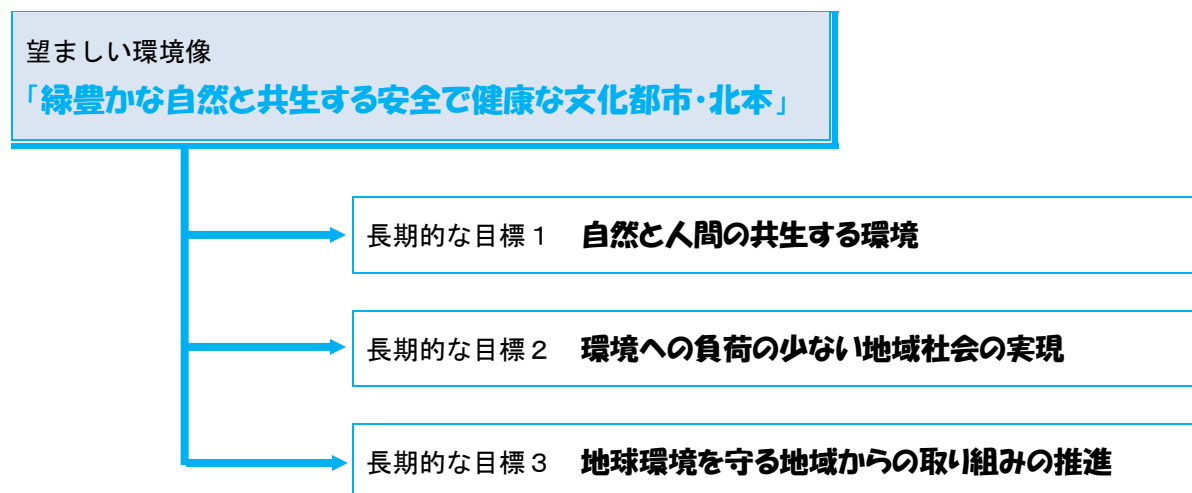
北本市には、屋敷林・農地・雑木林・谷津・荒川の清流など、身近な自然や豊かな自然が残されています。一方、北本市域では、都市機能向上のため大規模プロジェクトや市街地整備計画などの公共事業が実施や予定されています。事業予定地やその周辺の一部の地域では現状の雑木林や農地などの土地利用の転換が想定されます。

私たちは、自然環境の大切さを理解して、環境の保全と創造を行い、将来の世代へ継承していかなければなりません。また、大量生産・大量消費・大量廃棄のシステムを改めて、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会をつくり、「ずっと暮らし続けたいまち・北本」とするため、市・市民・事業者・民間団体がそれぞれの役割を自覚した積極的な取り組みを進めていくことが求められています。



「望ましい環境像」の実現のために、次の3つの「長期的な目標」を設定します。

■望ましい環境像と長期的な目標



▲花畑で遊ぶ子供たち

2 長期的な目標

長期的な目標 1 自然と人間の共生する環境

北本市は、かつては武蔵野の面影を残す雑木林や荒川の清流など豊かな自然に恵まれていましたが、都市化の進展などにより、農地・雑木林・谷津など多くの自然が失われつつあります。

私たちを取りまく環境は、生命をはぐくむ母体であり、多様な野生生物の生育・生息の場、水循環の場、人の精神に安らぎを与える場、文化を培う場などとして、効率や金銭などでは計ることのできない貴重な財産となっています。現在に生きる私たちは、この大切な財産を健全な状態で後世に伝える責任があります。

この長期的な目標の実現のために、次の9つの「施策の方向」を設定します。

1 自然環境の保全と創造

北本のシンボルである雑木林をはじめ、湧水・谷津など豊かな自然環境を大切にするまちにします。

2 自然性の高い水路や河川敷の保全と創造

自然性の高い荒川河川敷を大切にします。また、市街地の水路の自然回復を図るまちにします。

3 豊かな農地の保全と創造

農地を保全し、環境への負荷の少ない農法を行う田畑や果樹園が広がるまちにします。

4 公園の整備

野鳥や虫が住み、身近な自然とふれあえる公園のあるまちにします。

5 市街地や住宅敷地の緑化の推進

施設や住宅のまわりが緑で満たされるまちにします。

6 道路の緑化の推進

道を歩くと、街路樹や生け垣の緑が潤いを与えるまちにします。

7 野生生物の保護

生育・生息する野生生物を大切にし、その生育・生息環境を保全するまちにします。

8 歴史的・文化的環境の保全と創造

北本の生い立ちをたどることができるまちにします。

9 豊かな都市景観の創造

散策するだけで心が潤うまちにします。

北本市のごみ排出量は、プラスチック製容器包装類の回収が始まった平成 15 年度以降は緩やかな減少傾向にあります。その処分のためには多くの費用が必要となっています。また、日常生活に欠くことのできない電気・ガスの使用や自動車の利用は、化石燃料を燃焼し、二酸化窒素や二酸化炭素などを排出するため、大気汚染や地球温暖化の一因となっています。

また、最近、特に健康や次世代への影響が心配されているダイオキシンや外因性内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）などの化学物質に関連する問題は、経済性・利便性や快適さを追求する私たちの生活や事業活動を支える、大量生産・大量使用・大量廃棄の社会システムへの警鐘となっています。有害な化学物質については、適切な情報の提供や危機（リスク）の回避方法の周知が必要です。

以上のような環境への負荷を増幅する問題に対しては、私たちの生活様式（ライフスタイル）の見直しを図り、環境への負荷の小さな地域社会を作りあげることが、根本的な問題解決策として重要です。

この長期的な目標の実現のために、次の 9 つの「施策の方向」を設定します。

10 空気の清浄さの維持

深呼吸が気持ちいい、空気が澄んだまちにします。

11 水の清浄さの維持

市内を流れる川や水路の水、地下水がきれいなまちにします。

12 土壌汚染の防止

不法投棄などで土壌が汚染されることのないまちにします。

13 騒音・振動の防止

野鳥やカエル・昆虫の鳴き声、そよ風にゆれる木々の音が聞こえるまちにします。

14 悪臭の防止

悪臭のないまちにします。

15 化学物質による汚染の防止

ダイオキシンや外因性内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）などによる汚染がないまちにします。

16 省資源・省エネルギーの推進

資源やエネルギーを大切にします。

17 廃棄物の減量とリサイクルの推進

ごみをできるだけ出さないように減量し、リサイクルを推進します。

18 循環型ごみ処理方法の推進

循環型のごみ処理を進めます。

長期的な目標 3 地球環境を守る地域からの取り組みの推進

私たちの暮らしの快適さは、天然資源を大量に採取し、エネルギー源または生産・生活物質の材料として大量に消費し、それに伴って発生する大量の廃棄物や排出ガス・排水などを自然環境に放出することで成り立っていますが、大気や河川・海洋、土壌、動植物など、基盤となる自然環境の浄化能力や再生能力（環境容量）には限りがあります。

人間活動の影響は、地球という有限な惑星にとってあまりにも巨大となり、地球温暖化や酸性雨、オゾン層の破壊をはじめとする、多様で深刻な環境問題を引き起こしています。

緑豊かな自然環境を確保することによって、環境への負荷の少ない地域社会を実現し、地球環境を守るためには、北本市を構成するすべての主体（市・市民・事業者・民間団体）が環境保全の観点から日常の生活や事業活動を見直し、地域からの自主的な取り組みを推進していくことが必要です。

この長期的な目標の実現のために、次の7つの「施策の方向」を設定します。

19 地球環境問題への取り組み

地球温暖化をはじめとする地球環境問題に対して、地域から取り組むまちにします。

20 環境教育・環境学習の振興

環境についての理解を深め、環境を保全・創造する意欲の高いまちにします。

21 情報の提供

環境の状況など情報の提供を進めるまちにします。

22 市・市民・事業者・民間団体の協働（パートナーシップ）

市・市民・事業者・民間団体が協力し合うまちにします。

23 国・県や他の地方公共団体との連携

国・県や他の地方公共団体と連携して、まちづくりを進めるまちにします。

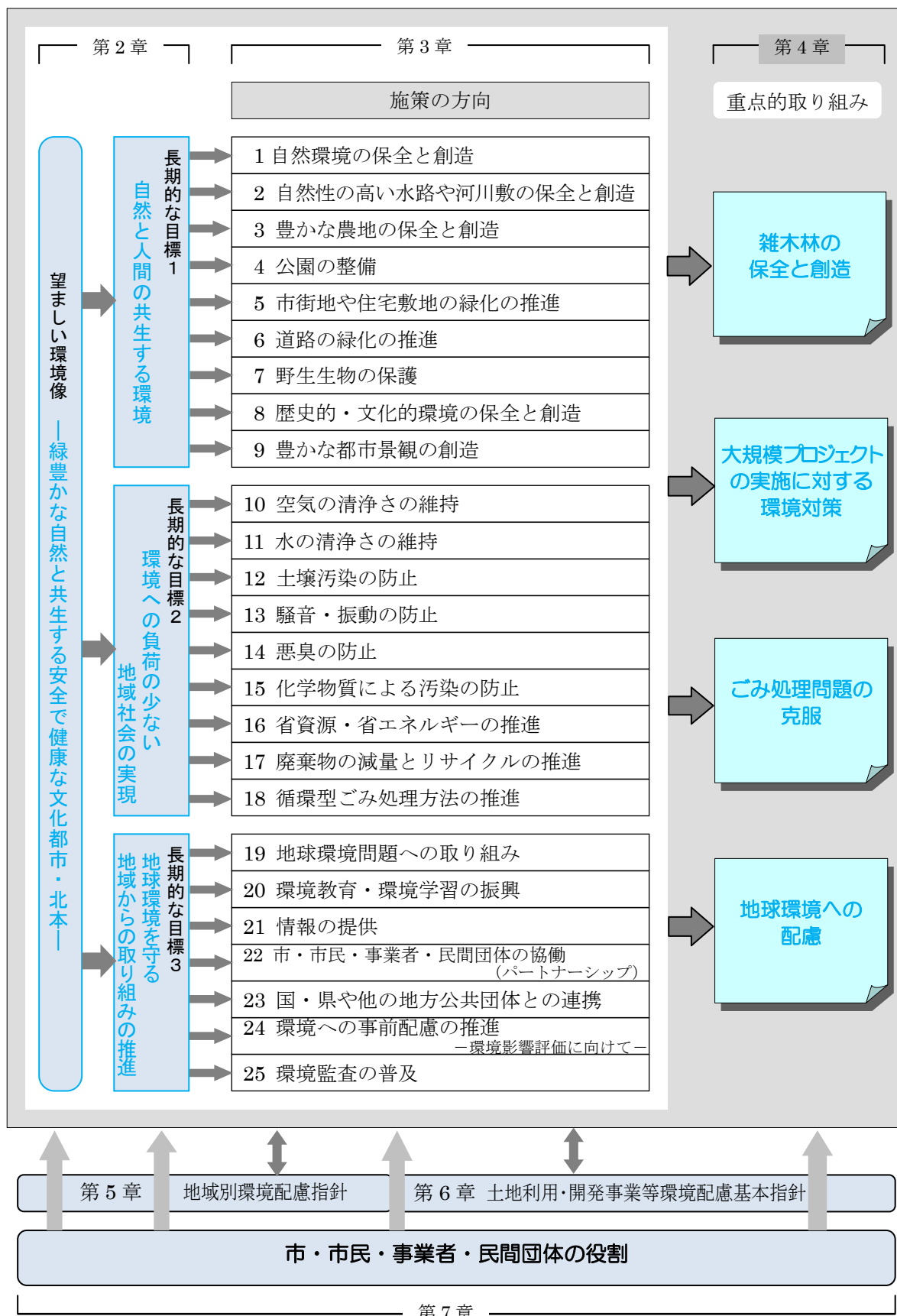
24 環境への事前配慮の推進－環境影響評価に向けて－

環境への事前配慮と計画的な環境保全対策を推進するまちにします。

25 環境監査の普及

環境に与える影響が少ない事業活動を普及するまちにします。

3 施策の体系と関連する章の構成



第 3 章 施策展開の方針

この章では、第 2 章に示した 25 の「施策の方向」について、市の施策展開の方針と、市民・事業者・民間団体それぞれがどのような役割を担って積極的に行動することが望ましいかを示します。

現況と課題

現在の状況と課題を示します。

平成 27 年（2015）度までの目標

計画期間である平成 27 年（2015）度までに到達を目指す水準を示します。

市が講じる施策の方針

「平成 27 年（2015）度までの目標」に到達するために、市が講じる施策についての方針を示します。

市民・事業者・民間団体の取り組み例

「平成 27 年（2015）度までの目標」に到達するために、市民・事業者・民間団体が取り組むべき行動例を示します。

[国の施策]

国が講じている施策を示します。

[県の施策]

県が講じている施策を示します。



土地利用・開発事業等環境配慮基本指針

市が講じる施策のうち、大規模プロジェクトや市街地整備計画などに際して構じる施策の内容、事業者の土地利用や開発事業に際しての取り組みをもとに、計画段階からの環境への事前配慮を進めていくために、環境配慮基本指針としてまとめて示しています。

土地利用や開発事業等に際して、総合的にチェックし、計画段階からの環境配慮を促進し、本計画の効果的な推進に資するものとします。

1 自然環境の保全と創造

北本のシンボルである雑木林をはじめ、湧水・谷津など豊かな自然環境を大切にすまちにします。

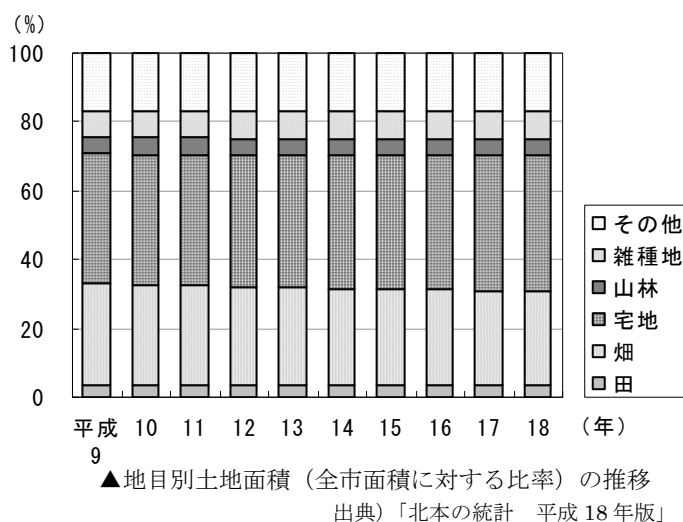
現況と課題

首都圏近郊にもかかわらず、雑木林や屋敷林は JR 高崎線沿線をはじめ市域全体に散在しています。また、西部地域には野生生物の生育・生息場所として貴重な谷津や湧水などの自然環境が残されています。

市西部の「高尾宮岡ふるさと緑の景観地」が、「さいたま緑のトラスト保全第 8 号地」に選定され、県と市では用地取得を行い、管理基準を定め、平成 20 年度の公開に向けた整備を進めています。

しかし、雑木林や屋敷林などの多くは民有地であり、相続を契機に売却されたり、宅地開発の対象となるなど、年々減少しています。都市整備とのバランスを考慮しながら、緑あふれる自然環境を保全・創造していくことが必要です。

また、こうした雑木林や屋敷林の保全や維持管理には、市民緑地制度や市民管理協定制など積極的に活用し、土地所有者、市民・市民団体、市が協働して進めていくことが急務になっています。



平成 27 年（2015）度までの目標

- 雑木林保全実態調査を行い、現存する雑木林面積を保存する方向で維持保全指針を作成します。
- 現存する谷津の保全方針を作成します。
- 環境に視点をおいた土地利用・開発事業等環境配慮基本指針を作成します。
- 市・市民・事業者・民間団体の取り組みによる雑木林や遊休農地の管理活動を推進します。
- 自然環境調査及び調査に基づく自然環境評価を定期的を実施します。
- 高尾宮岡トラスト地における環境モニタリングを実施します。
- 土地の改変などに際して、表土を保全します。
- 開発行為に際して、土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づいた計画段階からの環境への事前配慮を促進します。

市が講じる施策の方針

○雑木林や屋敷林、湧水や谷津の保護・保全

個別事業	対応策	所管
市民参加による管理支援	・雑木林を環境学習やボランティア活動の場として生かします。 ・市民や民間団体による下草刈りやごみ拾いなど、市民参加による雑木林の管理を支援します。 ・市民や民間団体の活動によって落ち葉やせん定材などをたい肥化し、そのたい肥を農家や市民農園で活用する仕組みを検討します。 ・落ち葉やせん定材などのたい肥化を検討します。 ・市民参加支援窓口による市民参加と支援を進めます。	緑・環境担当 産業・農政担当 都市計画・公園担当 地域整備担当 土地区画整理担当 道路担当 下水道担当
保護地区などの指定	・良好な自然環境や貴重な緑を保全するため、ふるさとの森や保護地区・保護樹木などの指定を拡大します。 ・貴重な湧水や谷津を保護するため、保護地区の指定や、谷津・斜面林などを含めた公園・緑地として保全します。 ・ふるさと埼玉の緑を守る条例（県条例）・北本市緑化推進要綱・市民緑地制度などの制度を活用します。	
雑木林や屋敷林を保全する仕組みの検討	・雑木林保全実態調査を行います。 ・雑木林や屋敷林の保護・保全のための仕組みを検討します。 ・雑木林維持保全指針を作成します。 ・雑木林・屋敷林所有に課せられた税負担の軽減や、管理の支援策を検討します。	
谷津の維持・保全	・谷津に影響を与えるような無秩序な土地利用を回避するため、保全方針に基づく規制・誘導を図ります。 ※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進	
水源のかん養	※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進	
雑木林の公有地化の検討	・所有者の意向を十分に尊重しつつ、雑木林の買い上げまたは借り上げによる保護・保全を検討します。 ・買い上げや借り上げにかかる財源の確保策について検討します。	
大規模プロジェクトや市街地整備計画の中での保護・保全策の検討	・大規模プロジェクトや市街地整備計画の中で、雑木林、湧水や谷津の保護・保全策を講じます。 ※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進	
不法投棄の監視体制強化	・監視パトロールを引き続き実施します。	廃棄物担当

○緑の保全・創造

個別事業	対応策	所管
北本らしさの創造	・雑木林・屋敷林・谷津・湧水などの自然環境に配慮した土地利用指針を作成します。	都市計画担当 緑・環境担当 地域整備担当 道路担当
自然環境評価の実施	・自然環境調査及び調査に基づく自然環境評価を定期的の実施します。 ・高尾宮岡トラスト地における環境モニタリングを実施します。	
緑化に関する制度の整備と充実	・緑化に関する制度の整備と充実を検討します。	
市民緑地の開設	・市と雑木林などの所有者が協定を結び、一般に開放して保全を図ります。	
緑のネットワークの推進	・緑の基本計画に基づき、緑のネットワークを推進します。	
大規模プロジェクト（特に広域幹線道路）の中での緑の保全・創造の検討	※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進 ・事業地周辺において、自然環境に影響を与えるような無秩序な土地利用や、周辺への影響の大きい事業の立地、集積を回避するため、現況の土地利用を基本とした適正な機能分担に基づいて、規制・誘導を図ります。	

■「緑のネットワーク」とは

「緑の基本計画」によれば、「ビオトープネットワークの形成、レクリエーション利用の増進、防災機能の強化、及び緑の市街地景観の形成を主な目的とし、基本的には南北及び東西方向の緑の軸（風の道）を中心として、新たに緑化する都市計画道路や中小水路、及び点在する公園緑地相互や公共緑地、寺社林、雑木林、屋敷林等民間施設緑地を連係することにより形成を図る。」としています。

○自然保護に関与する住民団体への支援

個別事業	対応策	所管
自然環境の保全・活用活動への支援	・市民が行う雑木林などの保全・活用活動への支援を推進します。 ・自然保全団体の活動支援を進めます。	緑・環境担当

市民・事業者・民間団体の取り組み例

- 〈市民〉
- ・ 雑木林の維持管理など、自然環境を保全する活動に参加し、その重要性を学びましょう。
 - ・ 緑と花のまちづくり基金に協力しましょう。
 - ・ 雑木林・屋敷林の所有者は、市や民間団体と協力しながら、できる限りその維持に努めましょう。
 - ・ 住宅建設や改築の際には、雑木林や湧水・谷津などの自然環境に影響のないよう配慮しましょう。
 - ・ 雨水浸透に心がけましょう。
- 〈事業者〉
- ・ 雑木林の維持管理など、自然環境を保全する活動に協力しましょう。
 - ・ 緑と花のまちづくり基金に協力しましょう。
 - ・ 事業所建設の際には、雑木林や湧水、谷津などの自然環境を悪化させないように配慮しましょう。
 - ・ 土地利用・開発事業等環境配慮基本指針による環境配慮を進めましょう。
- 〈民間団体〉
- ・ 雑木林の維持管理など、自然環境を保全する活動を行いましょう。
 - ・ 緑と花のまちづくり基金に協力しましょう。

〔国の施策〕

- ・ 重要地域の保全と生態系ネットワークの形成
- ・ 自然の再生
- ・ 里地里山の保全と持続可能な利用
- ・ 海洋・浅海域における自然環境の保全
- ・ 国際的取組
- ・ 自然環境データの整備
- ・ 自然とのふれあいの推進

〔県の施策〕

- ・ 山地地域における豊かな自然の保全
- ・ 県産木材の利用
- ・ 緑の拠点づくりの推進
- ・ 身近な緑を保全するための財源確保の検討
- ・ 都市における新たな緑の創出の推進
- ・ 緑のネットワークづくりの推進



ミクリ



イチリンソウ



オオウラギンスジヒョウモン

▲トラスト地区に生育・生息する生物

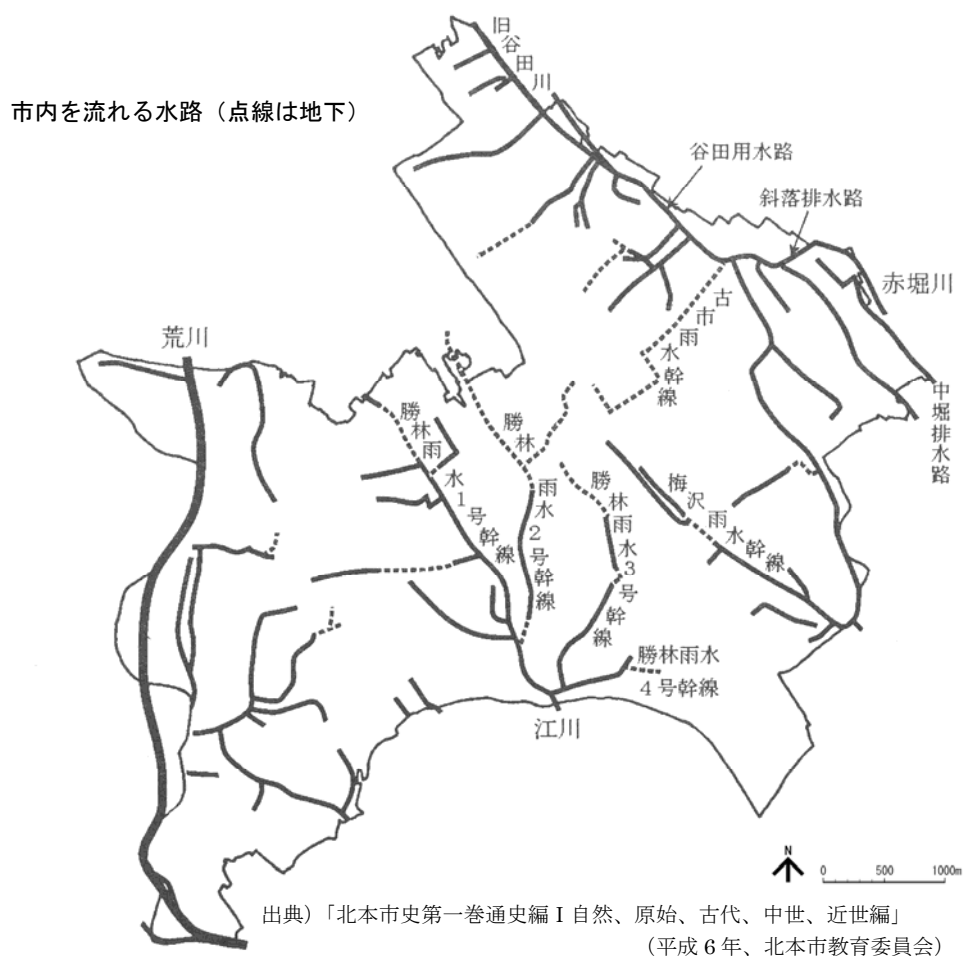
2 自然性の高い水路や河川敷の保全と創造

自然性の高い荒川河川敷を大切にします。また、市街地の水路の自然回復を図るまちにします。

現況と課題

市の西部を流れる荒川の河川敷は、多くの野生生物が生育・生息する豊かな自然を残しています。

一方、市内を流れる水路（小河川）の多くは排水路としての整備が行われ、人工護岸によって水辺の自然が失われています。河川、水辺周辺の植栽、水辺付近の草地の創造など、自然回復が必要です。また、市民が水とふれあえる親水空間を整備する必要があります。



平成27年（2015）度までの目標

- 水路や河川において、在来のメダカ・タナゴが繁殖できる水辺環境を保全・創出します。
- 河川改修においては多自然工法を導入します。
- 水や水辺の動植物にふれる環境教育を推進します。

市が講じる施策の方針

○河川の清流化・自然回復と、親水性に配慮した水辺環境の整備

個別事業	対応策	所管
多自然型川づくりの検討	・荒川河川敷及び周辺緑地・赤堀川・新谷田用水周辺での自然性の高い草地や湿性植物の再生と、河川沿いの沿道植栽を検討します。 ・中小水路周辺において、野生生物の生育・生息に配慮した空間の設置や、自然回復を検討します。 ・河川改修においては、多自然工法を導入します。 ※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進	下水道担当 関係各課

○水と緑のネットワークの推進

個別事業	対応策	所管
市民が親しめる水辺空間の創出	・市民アンケートに基づいて整備方針を定め、市民が親しめる水辺空間の創出を推進します。	緑・公園・水辺担当

○水辺を利用した環境教育の推進

個別事業	対応策	所管
水や水辺の動植物にふれる環境教育の推進	・「水辺の楽校（がっこう）」事業などにより、水や水辺の動植物にふれる環境教育を推進します。	生涯学習担当 学校教育担当

■「水辺の楽校（がっこう）」とは

近年、子供の自然体験や生活体験、遊びなどの機会が少なくなっている状態にあることから、河川の特長を生かして、身近な遊びや自然体験の場として整備・管理し、小学校の先生や地域の関係者の理解・協力を得て、河川の積極的な利用を推進するものです。

市民・事業者・民間団体の取り組み例

〈市民〉

- ・水辺の維持管理活動に参加しましょう。
- ・水辺に親しみ、その重要性について理解を深めましょう。

〈事業者〉

- ・水辺の維持管理活動に協力しましょう。
- ・事業所からの排水を適正に処理しましょう。

- ・土地利用・開発事業等環境配慮基本指針による環境配慮を進めましょう。

〈民間団体〉

- ・水辺の維持管理活動を行いましょう。



▲蓮沼

[国の施策]

- ・良好な水域の生態系の確保

[県の施策]

- ・水辺環境の保全と創造

3 豊かな農地の保全と創造

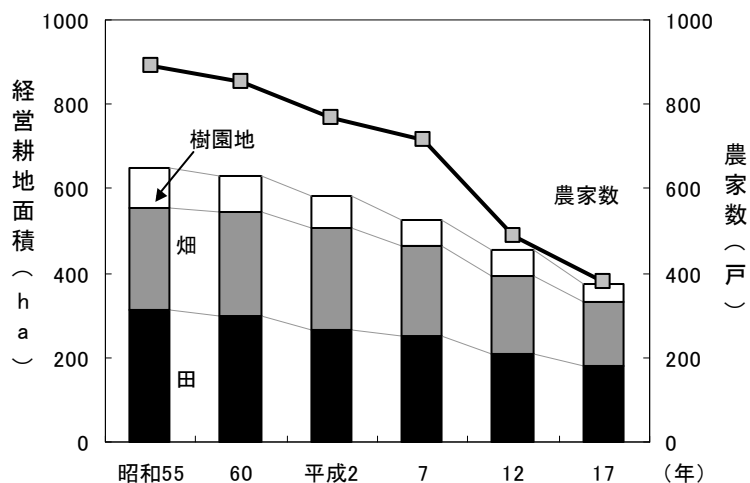
農地を保全し、環境への負荷の少ない農法を行う田畑や果樹園が広がるまちにします。

現況と課題

北本市の経営耕地面積及び農家数の合計は、大きく減少傾向にあります。平成 12 年（2000 年）の環境基本計画策定時と比べ、販売農家数は 22%、田 13%、畑 18%、樹園地 28%、経営耕地面積合計で 17%減少しました。

農業従事者の意向を踏まえた農地の保全や農業従事者の維持など、自然環境との共生が課題となっています。

また、平成 17 年度の生産緑地指定農地は 36.2ha になっています。生産緑地地区は、水源かん養の役割も大きく、市街地に残る貴重な緑地として保全していくことが求められています。



▲経営耕地面積及び農家数の推移

出典)「北本の統計 平成 18 年版」

H17 農業センサス及び市「土地経営耕地の状況」より

注) 平成 12 及び 17 年の農家数は販売農家のみ

	農家数	経営耕地面積(ha)			
		田	畑	樹園地	面積計
昭和 55 年	893	313	242	96	651
昭和 60 年	853	297	250	85	632
平成 2 年	770	267	240	74	581
平成 7 年	718	249	215	63	527
平成 12 年	486	208	186	59	453
平成 17 年	381	181	152	42	375

平成 27 年（2015）度までの目標

- 農地面積当たりの農薬・化学肥料使用量の定期的把握と、使用抑制・無使用に向けた指導などを推進します。
- 学校給食等への市内産有機農産物の利用普及など、有機農法推進策を実施します。
- 食と農と環境を学ぶ環境教育・環境学習を推進します。
- 市民農園利用に際して、農薬や化学肥料を使わないことを条件とします。



▲雑木林と農地



▲下沼周辺河川敷に広がる田園風景

市が講じる施策の方針

○農地や生産緑地の保全

個別事業	対応策	所管
農地の保全	- 都市型農業の振興、農業基盤の整備を促進し、優良農地を保全します。 - 公園的要素をあわせもった体験農場などの整備を検討します。	農政担当 都市計画担当
産緑地の保全	生産緑地指定農地の保全に努めます。	

○農業支援策の構築

個別事業	対応策	所管
農業後継者の育成・援助	農業後継者団体の活動を支援します。	農政担当 教育担当
農業生産支援体制の整備	委託作業や請負耕作希望者の登録名簿の作成を行います。	
農業生産基盤の整備	- 恵み豊かな農地を保全・創造するため、土地改良事業などの面的整備を検討するとともに、農道整備を促進します。 ※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進 - 遊休農地の地権者などの考え方を把握するため意識調査を実施し、耕作継続が困難な農地の流動化を促進します。 - 農地の集約化を推進します。	
市民農園・観光農園の整備	市民農園・観光農園の整備を促進します。	
北本ブランド野菜の育成	- 直売所施設の充実と直売事業の推進を行います。 - できるだけ学校給食に市内産のものを使います。	
生産者と消費者の交流事業	農作業体験や農作業支援制度を推進します。	

○環境保全型農業の推進

個別事業	対応策	所管
有機農業の促進	有機農産物の利用普及など、有機農業を促進します。	農政担当 環境担当
農薬肥料適正使用の啓発・推進	- 農地面積あたりの農薬・化学肥料使用量を定期的に把握します。 - 安全な農産物の供給と、有機肥料を使用した土壌づくりを推進するための実施方針を策定し、講習会を開催します。 - 市民農園などにおいて、生ごみをたい肥化し、その使用を推進します。 ※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進	

○環境保全型農業の推進

個別事業	対応策	所管
農用地土壌の汚染防止	・化学物質による農用地土壌の汚染を防止するための方策を検討し、土壌汚染の防止に取り組みます。	農政担当 環境担当
有機農業に必要な雑木林などの保全	・下草や落ち葉などを有機農業に活用するため、雑木林などの保全や税負担の軽減を検討します。	
農地や農業施設を生育・生息場所とする生物の多様性の維持・増進	・農地や用水路を生育・生息地とする野生生物の生育・生息環境の維持・向上を図ります。 ※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進	

○農地を利用した環境教育・環境学習の推進

個別事業	対応策	所管
食と農と環境を学ぶ環境教育・環境学習の推進	・「田んぼの学校」事業などにより、食と農と環境を学ぶ環境教育・環境学習を推進します。	農政担当
体験農場を利用した環境教育・環境学習の推進	・体験農場を利用した環境教育・環境学習を推進します。	学校教育担当 生涯学習担当

■「田んぼの学校」とは

環境に対する豊かな感性と見識を持つ子どもを育てていくために、田んぼ・水路・ため池などを「遊びと学びの場」としてとらえ、農村農業が持つ多面的な機能を活用して、地域と密着した体験型環境教育を行う事業です。

市民・事業者・民間団体の取り組み例

- 〈市 民〉
- ・市民農園を積極的に活用しましょう。
 - ・地元の農産物を積極的に購入しましょう。
- 〈事 業 者〉
- ・農地の所有者は、農地の維持・保全に努めるとともに、減農薬・有機肥料による環境保全型農業に努めましょう。
 - ・土地利用・開発事業等環境配慮基本指針による環境配慮を進めましょう。
- 〈民間団体〉
- ・雑木林の落ち葉や下草、あるいは生ごみをたい肥化して、市民農園などでの利用を進めましょう。

[国の施策]

- ・重要地域の保全と生態系ネットワークの形成
- ・里地里山の保全と持続可能な利用

[県の施策]

- ・環境保全型農業の支援
- ・地産地消の推進
- ・営農による緑地の保全

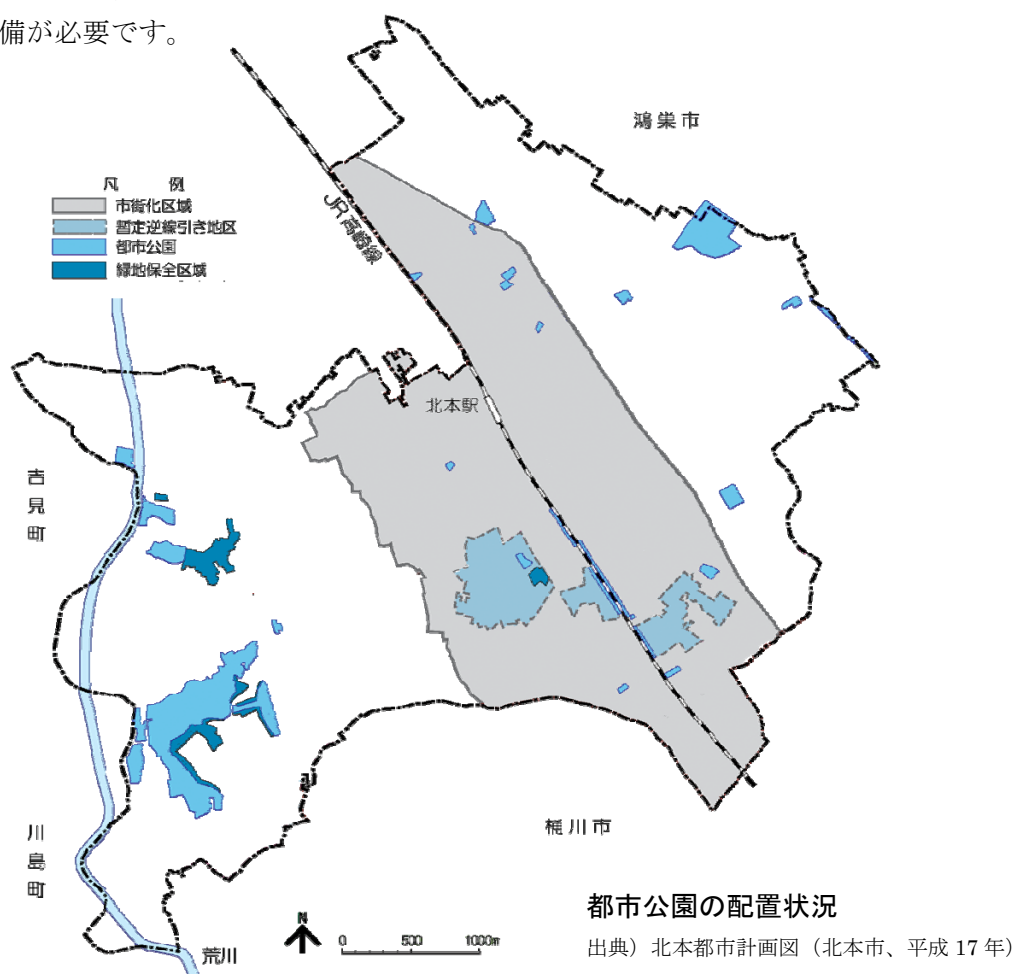
4 公園の整備

野鳥や虫が住み、身近な自然とふれあえる公園のあるまちにします。

現況と課題

平成 18 年度末の北本市の公園面積は 61.96ha で、市民 1 人当たりの公園面積は 8.72 m² となっています。1 人当たりの公園面積は、平成 11 年度末の 6.7 m² より約 2 m² 増加しました。県全体 (H17 年度末 6.71 m²) に比べてやや大きくなっています。また、緑地の面積は 291.85ha となっています。面積の広い公園は市域の西端及び東端に片寄っています。

今後の公園整備に際しては、身近な公園の整備など、地域のバランスを考えた配置に心がけるとともに、都市防災や自然環境の保全・創造に寄与するものとするなどの機能面を考慮した整備が必要です。



平成 27 年 (2015) 度までの目標

- 市民 1 人当たりの都市公園等面積は 15.0 m² を目指します。
- 緑地は将来市街地面積の約 15%、都市計画区域面積の約 25% の確保を目指します。
- 市内都市公園でビオトープを創出します。

■ 「ビオトープ」とは

ビオトープとは、生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Tope”を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味します。ここでは、野生生物の生育・生息空間の場として、自然環境の復元や創造を行うことを広く示すものとしします。

市が講じる施策の方針

○公園・緑地の創造

個別事業	対応策	所管
個性と魅力ある公園・緑地の整備	・緑の基本計画に基づき、身近な自然とふれあえる、自然環境に配慮した公園の配置と整備を行います。 ・公園緑地公社の運営を支援します。 ・主要な公園や緑地、河川、学校など、公共施設の緑をネットワーク化する緑道を整備します。	都市計画・公園担当 土地区画整理担当
市街地整備計画の中での自然環境への配慮	・雑木林や水辺など地域の特性を生かした公園整備を行います。 ・公園でのビオトープの創出に努めます。 ※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進	
市街地整備計画の中での公園・緑地の整備検討	・市街地整備計画に際しては、積極的に緑地やオープンスペースの確保を図ります。 ※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進	

市民・事業者・民間団体の取り組み例

- 〈市民〉
- ・公園を有効に利用しましょう。
 - ・公園の維持管理に協力しましょう。
 - ・身近な自然とふれあえる公園づくりに協力しましょう。
- 〈事業者〉
- ・公園事業の推進に協力しましょう。
 - ・公園の維持管理に協力しましょう。
 - ・企業の社会貢献に結びましょう。
 - ・土地利用・開発事業等環境配慮基本指針による環境配慮を進めましょう。
- 〈民間団体〉
- ・公園の維持管理に協力しましょう。
 - ・身近な自然とふれあえる公園づくりに協力しましょう。

[国の施策]

- ・都市緑化等の推進
- ・自然とのふれあいの推進

[県の施策]

- ・県民等との協働による公園づくりの推進



▲公園の水辺で遊ぶ親子

5 市街地や住宅敷地の緑化の推進

施設や住宅のまわりが緑で満たされるまちにします。

現況と課題

かつては屋敷林の多かった北本も、新規の住宅敷地面積の縮小傾向が進み、最も身近な敷地内の緑はなかなか増えません。

良好な都市環境の形成のためには、雑木林・農地の保全や、公園の整備などとあわせて、公共施設や民有地の緑化によって、緑豊かな都市づくりを進めることが不可欠です。

北本市では生け垣に対して助成を行うなどの緑化推進施策を行っています。公共施設や民有地の緑化に当たっては、自然環境とのネットワークに留意し、在来種による植栽を推進する必要があります。

平成 27 年（2015）度までの目標

- 在来種による生け垣の創出を推進します。
- 工場・事業所敷地内において、在来種による緑化を推進します。
- 個人住宅の庭や事業所敷地内における農薬や化学肥料を使わない緑の維持管理を指導・普及します。

市が講じる施策の方針

○緑化の推進

個別事業	対応策	所管
公共施設の緑化推進	・公共施設の緑化を推進します。 ・公共公益施設の緑化基準を策定し、これに基づいた緑化を行います。 ・学校においては、学校ビオトープの整備を推進します。 ・緑化事業を進めるため基金の充実を図ります。 ※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進	都市計画担当 学校教育担当 総務担当 生涯学習担当 地域整備担当 土地区画整理担当
民有地緑化の推進	・北本市まちづくり条例の活用により、地区計画制度・建築協定・緑地協定を推進し、良好な住環境の創造に努めます。 ・生け垣や敷地内の適切な緑化を推進します。 ※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進	
市民の緑化意識の高揚と啓発	・市民参加による緑化事業として、花いっぱい推進事業を充実します。 ・イベントを活用するなど、緑の PR、広報活動の充実を図ります。	
野生生物への配慮	※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進	

個別事業	対応策	所管
市民緑化団体への支援	・北本市緑と花のまちづくり基金の充実を図り、緑化活動団体に対する助成を行います。	都市計画担当 総務担当
大規模プロジェクトや市街地整備計画の中での緑化推進	・緑地やオープンスペースの確保を積極的に行います。 ※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進	生涯学習担当 地域整備担当 土地区画整理担当

■「北本市まちづくり条例」とは

これまで行政主体で行われてきたまちづくりは、住民の理解を得るまで相当の労力と時間を要しました。そこで、地域の将来のまちづくりについて、地域の人たちで考えていただき、地域ごとの、地域に根づいたルール作りを進めるものです。まちづくりについて市が計画したり、市民が自発的に申し出た地区について、審議会で検討し必要が認められれば「まちづくり推進地区」に指定され、方針を作成することになります。ここで作成する方針は、地区計画や建築協定、自主協定など広範囲にわたる協定も可能です。

○農薬や化学肥料を使わない緑の維持管理の普及

個別事業	対応策	所管
農薬や化学肥料を使わない緑の維持管理の普及	・個人宅の庭や事業所敷地内における農薬や化学肥料を使わない緑の維持・管理を指導・普及します。	環境担当 産業担当

市民・事業者・民間団体の取り組み例

- 〈市民〉
- ・生け垣・植え込み・ベランダ・屋上など、住宅敷地内の緑化と維持管理に努めましょう。
 - ・緑化協定をはじめ、地区計画・建築協定を推進・協力しましょう。
 - ・敷地内の野生生物の生育・生息地（ビオトープ）づくりに努めましょう。
- 〈事業者〉
- ・事業所敷地内の緑化と維持管理に努めましょう。
 - ・土地利用・開発事業等環境配慮基本指針による環境配慮を進めましょう。
- 〈民間団体〉
- ・公共施設の樹木の落ち葉を清掃するなど、緑の維持管理に協力しましょう。
 - ・民有地の緑化を推進しましょう。

[国の施策]

- ・都市緑化等の推進
- ・自然とのふれあいの推進

[県の施策]

- ・森林の保全と都市の緑の創出



▲生垣のある住宅地

6 道路の緑化の推進

道を歩くと、街路樹や生け垣の緑が潤いを与えるまちにします。

現況と課題

街路樹は道を行く人に潤いを与えるだけでなく、汚染物や塵埃（じんあい）を吸着したり、騒音を軽減する効果があるといわれています。北本市内では、西中央通線・南大通線などの街路樹の整備が行われました。大規模道路の開設に当たっては、当該地域にある現在の豊かな自然環境をできるだけ保全できるよう、国・県に働きかけていかなければなりません。

道路の緑化に当たっては、都市防災や野生生物の生育・生息空間のネットワークを創出する役割も考慮した植栽計画が必要です。

平成 27 年（2015）度までの目標

- 防災面や景観に配慮した、在来種による道路の緑化を推進します。
- 緑のネットワークや生物移動などを考慮した道路緑化を推進します。
- 大規模道路における動物の生息域の分断を回避します。

市が講じる施策の方針

○道路緑化の推進

個別事業	対応策	所管
道路緑化による、緑のネットワーク	・都市計画道路などについて、在来種による植樹帯・緑地帯の整備を推進します。 ・既存道路の植栽適地箇所への高木の植栽を推進します。 ・民有地の接道部緑化を推進します。 ・ブロック塀の生け垣化を推進します。 ※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進	都市計画担当 道路担当 土地区画整理担当

○水と緑のネットワーク

個別事業	対応策	所管
ふるさと散歩道の設置・整備	・街の散策路の整備を推進します。	産業担当 都市計画担当 道路担当
アメニティ道路の創設・整備		
野生生物への配慮	・野生生物の生育・生息環境を分断しないよう、緑のネットワークを整備します。 ・新規幹線道路にエコロード・エコトンネルの整備を図ります。 ※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進	土地区画整理担当

市民・事業者・民間団体の取り組み例

- 〈市 民〉
- ・ブロック塀の生け垣化などの緑化に努めましょう。
 - ・庭木・生け垣などは、適切にせん定などを行って、維持管理に努めましょう。
 - ・街路樹の落ち葉を清掃するなど、緑の維持管理に協力しましょう。
 - ・街路緑化事業に協力しましょう。
- 〈事 業 者〉
- ・事業所の接道部における緑化に努めましょう。
 - ・敷地内の樹木や生け垣などは、適切にせん定などを行って、維持管理に努めましょう。
 - ・街路緑化事業に協力しましょう。
 - ・土地利用・開発事業等環境配慮基本指針による環境配慮を進めましょう。
- 〈民間団体〉
- ・街路樹の落ち葉を清掃するなど、緑の維持管理に協力しましょう。
 - ・街路緑化事業に協力しましょう。

[県の施策]

- ・森林の保全と都市の緑の創出
-



▲高崎線沿線の雑木林



▲街路樹（西口通りの八重桜の並木）

7 野生生物の保護

生育・生息する野生生物を大切に、その生育・生息環境を保全するまちにします。

現況と課題

「北本の動植物誌」（平成 7 年 2 月、北本市教育委員会）に記載のある北本市域で確認されている種のうち、「埼玉県レッドデータブック」に記載のある種は、植物 25 種、ほ乳類 5 種、鳥類 59 種、両生類 3 種、魚類 5 種、昆虫類 43 種あります。

これらの多くの種が見られることは、非常に良好で多様な自然が残っていると言えます。特に、市域にはオオタカやホンドキツネ等の動物の生息や稀少植物の生育が確認されており、今後も市・市民・事業者・民間団体の協働により、これらの生育・生息環境を保全していく必要があります。

また、今日では、数多くの外来種が我が国に輸入されてきており、これらの外来種のペット等が野外に放されることによって、地域固有の野生生物の生育・生息に重大な影響をもたらしてきています。このため、国は平成 16 年に特定外来生物被害防止法を定め、その対策に取り組むことになりました。

平成 27 年（2015）度までの目標

- 公共事業における野生生物保護措置を実施します。
- 自然環境調査（動植物・湧水等）及び調査に基づく自然環境評価を定期的の実施します。
- サシバ・オオタカ・ホンドキツネ等の繁殖環境を維持保全・再生します。

市が講じる施策の方針

○生物多様性の保持による生態系の保全

個別事業	対応策	所管
野生生物の生育・生息場所の確保	・雑木林や谷津・河川敷などの保全を推進します。 ・荒川河川敷整備の中で、生育・生息する野生生物の保護を検討します。 ・北本自然観察公園の整備促進を要請します。	緑担当 都市計画担当 土地区画整理担当 道路担当 関係各課 学校教育担当 生涯学習担当
野生生物の保護体制の確立	・市街地整備をはじめとする公共事業に当たっては、野生生物の保護措置を実施するなど、野生生物の生育・生息に配慮した整備を行います。 ・自然回復事業を推進します。 ・野生生物の繁殖環境を維持保全します。 ※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進	
野生生物の生育・生息状況の継続的調査	・良好な自然環境の維持・保全を図るため、自然環境調査及び調査に基づく自然環境評価を定期的の実施します。	
野生生物保護運動の啓発・推進	・環境教育・環境学習の振興により、野生生物保護への意識を高めます。	

○ビオトープづくり

個別事業	対応策	所管
野生生物の生育・生息地の創出と保護	・小さな生態園を市民参加で整備し、環境教育に役立てる方策を検討します。 ・学校ビオトープの整備を推進します。	緑担当 学校教育担当 都市計画担当
市民参加によるビオトープネットワークの形成	・市全域のビオトープネットワーク作りを検討します。 ※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進	
民間保護団体への支援	・民間保護団体の取り組み状況の広報に努めます。 ・民間保護団体の活動支援に努めます。	

市民・事業者・民間団体の取り組み例

- 〈市民〉
- ・野生生物の生育・生息状況の調査に積極的に参加・協力しましょう。
 - ・野生生物の生育・生息地（ビオトープ）の保全や創出活動に積極的に参加・協力しましょう。
 - ・ペットなどの外来種を逃がしたり放したりしないようにしましょう。
- 〈事業者〉
- ・事業所建設の際には、野生生物の生育・生息環境を悪化させることのないようにしましょう。
 - ・野生生物の生育・生息地（ビオトープ）の創出や保全活動に積極的に協力しましょう。
 - ・土地利用・開発事業等環境配慮基本指針による環境配慮を進めましょう。
- 〈民間団体〉
- ・野生生物の生育・生息状況の調査に積極的に参加・協力しましょう。
 - ・野生生物の生育・生息地（ビオトープ）の創出や保全活動に積極的に参加・協力しましょう。

[国の施策]

- ・外来生物等への対策
- ・野生生物の保護管理

[県の施策]

- ・生物多様性保全のための調査研究や自然環境の保全・創造の推進
- ・野生生物の保護体制の整備
- ・野生動物による生態系等への被害の防止



▲ホンドキツネ（撮影：戸田義男）

8 歴史的・文化的環境の保全と創造

北本の生い立ちをたどることができるまちにします。

現況と課題

北本市には、石戸城跡や八重塚古墳群をはじめ、有形文化財・民俗文化財や埋蔵文化財・神社仏閣など、歴史的遺産が数多く存在します。また、鎌倉街道・岩槻道・松山道などの古道沿いには道標や馬頭観音などの史跡が多く残されています。地域の豊かな自然環境の中で形成された社寺林や屋敷林も、古き北本の姿を今に伝える重要な景観を形づくっています。

これらの文化財や史跡はもちろん、社寺林や屋敷林といった北本の歴史を見守ってきた歴史的遺産を含めて、後世に残していく必要があります。

平成 27 年（2015）度までの目標

- 現存社寺林や屋敷林、巨木・名木を維持保全します。
- 将来に向けて保全していきたい環境資産マップを作成します。
- 郷土の歴史資料館を整備します。

市が講じる施策の方針

○歴史的遺産の保存と活用

個別事業	対応策	所管
歴史・文化遺産の評価の推進	・市内にある数多くの文化財の調査・研究を推進します。 ・都市化に伴い散逸・消滅する埋蔵文化財の収集・整理を促進します。 ・民俗資料及び郷土の歴史資料の収集・整理を推進し、展示など情報提供を進めます。 ・現存社寺林を維持するため協力を進めます。 ・指定文化財を管理するとともに保存事業を行い、新たな文化財を選定・指定します。 ※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進	生涯学習担当
文化財保護思想の啓発	・文化財に対する愛護精神を高めるため、文化財の公開や見学会等の事業を行います。	
文化財の調査の推進	・市内にある数多くの文化財の調査・研究を推進します。	
伝統芸能文化の継承と活用	・郷土芸能の後継者の育成を推進するとともに、郷土芸能の実演、公開する場の確保を図ります。	

個別事業	対応策	所管
屋敷林や巨木・名木を保全する仕組みの検討	・屋敷林や巨木・名木の保護・保全のための仕組みを検討します。 ※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進 ・屋敷林所有者の税負担の軽減や、管理の支援策を検討します。	都市計画担当 緑担当
環境資源情報の整備	・将来に向けて保全していきたい環境資産マップを作成します。	緑・環境担当

市民・事業者・民間団体の取り組み例

- 〈市民〉
- ・文化財の公開や見学会などに積極的に参加しましょう
 - ・貴重な歴史的・文化的環境の保全に理解と積極的な協力をしましょう。
 - ・文化財や民俗資料の調査・研究に協力しましょう。
 - ・郷土芸能の実演に参加しましょう。
- 〈事業者〉
- ・貴重な歴史的・文化的環境の保全に理解と積極的な協力をしましょう。
 - ・郷土芸能の継承に協力しましょう。
 - ・土地利用・開発事業等環境配慮基本指針による環境配慮を進めましょう。
- 〈民間団体〉
- ・貴重な歴史的・文化的環境の保全に理解と積極的な協力をしましょう。
 - ・歴史的景観の保全ボランティア活動を推進しましょう。

[国の施策] ・歴史的環境への配慮

[県の施策] ・歴史・文化的環境及び景観の保全



▲石戸蒲ザクラ



▲デーノタメ遺跡での環境学習

9 豊かな都市景観の創造

散策するだけで心が潤うまちにします。

現況と課題

自然環境と調和した都市の景観は、やすらぎや潤いといった快適さを与えます。市内には、武蔵野の面影を残す雑木林や屋敷林などによる、緑豊かな優れた景観が残されています。しかし、空き缶・タバコの吸い殻・かんだ後のガムなどの散乱や粗大ごみの不法投棄などにより、景観が損なわれている箇所も見られます。

市の都市景観を魅力あるものとするためには、緑豊かな優れた景観を保全し、自然環境と調和した都市整備を図るとともに、ごみのポイ捨て・不法投棄の防止や美化・清掃活動を推進していく必要があります。

また、全国的に環境マナーの向上、道德心の醸成が求められています。

平成 27 年（2015）度までの目標

- 魅力ある景観づくりのための条例などを制定します。
- 環境教育としての市内清掃活動を実施します。

市が講じる施策の方針

○魅力ある都市景観の形成

個別事業	対応策	所管
まちなみ景観の創造	・ 魅力ある景観づくりのための条例などを制定します。 ・ 緑豊かな環境の中に、住宅地を中心に商業地・工業地を計画的に配置するとともに、それを取り巻く農地とあわせてバランスの良い都市の形成を図ります。 ・ 道路や公園などの公共施設の美観配慮に努め、緑化推進のほか、案内板などのデザイン向上を図ります。 ・ 景観形成に対する認識を深めるため、景観資源などを紹介する景観パンフレットなどを発行します。 ・ 地区計画制度や建築協定・緑地協定を促進し、良好な都市景観の誘導を図るとともに、景観条例の検討を行います。 ・ 住宅地においては、生け垣化や街路樹、歩道部の街灯などの統一的な整備により、緑の多い、うるおいのある住宅地景観を創出します。	都市計画担当 地域整備担当 土地区画整理担当 建築担当
道路景観の創造		
歴史的景観の創造		
自然景観の創造		
大規模プロジェクトや市街地整備計画の中での景観創造	※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進	

○清潔なまちづくりの推進

個別事業	対応策	所管
不法投棄防止対策の強化	・監視パトロールを引き続き実施します。 ・市民からの通報システムを検討します。	環境担当
美化・清掃活動の推進	・美化・清掃に関するコミュニティ活動を支援します。 ・ごみ散乱防止や空き缶などのポイ捨て禁止に関する条例の策定を検討します。 ・市民による市内清掃活動を実施します。	

市民・事業者・民間団体の取り組み例

- 〈市民〉
- ・住宅の外観や敷地の植樹などは、地域景観とのバランスに配慮しましょう。
 - ・ごみのポイ捨てはやめましょう。
 - ・不法投棄はやめましょう。
 - ・不法投棄の情報提供に協力しましょう。
 - ・地域の美化・清掃活動に参加しましょう。
- 〈事業者〉
- ・事業所の建物や施設は、地域景観とのバランスに配慮しましょう。
 - ・事業所や路上への美観を損なう看板などの設置はやめましょう。
 - ・事業所から出た廃棄物の適正処理に努めましょう。
 - ・土地利用・開発事業等環境配慮基本指針による環境配慮を進めましょう。
- 〈民間団体〉
- ・不法投棄の情報提供に協力しましょう。
 - ・地域の美化・清掃活動に参加・協力しましょう。
 - ・豊かな都市景観の形成や意識の高揚に努めましょう。
 - ・都市景観保全ボランティアを推進しましょう。

[国の施策]
・景観保全

[県の施策]
・歴史・文化的環境及び景観の保全
・良好な生活空間の確保



▲雑木林に囲まれた街並

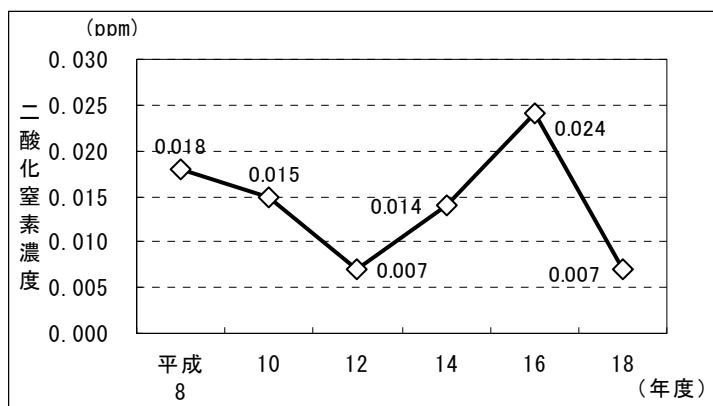
10 空気の清浄さの維持

深呼吸が気持ちいい、空気が澄んだまちにします。

現況と課題

北本市の二酸化窒素濃度は、二酸化窒素測定結果の最大値を見ると、平成 16 年度 0.024ppm で過去 10 年間で最大になっていますが、環境基準は下回っています。平成 18 年度は 0.007ppm と大幅に下がっています。

空気の汚れ（大気汚染）は、排出された大気汚染物質が直接人の健康に影響を及ぼすだけでなく、硫黄酸化物・窒素酸化物は酸性雨の原因物質にもなっています。大気汚染の主な原因としては、自動車や工場・事業所からの排出ガスが挙げられます。自動車交通量を削減するとともに、引き続き国や県と連携して排出ガス自体の削減を図ることが必要です。



北本市の二酸化窒素濃度調査結果（1 日平均値の最大値）

注）上のグラフは、各年 4～5 日間程度の連続調査を行った結果について、調査期間内の 1 日平均値の最大を示しています。

平成 27 年（2015）度までの目標

- 二酸化窒素に係る環境基準をおおむね 100%達成します。
- 公共交通機関を充実します。
- 自転車駐車場の確保を推進します。
- 市内走行バスを、ディーゼル車から次世代ハイブリット車、天然ガス車など低公害車へ転換を促進します。
- 新規幹線道路整備において自転車レーンの整備を促進します。
- 幹線道路沿いにおいて環境基準を達成します。
- 大気汚染監視体制を整備します。
- 公用車を低公害車にします。
- 野焼きパトロール体制を推進します。
- 調査測定を推進します。

市が講じる施策の方針

○自動車排出ガス対策の推進

個別事業	対応策	所管
排出ガスの削減	・ 公用車に低公害車を導入します。 ・ 市内走行バスを、ディーゼル車から次世代ハイブリット車や天然ガス車など低公害車へ転換を促進します。 ・ 市民や事業者への低公害車の普及を推進します。 ・ 不要なアイドリングの抑制など、排気ガスを抑制する運転の普及啓発に努めます。	総務担当 環境担当 政策担当 道路担当
自動車交通対策の推進	・ ノーマイカーデーを推進します。 ・ 自転車の利用を推進します。 ・ 公共交通機関を充実します。 ・ 歩行者及び自転車専用道路の整備を推進します。 ・ 新規幹線道路整備において自転車レーンを整備促進します。 ・ 大気汚染監視体制を整備します。 ・ 市街地内の通過交通を減らし、環境に負荷の少ない交通環境整備のため、道路整備計画を策定します。 ※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進	

○大気汚染発生源対策の推進

個別事業	対応策	所管
大気監視体制の充実	・ 大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、県と連携して大気汚染物質の排出規制及び指導を行います。	環境担当
工場・事業所の大気汚染防止対策の推進		

市民・事業者・民間団体の取り組み例

- 〈市民〉
- ・ 簡易焼却炉や野焼きによるごみの焼却を行わないようにしましょう。
 - ・ できる限り自動車の利用を控え、移動には自転車や徒歩、鉄道などの公共交通機関を利用しましょう。
 - ・ 自動車の購入時には、低公害・低燃費車を積極的に選択しましょう。
 - ・ 自動車を利用するときには、長時間のアイドリングや急発進・空ぶかしを避けるなど、排気ガスを抑制する運転に心がけましょう。
 - ・ 自動車は排気ガスが良好な状態となるよう整備点検を行い、適正に管理しましょう。

- 〈事業者〉
- ・ 低公害・低燃費車の導入を進めましょう。
 - ・ 自動車を利用するときには、長時間のアイドリングや急発進・空ぶかしを避けるなど、排気ガスを抑制する運転に心がけましょう。
 - ・ 自動車は排気ガスが良好な状態となるよう整備点検を行い、適正に管理しましょう。
 - ・ 物流の合理化を進め、稼働車両台数を減らしましょう。
 - ・ 工場や事業所からの大気汚染の防止に努めましょう。
 - ・ 焼却炉の適正使用に心がけましょう。
 - ・ 事業所の環境報告書の作成を進めましょう。
 - ・ 土地利用・開発事業等環境配慮基本指針による環境配慮を進めましょう。
- 〈民間団体〉
- ・ 簡易焼却炉や野焼きによるごみの焼却を行わないようにしましょう。
 - ・ 大気汚染の指標となる野生生物の生育・生息調査を行いましょう。

■大気汚染の指標となる野生生物の生育・生息調査

ある野生生物（指標生物）が生育・生息するか、生育・生息数は多いか少ないかなどを調査することによって、その野生生物が生育・生息する周囲の環境を知ることができます。

例えば、ウメノキゴケは亜硫酸ガスに弱く、生育の有無や被度などによって大気汚染の度合いを知ることができます。



[国の施策]

- ・ 光化学オキシダント対策
- ・ 環境負荷の少ない自動車の一層の普及
- ・ 交通需要マネジメント手法の活用をはじめとする物流、人流、交通流対策、局所汚染対策の推進
- ・ 大都市地域における自動車排出ガス対策の強化
- ・ 固定発生源対策
- ・ 浮遊粒子状物質対策及びディーゼル排気粒子対策
- ・ 硫黄酸化物対策等
- ・ 多様な有害物質による健康影響の防止
- ・ 地域の生活環境に係る問題への対策

[県の施策]

- ・ ディーゼル車対策
- ・ アイドリング・ストップ、自動車使用管理計画制度に係る指導の実施
- ・ エコ・カー（低公害車）の普及促進
- ・ 県の率先実行
- ・ 広域的な自動車対策の実施
- ・ 自動車交通対策の推進
- ・ 法令に基づく原因物質の排出抑制
- ・ 事業者の自主的取組の促進
- ・ 広域的な調査研究及び対策の実施
- ・ 光化学スモッグによる健康被害の未然防止
- ・ 監視測定の実施

11 水の清浄さの維持

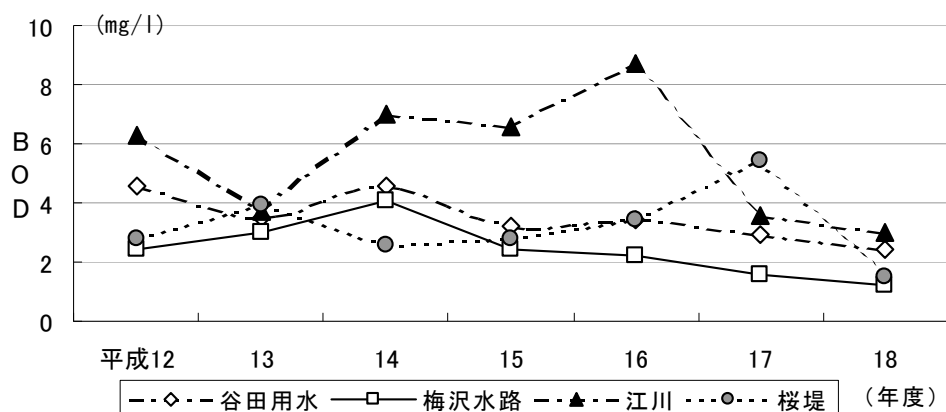
市内を流れる川や水路の水、地下水がきれいなまちにします。

現況と課題

生物化学的酸素要求量（BOD）は、河川や水路を流れる水に含まれる汚れの程度を示すもので、数値が大きいほど汚濁が進んでいます。5mg/l を超えると多くの魚は住めなくなると言われています。

北本市の河川や水路における BOD 調査結果によると、BOD の最も大きい数値を観測したのは江川で 8.7mg/l（平成 16 年度）となっています。他の水路等も基準値 3mg/l を超えているところが多く水の汚れが進んでいる状況にあるといえます。これは、未処理の生活排水などによって、特に市街地を流れる河川や水路の水質の改善は進んでいないことを示しており、今後、公共下水道や合併処理浄化槽による生活雑排水の処理を推進し、水質改善に努めていく必要があります。

一方、河川の水とともに重要な地下水は、雨水が地下に浸透することにより、浄化・保水されたものです（水源かん養）。雑木林・屋敷林・農地などの減少や都市化によって、雨水が地下に浸透しない地域が広がり、健全な水循環が損なわれています。今後、雨水保全能力を持つ雑木林・屋敷林・農地の保全や雨水浸透対策を促進する必要があります。



（単位：mg/l）

年	平成 12	13	14	15	16	17	18
谷田用水	4.6	3.5	4.6	3.2	3.4	2.9	2.4
梅沢水路	2.4	3.0	4.1	2.4	2.2	1.6	1.2
江川	6.3	3.7	7.0	6.6	8.7	3.6	3.0
桜堤	2.8	3.9	2.6	2.8	3.4	5.4	1.5

▲市内河川・水路における水質（BOD）調査結果
出典）「北本市環境基本計画年次報告書 平成 19 年度版」

平成 27 年（2015）度までの目標

- 市の各河川・水路において市域へ流入する場所と流出する場所の水質測定を継続的に実施します。
- 地下水の安全性に関わる定期的観測を継続的に実施します。
- 市内湧水地点の調査と保全施策を推進します。
- 河川・水路の水質が著しく悪化したときの対応マニュアルを策定します。
- 市の河川・水路に魚が生息できるよう水質を改善します。
- 公共下水道・合併処理浄化槽による生活雑排水の処理率を向上します。
- 公共施設・事業所などにおいて、雨水利用・中水利用施設の整備を推進します。
- 地盤条件などを考慮した雨水浸透施設（雨水マス・トレンチなど）を整備します。
- 調査頻度を増やすなど、調査測定を推進します。

市が講じる施策の方針

○生活排水などの浄化対策の推進

個別事業	対応策	所管
清浄な水の維持	・ 自己水源である深井戸の水質の保全に努めます。 ・ 安全な水を供給するため、水質検査体制を充実します。	環境担当
生活排水改善のための啓発活動	・ パンフレットの作成・配布などを通じて、啓発に努めます。	

○健全な水循環の構築

個別事業	対応策	所管
湧水・地下水の水源かん養	・ 雑木林・屋敷林や農地などの保全により、市域での雨水浸透を促進します。 ・ 市街地の公共施設敷地の透水性舗装化により、雨水浸透を図ります。 ・ 歩道や生活道路整備に際して、適所に透水性舗装を推進します。 ・ 地盤条件などを考慮した雨水浸透施設（雨水マス・トレンチなど）を整備します。 ※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進 ・ 集中豪雨時の河川の氾濫（はんらん）や、地下水の減少による地盤沈下を防止するため、宅地や民間事業所の敷地の雨水浸透処理を促進します。	下水道担当 道路担当 土地区画整理担当 関係各課
湧水・地下水の水質保全	・ 地下水の安全性に関わる定期的観測を実施します。 ・ 市内湧水地点の調査と保全施策を推進します。	

○水質汚濁防止体制の推進

個別事業	対応策	所管
水質監視の充実	・市の各河川・水路において、市域へ流入する場所と流出する場所の水質測定を実施します。 ・河川・水路の水質が著しく悪化したときの対応マニュアルを策定します。	環境担当
測定値の公開	・河川や水路における水質測定値の公開を推進します。	
合併処理浄化槽の普及促進	・当面、公共下水道が整備されない地域については、合併処理浄化槽の導入を促進します。 ・単独浄化槽からの合併処理浄化槽への転換を進めます。	

○公共下水道の整備推進

個別事業	対応策	所管
公共下水道の整備推進	・快適な都市生活環境を確保するため、市民意識の啓発を図り、公共下水道の整備を推進します。	下水道担当

○水資源の有効利用

個別事業	対応策	所管
雨水利用・中水利用の推進	・公共施設や事業所などで、雨水利用・中水利用施設の整備を推進します。 ※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進	環境担当 総務担当 建築担当 関係各課



▲台地斜面からの湧水



▲湧水のある厳島神社

市民・事業者・民間団体の取り組み例

- 〈市 民〉
- ・ 公共下水道が整備されている地域では、積極的に接続を進めましょう。
 - ・ 当面、公共下水道が整備されない地域については、合併処理浄化槽の導入を図りましょう。
 - ・ 合成洗剤の使用を石けん使用に切り替えましょう。
 - ・ 洗剤を使いすぎない、食用油は流しに直接流さないなど、生活排水が河川や水路などの水質を汚濁することのないようにしましょう。
 - ・ 雨水の地下浸透を進めましょう。
- 〈事 業 者〉
- ・ 公共下水道が整備されている地域では、積極的に接続を進めましょう。
 - ・ 有機塩素系化合物などを使用する事業者は、代替品や代替技術の導入を検討しましょう。
 - ・ 工場・事業所からの排水が、河川や水路などの水質を汚濁することのないようにしましょう。
 - ・ 工場・事業所における排水調査に協力しましょう。
 - ・ 雨水の地下浸透を進めましょう。
 - ・ 雨水利用・中水利用施設を整備しましょう。
 - ・ 事業所の環境報告書の作成を進めましょう。
 - ・ 水質汚濁の指標となる野生生物の生育・生息調査を行いましょう。
 - ・ 土地利用・開発事業等環境配慮基本指針による環境配慮を進めましょう。
- 〈民間団体〉
- ・ 水質汚濁の指標となる野生生物の生育・生息調査を行いましょう。

■水質汚濁の指標となる野生生物の生育・生息調査

ある野生生物（指標生物）が生育・生息するか、生育・生息数が多いか少ないかなどを調査することによって、その野生生物が生育・生息する周囲の環境を知ることができます。水生昆虫をはじめ、ミミズ類やヒル類、貝類など川の中にすむ動物は、水の汚れの程度によってその生息に大きな影響が及ぶため、生息地域が異なります。したがって、河川や水路の中の水生生物の種類構成や個体数を調べることによって、その河川や水路の汚染の程度を知ることができます。

[国の施策]

- ・ 水質環境基準の設定等
- ・ 汚濁負荷の発生形態に応じた負荷の低減
- ・ 負荷低減及び浄化手法の開発及び普及等
- ・ 閉鎖性水域などにおける水環境の保全
- ・ 環境保全上健全な水循環の確保
- ・ 水環境の効率的・効果的な監視等の推進
- ・ 内外の水環境保全活動の推進

[県の施策]

- ・ 河川等の水質保全
 - ・ 地下水のかん養
 - ・ 地盤沈下防止対策の推進
 - ・ 工場・事業場に対する排水規制・指導の実施
 - ・ ダイオキシン類汚染底質対策の推進
 - ・ 土壌・地下水汚染状況の把握と汚染対策の推進
 - ・ 監視測定の実施
-

12 土壌汚染の防止

不法投棄などで土壌が汚染されることのないまちにします。

現況と課題

土壌汚染に関する苦情は、ここ数年発生していません。

しかし、今後不法投棄や汚染土による埋め立て、工場・事業所の化学物質による土壌汚染が懸念されることから、汚染状況の調査や監視体制の充実により土壌汚染を防止することが必要です。

北本市では、平成 17 年度に「北本市土砂等のたい積規制に関する条例」を制定し、埋め立てなどに伴う有害物質による土壌汚染防止を推進していくことになりました。

平成 27 年（2015）度までの目標

- 「北本市土砂等のたい積規制に関する条例（H17 年 6 月 30 日公布）」に基づき、埋め立てなどに伴う有害物質による土壌汚染の防止を推進します。
- 土壌汚染調査を実施します。
- 過去の大型埋め立て場所のマップを作成し、土壌汚染の有無の調査を実施します。
- 土壌汚染調査時の環境基準達成件数を 100%にします。
- 市内事業者における塩素系溶媒使用者の実態調査を行います。



▲雑木林と麦畑

市が講じる施策の方針

○不法投棄・埋め立てなどに伴う土壌汚染防止対策の推進

個別事業	対応策	所管
埋め立てなどに伴う有害物質による土壌汚染の防止	・「北本市土砂等のたい積規制に関する条例（H17 年 6 月 30 日公布）」に基づき、埋め立てなどに伴う有害物質による土壌汚染の防止を推進します。 ※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進	環境担当
不法投棄の監視体制強化	・産業廃棄物や汚染土壌の不法投棄の監視パトロールを実施します。	

○化学物質による土壌汚染防止活動の推進

個別事業	対応策	所管
化学物質による土壌汚染調査の推進	・化学物質による土壌の汚染状況についての測定・分析調査を推進します。	環境担当 産業・農政担当
ダイオキシン対策の推進	・公共施設の焼却炉を回収します。 ・事業所に対し、焼却炉の適正使用について指導します。	
工場・事業所への土壌汚染防止対策の推進	・市内事業者における塩素系溶媒使用者の実態調査を行います。 ・事業者への土壌汚染に関するガイドラインや対策マニュアルの適切な普及を行います。	
農用地の土壌汚染防止	・減農薬による安全な農産物の供給と、有機肥料を使用した土壌づくりを推進するための実施方針を策定し、講習会を開催します。 ・市民農園などにおいて、生ごみのたい肥化肥料の使用を推進します。	
化学物質の不法投棄防止対策の強化	・産業廃棄物や汚染土壌の不法投棄の監視パトロールを実施します。 ・市民からの通報システムを検討します。	

参考

- 平成 18 年 4 月 1 日施行の改正労働安全衛生法で、MSDS（製品安全データシート）制度が制定され、事前の農薬散布等の情報伝達が義務づけられています。
- 食品衛生法の改正により、平成 18 年 5 月 29 日から、残留農薬のポジティブリスト制度（農薬使用基準の遵守、農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止）が施行され、農薬の飛散（ドリフト）防止対策の一層の徹底を図らねばなりません。

市民・事業者・民間団体の取り組み例

- 〈市 民〉
- ・不法投棄をしないようにしましょう。
 - ・不法投棄の情報提供に協力しましょう。
 - ・家庭での簡易焼却炉や野焼きによるごみの焼却を行わないようにして、ダイオキシンなどの有害物質の発生抑制に努めましょう。
 - ・庭木や家庭菜園などの害虫駆除や除草に使う殺虫剤や薬品は、できる限り使用しないようにしましょう。やむを得ず使用するときは、使用量を必要最低限にしましょう。
- 〈事 業 者〉
- ・開発の過程や製品の製造における原材料や廃棄物は適正に処理し、不法投棄をしないようにしましょう。
 - ・不法投棄の情報提供に協力しましょう。
 - ・土地の埋め立てに際しては、埋め立て土砂などの中に有害物質が含まれないよう十分に配慮しましょう。
 - ・焼却炉の適正使用に心がけましょう。
 - ・製品の製造や開発に当たっては、開発研究から生産・消費・廃棄に至るまで、化学薬品などの有害物質が人体や環境へ影響を及ぼさないように努めましょう。
 - ・敷地内にある樹木の害虫駆除や除草に使う殺虫剤・薬品は、できる限り使用しないようにしましょう。やむを得ず使用するときは、使用量を必要最低限にしましょう。
 - ・事業所の環境報告書の作成を進めましょう。
 - ・土地利用・開発事業等環境配慮基本指針による環境配慮を進めましょう。
- 〈民間団体〉
- ・不法投棄の情報提供に協力しましょう。
 - ・簡易焼却炉や野焼きによるごみの焼却を行わないようにして、ダイオキシンなどの有害物質の発生抑制に努めましょう。
 - ・不法投棄の防止に協力しましょう。

[国の施策]

- ・ 土壤汚染の未然防止の推進
 - ・ 市街地の土壤汚染対策の推進
 - ・ 土壤環境に係る科学的知見の整備等
 - ・ ダイオキシン類による土壤汚染対策
 - ・ 農用地の土壤汚染対策
-

[県の施策]

- ・ 土壤・地下水汚染状況の把握と汚染対策の推進

13 騒音・振動の防止

野鳥やカエル・昆虫の鳴き声、そよ風にゆれる木々の音が聞こえるまちにします。

現況と課題

国道 17 号の自動車交通騒音調査結果によると、すべての時間区分で環境基準を上回っています。また、平成 18 年度の騒音に関する苦情は 3 件あり、そのほとんどは建設作業による騒音と近隣騒音によるものでした。自動車交通などによる騒音に加えて、近年では商店や飲食店・家庭などから発生するいわゆる近隣騒音が増えつつあります。

一方、国道 17 号の自動車交通振動調査結果によると、すべての時間区分で要請限度の範囲内にあります。また、振動に関する苦情は、毎年 5 件未満となっています。

自動車交通、工場・事業所の稼働、建設作業などに対する従来型の騒音・振動対策はもちろん、いわゆる近隣騒音・振動についても対策を講じる必要があります。

■自動車交通騒音・振動調査結果

観測地点	年度	騒音		振動	
		昼間	夜間	昼間	夜間
国道 17 号 (深井 4 丁目地内)	平成 14 年度	72.0	72.0	55.0	56.0
	平成 15 年度	73.0	72.0	55.0	56.0
	環境基準 (要請限度)	70.0 (75.0)	65.0 (70.0)	(65.0)	(60.0)
県道東松山桶川線 (石戸 8 丁目地内)	平成 14 年度	71.0	67.0	50.0	40.0
	平成 15 年度	69.0	65.0	44.0	36.0
	環境基準 (要請限度)	70.0 (75.0)	65.0 (70.0)	(65.0)	(60.0)

出典)「北本市環境基本計画年次報告書 平成 19 年度版」

注) ・騒音測定値：等価騒音レベル Leq(単位：dB)

振動測定値：時間率振動レベルの 80%レンジ 上端値 L10(単位：dB)

・「環境基準」は、生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として定められるものです。一方「要請限度」は、騒音がその限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるとき、県知事は県公安委員会に交通規制などの措置をとるよう要請するものです。

平成 27 年 (2015) 度までの目標

- 騒音に係る環境基準を 100%達成します。
- 騒音・振動測定体制を充実します。

市が講じる施策の方針

○騒音・振動防止活動の推進

個別事業	対応策	所管
市内の騒音・振動の状況把握推進	・騒音・振動調査箇所の充実を図ります。	環境担当

個別事業	対応策	所管
自動車交通対策の推進	・ ノーマイカーデーを設定し、推進します。 ・ 暴走車などの取締り強化の検討を要請します。 ・ 住宅地内・商店街・通学路などにおいて、車道をジグザグにしたり（ボンエルフ）、車道を一部盛り上げる（バンプ）など、通行する自動車の速度を下げさせる道路構造の導入を検討します。	環境担当 道路担当
大規模プロジェクトの中での騒音・振動防止対策の検討	・ 事業主体と周辺住民に広報・広聴を通じて良好なコミュニケーションを成立させ、住環境への影響を低減するよう努めます。 ・ 騒音・振動による影響が発生した場合には、速やかに対策を講じるよう、実施主体に要請します。 ※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進	地域整備担当 土地区画整理担当 都市計画担当 地域づくり担当
道路整備における騒音・振動防止対策の検討	・ 市街地内の通過交通を減らすため、都市計画道路などの幹線道路網の整備を推進します。 ・ 生活道路の通過交通を減らすため、効果的な交通規制や誘導を検討します。	

市民・事業者・民間団体の取り組み例

- 〈市民〉
- ・ ピアノやカラオケなどの生活騒音の発生を防止しましょう。
 - ・ 自動車は整備点検を行い、適正に管理しましょう。
 - ・ エアコンや掃除機・洗濯機など電化製品を購入する際は、低騒音型のものを積極的に選択しましょう。
 - ・ 近隣騒音・振動の防止に向けて、地域でルール作りを行って実践しましょう。
 - ・ できる限り自動車の利用を控え、移動には自転車や徒歩、鉄道などの公共交通機関を利用しましょう。
- 〈事業者〉
- ・ 工場・事業所における騒音・振動の防止に努めましょう。
 - ・ 建設作業では、低騒音・低振動型の機械や工法を採用しましょう。
 - ・ 自動車は整備点検を行い、適正に管理しましょう。
 - ・ トラックの使用に当たっては過積載をしないようにして、振動を防止しましょう。
 - ・ 物流の合理化を進め、稼働車両台数を減らしましょう。
 - ・ 近隣騒音・振動の防止に向けて、地域でのルール作りに参加して実践しましょう。
 - ・ 事業所の環境報告書の作成を進めましょう。
 - ・ 土地利用・開発事業等環境配慮基本指針による環境配慮を進めましょう。
- 〈民間団体〉
- ・ 市と協働して騒音・振動の監視や防止運動を行いましょう。

〔国の施策〕

- ・ 自動車交通騒音・振動対策
- ・ 新幹線鉄道騒音・振動、航空機騒音対策
- ・ 在来鉄道騒音・振動対策
- ・ 工場・事業場及び建設作業騒音・振動対策
- ・ 近隣騒音対策
- ・ 低周波音対策

〔県の施策〕

- ・ 騒音対策の推進
- ・ 振動対策の推進
- ・ 公害苦情・紛争の適正処理の推進
- ・ 事業所における公害防止体制の充実の促進

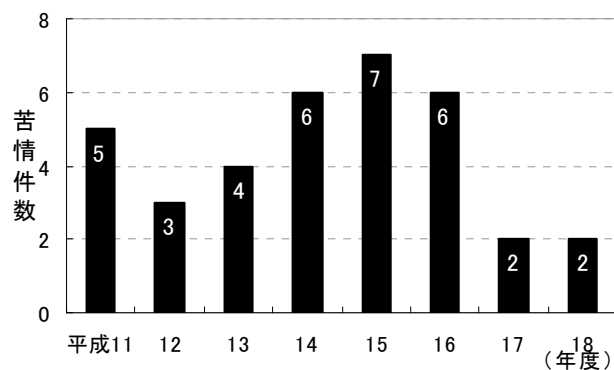
14 悪臭の防止

悪臭のないまちにします。

現況と課題

悪臭公害には、食品加工過程で発生する臭気や塗装、印刷、プラスチック成形等から発生する有機溶剤臭、廃棄物焼却等に伴う臭気等があります。家庭でのごみ焼却を規制し、焼却炉の回収を行いました。平成 17、18 年度の悪臭に関する苦情はそれぞれ 2 件となっています。

今後も多様な原因による悪臭の発生が予想されることから、その対策を講じる必要があります。



出典)「北本市環境基本計画年次報告書 平成 19 年度版」

平成 27 年（2015）度までの目標

- 事業所など予測される発生源への指導強化による悪臭予防対策を推進します。

市が講じる施策の方針

○悪臭防止活動の推進

個別事業	対応策	所管
工場・事業所への啓発指導	・工場・事業所における悪臭防止への啓発及び指導を行います。	環境担当

市民・事業者・民間団体の取り組み例

- 〈市 民〉
- ・悪臭発生のないように配慮しましょう。
 - ・悪臭の発生源調査に協力しましょう。
 - ・悪臭の防止に向けて、地域でルール作りを行って実践しましょう。
- 〈事 業 者〉
- ・工場・事業所における臭気を適正に管理し、悪臭の防止に努めましょう。
 - ・悪臭の防止に向けて、地域でのルール作りに参加して実践しましょう。
 - ・事業所の環境報告書の作成を進めましょう。
 - ・土地利用・開発事業等環境配慮基本指針による環境配慮を進めましょう。
- 〈民間団体〉
- ・市と協働して、悪臭発生の監視や防止運動を行いましょう。

[国の施策]

- ・悪臭対策

[県の施策]

- ・悪臭対策の推進
- ・公害苦情・紛争の適正処理の推進
- ・事業所における公害防止体制の充実の促進

15 化学物質による汚染の防止

ダイオキシンや外因性内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）などによる汚染がないまちにします。

現況と課題

平成 18 年度のダイオキシン類調査結果によると、市内の大気中に含まれるダイオキシン類毒性等量及び土壌中に含まれるダイオキシン類毒性等量は、いずれも法令の環境基準値より大幅に低い状況となっています。

人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのあるダイオキシンをはじめとする有害な化学物質について、関連情報の適切な収集と広報を行い、未然の予防策を講じる必要があります。

一方、有害な化学物質すべてについて、環境保全上の目標を定量的に設定する規制方法のみでは、化学物質の影響を効果的に防止することが困難なことから、事業者による化学物質についての情報伝達、自主的管理の促進などによる管理（PRTR：環境汚染物質排出移動登録）が取り入れられています。

■ダイオキシン調査結果

媒 体	土 壌	大 気
単 位	pg-TEQ/ g	pg-TEQ/ m ³
調 査 場 所	中丸小学校校庭	中丸公民館
調 査 日	平成 18 年 10 月	平成 18 年 10 月
調 査 結 果	0. 020	0. 140
環境基準値	1, 000 pg-TEQ/g 以下	0. 6pg-TEQ/m ³ 以下

出典)「北本市環境基本計画年次報告書 平成 19 年度版」

注) TEQ（毒性等価換算濃度）：水素、炭素、酸素、塩素の化合物である塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）を総称して「ダイオキシン」と呼んでいます。ダイオキシンは毒性がそれぞれ異なるため、最も毒性が強い 2, 3, 7, 8-TCDD に換算して表して、基準値等と比較・判定されます。

平成 27 年（2015）度までの目標

- ダイオキシンの環境基準を 100%達成します。
- 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR 法）施行に伴う情報公開の推進、事業者などへの指導や勉強会を実施します。

市が講じる施策の方針

○化学物質による汚染防止体制の推進

個別事業	対応策	所管
市内の化学物質の現状把握推進	・ダイオキシンの測定分析調査を推進します。	環境担当
調査・研究などの充実	・国や県と連携して、関連情報の適切な対応や広報を行います。	
環境ホルモン等化学物質の安全管理の検討	・PRTR（環境汚染物質排出移動登録）制度により、事業所における化学物質の適正処理について、国や県と連携して適切な対応策を検討します。	
化学物質に関する情報提供	・不要になった農薬の適切な処分・処理方法の情報提供を行います。	

○化学物質による汚染防止活動の推進

個別事業	対応策	所管
土壌汚染調査の充実	・化学物質による汚染状況についての測定・分析調査を推進します。	環境担当 産業・農政担当
ダイオキシン対策の推進	・家庭でのごみ焼却等の防止対策を進めます。 ・事業所に対し、焼却炉の適正使用について指導します。	
工場・事業所への土壌汚染防止対策の推進	・事業者への土壌汚染に関するガイドラインや対策マニュアルの適切な普及を行います。	
農用地の汚染防止 (p69 参考を参照)	・安全な農産物の供給と、有機肥料を使用した土壌づくりを推進するための実施方針を策定し、講習会を開催します。 ・市民農園などにおいて、生ごみのたい肥化肥料の使用を推進します。	
化学物質の不法投棄防止対策の強化	・化学物質を含んだ産業廃棄物・汚染土壌や薬品類の不法投棄を防止する監視パトロールを実施します。 ・市民からの通報システムを検討します。	

市民・事業者・民間団体の取り組み例

- 〈市民〉
- ・ 家庭での簡易焼却炉や野焼きによるごみの焼却を行わないようにして、ダイオキシンなどの有害物質の発生抑制に努めましょう。
 - ・ ダイオキシンや環境ホルモンなどの発生源となるような製品の使用は控えましょう。
 - ・ 庭木や家庭菜園などの害虫駆除や除草に使う殺虫剤・薬品は、できる限り使用しないようにしましょう。やむを得ず使用するときは、使用量を必要最低限にしましょう。
 - ・ 不要になった農薬や化学薬品などは、適切に処分・処理をしましょう。
- 〈事業者〉
- ・ 製品の製造や開発に当たっては、開発研究から生産・消費・廃棄に至るまで、化学薬品などの有害物質が人体や環境へ影響を及ぼさないように努めましょう。
 - ・ 住宅・建築物の建材や、塗料・接着剤などに含まれている揮発性化学物質が、居住者や環境へ影響を及ぼさないよう、使用材料を吟味するとともに、設計・施工方法に配慮しましょう。
 - ・ 原材料や廃棄物は適正に処理しましょう。
 - ・ 不要になった農薬や化学薬品などは、適切に処分・処理をしましょう。
 - ・ 特別管理一般廃棄物または特別管理産業廃棄物については、その適正処理を徹底しましょう。
 - ・ 新たな化学物質の有害性などについての研究や情報収集を進めるとともに、市と協働して適切な広報を行いましょう。
 - ・ 敷地内にある樹木の害虫駆除や除草に使う殺虫剤や薬品は、できる限り使用しないようにしましょう。やむを得ず使用するときは、使用量を必要最低限にしましょう。
 - ・ 土地利用・開発事業等環境配慮基本指針による環境配慮を進めましょう。
 - ・ 事業所の環境報告書の作成を進めましょう。
- 〈民間団体〉
- ・ 簡易焼却炉や野焼きによるごみの焼却を行わないようにして、ダイオキシンなどの有害物質の発生抑制に努めましょう。

[国の施策]

- ・ 化学物質の環境中の残留実態の把握等
- ・ 化学物質のリスク評価
- ・ 化学物質のリスク管理
- ・ 化学物質に関するリスクコミュニケーション
- ・ 国際的な協調の下での国際的責務の履行と積極的対応
- ・ 国内における毒ガス弾等における対策

[県の施策]

- ・ 化学物質の排出量・移動量の把握と公表
 - ・ リスクコミュニケーションの支援
 - ・ 事業者指導と状況の把握
 - ・ 石綿の大気中への飛散防止
 - ・ 石綿廃棄物の適正処理
 - ・ 石綿濃度の把握、県民・事業者への情報提供
 - ・ 工場・事業場に対する排水規制・指導の実施
 - ・ ダイオキシン類汚染底質対策の推進
 - ・ 土壌・地下水汚染状況の把握と汚染対策の推進
 - ・ 監視測定の実施
-

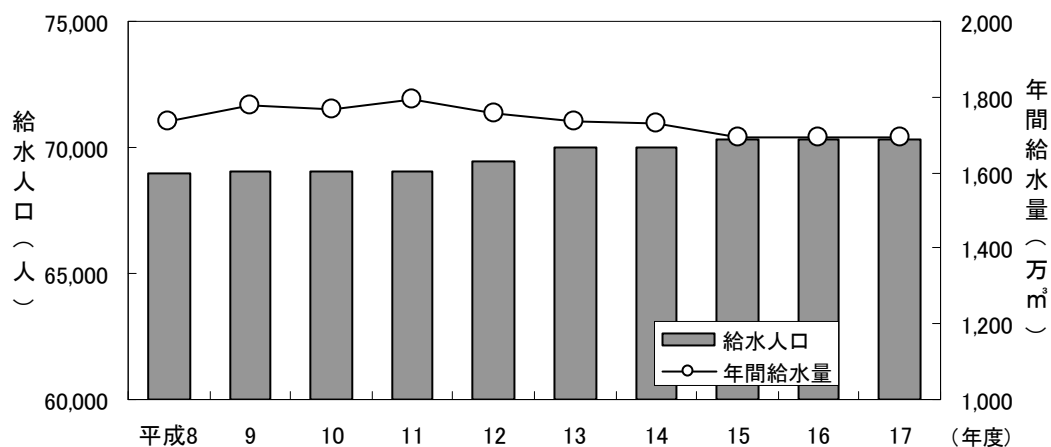
16 省資源・省エネルギーの推進

資源やエネルギーを大切にすまちにします。

現況と課題

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式は、地球温暖化や酸性雨等の環境問題を引き起こし、地球環境へ負荷を与えています。

資源やエネルギーは限りあるものとして、また、その使用は地球環境に負荷を与えていることを考慮して、省資源、省エネルギーに取り組むことが求められています。



年度	平成 8	9	10	11	12
年間給水 (x1 万 m³)	1,734.92	1,775.80	1,769.49	1,794.59	1,754.98
給水人口 (人)	68,934	69,030	69,029	69,078	69,479

年度	13	14	15	16	17
年間給水 (x1 万 m³)	1,737.82	1,731.63	1,693.55	1,694.09	1,691.50
給水人口 (人)	69,962	70,031	70,313	70,349	70,351

▲上水道の使用量

出典)「北本の統計 平成 18 年版」

平成 27 年 (2015) 度までの目標

- 公共施設などにおいて自然エネルギー・省エネルギー施設を導入します。
- 上水使用量を平成 2 年 (1990) 度レベルへ削減します。
- 市全体のエネルギー消費実態が把握できるシステムを構築します。

市が講じる施策の方針

○省資源・省エネルギー、再利用化の推進

個別事業	対応策	所管
市全体のエネルギー消費実態の把握	・市全体のエネルギー消費実態や温室効果ガス排出量の把握などにより、地球温暖化防止対策に向けた地域からの取り組みを推進します。	環境担当 総務担当 建築担当 関係各課
電気・ガス使用量の抑制	・公共施設では冷暖房温度に配慮したり、照明などのスイッチをこまめに切るなど、省エネルギーに努めます。 ・市民や事業者には、電気やガスの使用量抑制を呼びかけます。	
水の有効利用	・公共施設への節水設備の設置を推進します。 ・市民や事業者には、節水を呼びかけます。 ※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進	
水の循環利用の推進	・公共施設や民間施設における雨水貯蓄及び利用設備の設置を推進します。 ・透水性舗装の助成措置を検討します。 ※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進	
資源の有効利用	・公共施設では、再生紙や再生プラスチックなどのリサイクル製品を使って、使い捨て製品の購入を控えるとともに、市民や事業者にはリサイクル製品の使用を呼びかけます。 ・フリーマーケットの開催回数の増加を促進します。	

○新エネルギーの導入

個別事業	対応策	所管
太陽光発電などの利用普及の推進	・公共施設への太陽電池・太陽熱温水器の設置を推進します。 ・市民や事業者への太陽電池・太陽熱温水器の設置助成を検討します。 ※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進	環境担当 建築担当
環境共生住宅の建設推進	・省資源や省エネルギーに配慮した環境共生住宅を推進します。 ・地球温暖化対策の推進及び一般廃棄物処理基本計画見直しとの整合を図り、その推進に向けた省エネルギー省資源推進手順書の作成を進めていきます。 ※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進	

市民・事業者・民間団体の取り組み例

- 〈市 民〉
- ・無駄な電気やガスを消すなど、省エネルギーに努めましょう。
 - ・省エネルギー型やエコマーク付きの商品を選択しましょう。
 - ・冷暖房の温度に気をつけたり、照明やテレビなどのスイッチをこまめに切るなど、電気やガスを節約して省エネルギー型の生活に努めましょう。
 - ・できる限り自動車の利用を控え、移動には自転車や徒歩、鉄道などの公共交通機関を利用しましょう。
 - ・自動車を利用するときには、長時間のアイドリングや急発進・空ぶかしを避けるなど、省エネ運転に心がけましょう。
 - ・自動車は整備点検を行って、適正に管理しましょう。
 - ・自動車の購入時には、低公害・低燃費車を積極的に選択しましょう。
 - ・日常生活での節水に心がけましょう。
 - ・雨水の地下浸透を進めましょう。
 - ・住宅の新築や改築の際には環境共生住宅にして、省資源・省エネルギー化に努めましょう。
 - ・太陽光発電や太陽熱温水器など新エネルギーの導入を検討しましょう。
 - ・住宅の新築時には、資源として再利用でき、環境に負荷を与えない資材を用いた長寿命住宅にして、解体時の廃棄物発生を少なくしましょう。
- 〈事 業 者〉
- ・生産・流通・販売・サービスなど事業活動の各段階でエネルギー効率の改善に努めましょう。
 - ・冷暖房の温度に気をつけたり、過度な照明や看板を排するなど、省エネルギー型の事業活動に努めましょう。
 - ・事業所・店舗などについて、省エネルギー型建物の建設・利用に努めましょう。
 - ・自動車を利用するときには、長時間のアイドリングや急発進・空ぶかしを避けるなど省エネ運転に心がけましょう。
 - ・自動車は整備点検を行って、適正に管理しましょう。
 - ・事業所の建設時には省資源・省エネルギー化に配慮した建物の建設に努めましょう。
 - ・太陽光発電や太陽熱温水器など新エネルギーの導入を検討しましょう。
 - ・事業所の環境報告書の作成を進めましょう。
 - ・事業所の建設時には長寿命型の建物にして、解体時の廃棄物発生を少なくしましょう。
 - ・土地利用・開発事業等環境配慮基本指針による環境配慮を進めましょう。
- 〈民間団体〉
- ・市民の省資源・省エネルギー意識の高揚・啓発を図りましょう。

[国の施策]

- ・温室効果ガスの排出削減対策・施策
- ・環境負荷の小さい地域・社会への変革
- ・循環型社会の形成を図るための施設整備の推進
- ・学校教育における環境教育・環境学習

[県の施策]

- ・水利用の合理化等の推進
 - ・環境負荷低減に向けた事業者の自主的な取組の推進
 - ・省エネルギー対策及び新エネルギー導入の普及促進
 - ・グリーン購入の推進
-

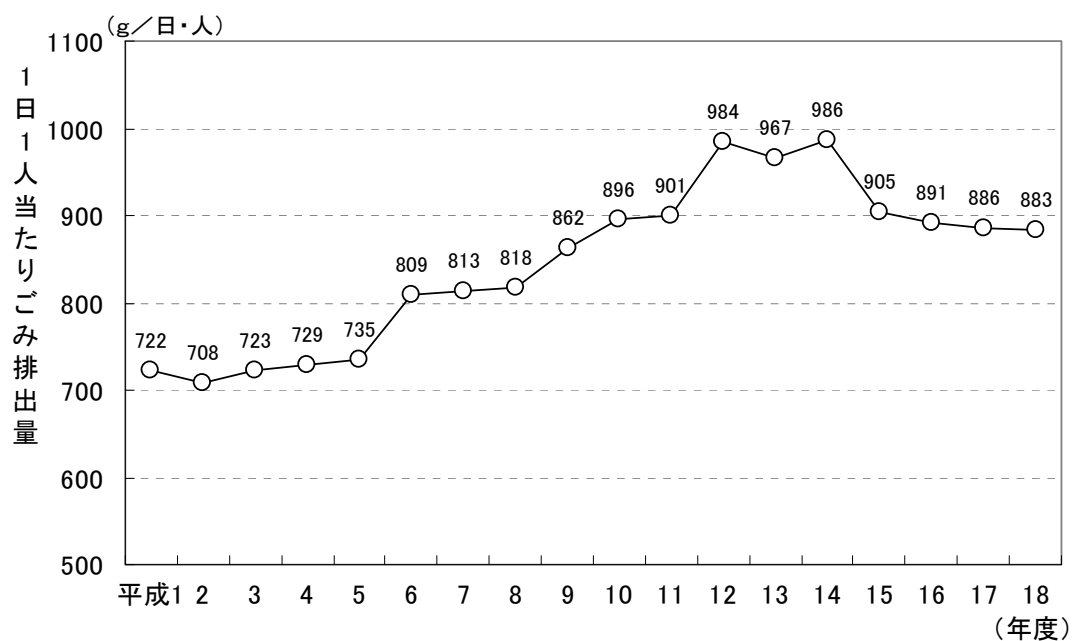
17 廃棄物の減量とリサイクルの推進

ごみをできるだけ出さないように減量し、リサイクルを推進するまちにします。

現況と課題

本市における一般廃棄物（ごみ）の総排出量は、平成 14 年度以降、やや減少傾向にあります。市民一人当たり一日のごみ排出量も、平成 14 年度をピークに、減少しています。

買い物時にマイバック等を活用し、すぐにごみとなるものは買わない、持ち込まないなど、ごみの発生を少なくするのはもちろんですが、発生してしまったごみはできる限り再使用・再利用することが必要です。



▲ごみの排出量の推移

出典) 現行計画書（平成 9 年度以前）及び「北本市環境基本計画年次報告書 平成 19 年度版」

平成 27 年（2015）度までの目標

- 生産・販売事業者による包装材などの適正な回収と再資源化を指導します。
- 平成 27 年度までに、燃やせるごみの発生量を平成 10 年（1998）度実績の 85%にします。
- 平成 27 年（2015）度までに資源回収量を廃棄物総排出量に対し 25%にします。

市が講じる施策の方針

〇ごみの減量化・再資源化運動の推進、資源有効活用の奨励

個別事業	対応策	所管
リサイクル体制の整備	・広域リサイクルプラザの建設を推進します。 ・ごみ処理に共通の課題を抱える近隣市町村と連携して、リサイクル施設などの整備について広域行政により検討します。 ・家庭で出た生ごみをたい肥化して、そのたい肥を農家や市民農園で活用する仕組みの研究を行います。	廃棄物担当 建築担当 関係各課 教育担当
民間団体への活動支援	・市民参加によるごみの減量化と再資源化を進めます。また、ごみ減量等推進市民会議を支援するとともに、啓発活動を行います。 ・リサイクル事業協同組合による不要品交換、大型ごみのリサイクルを推進します。	
リサイクル活動の普及・支援	・建設副産物のリサイクルを推進します。 ※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進 ・地域における生活ルール、事業活動ルールづくりを推進します。 ・生産・販売事業者による包装材などの適正な回収と再資源化を指導します。	
ごみの発生抑制の推進	・学校からの生ごみの減量とコンポスト（たい肥化）などによる再利用を推進します。	



▲不法投棄（家庭ごみ）

市民・事業者・民間団体の取り組み例

- 〈市 民〉
- ・ すぐにごみになるようなものを、購入したりもらったりしないようにしましょう。例えば、過剰な包装を断ったり、スーパーマーケットでは買い物袋を持参してレジ袋をもらわないようにしましょう。
 - ・ 電化製品や家具・日用品などはできる限り長く使用しましょう。
 - ・ 使い捨て製品の購入・使用をできる限り控え、長期間使用できて再利用が可能な製品を購入・使用しましょう。
 - ・ フリーマーケットを利用したり、資源回収などに参加して、資源の再使用・再利用に心がけましょう。
 - ・ 生ごみや植木のせん定材などをたい肥化しましょう。
 - ・ 廃棄時に処理困難となるものを購入・使用しないようにしましょう。
 - ・ ダイオキシンや環境ホルモンなどの発生源となるような製品の使用は控えましょう。
- 〈事 業 者〉
- ・ 包装紙や梱包（こんぼう）材、広告紙は必要最低限にしましょう。
 - ・ 使い捨て製品はできる限り製造・販売・使用しないようにしましょう。
 - ・ 長期間使用でき、再利用が可能な製品を製造・販売・使用しましょう。
 - ・ 廃棄時に処理困難となるものを製造・販売・使用しないようにしましょう。
 - ・ 製品には、廃棄方法（分別・資源化方法など）を明記しましょう。
 - ・ ダイオキシンや環境ホルモンなどの発生源となるような製品の製造・販売・使用は控えましょう。
 - ・ 事業所の環境報告書の作成を進めましょう。
 - ・ 建設事業における産業廃棄物の適正処理及び、ゼロエミッションを推進しましょう。
- 〈民間団体〉
- ・ 市・市民・事業者と協働して、全市的なごみの減量に努めましょう。
 - ・ 生ごみや下草・落ち葉などをたい肥化しましょう。
 - ・ フリーマーケットや資源回収などに参加・協力しましょう。

〔国の施策〕

- ・ 廃棄物等のリデュース（発生抑制）
- ・ 循環資源のリユース（再使用）の推進
- ・ 循環資源の回収、リサイクル（再生利用）の推進
- ・ 循環型社会の形成を図るための施設整備の推進
- ・ 循環的な利用における環境配慮
- ・ 処理施設の確保
- ・ 市町村と事業者の協力
- ・ 廃棄物処理における環境配慮等
- ・ PCB 廃棄物の処理の促進
- ・ アスベスト廃棄物の処理の推進

〔県の施策〕

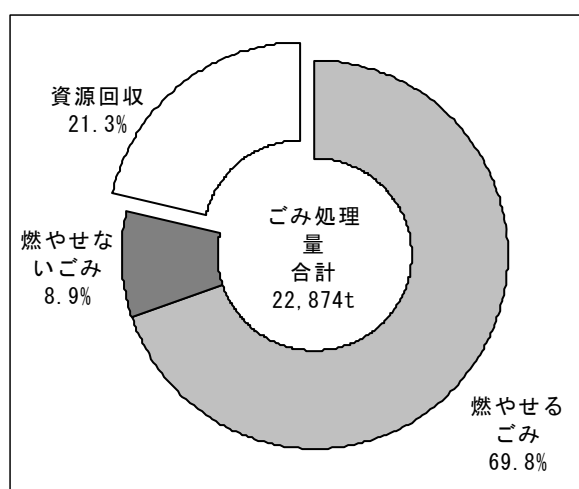
- ・ 廃棄物の発生抑制と再使用、再生利用の推進
- ・ 廃棄物処理基本計画の策定・推進
- ・ 3R を推進するための仕組みづくり
- ・ グリーン購入の推進
- ・ 地域と共存する安心な再資源化施設の整備と運営
- ・ 安心して暮らせる廃棄物適正処理の推進
- ・ 産業廃棄物の大量たい積等への取組の推進

18 循環型ごみ処理方法の推進

循環型のごみ処理を進めるまちにします。

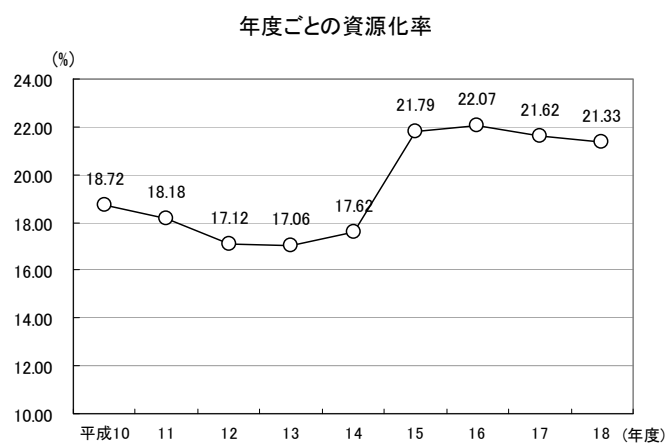
現況と課題

北本市の収集ごみの資源化率（牛乳パックを含む。）は約 21.3%で、平成 10 年度と比べ資源化率は高くなっていますが、ここ数年では、資源化率はやや低下もしくは横ばい状態となっています。資源は限りあるものであることを啓発し、循環型社会の構築に向け、より一層資源化率を高める必要があります。



▲ごみ処理の内訳（平成 18 年度）

出典）「北本市環境基本計画年次報告書 平成 19 年度版」



平成 27 年（2015）度までの目標

- 資源化物回収ルート確保と、施設やシステムの確立による資源化可能物の有効活用を推進します。
- 学校及び学校給食施設からの生ごみのコンポスト（たい肥化）などによる資源化を推進します。
- 平成 27 年（2015）度までに廃棄物の埋め立て量＝0 を目指します。
- 平成 20 年（2008）度一般廃棄物処理基本計画を見直します。

市が講じる施策の方針

○廃棄物の適正処理の推進

個別事業	対応策	所管
資源回収の推進	・分別収集を引き続き徹底します。 ・プラスチック製・紙製容器包装の資源回収・再利用方法の検討と実施をします。 ・適正処理困難物の処理体制を確立します。	廃棄物担当 教育担当 関係各課
リユース・リサイクル製品の率先使用	・環境に配慮した商品の購入を推進します。 ・環境配慮型商品のリスト作成を検討します。	
廃棄物処理基本計画の見直し	・廃棄物処理基本計画の見直しにより、ごみ発生・排出抑制、環境負荷の少ない適正処理、ダイオキシン対策の徹底、循環型処理施設（リサイクルプラザ）へのプラント更新などを推進します。	
学校からの生ごみの資源化を推進	・学校からの生ごみのコンポスト（たい肥化）などによる資源化を推進します。	
リサイクル活動の推進	・牛乳パックの回収・リサイクル活動を通して、資源有効活用を推進します。	

○ゼロエミッション構築の検討

個別事業	対応策	所管
ゼロエミッションの啓発	・市及び周辺市町、企業、市民との連携によるゼロエミッション社会の形成に向けた啓発を推進します。 ・産業廃棄物の再生利用の実態やリサイクル技術などについて情報収集を進め、ゼロエミッションの啓発に努めます。	廃棄物担当

市民・事業者・民間団体の取り組み例

- 〈市民〉
- ・ごみは「分別収集家庭ごみ・資源類の出し方」に基づいて出しましょう。
 - ・新聞・雑誌・段ボール・牛乳パックなどリサイクル可能なものは資源回収に出しましょう。
 - ・生ごみや植木のせん定材などはたい肥化して、市民農園や家庭菜園などに利用しましょう。
 - ・資源回収活動に積極的に参加・協力しましょう。
 - ・フリーマーケットを利用して、資源の再使用・再利用に心がけましょう。
 - ・物品の購入に当たっては、リサイクル品を積極的に選択しましょう。
- 〈事業者〉
- ・再生資源を利用した製品や材料を選択し、使用しましょう。
 - ・再生資源を利用した製品や材料の販売・購入・利用を推進しましょう。
 - ・事業所における資源化推進体制を整備しましょう。
 - ・敷地内の植木のせん定材をたい肥化しましょう。
 - ・リサイクル品を積極的に使用しましょう。
 - ・事業所の環境報告書や廃棄物減量化計画の作成を進めましょう。
- 〈民間団体〉
- ・雑木林の管理で発生する下草・落ち葉などのたい肥化を行い、市民農園や家庭菜園などに利用しましょう。
 - ・資源回収活動に積極的に参加・協力しましょう。

〔国の施策〕

- ・廃棄物等のリデュース（発生抑制）
- ・循環資源のリユース（再使用）の推進
- ・循環資源の回収、リサイクル（再生利用）の推進
- ・循環型社会の形成を図るための施設整備の推進
- ・循環的な利用における環境配慮
- ・処理施設の確保
- ・市町村と事業者の協力
- ・廃棄物処理における環境配慮等
- ・PCB 廃棄物の処理の促進
- ・アスベスト廃棄物の処理の推進

〔県の施策〕

- ・廃棄物の発生抑制と再使用、再生利用の推進
 - ・廃棄物処理基本計画の策定・推進
 - ・3R を推進するための仕組みづくり
 - ・グリーン購入の推進
 - ・地域と共存する安心な再資源化施設の整備と運営
 - ・安心して暮らせる廃棄物適正処理の推進
 - ・産業廃棄物の大量たい積等への取り組みの推進
-

19 地球環境問題への取り組み

地球温暖化をはじめとする地球環境問題に対して、地域から取り組むまちにします。

現況と課題

地球温暖化・オゾン層破壊・酸性雨などの地球環境問題の多くは、大量生産・大量消費・大量廃棄という私たちの日常の暮らしや経済活動と深くかかわりをもっています。今後、北本市では、オゾン層破壊物質であるフロンガスについて、周辺の地方公共団体と連携して電化製品などのフロンガスを回収していきます。また、カーエアコンなどについては事業者の協議会によるフロンガス回収を支援しています。地球環境問題の解決に当たっては、市・市民・事業者・民間団体が地球規模の視野を持って、身近な環境問題から自主的・積極的に取り組む必要があります。

また、わが国は、京都議定書により、その約束期間（平成 20 年（2008）度～平成 24 年（2012）度）までに温室効果ガス排出量の削減目標を達成する義務を負っており、その実現に向けた積極的な対策を進めていかなければなりません。また、その後も新たな国際的な枠組みの中で、一層の温室効果ガス排出の削減が求められています。

こうした情勢のなか、市域における温室効果ガス排出量は、平成 2 年（1990）度は約 20 万 4 千トン、平成 17 年度は約 28 万 6 千トンと、15 年間で約 40%増加しています。また、産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門とも排出量は、基準年比における増減率では、国レベルに比べ全ての部門で大きく増加しています。【参考：詳細は p 21 参照】

このため、本市としても地球温暖化防止に向け、特に増加率の高い家庭部門や業務部門を中心とした温室効果ガス削減対策を図っていくことが課題となっています。

平成 27 年（2015）度までの目標

- 地球規模の環境問題に関する情報を提供します。
- 市庁舎における温暖化効果ガス排出量の把握と低減措置を推進します。
- オゾン層破壊物質の回収を推進します。
- 酸性雨対策を推進します。
- 熱帯材使用抑制、代替材使用などを推進します。
- 家庭部門での地球温暖化対策の推進に向けた第 1 歩として、1 世帯当たりの温室効果ガス排出量を平成 2 年（1990）度レベルより 6%削減を目指します。

その後、他の部門での削減や国・県との連携により、市域からの温室効果ガス排出量の一層の削減を進めます。

市が講じる施策の方針

○地球温暖化防止対策の推進

個別事業	対応策	所管
地球温暖化効果 ガスの発生抑制	・市全体のエネルギー消費実態が把握できるシステムの構築を図り、地球温暖化防止対策を市全体で推進します。市民のCO₂排出量削減に向け、推進委員会や協議会等を設置し、市民との協働による温室効果ガス削減の取り組みを進めます。 ・環境マネジメントシステム（ISO14001）に基づき、市役所の地球温暖化防止対策の実行と各種環境保全への取り組みを継続実行します。 ・事業者による環境マネジメントシステム（ISO14001）の認証取得を支援します。	環境担当
省エネルギーの 推進	・公共施設では冷暖房温度に配慮したり、照明などのスイッチをこまめに切るなど、省エネルギーに努めます。 ・市民や事業者にも、電気やガスの使用量抑制を呼びかけます。 ・省エネルギー情報の提供に努めていきます。	総務担当 環境担当 建築担当 関係各課
新エネルギーの 導入	・公共施設への太陽電池・太陽熱温水器の設置を推進します。 ・市民や事業者への太陽電池・太陽熱温水器の設置助成を検討します。 ※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進	総務担当 環境担当 建築担当 関係各課
雑木林の保護・ 保全	・所有者の意向を十分に尊重しつつ、雑木林の買い上げまたは借り上げによる保護・保全を検討します。 ・良好な自然環境や貴重な緑を保全するため、ふるさとの森や保護地区・保護樹林などの指定を拡大します。 ・ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（県条例）・北本市緑化推進要綱・市民緑地制度の保全活用などにより、雑木林の保全に努めます。 ※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進	緑担当

○オゾン層破壊防止対策の推進

個別事業	対応策	所管
フロンガスの発生抑制	・周辺の地方公共団体と連携して、電化製品などのフロンガス回収を引き続き推進します。 ・事業者の協議会によるカーエアコンなどのフロンガス回収を引き続き支援します。	環境担当

○酸性雨対策の推進

個別事業	対応策	所管
自動車排出ガス対策の推進	・ 公用車に低公害車を導入します。 ・ 市民や事業者への低公害車の普及を推進します。 ・ 不要なアイドリングの抑制など、環境負荷の少ない自動車利用の普及・啓発に努めます。	総務担当 環境担当
自動車交通対策の推進	・ ノーマイカーデーを設定し、推進します。 ・ 歩行者及び自転車専用道路の整備を推進します。	道路担当

○その他、地球規模の環境問題に対する対応

個別事業	対応策	所管
熱帯材の使用抑制	・ トレーサビリティーシステムも視野に入れた材料の使用に努めます。 ※「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」の推進	環境担当 関係各課
地球環境問題の情報提供	・ 市民・事業者・民間団体に対し、地球規模の環境問題に関する情報を提供します。	環境担当
環境を考えるイベントの開催	・ 市民及び関連団体・近隣自治体に呼びかけ、環境を考えるイベントを開催します。	



市民・事業者・民間団体の取り組み例

- 〈市 民〉
- ・無駄な電気やガスを消すなど、省エネに努めましょう。
 - ・省エネルギー型やエコマーク付きの商品を選択しましょう。
 - ・冷暖房の温度に気をつけたり、照明やテレビなどのスイッチをこまめに切るなど、省エネルギー型の生活に努めましょう。
 - ・できる限り自動車の利用を控え、移動には自転車や徒歩、鉄道などの公共交通機関を利用しましょう。
 - ・自動車を利用するときには、長時間のアイドリングや急発進・空ぶかしを避けるなど省エネ運転に心がけましょう。
 - ・低公害・低燃費車を積極的に購入しましょう。
 - ・住宅の新築や改築の際には環境共生住宅にして、省資源・省エネルギー化に努めましょう。
 - ・太陽光発電や太陽熱温水器など新エネルギーの導入を検討しましょう。
 - ・フロンガスの回収に協力しましょう。
- 〈事 業 者〉
- ・環境マネジメントシステム (ISO14001) の認証取得・継続実行を推進しましょう。
 - ・生産・流通・販売・サービスなど事業活動の各段階でエネルギー効率の改善に努めましょう。
 - ・冷暖房の温度に気をつけたり、過度な照明や電飾（イルミネーション）を排するなど、省エネルギー型の事業活動に努めましょう。
 - ・事業所・店舗などについて、省エネルギー型建物の建設・利用に努めましょう。
 - ・太陽光発電や太陽熱温水器など新エネルギーの導入を検討しましょう。
 - ・自動車を利用するときには、長時間のアイドリングや急発進、空ぶかしを避けるなど省エネ運転に心がけましょう。
 - ・自動車は整備点検を行って、適正に管理しましょう。
 - ・フロンガスの回収に協力・支援しましょう。
- 〈民間団体〉
- ・市民の地球環境への意識の高揚・啓発を図りましょう。

[国の施策]

- ・温室効果ガスの排出削減対策・施策
- ・温室効果ガス吸収源対策・施策
- ・京都メカニズムに関する対策・施策
- ・オゾン層保護対策
- ・酸性雨等にかかる対策
- ・海洋環境の保全
- ・森林の保全と持続可能な経営の推進
- ・砂漠化対策の推進
- ・南極地域の環境の保護

[県の施策]

- ・家庭でできる地球温暖化対策の普及啓発や学校・地域における環境学習の充実
- ・グリーン購入の推進
- ・環境負荷低減に向けた事業者の自主的な取り組みの推進
- ・省エネルギー対策及び新エネルギー導入の普及促進
- ・アイドリング・ストップ、自動車使用管理計画制度に係る指導の実施
- ・パークアンドライドなど自家用車から公共交通機関への利用転換の促進
- ・エコ・カー、エコドライブの普及促進
- ・フロン類による地球温暖化の防止とオゾン層の保護
- ・森林の保全と都市の緑の創出
- ・酸性雨対策

20 環境教育・環境学習の振興

環境についての理解を深め、環境を保全・創造する意欲の高いまちにします。

現況と課題

小中学校での総合学習の導入以降、環境教育のプログラムの導入が図られてきました。また、一般市民向けの講座でも、環境に関するものが増えるなど、環境教育や環境学習への取り組みがなされてきています。

自然と共生する持続的な社会を構築していくためには、一人一人が環境とのかかわりについて理解と認識を深める環境教育・環境学習は不可欠であり、環境に配慮した生活や責任ある行動をとるとともに、持続可能な社会づくりへの参加につなげていくことが期待されています。

そのためには、まず、環境に対する豊かな感受性や見識を持つ人づくりが必要です。

こうした情勢を踏まえ、環境教育を推進し、環境の保全についての一人一人の意欲を高めていくことなどを目的に、平成 15 年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（通称、環境保全活動・環境教育推進法）が制定され、学校や家庭、職場、地域など多様な場での環境教育の推進と、人材の育成・活用、情報提供と交流など、環境教育・環境学習を総合的に進めていくことが求められています。

平成 27 年（2015）度までの目標

- 環境に関わる市民の自主的な勉強会などの支援制度を整備します。
- 市民の人材登録による人材活用と、環境づくり活動のリーダー育成を支援します。
- 埼玉県自然学習センターなどと連携した環境教育・環境学習を推進します。

市が講じる施策の方針

○学校における環境教育・環境学習の推進

個別事業	対応策	所管
学校における環境教育・環境学習の充実	・学校での環境教育・環境学習の強化・推進の検討を行います。 ・環境問題の変化に応じて、副読本の改訂を検討します。 ・自然環境を利用した体験学習を推進します。 ・教職員の環境教育に関する研修を行います。 ・農業体験学習を推進します。 ・学校ビオトープの整備など、環境教育に役立つ施設・設備の充実を図ります。 ・「水辺の楽校」あるいは「田んぼの学校」事業などの実施を推進します。	環境担当 学校教育担当

○市民等に向けた環境教育・環境学習の推進

個別事業	対応策	所管
市民等に向けた環境教育・環境学習機会の充実	・成人の環境学習機会を充実します。 ・自然環境ビデオを作成し、公共施設などで視聴できるようにします。 ・市職員や事業者などを対象とした環境保全研修を実施します。 ・市民の中から人材を登録し、環境教育・環境学習の場での活躍を支援します。 ・環境づくり活動のリーダー養成を行います。 ・出前講座を開設し、学習機会を充実します。 ・環境シンポジウムや環境フェアなど、環境保全活動を発表する場を提供します。 ・農業体験学習を推進します。	環境担当 生涯学習担当 関係各課

市民・事業者・民間団体の取り組み例

- 〈市 民〉
- ・雑木林の維持管理活動を通じて、身近な環境学習に取り組みましょう。
 - ・自然観察会や農業体験など、環境に関する普及・啓発活動に参加・協力しましょう。
 - ・市民参加型の計画づくりやイベントに参加しましょう。
 - ・こどもエコクラブに参加・協力しましょう。
 - ・グランドワーク活動に参加しましょう。
 - ・環境問題に対する学習に参加しましょう。
- 〈事 業 者〉
- ・自然観察会や農業体験など、環境に関する普及・啓発活動に参加・協力しましょう。
 - ・環境保全研修への参加により、環境保全意識を高めましょう。
 - ・グランドワーク活動に参加しましょう。
- 〈民間団体〉
- ・自然観察会や農業体験など、環境に関する普及・啓発活動を行いましょう。
 - ・市民参加型の計画づくりやイベントに参加しましょう。

[国の施策] ・学校教育における環境教育・環境学習 ・家庭、地域、職場等多様な場における環境教育・環境学習 ・その他環境教育・環境学習推進施策 ・広報の充実	[県の施策] ・総合的な環境学習の推進 ・ふれあいの機会の充実 ・自然観察における指導員の育成
--	--



▲体験学習（田植え）



▲雑木林学習

21 情報の提供

環境の状況など情報の提供を進めるまちにします。

現況と課題

市では、北本市情報公開条例に基づいて情報公開を行っています。また、広報「きたもと」により逐次環境情報の提供を行っているほか、市のホームページで環境マネジメントの取り組み結果を公表しています。

市を構成する一人一人が環境に対する理解と認識を深め、環境の保全と創造のために行動するために、市はより積極的に環境情報を公開・発信していくことが必要です。

平成 27 年（2015）度までの目標

- 環境年次報告書を作成・公表を進めます。
- インターネットのホームページにより環境情報を定期的に提供します。
- 広報等を活用した環境情報の提供を実施します。
- 将来に向けて保全していきたい環境資産マップを作成します。

市が講じる施策の方針

○環境情報の収集

個別事業	対応策	所管
環境情報の把握	・ 自然環境実態調査を推進します。 ・ 環境情報を収集し、将来に向けて保全していきたい環境資産マップを作成します。 ・ 酸性雨やダイオキシン関連の情報を充実します。 ・ 学校において、環境学習の授業などで得た環境情報を収集し、公開・発信することを検討します。 ・ 市民や民間団体などが実施する環境調査を支援します。 ・ 市民参加型の環境調査の実施を推進します。	環境担当
市民意識の把握	・ 市民意識調査を定期的に実施します。	政策担当 環境担当

○環境情報の提供

個別事業	対応策	所管
環境情報の整理	・環境資産マップを作成し、環境保全活動への活用を図ります。	環境担当
環境情報の公開	・年次報告書を作成します。 ・情報公開制度の充実を図ります。 ・環境情報ホームページを開設します。	政策担当 情報担当 環境担当
環境情報の発信	・市民広報への環境情報の充実を図ります。 ・環境負荷の少ない製品に関する情報提供を行います。 ・環境ボランティア情報の発信を行います。	政策担当 環境担当

市民・事業者・民間団体の取り組み例

- 〈市 民〉 ・ 市が実施する動植物の生育・生息状況の調査への参加、情報の提供を行います。
- 〈事 業 者〉 ・ 必要に応じ、排出負荷量・廃棄物の処理方法などの環境情報の収集や提供に協力しましょう。
- 〈民間団体〉 ・ 市が実施する環境調査への協力や、環境情報の提供、環境保全に関する提言を行います。

[国の施策]

- ・環境情報の体系的な整備
- ・環境情報の国民等への提供

[県の施策]

- ・環境情報の収集・提供

22 市・市民・事業者・民間団体の協働（パートナーシップ）

市・市民・事業者・民間団体が協力し合うまちにします。

現況と課題

市では、市民や民間団体によって環境の保全・創造活動が自主的に行われています。市民や民間団体が自主的活動を進めていくことは大切ですが、市を構成するすべての主体（市・市民・事業者・民間団体）が連携して環境問題に取り組んでいく必要があります。

平成 27 年（2015）度までの目標

- 市民による環境保全活動の支援制度を整備します。
- 環境保全に関する市民団体の育成・連携を促進します。
- 市民・事業者・民間団体の行動指針を作成します。

市が講じる施策の方針

○環境保全活動への支援

個別事業	対応策	所管
環境保全活動への支援	・環境保全活動に対し、必要な広報活動や積極的な支援を行います。 ・環境保全に関するイベント開催の際には、積極的な支援を行います。	緑・環境担当 廃棄物担当
環境意識高揚活動の推進	・リーフレットの作成・配布やエコチェックシート、環境家計簿の配布・情報提供を進めます。 ・環境にやさしい消費者（グリーンコンシューマー）推進運動の展開を図ります。 ・それぞれの立場で環境問題の解決に向けて行動するための具体的な指針（行動指針）を定め、啓発活動を推進します。	
環境を考えるイベントの開催	・市民及び関連団体・近隣自治体に呼びかけ、環境を考えるイベントを開催します。	

○市・市民・事業者・民間団体の連携

個別事業	対応策	所管
市・市民・事業者・民間団体の交流	・お互いに協力し合って環境保全に向けて行動するために、話し合う場を設けることを検討します。	環境担当

〔国の施策〕 ・自主的な環境管理の促進 ・企業の環境保全に関する取り組みの評価及び情報の開示や提供の促進 ・環境パートナーシップの推進 ・民間団体の活動の支援 ・地方公共団体の自主的活動の支援	〔県の施策〕 ・民間との協働等による森林や樹林地等の保全 ・市民団体による緑地の維持・管理の推進 ・県民等との協働による公園づくりの推進 ・団体の支援 ・地域開発整備における取組の推進 ・NPO など自主的に環境保全活動に取り組む団体の支援 ・生活環境保全条例に基づく事業者の自主的な取り組みの推進 ・自主的な取り組みを評価する制度の充実・拡大
---	--



▲雑木林の管理と落ち葉の堆肥化

23 国・県や他の地方公共団体との連携

国・県や他の地方公共団体と連携して、まちづくりを進めるまちにします。

現況と課題

大気や河川・地下水の水質、地球環境問題など、市域での取り組みだけでは補いきれない環境問題もあります。

これらについては、国・県や周辺の地方公共団体と連携して問題に取り組む必要があります。

平成 27 年（2015）度までの目標

- 市民等から市への、市から県や国への要望書の内容と結果について公表・周知します。
- 河川や大気など、広域的取り組みが重要な環境問題に関して、埼玉県央都市づくり協議会へ部会を設置するなど、近隣自治体と定期的な協議を行います。

市が講じる施策の方針

○国・県との連携

個別事業	対応策	所管
広域的視点が必要な課題への取り組み	・ 広域的な取り組みが必要とされる施策について、国や県と連携して取り組みを推進します。 ・ 市民等から市への、市から国・県への要望書の内容と結果について公表・周知します。	環境担当 関係各課

○他の地方公共団体との連携

個別事業	対応策	所管
広域的視点が必要な課題への取り組み	・ 広域的な取り組みが必要とされる施策について、埼玉県央都市づくり協議会などを通じて近隣の地方公共団体と連携して取り組みを推進します。	環境担当 関係各課
共通課題への取り組み	・ 近隣市町村と共通する環境課題について、情報提供を図ります。	

[国の施策]

- ・ 地方公共団体、民間団体等における取り組みの促進

[県の施策]

- ・ 環境と共生した地域づくりの推進

24 環境への事前配慮の推進－環境影響評価に向けて－

環境への事前配慮と計画的な環境保全対策を推進するまちにします。

現況と課題

国では、平成9年に『環境影響評価法』を制定し、大規模な開発事業全般について環境影響評価を実施するよう定めています。これを受けて、県では国の制度よりも対象事業範囲を広くした環境影響評価条例を制定しています。

現在、市独自の環境影響評価制度はありませんが、国や県の制度でカバーできない事業について、市独自の環境影響評価制度づくりに向けた試行段階として、土地利用・開発事業等環境配慮基本指針を事業者提供し、開発事業等の計画段階からの環境配慮の推進と環境保全に向けた調整など計画的な対策を図っていくしくみづくりを整備していく必要があります。

平成27年（2015）度までの目標

- 土地利用・開発事業等環境配慮のしくみづくりを進め、土地利用・開発事業等の計画段階から環境への影響を極力少なくしていくことを目指します。
- 開発行為に際して、計画段階からの環境配慮と計画的な環境保全の取り組みの推進に向けた調整を推進します。

市が講じる施策の方針

○国・県の環境影響評価制度の活用

個別事業	対応策	所管
国・県の環境影響評価制度の適切な運用	・国や県の環境影響評価制度の適切な運用により、事業が及ぼす環境への影響を極力減少させます。	関係各課

○市の環境影響評価制度の整備

個別事業	対応策	所管
環境配慮制度づくりの検討	・国や県の環境影響評価制度でカバーできない環境問題について対処するための制度やしくみづくりについて検討を行います。	環境担当 関係各課

[国の施策]

- ・環境影響評価等
- ・技術開発などに際しての環境配慮及び新たな課題への対応

[県の施策]

- ・環境影響評価制度の推進
- ・地域開発整備における環境負荷の低減

25 環境監査の普及

環境に与える影響が少ない事業活動を普及するまちにします。

現況と課題

市では、平成 12 年度に環境マネジメントシステムを構築・運用し、ISO14001 の認証取得に向け取り組んできましたが、平成 13 年 4 月 11 日に JQA(日本品質保証機構)による ISO14001 の認証を取得しました。

今後は市内の事業所についても ISO14001 やエコアクション 21 の認証取得を支援していく必要があります。

「環境監査の運用については、参考-5 に示す。」

平成 27 年（2015）度までの目標

- 市庁舎及び文化センターにおいて、ISO14001 認証に基づく取り組みを実施し、実施内容や結果などを環境報告書にとりまとめ、市民へ PR します。
- 市内事業所における環境マネジメントシステム等の認証取得を支援します。

市が講じる施策の方針

○市の環境監査推進

個別事業	対応策	所管
市の環境マネジメントシステムの導入推進	・市庁舎及び関連事業所における環境マネジメントシステムの認証取得に基づいた継続的な実行を推進します。また、実施内容や結果などの市民への PR を行います。	環境担当

○事業所の環境監査支援

個別事業	対応策	所管
事業所の環境マネジメントシステムの導入支援	・事業所の環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21）の取得や、彩の国エコアップ宣言、環境報告書制度などへの取り組みを支援します。	環境担当

〔国の施策〕

- ・自主的な環境管理の促進

〔県の施策〕

- ・環境マネジメントシステムの普及促進

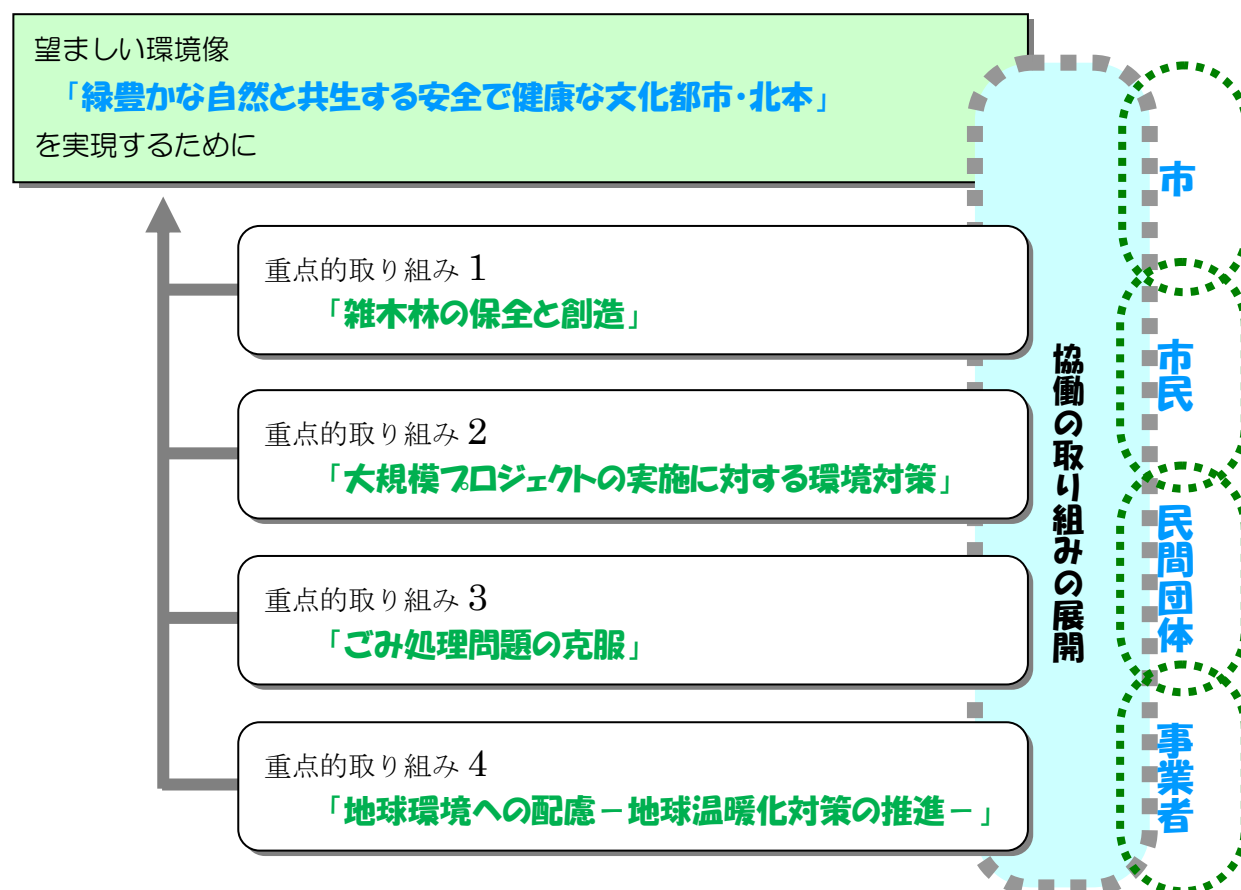
第4章 重点的取り組み

市民との協働による取り組みに向けて

北本市がおかれている環境の現状と課題を踏まえ、重点的な取り組みが必要な4つのテーマに関連する施策の展開方針を示します。

これらの重点的取り組みは、市の取り組みだけでは効果がありませんので、市民・事業者・民間団体との環境パートナーシップに基づいて、協働により進めていくものとします。

そのため、市民の皆さんの主体的な取り組みの実践と、協力が得られるよう、適切な“しくみづくり”と“体制づくり”を行いながら、それぞれの重点的取り組みを総合的に展開していきます。



雑木林の保全と創造

市の取り組み

(1) 雑木林の保護・保全

●保護地区などの指定

良好な自然環境や貴重な緑を保全するため、ふるさとの森や保護地区・保護樹木などの指定を拡大します。

●雑木林の保全方策の検討

民有地である雑木林は売却などによって失われる可能性があるため、雑木林保全実態調査を行い、現存する雑木林面積を保全する方向で維持保全指針を作成します。

所有者の意向を十分に尊重しつつ、雑木林の保護・保全のための仕組みを検討します。

●大規模プロジェクトや市街地整備計画の中での、保護・保全策の検討

大規模プロジェクトや市街地整備計画の中で、雑木林の保護・保全策を講じます。

やむを得ず雑木林が失われる場合には、その影響の最小化とともに代償措置の検討を行います。

●国・県の環境影響評価制度の適切な運用

国や県の環境影響評価制度の適切な運用により、事業が及ぼす影響を回避・減少させます。

●環境配慮制度づくりの検討

土地利用・開発事業等環境配慮基本指針の充実、運用の制度やしくみづくりを検討します。国や県の環境影響評価制度でカバーできない環境問題に対処するための制度やしくみづくりを推進します。

(2) 雑木林の維持・管理

●市民参加による雑木林の管理支援

平成 27 年（2015）度までに市・市民・民間団体の取り組みによる雑木林の管理活動を実施します。

市民や民間団体による下草刈りやごみ拾いなど、市民参加による雑木林の管理を支援します。

市民や民間団体の活動によって落ち葉やせん定材などをたい肥化し、そのたい肥を農家や市民農園で活用する仕組みを検討します。

●不法投棄の監視体制強化

ごみなどの不法投棄を防止するため、引き続き監視パトロールを実施します。

(3) 雑木林を生かした環境居幾・環境学習

●学校における環境教育・環境学習の充実

学校での環境教育・環境学習の強化・推進の検討を行います。雑木林の維持管理活動などを通じた体験学習を推進します。教職員の環境教育・環境学習に関する研修を行います。

●環境学習・環境教育機会の創出

環境シンポジウムや環境フェアなど、雑木林の維持管理活動などを発表する場を提供します。

雑木林の

地域に根付いた雑木林文化の創造に向
教育・環境学習、維持管理活動を、市
り進めていきます。

北本の雑木林は、昔の武蔵野の面影を今に残す貴重な場所として、北本を特徴づける重要な要素となっています。雑木林は緑豊かな景観をかたちづくり、わたしたちに精神的なやすらぎを与えてくれるだけでなく、野生生物の生育・生息の場所としても重要な役割を持っています。また、市街地では、空気浄化の作用やヒートアイランド現象を緩和する役割も果たしています。

このため、雑木林は、身近な森林とのふれあいの場としての機能をもつ『人との共生林』とも言えます。

雑木林を生かした
環境教育・環境学
習機会の充実

市民緑地制度の
充実・支援

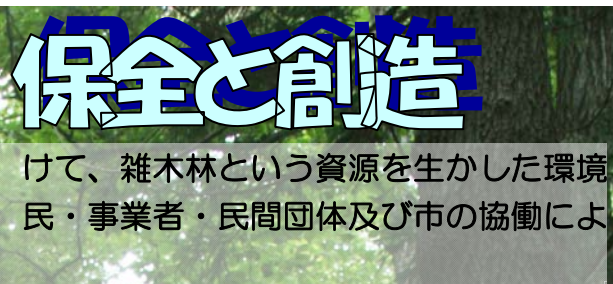
雑木林調査等の
推進・協力要請

雑木林の維持管理など、自然環

身近な自然とふれあえる公園づく

野生生物の生育・生息状況調査やビオト

土地利用・開発事業等環境配慮



保全と創造

けて、雑木林という資源を生かした環境
民・事業者・民間団体及び市の協働によ

雑木林はその多くが民有地であるため、土地所有者の相続などを契機として売却されたり、開発される可能性があります。

したがって、北本市の貴重な資産として雑木林を適切に保全するため、所有者の意向を十分に尊重しつつ、負担の軽減や管理の支援策を検討します。また、雑木林を生かした環境教育の推進や、雑木林がやむを得ず失われる場合には影響の最小化とともに代償措置を検討するなど、雑木林の保全と創造についての施策を推進していく必要があります。

雑木林を生かした
環境保全活動への
参加・協力

市民管理協定制
度への参加・協力

花と緑のまちづく
り基金への協力

環境を保全する活動に協力しよう。

りや公園の維持管理に協力しよう。

ープの保全・創出活動に参加・協力しよう。

基本指針による環境配慮の推進

市民の取り組み

- 雑木林の維持管理など、自然環境を保全する活動に参加し、その重要性を学びましょう。
- 緑と花のまちづくり基金に協力しましょう。
- 雑木林・屋敷林の所有者は、市や民間団体と協力しながら、できる限りその維持に努めましょう。
- 住宅建設や改築の際には、雑木林や湧水・谷津などの自然環境に影響のないよう配慮しましょう。
- 雨水浸透に心がけましょう。
- 公園を有効に利用しましょう。
- 公園の維持管理に協力しましょう。
- 身近な自然とふれあえる公園づくりに協力しましょう。
- 野生生物の生育・生息状況の調査に積極的に参加・協力しましょう。
- 野生生物の生育・生息地（ビオトープ）の保全や創出活動に積極的に参加・協力しましょう。

民間団体の取り組み

- 雑木林の維持管理など、自然環境を保全する活動を行いましょう。
- 緑と花のまちづくり基金に協力しましょう。
- 公園の維持管理に協力しましょう。
- 身近な自然とふれあえる公園づくりに協力しましょう。
- 野生生物の生育・生息状況の調査に積極的に参加・協力しましょう。
- 野生生物の生育・生息地（ビオトープ）の創出や保全活動に積極的に参加・協力しましょう。

事業者の取り組み

- 雑木林の維持管理など、自然環境を保全する活動に協力しましょう。
- 緑と花のまちづくり基金に協力しましょう。
- 事業所建設の際には、雑木林や湧水・谷津などの自然環境を悪化させないように配慮しましょう。
- 公園事業の推進に協力しましょう。
- 公園の維持管理に協力しましょう。
- 企業の社会貢献に結びましょう。
- 事業所建設の際には、野生生物の生育・生息環境を悪化させることのないようにしましょう。
- 野生生物の生育・生息地（ビオトープ）の創出や保全活動に積極的に協力しましょう。

大規模プロジェクトの実施に対する環境対策

北本市域で計画されている圏央道・上尾道路・JR 高崎線新駅といった大規模プロジェクトの実施に当たっては、プロジェクト事業自体が環境に与える影響について、十分な対策をする必要があります。事業の実施に際しては、土地利用・開発等事業環境配慮基本指針に基づいて、計画段階からの環境への事前配慮を進めるとともに、特に以下の（１）～（３）の視点から、環境への配慮を優先するよう実施主体に要請します。

さらに、プロジェクトの完了後に想定される副次的な環境への影響（例えば、道路の開通後の関連地域でのごみのポイ捨てや不法投棄の増加など）に対しても取り組みが必要です。このため、現況の土地利用を基本とした、適正な機能分担を図ることにより、自然環境や生活環境への影響を軽減します

市の取り組み

(1) 直接的な影響に対する取り組み

●環境影響評価の実施

環境影響評価の実施により、大規模プロジェクトが環境に及ぼす影響を最小限に抑えます。

●自然環境の保護・保全策の検討

雑木林の保護・保全策を講じます。やむを得ず雑木林が失われる場合には、その影響の最小化あるいは代償措置の検討を行います。

湧水や谷津は、多様な生態系が形成されている場として極めて重要なことから、影響の回避・最小化などを主とする保護・保全を実施主体に要請します。

●緑や地域の分断に対する配慮

緑や野生生物の生育・生息環境の連続性を確保するために、雑木林や農地の減少をできるだけ抑制し、地下水や湧水への影響にも配慮します。また、地域のコミュニケーションが従来どおり機能するよう、部分的に道路の地下化を進めるなど、影響緩和の検討を実施主体に要請します。（なお、道路の地下化に際しては、地下水や湧水への影響に十分配慮する必要があります。）

●大気汚染並びに騒音・振動防止対策の検討

低騒音舗装の採用や街路樹の整備、緩衝帯（バッファゾーン）の設置など、大気汚染並びに騒音・振動低減策を事業者に要請します。

建設時には、低騒音・低振動型の機械や工法の採用を事業者に要請します。

事業主体と周辺住民に広報・広聴を通じて良好なコミュニケーションを成立させ、住環境への影響を低減するよう努めます。騒音・振動による影響が発生した場合には、速やかに対策を講じるよう、事業主体に要請します。

●景観に対する配慮

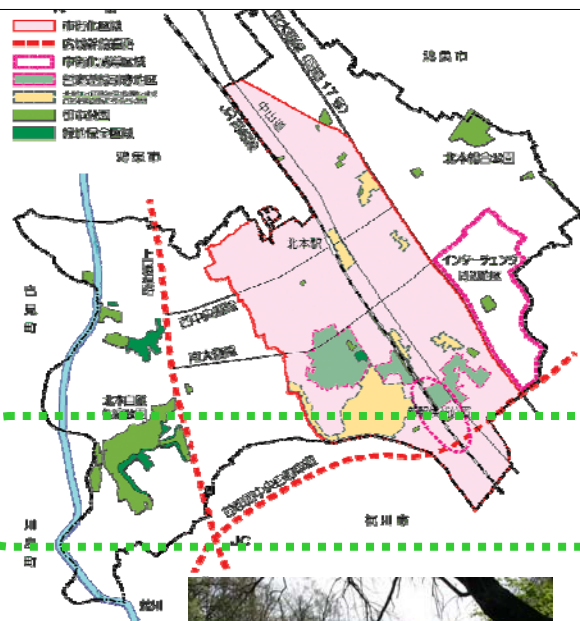
構造物の色彩やデザインを工夫したり植樹によって、周辺環境と調和したものにしよう実施主体に要請します。また、樹木などによる緩衝帯（バッファゾーン）を設けるなど、緑の景観の創出に努めます。

●その他の要因の環境への影響に対する配慮

上記以外の周囲の住環境に影響を及ぼす日照障害、電波障害、光害などの防止に努めるよう実施主体に要請します。

●環境配慮のしくみづくりー市独自の環境影響評価

●環境配慮の普及・啓発



(3) 広域的対策が必要な課題に対する取り組み

●広域的対策が必要な課題への取り組み

広域的な対策が必要とされる課題については、国や県、近隣の地方公共団体との情報交換などの連携を図り、課題克服への取り組みを推進します。

環境への事前配慮

- 関係法令等の遵守
- 市の関係計画への理解と協力の普及

●国・県等関係機関への要請

評価に向けてー

土地利用・開発事業等 環境配慮基本指針

環境への事前配慮の推進

事前相談・事業調整の推進(代替措置等)

事業者の取り組み

- 事業所建設の際には、雑木林や湧水、谷津などの自然環境をはじめ、野生生物の生育・生息環境を悪化させることのないようにしましょう。
- 事業所建設など、立地検討や事業計画立案段階などの早期の段階からの環境配慮を進めましょう。
- 環境保全に対する市民とのコミュニケーションを充実しましょう。
- 環境保全に対する対応策を含めた計画を立案しましょう。
 - ・自然環境の保護・保全
 - ・緑や地域分断の防止、景観の保全
 - ・大気汚染や騒音・振動等公害防止
 - ・地球温暖化防止
 - ・環境リスクの低減、他
- 企業の社会貢献に結びましょう。

環境への事前配慮の推進 環境配慮方策・報告書

- ・自然環境の保護・保全対策
- ・身近な自然の再生・創出策
- ・緑や地域分断の防止対策
- ・大気汚染や騒音・振動等の公害防止対策
- ・省エネルギー・新エネルギー利用等地球温暖化防止対策
- ・景観の保全対策や緑化対策
- ・化学物質による環境リスクの低減対策
- ・その他

(2)副次的な影響に対する取り組み

- 自然環境や生活環境に対する影響の回避・軽減
現況の土地利用を基本とした適正な機能分担に基づいて、規制・誘導を図ることにより、自然環境や生活環境に影響を与えるような無秩序な土地利用や、周辺への影響の大きい事業の立地・集積を回避します。
- 不法投棄防止対策の強化
ごみのポイ捨てや不法投棄を防止するため、監視パトロールを実施します。
- 地球温暖化対策への取り組みの推進
施設や事業場の操業に伴う二酸化炭素排出量の削減に向け、建物の断熱化や省エネルギー対策、自然エネルギー等環境に優しいエネルギーの有効活用など、温暖化対策に向けた取り組みを推進します。

市民等の取り組み

- 事業者の説明会に参加し、コミュニケーションを充実しましょう。
- 環境配慮方策や代替案について提案しましょう。
- 雑木林の維持管理など、自然環境を保全する活動に積極的に参加・協力しましょう。

県等の環境保全事業との連携・誘致等

- みどりと川の再生事業
- 田園都市産業ゾーン、他

ごみ処理問題の克服

現在の大量生産・大量消費・大量廃棄の生活様式によって、便利になった反面、ごみ（廃棄物）の量の増大と質の多様化を招き、処分場のひっ迫、適正処理困難物の発生、処理費用の増大などが大きな問題となっています。

日常生活の中でごみの量を減らす工夫をし、できる限りごみを資源として再利用（リサイクル）して、処分するごみの量を減らすことが必要です。

市の取り組み

(1)3Rの推進

●発生抑制（リデュース）の推進

平成27年度までに、燃やせるごみの発生量を平成10年（1998）度実績の85%にします。

市民参加によるごみの減量化と再資源化を進めます。また、北本市ごみ減量等推進市民会議を支援するとともに、啓発活動を行います。

●再使用（リユース）の推進

不要になった物の再使用を促進するため、フリーマーケットを開催するとともに、市内で開催されるフリーマーケット等の情報提供等を行います。

家庭で不用となった物の情報を収集し、必要な人に情報を提供します。

●再利用（リサイクル）の推進

平成27年（2015）度までに資源回収量を廃棄物総排出量に対し25%にします。

北本市リサイクル事業協同組合による不用品や大型ごみの再利用（リサイクル）を推進します。

学校や事業所・家庭からの生ごみの減量とコンポスト（たい肥化）などによる再利用（リサイクル）を推進します。

EMボカシによる生ごみのたい肥化を引き続き推進します。

公共施設では、再生紙や再生プラスチックなどのリサイクル製品を使って、使い捨て製品の購入を抑えるとともに、市民や事業者へリサイクル製品の使用を呼びかけます。

ごみ処理に共通の課題を抱える近隣市町村と連携して、リサイクル施設などの整備について広域行政により検討します。

家庭で出た生ごみをたい肥化して利用・促進する仕組みの研究を行います。

分別収集を引き続き徹底します。

適正処理困難物の処理体制を確立します。

(2)ごみ処理問題全体に対する取り組みの方法

●北本市一般廃棄物処理基本計画の見直し

北本市一般廃棄物処理基本計画の見直しにより、ごみの発生・排出抑制、環境負荷の少ない適正処理の推進、ダイオキシン対策の徹底、循環型処理施設（リサイクルプラザ）へのプラント更新などを推進します。



●ごみ減量とリサイクルの普及、市民への周知など

●リサイクル施設の整備

●生ごみの堆肥化と受入体制づくり

●ごみの収集・運搬・処理など

ごみ減量等推進 市民会議

市民の立場でごみを減らす方法を考えて実践しています。

- ごみの発生抑制
- ごみの自家処理の推進
- ごみ減量とリサイクルの推進
- 市民の意識改革
- ごみ処理施設見学
- 他



ゼロへ

資源循環社会

知など

民間団体の取り組み

- 市・市民・事業者と協働して、全市的なごみの減量に努めましょう。
- 生ごみや下草・落ち葉などをたい肥化しましょう。
- フリーマーケットや資源回収などに参加・協力しましょう。
- 雑木林の管理で発生する下草・落ち葉などのたい肥化を行い、市民農園や家庭菜園などに利用しましょう。
- 資源回収活動に積極的に参加・協力しましょう。

●マイバック運動

●生ごみの堆肥化・リサイクル農園

自治会

ごみの出し方を守ってトラブルのないよう工夫しています。

- ごみ集積所の設置・管理
- 資源回収場所の設置・管理
- ゴミ減量推進員の選出
- ごみ情報の伝達
- 他

市民の取り組み

- すぐにごみになるようなものを、購入したりもらったりしないようにしましょう。例えば、過剰な包装を断ったり、スーパーマーケットでは買い物袋を持参してレジ袋をもらわないようにしましょう。
- 電化製品や家具・日用品などはできる限り長く使用しましょう。
- 使い捨て製品の購入・使用をできる限り控え、長期間使用できて再利用が可能な製品を購入・使用しましょう。
- フリーマーケットを利用したり、資源回収などに参加して、資源の再使用・再利用に心がけましょう。
- 生ごみや植木のせん定材などをたい肥化しましょう。
- 廃棄時に処理困難となるものを購入・使用しないようにしましょう。
- ダイオキシンや環境ホルモンなどの発生源となるような製品の使用は控えましょう。
- ごみは「分別収集家庭ごみ・資源類の出し方」に基づいて出しましょう。
- 新聞・雑誌・段ボール・牛乳パックなどリサイクル可能なものは資源回収に出しましょう。
- 生ごみや植木のせん定材などはたい肥化して、市民農園や家庭菜園などに利用しましょう。
- 資源回収活動に積極的に参加・協力しましょう。
- 物品の購入に当たっては、リサイクル品を積極的に選択しましょう。

事業者の取り組み

- 包装紙や梱包（こんぼう）材、広告紙は必要最低限にしましょう。
- 使い捨て製品はできる限り製造・販売・使用しないようにしましょう。
- 長期間使用でき、再利用が可能な製品を製造・販売・使用しましょう。
- 廃棄時に処理困難となるものを製造・販売・使用しないようにしましょう。
- 製品には、廃棄方法（分別・資源化方法など）を明記しましょう。
- ダイオキシンや環境ホルモンなどの発生源となるような製品の製造・販売・使用は控えましょう。
- 事業所の環境報告書の作成を進めましょう。
- 建設事業における産業廃棄物の適正処理及び、ゼロエミッションを推進しましょう。
- 再生資源を利用した製品や材料を選択し、使用しましょう。
- 再生資源を利用した製品や材料の販売・購入・利用を推進しましょう。
- 事業所における資源化推進体制を整備しましょう。
- 敷地内の植木のせん定材をたい肥化しましょう。
- リサイクル品を積極的に使用しましょう。
- 事業所の環境報告書や廃棄物減量化計画の作成を進めましょう。

地球環境への配慮

市の取り組み

(1) 地球温暖化防止対策

●地球温室効果ガスの発生抑制

家庭部門での地球温暖化対策の推進に向けた第 1 歩として、1 世帯当たりの温室効果ガス排出量を平成 2 年（1990）度レベルより 6%削減を目指します。

また、他の部門での削減や国・県との連携により、市域からの温室効果ガス排出量の一層の削減を進めます。

●市民との協働による地球温暖化対策の推進

市内の家庭や業務部門での二酸化炭素排出量削減に向け、推進委員会や協議会等を設置し、市民との協働による温室効果ガス削減の取り組みを進めます。

●電気・ガスの使用量抑制

公共施設では冷暖房温度に配慮したり、照明などのスイッチをこまめに切るなど、省エネルギーに努めます。

市民や事業者にも、電気やガスの使用量抑制を呼びかけます。

●省資源・省エネルギーの推進

公共施設は建物設計段階から省資源・省エネルギー型の施設とします。

●資源の有効利用

公共施設では、再生紙や再生プラスチックなどのリサイクル製品を使って、新たに原料から作られた製品の購入を控えるとともに、市民や事業者にもリサイクル製品の使用を呼びかけます。公共施設では、長期間使用できて再利用（リサイクル）が可能な製品を使います。

市民や事業者にも、使い捨て製品の購入・使用をできる限り控え、長期間使用できて再利用（リサイクル）可能な製品の購入・使用を呼びかけます。

●新エネルギーの導入

公共施設への太陽電池・太陽熱温水器の設置を推進します。

市民や事業者への太陽電池・太陽熱温水器の設置助成を検討します。

(2) オゾン層破壊防止対策

●フロンガスの発生抑制

周辺の地方公共団体や事業者の協議会と連携して、電化製品やカーエアコンなどのフロンガス回収を推進・支援します。

(3) 酸性雨の防止対策

●自動車排出ガス対策の推進

公用車の低公害車導入を推進します。

市民や事業者への低公害車の普及を推進します。

不要なアイドリングの抑制など、環境負荷の少ない自動車利用の普及・啓発に努めます。

●公共交通機関や自転車の利用促進

公共交通機関を充実します。

自転車の利用を促進します。

新規幹線道路整備において自転車レーンの整備を促進します。

(4) 地球環境問題全体への取り組みの方法

●国・県や他の地方公共団体との連携

地球環境問題は、広域的な視点が必要なので、国や県と連携して取り組みを推進します。

埼玉県央都市づくり協議会などを通じて、近隣の地方公共団体と連携して取り組みを推進します。

地球上の大気・水・土壌などの環境は、生物の何十億年という営みによって形成されたものです。あらゆる生命は単独では存在することができず、植物・動物・微生物などがおりなす生態系として、互いに支え合っています。私たちの暮らしは、多様な生物が生育・生息する自然環境があって初めて成り立ちます。豊かな自然とのふれあいを通して、私たちは心の安らぎや感動も得ています。

協働による二酸化炭素削減

●地球環境問題の普及・啓発

●環境マネジメントシステムの推進

●温暖化対策実行計画の推進

●市民との協働による CO₂ 削減のしくみづくり

●雑木林等の CO₂ 吸収機能の向上

市民との協働による二酸化炭素排出量 (CO₂) 削減の取り組み推進

●学校での環境教育・環境学習の推進

●公共交通機関の利用促進

●自転車の利便性・安全性の向上

●隣接市町・県・国との連携

地球温暖化やオゾン層破壊に代表される地球環境問題は、身近な問題としてとらえにくいいため、私たちの日常の暮らしとは関係が薄いように思われがちです。

しかし、地球環境問題は、私たちの日常生活や事業活動の集積の結果といっても過言ではありません。地球環境問題の解決のためには、私たちの日常生活や事業活動の中での、着実な取り組みをおこなうことがとても重要です。

化石燃料削減

地球環境問題について学習しよう

省エネ行動やエコドライブを実践しよう

家庭のCO₂排出量をチェックしよう

エコライフ DAYに参加しよう

市民が行うCO₂削減の取り組みに協力しよう

民間団体の取り組み

- 市民の地球環境への意識の高揚・啓発を図りましょう。
- 環境保全への取り組み事例や効果を発信しましょう。
- 埼玉県地球温暖化防止活動推進センターのエコライフ DAY に協力しましょう。
- 学校での環境教育や環境保全活動を支援しましょう。

環境マネジメントシステムの導入

環境報告書の作成

地球温暖化対策の推進

市民の取り組み

- 省エネ行動を実践しましょう。
無駄な電気やガスを消すなど、省エネに努めましょう。
冷暖房の温度に気をつけ、照明やテレビなどのスイッチをこまめに切るなど、省エネルギー型の生活に努めましょう。
- 省エネ家電・機器を使用するようにしましょう。
省エネルギー型やエコマーク付の商品を選択しましょう。
- 太陽光・太陽熱利用など環境にやさしいエネルギーを利用しましょう。
住宅の新築や改築の際には環境共生住宅にして、省資源・省エネルギー化に努めましょう。
- 公共交通機関等を積極的に利用しましょう。
できる限り自動車の利用を控え、移動には自転車や徒歩、鉄道などの公共交通機関を利用しましょう。
- エコドライブを実践しましょう。
自動車を利用するときには、長時間のアイドリングや急発進・空ぶかしを避けるなど省エネ運転に心がけましょう。
- 低公害車・低燃費車を利用しましょう。
- ごみの減量化・資源化に協力しましょう。
- 身近なスペースを緑化しましょう。
- 雑木林保全への取り組みに参加しましょう。
- チェックシートでCO₂排出量をチェックしましょう。

事業者の取り組み

- 環境マネジメントシステムを導入しましょう。
- 生産・流通・販売・サービスなど事業活動の各段階でエネルギー効率の改善に努めましょう。
- 省エネ行動に取り組みましょう。
冷暖房の温度に気をつけたり、過度な照明や電飾（イルミネーション）を排するなど、省エネルギー型の事業活動に努めましょう。
- 省エネ家電・機器を使用しましょう。
- 太陽光・太陽熱利用など環境にやさしいエネルギーを利用しましょう。
事業所・店舗などについて、省エネルギー型建物の建設・利用に努めましょう。
- 公共交通機関等を積極的に利用しましょう。
- エコドライブを実践しましょう。
自動車を利用するときには、長時間のアイドリングや急発進・空ぶかしを避けるなど省エネ運転に心がけましょう。
自動車は整備点検を行って、適正に管理しましょう。
- 低公害車・低燃費車を利用しましょう。
- ごみの減量化・資源化に協力しましょう。
- 事業所周辺の緑化を進めましょう。
- 雑木林保全活動に参加・協力しましょう。



▲オニヤンマ



▲コシアキトンボ



▲ジャコウアゲハ



▲ベニシジミ



p43

▲オオウラギンスジヒョウモン



p43

▲イチリンソウ



▲ミドリシジミ



▲ルリボシカマキリ



▲エドヒガンサクラ



p56

▲ホンドキツネ (撮影：戸田義雄)



p58

▲石戸蒲ザクラ



▲ミクリ



▲蓮沼

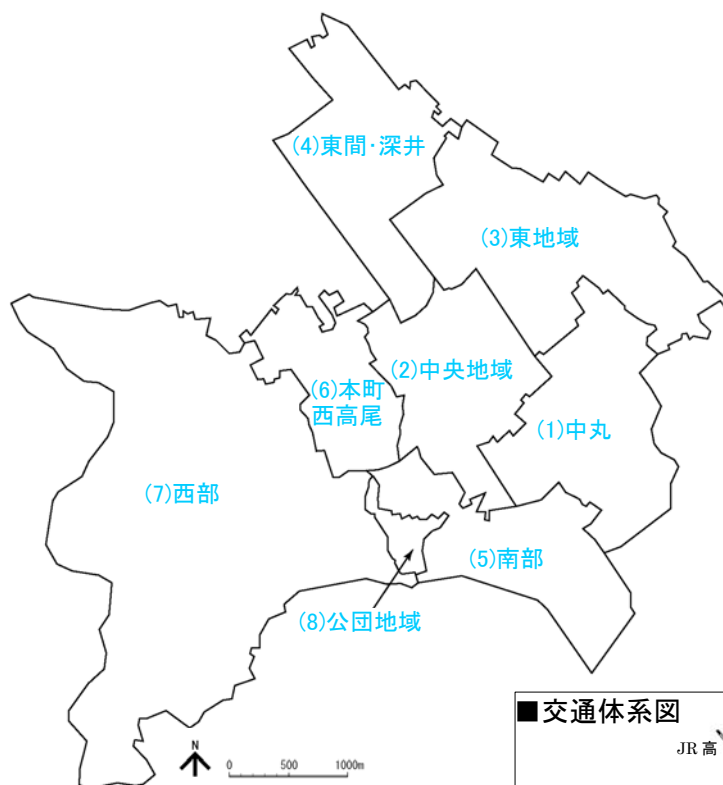


▲萌いずる八重塚斜面林

第5章 地域別環境配慮

これからの私たちの生活や各種事業は、環境資源を効率的かつ、持続可能な方法で活用していくことが、よりよい地域づくりのためには不可欠であり、今後はさらに環境に対する配慮と環境との調和を図ることが重要です。

第5章では、コミュニティ圏域の地域区分によって分割した8地域についてそれぞれ特性を踏まえた計画の方向性について、地域別環境配慮として明らかにします。



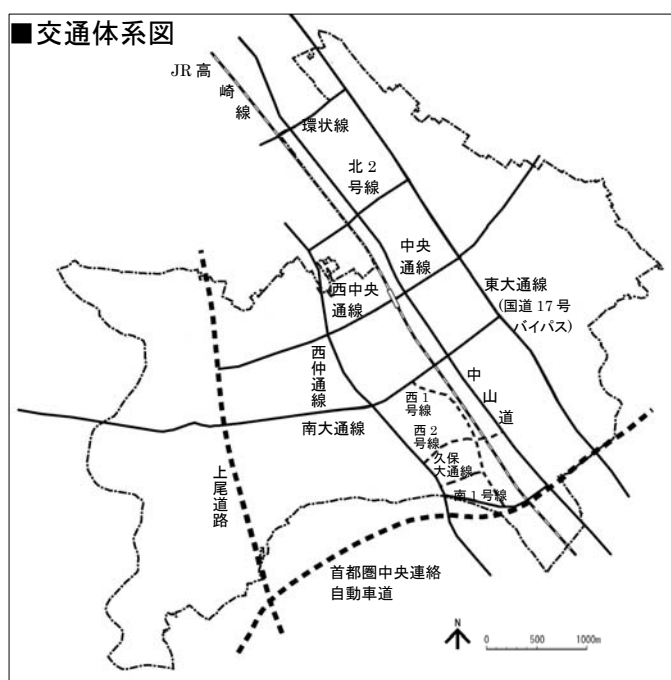
各地域に示されている「身近な自然環境の場として、今後とも残して行きたい場所」については、市民の「環境基本計画見直しに係るアンケート調査」において、各自1箇所ずつ記載して頂いた結果をもとに示しています。

北本市民から見た各地域で残したい身近な自然の場所としての記載されている場所を整理しています。

第5章内の地域別市民意識については、平成19年11月実施「環境基本計画見直しに係るアンケート調査」の地域別集計結果をもとに整理しています。

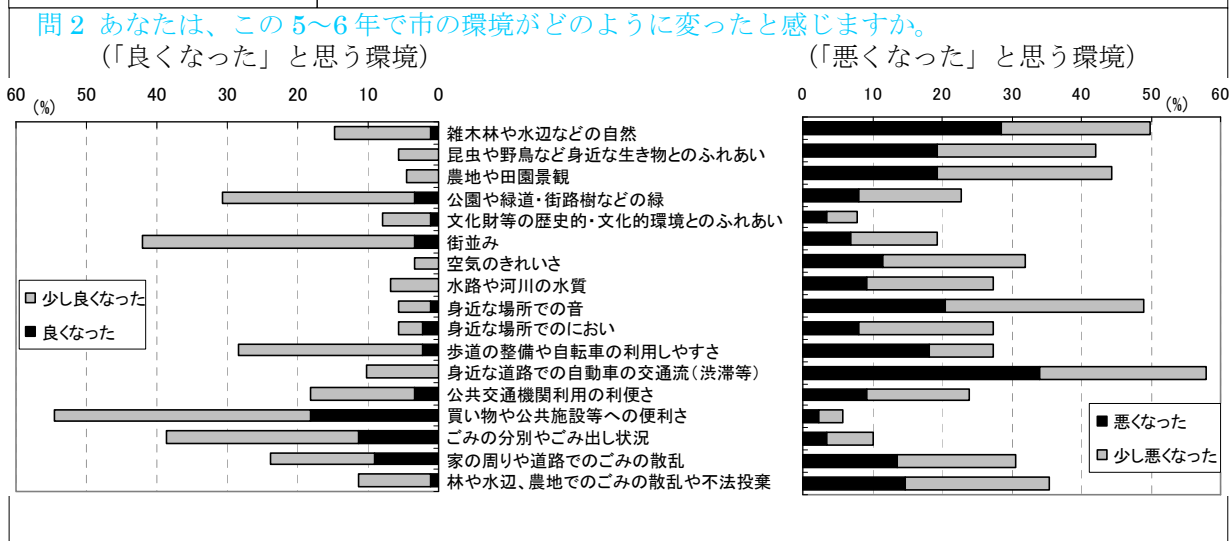
また、地域別の人口、公園数、公園面積は、都市マスタープラン策定調査データ（H19.3.31現在）を用いています。

各地域の地域特性や表中の面積及び現行計画策定（平成11年）当時の人口、人口密度を（）内に示しています。



1	中 丸	緑あふれる住環境維持の中丸
---	-----	---------------

面 積	市民の環境意識(地域別)																																																				
220.1ha	(平成19年11月実施「環境基本計画見直しに係るアンケート調査」の地域別集計結果より)																																																				
人 口	問1 北本市の中で、あなたが最も大事に思うものは何ですか。																																																				
7,554人 (H11年;7,058人)	<table border="1"> <caption>問1 最も大事に思うもの</caption> <thead> <tr><th>項目</th><th>割合(%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>市内に残る雑木林などの身近な自然</td><td>37.5</td></tr> <tr><td>買い物や交通の利便性</td><td>17.0</td></tr> <tr><td>近所の人とのコミュニティ</td><td>13.6</td></tr> <tr><td>市内の公園・街路樹・社寺林等の緑</td><td>8.0</td></tr> <tr><td>まとまりある市街地や街並み</td><td>6.8</td></tr> <tr><td>蒲桜や荒川沿いの桜並木など</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>史跡や文化財等の歴史的・文化的環境</td><td>3.4</td></tr> <tr><td>荒川と河川敷の自然や風景</td><td>2.3</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2.3</td></tr> <tr><td>市内を流れる用水や水路</td><td>1.1</td></tr> <tr><td>市街地周辺のまとまりある農地や田園風景</td><td>1.1</td></tr> </tbody> </table>	項目	割合(%)	市内に残る雑木林などの身近な自然	37.5	買い物や交通の利便性	17.0	近所の人とのコミュニティ	13.6	市内の公園・街路樹・社寺林等の緑	8.0	まとまりある市街地や街並み	6.8	蒲桜や荒川沿いの桜並木など	4.5	史跡や文化財等の歴史的・文化的環境	3.4	荒川と河川敷の自然や風景	2.3	その他	2.3	市内を流れる用水や水路	1.1	市街地周辺のまとまりある農地や田園風景	1.1																												
項目	割合(%)																																																				
市内に残る雑木林などの身近な自然	37.5																																																				
買い物や交通の利便性	17.0																																																				
近所の人とのコミュニティ	13.6																																																				
市内の公園・街路樹・社寺林等の緑	8.0																																																				
まとまりある市街地や街並み	6.8																																																				
蒲桜や荒川沿いの桜並木など	4.5																																																				
史跡や文化財等の歴史的・文化的環境	3.4																																																				
荒川と河川敷の自然や風景	2.3																																																				
その他	2.3																																																				
市内を流れる用水や水路	1.1																																																				
市街地周辺のまとまりある農地や田園風景	1.1																																																				
公園数	問4 優先して取り組む必要があると考える環境保全の取組																																																				
14	<table border="1"> <caption>問4 優先して取り組む必要があると考える環境保全の取組</caption> <thead> <tr><th>項目</th><th>割合(%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>地球温暖化対策への取り組み</td><td>30.7</td></tr> <tr><td>自然環境の保全と創造</td><td>28.4</td></tr> <tr><td>廃棄物の減量とリサイクルの推進</td><td>21.6</td></tr> <tr><td>空気の清浄さの維持</td><td>18.2</td></tr> <tr><td>道路の緑化の推進</td><td>17.0</td></tr> <tr><td>水の清浄さの維持</td><td>17.0</td></tr> <tr><td>豊かな農地の保全と創造</td><td>14.8</td></tr> <tr><td>公園の整備</td><td>14.8</td></tr> <tr><td>市街地や住宅敷地の緑化の推進</td><td>14.8</td></tr> <tr><td>環境教育・環境学習の推進</td><td>13.6</td></tr> <tr><td>化学物質による汚染の防止</td><td>12.5</td></tr> <tr><td>豊かな都市景観の創造</td><td>10.2</td></tr> <tr><td>騒音・振動の防止</td><td>10.2</td></tr> <tr><td>省資源・省エネルギーの推進</td><td>10.2</td></tr> <tr><td>循環型ごみ処理方式の推進</td><td>10.2</td></tr> <tr><td>市・市民・事業者・民間団体の協働</td><td>10.2</td></tr> <tr><td>自然性の高い水路や河川敷の保全と創造</td><td>8.0</td></tr> <tr><td>国・県や他の地方公共団体との連携</td><td>6.8</td></tr> <tr><td>歴史的・文化的環境の保全と創造</td><td>5.7</td></tr> <tr><td>野生生物の保護</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>土壌汚染の防止</td><td>3.4</td></tr> <tr><td>環境情報の整備と提供</td><td>3.4</td></tr> <tr><td>悪臭の防止</td><td>2.3</td></tr> <tr><td>その他地球環境問題への取り組み</td><td>2.3</td></tr> <tr><td>環境影響評価の推進</td><td>0.0</td></tr> </tbody> </table>	項目	割合(%)	地球温暖化対策への取り組み	30.7	自然環境の保全と創造	28.4	廃棄物の減量とリサイクルの推進	21.6	空気の清浄さの維持	18.2	道路の緑化の推進	17.0	水の清浄さの維持	17.0	豊かな農地の保全と創造	14.8	公園の整備	14.8	市街地や住宅敷地の緑化の推進	14.8	環境教育・環境学習の推進	13.6	化学物質による汚染の防止	12.5	豊かな都市景観の創造	10.2	騒音・振動の防止	10.2	省資源・省エネルギーの推進	10.2	循環型ごみ処理方式の推進	10.2	市・市民・事業者・民間団体の協働	10.2	自然性の高い水路や河川敷の保全と創造	8.0	国・県や他の地方公共団体との連携	6.8	歴史的・文化的環境の保全と創造	5.7	野生生物の保護	4.5	土壌汚染の防止	3.4	環境情報の整備と提供	3.4	悪臭の防止	2.3	その他地球環境問題への取り組み	2.3	環境影響評価の推進	0.0
項目	割合(%)																																																				
地球温暖化対策への取り組み	30.7																																																				
自然環境の保全と創造	28.4																																																				
廃棄物の減量とリサイクルの推進	21.6																																																				
空気の清浄さの維持	18.2																																																				
道路の緑化の推進	17.0																																																				
水の清浄さの維持	17.0																																																				
豊かな農地の保全と創造	14.8																																																				
公園の整備	14.8																																																				
市街地や住宅敷地の緑化の推進	14.8																																																				
環境教育・環境学習の推進	13.6																																																				
化学物質による汚染の防止	12.5																																																				
豊かな都市景観の創造	10.2																																																				
騒音・振動の防止	10.2																																																				
省資源・省エネルギーの推進	10.2																																																				
循環型ごみ処理方式の推進	10.2																																																				
市・市民・事業者・民間団体の協働	10.2																																																				
自然性の高い水路や河川敷の保全と創造	8.0																																																				
国・県や他の地方公共団体との連携	6.8																																																				
歴史的・文化的環境の保全と創造	5.7																																																				
野生生物の保護	4.5																																																				
土壌汚染の防止	3.4																																																				
環境情報の整備と提供	3.4																																																				
悪臭の防止	2.3																																																				
その他地球環境問題への取り組み	2.3																																																				
環境影響評価の推進	0.0																																																				
公園面積																																																					
4.09ha																																																					
1人当たりの都市公園面積																																																					
5.41 m ² /人 【市平均値 8.78 m ² /人】																																																					
主な歴史的・文化的資源																																																					
●安養院 ●氷川神社 - など																																																					
主な公園緑地																																																					
●北本中央緑地 (1.93ha) ●中丸スポーツ広場 (1.50ha) ●中丸緑地公園 (0.54ha)																																																					
※公園面積は、平成18年度末開設面積																																																					



中丸

中丸 1～9 丁目、東3. 4

○市民環境アンケート調査で寄せられた「今後とも残していきたい主な身近な自然等」



市民から見た地域の資源等

雑木林や社寺林	・中央緑地（高崎線沿線の雑木林、公園・JR 北本駅～桶川駅の間の雑木林） ・中丸緑地公園（中丸4丁目地内の雑木林） ・中丸氷川神社の杜・東小脇の公園の緑地
並木や街路樹	・中丸ふれあい道路・中丸1丁目高崎線沿いの並木道・中丸5丁目の花水木・中丸小の樹々・北本中央緑地（高崎線沿線）
水辺や水のある風景	注（該当なし）
歴史的・文化的環境	注（該当なし）

※環境基本計画見直しに係るアンケート調査地域別集計結果より

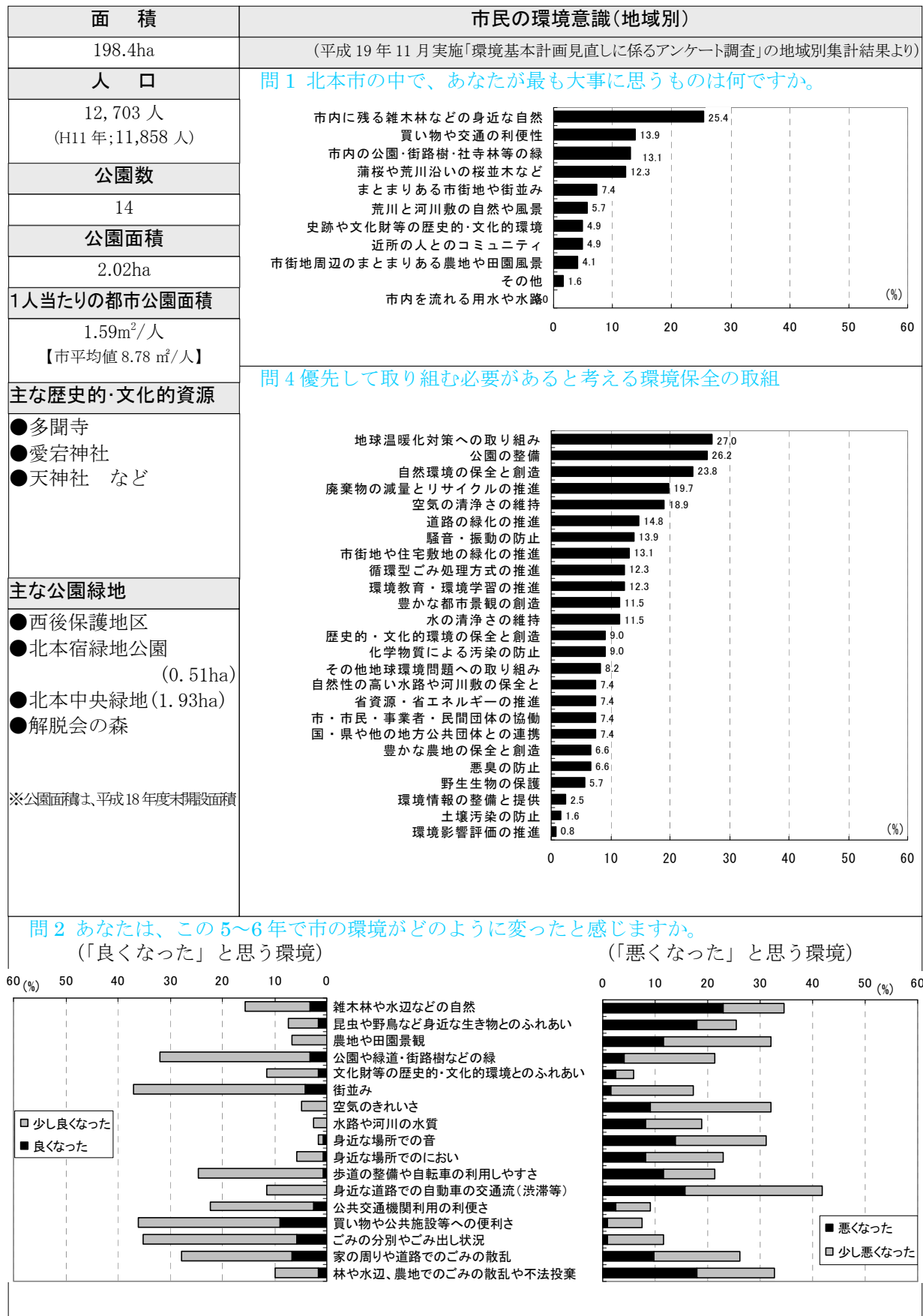
注（該当なし）：アンケートで寄せられた資源のうち、内容や位置が判別可能で、複数寄せられた内容のものを基準に掲載しています。そのため、該当するものが無い場合があります。

環境特性

- ・中丸地域は本市の南東部に位置し、面積は約 220ha、人口約 7,600 人が居住する、人口密度約 34 人/ha の地域です。
- ・国道 17 号を境として、その西側が市街化区域、東側が市街化調整区域に指定されています。
- ・市街化調整区域は田・畑が中心で、その中に住宅用地が点在しています。水田は桶川市との境付近に多い他は、畑が中心となっています。
- ・また、市街化区域は住宅用地と田・畑が混在し、その中に樹林地が点在しています。高崎線沿線には北本中央緑地として貴重な雑木林が保全・活用されています。
- ・南端に首都圏中央連絡自動車道が通り桶川市内約 1km 圏内にインターチェンジが計画され、将来的には中丸地域にも新たな産業の集積が見込まれるため、環境負荷の低減のための基盤整備が必要です。

良好な地域環境づくりに向けての基本的な方向

- ・市のシンボルである北本中央緑地の維持・保全に努めます。
- ・雑木林や生産緑地の保全・整備の検討を行います。
- ・北本中央緑地と市域の緑地とのネットワーク化を検討します。
- ・都市緑化及び市街化区域内の雑木林の保全活用など、市・市民・民間団体によるパートナーシップのもとでの豊かな緑の創出を図ります。
- ・インターチェンジ周辺地区では、適正な土地利用を推進します。
- ・新規の開発事業においては、雑木林などの自然環境保全に配慮します。
- ・中山道の歴史・文化と調和した良好な都市景観の形成を推進します。
- ・土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づき、環境負荷の軽減を進めます。



中央地域

中央 1～4 丁目、北本 1～4 丁目、本宿 1～8 丁目、緑 1～2 丁目、東 5・22

○市民環境アンケート調査で寄せられた「今後とも残していきたい主な身近な自然等」



市民から見た地域の資源等	
雑木林や社寺林	・中央緑地（高崎線沿線の雑木林・JR 北本駅～桶川駅の間の雑木林） ・南小通りの雑木林（北本郵便局～南団地の間の雑木林）、緑地公園 ・解脱会の森・天神社の杜、多聞寺（ムクロジ）・福音キリスト教会うらの梅林・カスミストア近くの栗の木
並木や街路樹	・北本駅の東口のケヤキ、イチヨウ、桜 ・北本駅西口のケヤキ、西中央通りの桜並木 ・解脱会の桜並木 ・南大通り線の並木
水辺や水のある風景	注（該当なし）
歴史的・文化的環境	・天神社の祭り

※環境基本計画見直しに係るアンケート調査地域別集計結果より

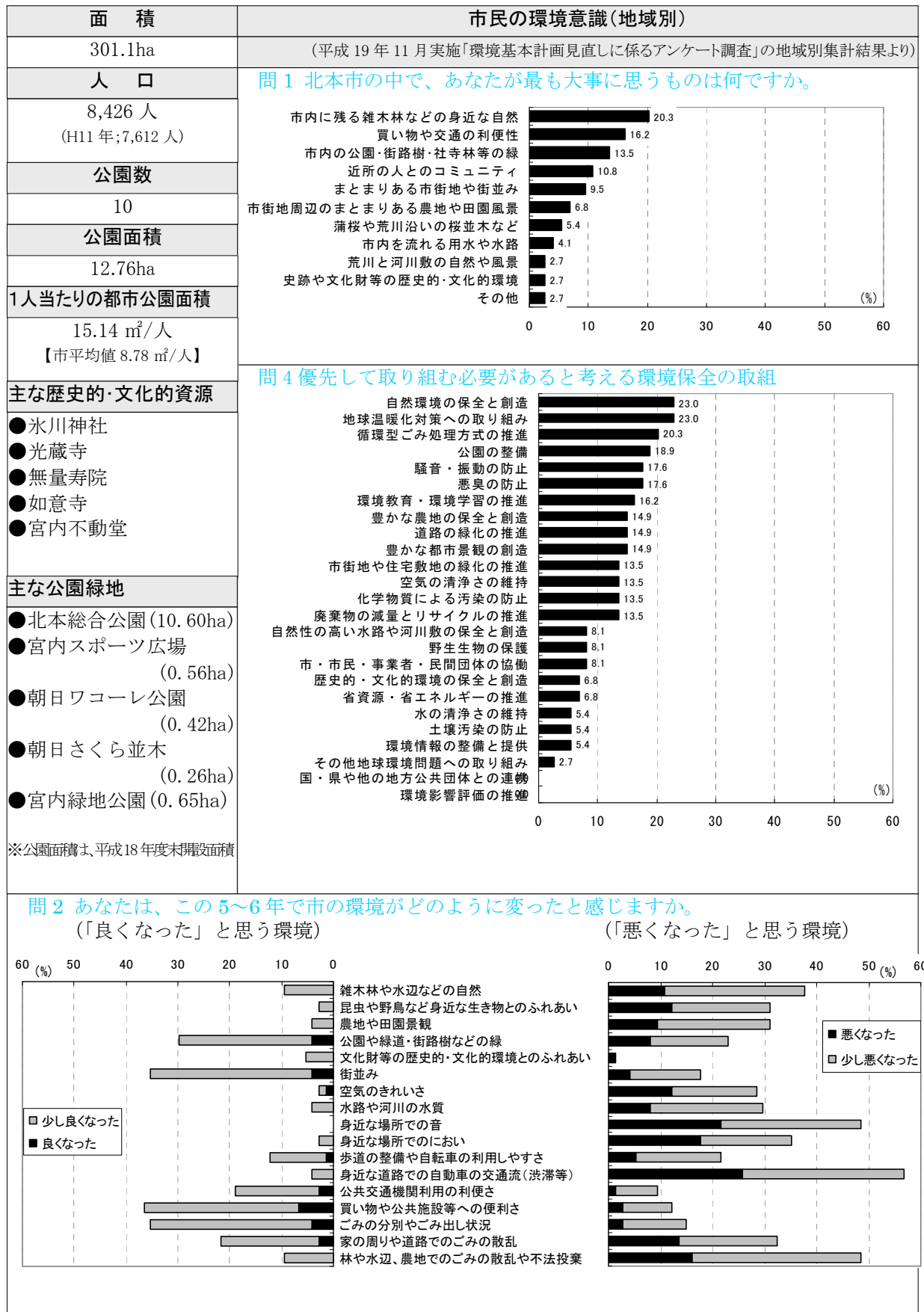
注（該当なし）：アンケートで寄せられた資源のうち、内容や位置が判別可能で、複数寄せられた内容のものを基準に掲載しています。そのため、該当するものが無い場合があります。

環境特性

- ・中央地域は本市の中央部に位置し、面積は約 200ha、人口約 12,700 人が居住する、人口密度約 64 人/ha の地域です。
- ・本地域は、全域が市街化区域に指定されています。
- ・土地利用は住宅用地が多く、田・畑・樹林地がところどころに分布しています。
- ・生産緑地を含めた畑地が約 24%ほどを占めています。
- ・人口密度が公団地域を除いて本市で 2 番目に高い地域です。

良好な地域環境づくりに向けての基本的な方向

- ・市のシンボルである北本中央緑地の維持・保全に努めます。
- ・雑木林や生産緑地の保全・整備の検討を行います。
- ・道路整備や交通管理などによって、交通安全や円滑な交通流動を推進し、生活道路での歩行者空間の確保など、誰もが安心して歩ける道路環境の確保を検討します。
- ・駅などの公共施設には、自然エネルギーを利用した施設や省エネルギー施設の導入を検討します。
- ・駅周辺では、バリアフリーなどの生活環境に配慮した市街地整備を検討します。
- ・幹線道路などの交通安全施設には、ソーラーパネルなどの自然エネルギーや省エネルギー施設の活用を検討します。
- ・中山道の歴史・文化と調和した良好な都市景観の形成を推進します。
- ・土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づき、環境負荷の軽減を進めます。



東地域

山中 1～2 丁目、東 7～11・19、ワコーレ、アトレ、宮内 1～3 丁目

○市民環境アンケート調査で寄せられた「今後とも残していきたい主な身近な自然等」



市民から見た地域の資源等

雑木林や社寺林	・宮内氷川神社の杜 ・宮内 1 丁目の公園 ・宮内 3 丁目の緑地公園
並木や街路樹	・北本市総合公園・北本高校周りの木 ・富士重工通り並木 ・宮内 1 丁目公園の桜
水辺や水のある風景	・北本総合公園、水辺の蓮の花、秋の紅葉、夏の水遊び場 ・富士重工裏の桜並木、赤堀川
歴史的・文化的環境	・宮内氷川神社

※環境基本計画見直しに係るアンケート調査地域別集計結果より

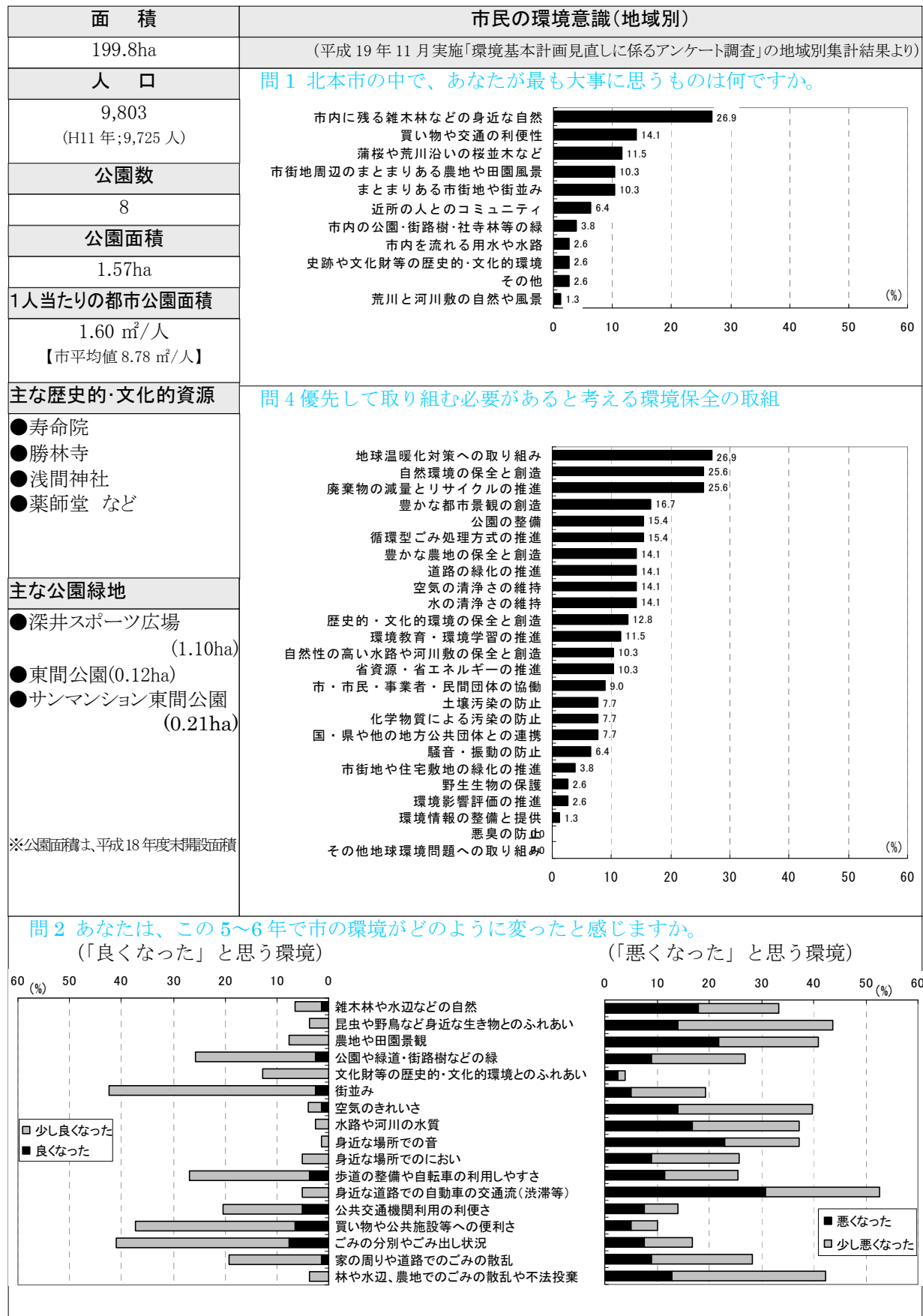
注（該当なし）：アンケートで寄せられた資源のうち、内容や位置が判別可能で、複数寄せられた内容のものを基準に掲載しています。そのため、該当するものが無い場合があります。

環境特性

- ・東地域は本市の北東部に位置し、面積は約 300ha、人口約 8,400 人が居住する、人口密度約 28 人/ha の地域です。
- ・本地域は約 9 割が市街化調整区域で、国道 17 号を境にその東側が市街化調整区域、西側が市街化区域に指定されています。
- ・市街化調整区域は田・畑と住宅用地が混在しており、ところどころに工業用地も見られます。
- ・工業地跡地の一部には高層マンション開発が行われています。
- ・市街化区域は区画整理事業施行済み区域があり、住宅用地が多くを占めています。
- ・本地域には市を代表する北本総合公園が地域の東端に位置しています。

良好な地域環境づくりに向けての基本的な方向

- ・北本総合公園や朝日さくら並木などを基軸とした自然環境の保全と緑化推進を行います。
- ・環境保全型農業の推進と、緑濃い田園空間の創造を行います。
- ・新谷田用水路については、親水性の高い水辺空間の創出を行います。
- ・立地する工業施設は環境への配慮を常に行うことにします。
- ・緑豊かで住民に親しめる環境に配慮した地域づくりを推進します。
- ・農地の保全を図り、ゆとりある田園環境の形成を行うとともに、農業の活性化を行います。
- ・後継者問題への積極的な対応を行うとともに、地元ブランド農産物などの育成を推進します。
- ・土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づき、環境負荷の軽減を進めます。



東間・深井

東間 1～8 丁目、深井第 1～3、サンマンション、スカイハイツ

○市民環境アンケート調査で寄せられた「今後とも残していきたい主な身近な自然等」



市民から見た地域の資源等

雑木林や社寺林	・ 東間浅間神社の杜 ・ 寿命院とその周辺の竹林
並木や街路樹	注（該当なし）
水辺や水のある風景	注（該当なし）
歴史的・文化的環境	・ 浅間神社、初山詣り

※環境基本計画見直しに係るアンケート調査地域別集計結果より

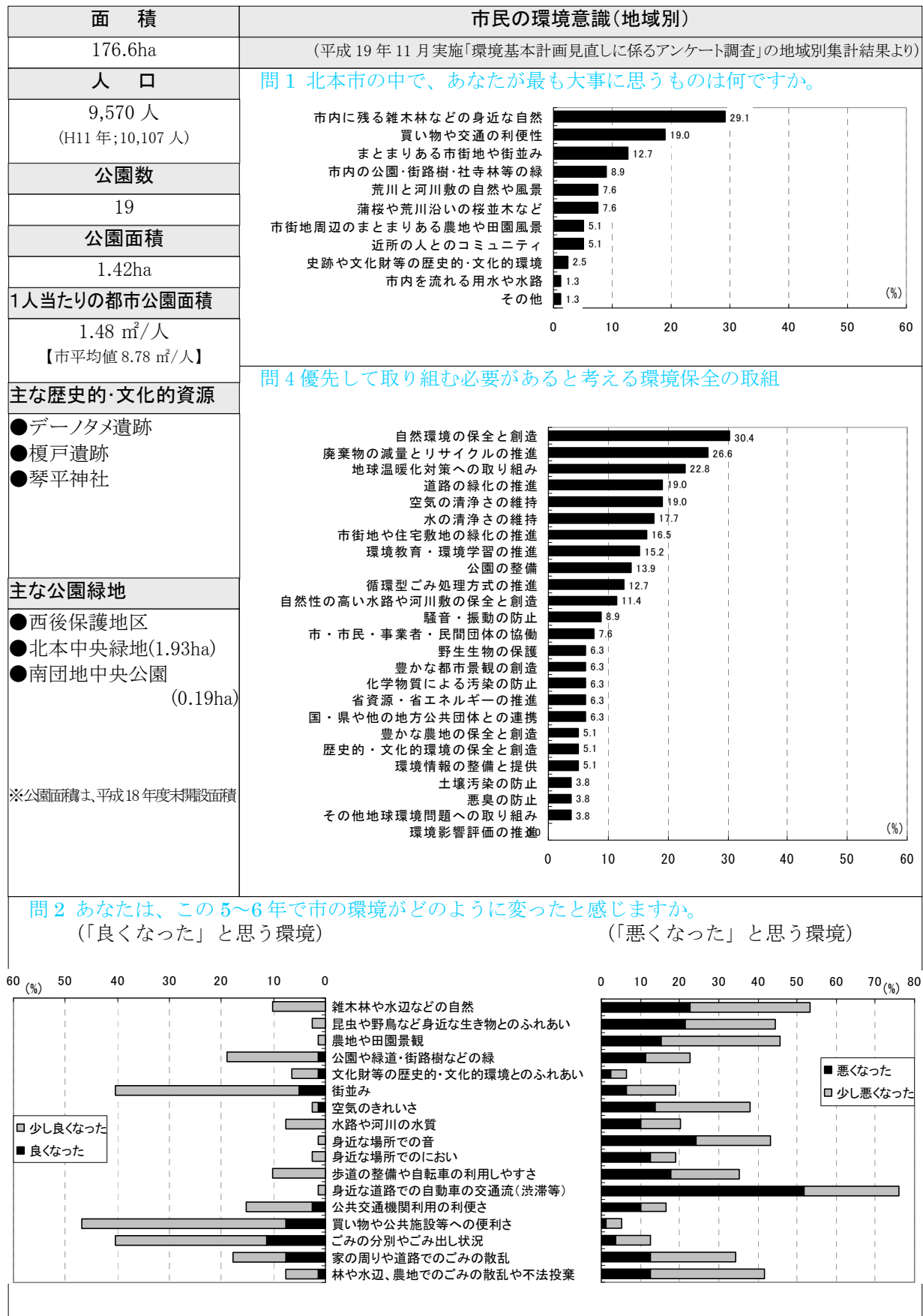
注（該当なし）：アンケートで寄せられた資源のうち、内容や位置が判別可能で、複数寄せられた内容のものを基準に掲載しています。そのため、該当するものが無い場合があります。

環境特性

- ・ 東間・深井地域は、本市の最北に位置し、面積は約 200ha、人口約 9,800 人が居住する、人口密度約 49 人/ha の地域です。
- ・ 国道 17 号より西側で中山道沿道や JR 高崎線沿線一帯は市街化区域に指定されており、約 6 割が市街化調整区域です。
- ・ 市街化区域は住宅用地が多く、開発がスプロール状に行われたため、生産緑地をはじめとした農地が点在しています。
- ・ 市街化調整区域は田・畑が多く、その中に工業用地が点在しています。樹林地は、まとまったものが見られません。

良好な地域環境づくりに向けての基本的な方向

- ・ 環境保全型農業の推進と、緑濃い田園空間を創造します。
- ・ まとまりのある農地を生かし、農業の活性化や産直事業を推進します。
- ・ 土地利用誘導区域については、やすらぎのある農あるまちづくりを推進します。
- ・ 新谷田用水路を活用した親水性の高い水辺空間の創出を行います。
- ・ 生活環境と生産環境の調和のとれたまちづくりを推進します。
- ・ 中山道の歴史・文化と調和した、良好な都市景観の形成を推進します。
- ・ 土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づき、環境負荷の軽減を進めます。
- ・ 点在する生産緑地や休耕地が身近な自然とのふれあいの場となるよう検討していきます。



南部

ニツ家1〜4丁目、ニツ家団地、ハイデンス、マリオン、南団地、京王、三菱、西2、東原団地、台原

○市民環境アンケート調査で寄せられた「今後とも残していきたい主な身近な自然等」



市民から見た地域の資源等

雑木林や社寺林	- 中央緑地（高崎線沿線の雑木林、北本駅～桶川駅間の雑木林） - 南小通りの雑木林（北本郵便局～南団地の間の雑木林） - カインズホーム南の雑木林 - 公園東側の雑木林
並木や街路樹	- 中山道沿いのけやき - 南大通り線の並木
水辺や水のある風景	台原地区の江川
歴史的・文化的環境	注（該当なし）

※環境基本計画見直しに係るアンケート調査地域別集計結果より

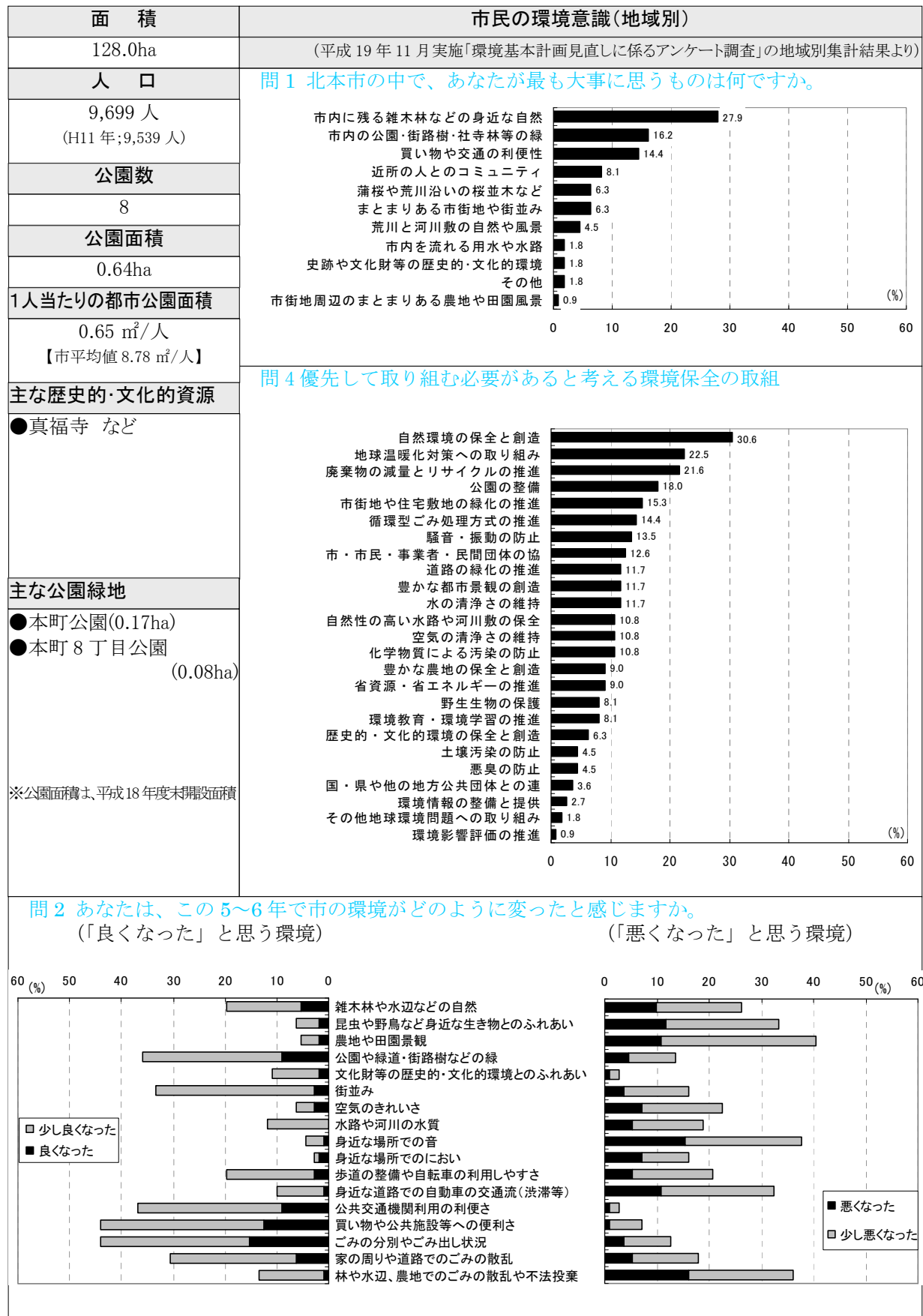
注（該当なし）：アンケートで寄せられた資源のうち、内容や位置が判別可能で、複数寄せられた内容のものを基準に掲載しています。そのため、該当するものが無い場合があります。

環境特性

- 南部地域は、本市の南部に位置し、面積は約 180ha、人口約 9,600 人が居住する、人口密度約 54 人/ha の地域です。
- 全域が市街化区域に指定されていますが、地域の北西部及び東部に一部暫定逆線引き区域があります。暫定逆線引き区域内には樹林地や畑が残されており、樹林地は市全域から見ても比較的多く残されています。
- JR 高崎線沿線には商業用地や工業用地が分布しており、その他は大部分が住宅用地です。地域の西端には、畑と樹林地がまとまって見られます。
- 南部地域では住環境改善と市街地整備を目的として久保土地区画整理事業が施行中であり、首都圏中央連絡自動車道の整備や新駅の設定などの、大規模プロジェクトにより大きな変化が予想されます。
- 首都圏中央連絡自動車道や新駅構想による人や車の交通集中が考えられるため、県道整備を併せて行うことにより、立体交差の整備など交通渋滞の解消が期待されています。

良好な地域環境づくりに向けての基本的な方向

- 市のシンボルである北本中央緑地の維持・保全に努めます。
- 雑木林や生産緑地の保全・整備の検討を行います。
- 市街地整備計画の中で雑木林の保護・保全策を検討します。
- 大規模プロジェクトに対しては土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づいた事業別環境配慮方策等の調整を進めます。
- 自動車交通騒音の防止や、環境に配慮した交通基盤整備を推進します。
- 生活道路での歩行者空間の確保など、誰もが安心して歩ける道路環境の確保を検討します。
- 中山道の歴史・文化と調和した、良好な都市景観の形成を推進します。
- 公共下水道の整備や生活排水処理対策を推進します。
- 土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づき、環境負荷の軽減を進めます。



本町・西高尾 本町 1～8 丁目、西高尾 1～8 丁目

○市民環境アンケート調査で寄せられた「今後とも残していきたい主な身近な自然等」



市民から見た地域の資源等	
雑木林や社寺林	・真福寺（石戸厄除け両大師、イチョウ、クス、その他の木々） ・スポーツセンター周辺の木々
並木や街路樹	・西中央大通りの桜並木 ・文化センターの桜並木 ・北本中学校の桜
水辺や水のある風景	注（該当なし）
歴史的・文化的環境	真福寺（石戸厄除け両大師）

※環境基本計画見直しに係るアンケート調査地域別集計結果より

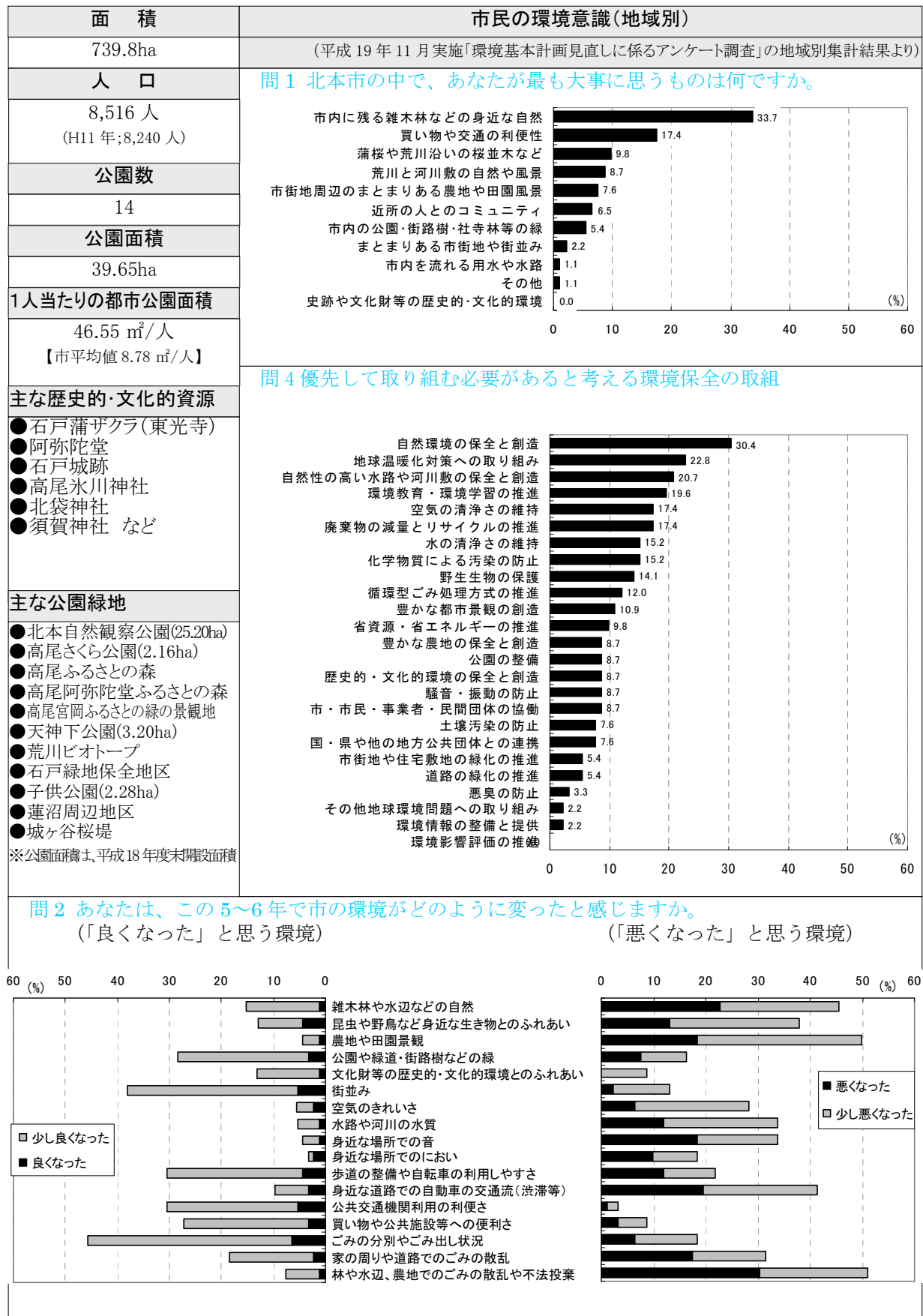
注（該当なし）：アンケートで寄せられた資源のうち、内容や位置が判別可能で、複数寄せられた内容のものを基準に掲載しています。そのため、該当するものが無い場合があります。

環境特性

- ・本町西高尾地域は、本市の北西部に位置し、面積は約 130ha、人口約 9,700 人が居住する、人口密度約 75 人/ha の地域です。
- ・本地域の約 9 割は市街化区域に指定されており、その土地利用の大半は低層住宅地です。畑はわずかにある程度であり、樹林地としてまとまったものは見られません。
- ・また、本地域の特徴として、市役所・文化センター（中央図書館・中央公民館）などがあり、公共公益施設が充実しています。
- ・地域北端にわずかにある市街化調整区域は、田・畑がほとんどです。
- ・地域内の公園整備が全地域平均と比べ遅れています。
- ・本市の公団地域を除いた地域で最も人口密度が高い地域です。

良好な地域環境づくりに向けての基本的な方向

- ・市役所や文化センター一帯を環境情報発信活動拠点として位置づけ、環境の保全と創造にかかわる市民活動の拠点とします。
- ・地域内の住宅敷地緑化を推進し、地域環境に配慮した緑化協定を促進します。
- ・安全な歩行者空間の整備や公園・ポケットパークの整備を検討します。
- ・北本駅周辺では、環境に配慮した市街地整備の中で、北本のシンボルである雑木林をイメージした空間づくりを検討していきます。駅などの公共施設では、自然エネルギーを利用した施設や省エネルギー施設の導入を検討し、バリアフリーなどの生活環境に配慮した市街地整備の検討をします。
- ・土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づき、環境負荷の軽減を進めます。



西部

西 3～16・17-1～2・18～20、チサン第3、ハイムタウン、北里、アースドリーム

○市民環境アンケート調査で寄せられた「今後とも残していきたい主な身近な自然等」



市民から見た地域の資源等	
雑木林や社寺林	・埼玉県自然学習センター、北里メディカルセンター病院周辺の雑木林・東光寺、蒲ザクラ周辺・石戸宿1丁目の信号の近くの桜・高尾のとんぼ公園・荒川河川敷沿いの斜面林・荒井の浅間神社・子供公園周辺の雑木林・須賀神社・厳島神社・氷川神社周辺・屋敷林の木々・さいたま緑のトラスト保全第8号地（高尾宮岡ふるさと緑の景観地）・まほろばの里
並木や街路樹	・城ヶ谷堤の桜・荒川斜面林の桜・西部公民館の桜・北里メディカルセンター病院付近街路樹・南大通り線の並木
水辺や水のある風景	・荒川河川敷・城ヶ谷堤周辺・自然遊歩道・荒川近辺から望む富士山・子供公園の風景（ウォーキングコース）・高尾さくら公園周辺の水辺やザリガニのつれる用水路・自然学習センター内の小さな流れや池、湿地、虫・自然学習センター～子供公園～桜土手につながる遊歩道・農家屋敷林と田畑・さいたま緑のトラスト保全第8号地（高尾宮岡ふるさと緑の景観地、湧水）・天神下公園・宮岡氷川神社付近・野外活動センター
歴史的・文化的環境	・石戸蒲桜と板石塔婆（東光寺）・木造薬師三尊像・荒井浅間神社の初山詣・阿弥陀堂と鐘・荒井1丁目観音堂・高尾河岸・石戸4丁目芭蕉句碑周辺・城ヶ谷堤周辺・石戸宿の獅子舞い祭り・一夜堤・北本の夕焼け・氷川神社・須賀神社・厳島神社・旧鎌倉街道

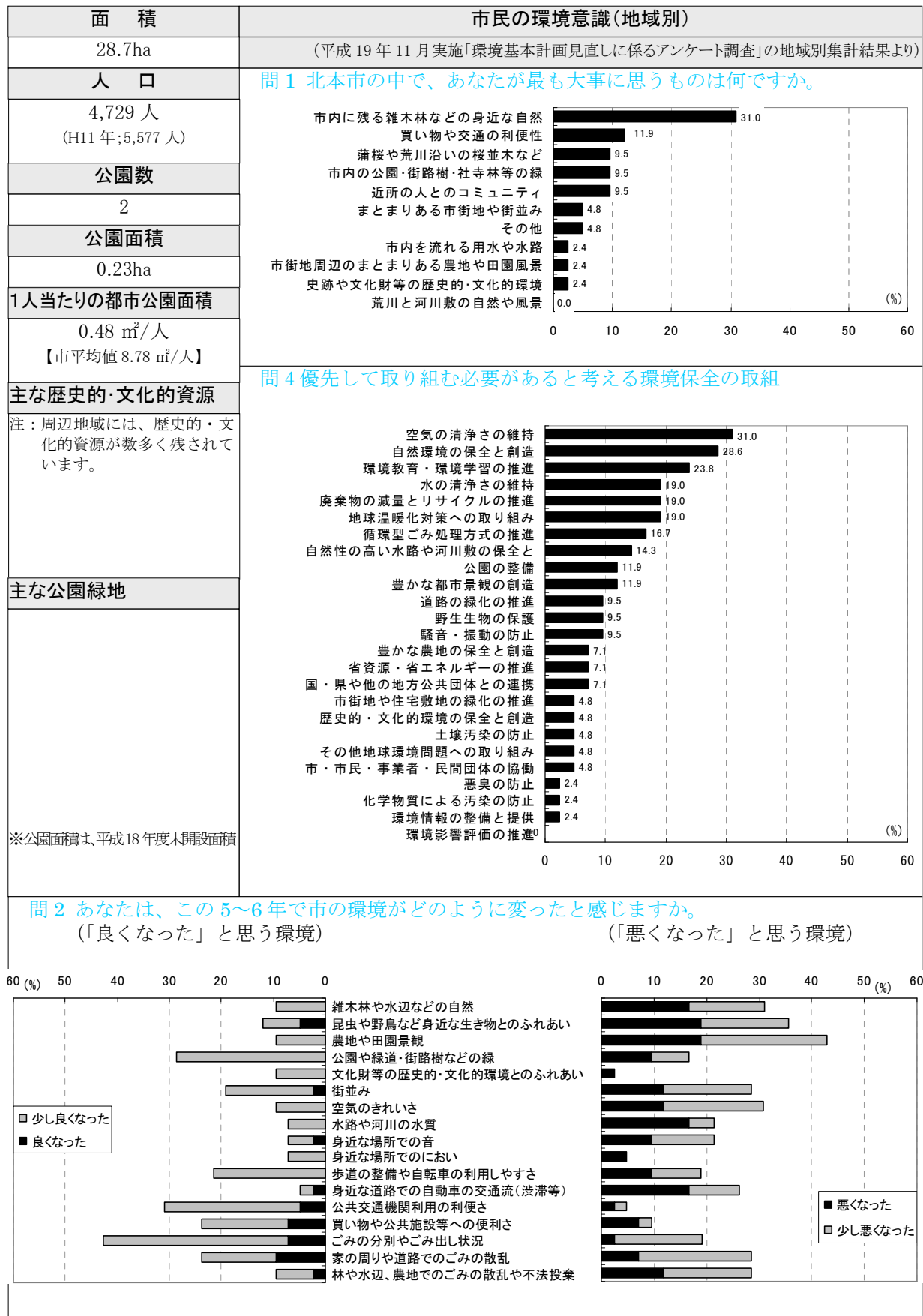
※環境基本計画見直しに係るアンケート調査地域別集計結果より

環境特性

- ・西部地域は、8地域に区分された各地域の中で最も広い区域であり、本市の西部に位置し、面積は約740ha、人口約8,500人が居住する、人口密度約11人/haの地域です。
- ・地域の東側一部を除き、ほとんどが市街化調整区域に指定されています。畑の中に住宅用地が点在しているというのがこの地域の典型的土地利用ですが、本町西高尾に隣接する一部の地域では住宅用地としてまとまったものが見られます。
- ・荒川河川敷や、北本自然観察公園などを主軸とした北本市を代表する最も自然豊かな地域です。また、石戸緑地保全地区や北本鳥獣保護区を含む緑豊かな自然環境を有しています。

良好な地域環境づくりに向けての基本的な方向

- ・荒川河川敷の自然豊かな水辺環境の保全及び創造を最重点として推進します。
- ・北本自然観察公園を拠点とした、豊かな自然環境の保全や森林の諸機能の維持・向上を推進します。
- ・現存する湧水や谷津については貴重な自然として保全・活用します。
- ・監視パトロールにより荒川河川敷などへの廃棄物の不法投棄を防止します。
- ・石戸蒲ザクラなどの史跡・名勝地などの歴史資源を生かした散策ルートの整備を検討します。
- ・大規模プロジェクトに対しては土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づいた事業別環境配慮方策等の調整を進めます。
- ・合併処理浄化槽の普及等、生活排水処理対策を推進します。
- ・土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づき、環境負荷の軽減を進めます。



公団地域

北本団地、グリーンハイツ

○市民環境アンケート調査で寄せられた「今後とも残していきたい主な身近な自然等」



市民から見た地域の資源等

雑木林や社寺林	・公団周辺の雑木林
並木や街路樹	・公団内外周路の木々
水辺や水のある風景	注（該当なし）
歴史的・文化的環境	注（該当なし）

※環境基本計画見直しに係るアンケート調査地域別集計結果より

注（該当なし）：アンケートで寄せられた資源のうち、内容や位置が判別可能で、複数寄せられた内容のものを基準に掲載しています。そのため、該当するものが無い場合があります。

環境特性

- ・公団地域は、本市の南西部に位置し、面積は約 29ha、人口約 4,700 人が居住する、人口密度約 164 人/ha の地域です。
- ・公団地域は、全域が市街化区域に指定されています。
- ・都市基盤整備公団（当時日本住宅整備公団）の北本団地で占められており、団地建設時に各棟間に植えられた樹木が成長し、非常に緑豊かな環境を生み出しています。

良好な地域環境づくりに向けての基本的な方向

- ・将来的な団地整備構想については、都市基盤整備公団や関係機関との調整や協議を行い、環境の保全・創造や環境負荷低減のための検討を行います。
- ・調整池や水路・河川等を活用した、身近に自然とふれあえるビオトープづくりを検討します。
- ・団地敷地と一体的な空間整備を行い、緑のネットワークを整備するため、歩行者及び自転車道の整備を検討します。
- ・緑豊かで住民に親しめる環境に配慮した地域づくりを推進します。
- ・土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づき、環境負荷の軽減を進めます。

第6章 土地利用・開発事業等環境配慮基本指針

環境基本計画が掲げる環境像や目標を実現していく上で、土地利用や開発・整備事業などの環境利用と一体となった環境の保全・創造への取り組みが不可欠です。また、こうした取り組みを適切に進めていくための制度やしきみづくりが必要です。

この土地利用・開発事業等環境配慮基本指針は、市独自の環境影響評価制度づくりに向けた試行段階として、事業者提供し、土地利用や開発事業等に際して、事業の立案・計画策定段階からの環境保全のための事前配慮を促し、環境保全に対する代替案の検討や調整等、計画決定のしきみづくりを進めていくものです。

なお、この環境配慮基本指針は、民間の事業に限らず、市の公共工事をはじめ、土地利用に係る計画策定において適用し、率先的な推進を図っていくものとします。

土地利用・開発事業等環境配慮基本指針

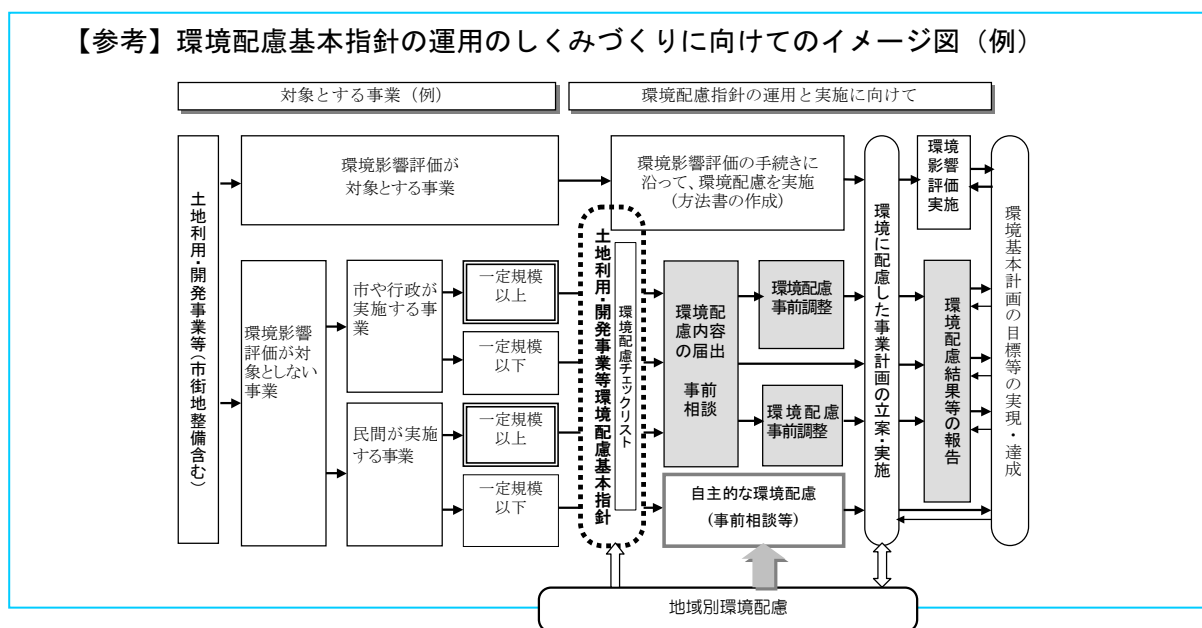
本環境基本計画が掲げる「市が講じる施策」をはじめ、「大規模プロジェクトや市街地整備計画の中で検討する保護・保全策」、「事業者の取り組み」のうち、土地利用や開発・整備事業、建物の建設などの事業計画の立案・検討段階からの環境への事前配慮を進めていく必要がある事項を「環境配慮基本指針」としてまとめて示しています。

大規模プロジェクトや市街地整備計画をはじめ、各種の開発事業等の立案・計画策定にあたっては、この基本指針に基づいて、環境の保護・保全、創出に関する対策の必要性や代替案を総合的に検討・調整し、事業計画に盛り込んでいくなど、環境への事前配慮を進めていきます。

この環境配慮基本指針は、次の二つからなります。

- 1 土地利用・開発事業等に係る環境配慮指針（各事業共通の環境配慮指針）
- 2 大規模プロジェクト・市街地整備計画に際しての環境配慮指針

【参考】環境配慮基本指針の運用のしきみづくりに向けてのイメージ図（例）



1 土地利用・開発事業等に係る環境配慮指針

この環境配慮指針は、事業の種類、規模の大小、行政や民間の事業に関わらず、土地利用・開発事業等の検討・立案に際しての環境への事前配慮と代替案を含む適切な対応のあり方を検討・立案していくための基本的事項を示しています。

また、1～19 の項目番号は、本計画が進める「施策の方向」の番号と対応しています。事業等の立案・計画策定から事業実施に際しては、市が進める施策の展開方向との総合的な連携・協力に留意し、事前に適切な環境配慮と対策を図っていくものとします。

1 自然環境の保全と創造への配慮

①雑木林・屋敷林、湧水・谷津の保護・保全に配慮します。

- 1-1 敷地利用計画立案に際しては、計画地内の雑木林や屋敷林、湧水等の自然環境の保全及び活用を工夫します。
- 1-2 施設や工場・事業所、住宅の建設や改築に際しては、雑木林や湧水・谷津などの自然環境を悪化させないようにし、影響をできるだけ少なくします。

②水源のかん養に配慮します。

- 1-3 土地の改変などに際しては、表土を保全します。
- 1-4 市域での雨水浸透を進めます。
- 1-5 適所に透水性舗装の利用を進めます。

③事業計画の中で、雑木林や湧水・谷津の保護・保全策に努めるほか、緑の保全・創造に配慮します。

- 1-6 事業の立案段階から、雑木林や湧水・谷津の保護・保全策を検討します。やむを得ず雑木林、湧水や谷津が失われる場合には、影響の最小化とともに適切な代償措置に努めます。
- 1-7 緑の連続性、地下水や湧水への影響に配慮し、影響緩和の検討と適切な対策を進めます。
- 1-8 現況の土地利用や土地利用計画・都市計画等に留意し、緑の機能が高度に発揮できるよう努め、自然環境や周辺への影響の低減に向けた対策を進めます。

2 自然性の高い水路や河川敷の保全と創造

①多自然型の川づくりに配慮します。

- 2-1 河川敷及び周辺緑地、用水周辺では、水循環特性に留意した自然性の高い草地や湿性植物の再生を図ります。
- 2-2 水路周辺では、野生生物の生育・生息に配慮した空間の確保や自然回復を進めます。
- 2-3 河川や水路の改修に際しては、多自然工法の導入を図ります。

②水と緑のネットワークづくりに配慮します。

- 2-4 水辺の整備に際しては、市民が親しめる水辺空間の創出を進めます。
- 2-5 計画地周辺の緑化など、水と緑のネットワーク形成を進めます。

③排水を適正に処理し、影響防止に努めます。

- 2-6 事業場や開発地からの排水は適正に処理し、自然環境への影響を防止します。

3 豊かな農地の保全と創造

①農地・生産緑地の保全と活用に配慮します。

- 3-1 土地利用計画や基盤整備に際しては、生物生育・生息環境の場としての農地や水路の保全と活用を図ります。
- 3-2 農地が果たしている水源かん養や景観保全、生物生息環境の場などとしての役割に留意し、その機能の維持・再生と対策を進めます。
- 3-3 有機栽培農地周辺では、事業に伴う栽培への影響防止や適切な対策を進めます。

②農薬や化学肥料を使わない緑の維持・管理に努めます。

- 3-4 計画地の除草等維持管理に際して、農薬・化学肥料の使用を抑制するとともに、使用量を定期的に把握し、適正な管理・保管を進めます。
- 3-5 MSDS(製品安全データシート)の活用、ポジティブリスト制度(農薬使用基準の遵守、農薬が一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止)を推進し、農薬の飛散(ドリフト)防止対策を図ります。
- 3-6 植栽地へのたい肥等有機肥料の活用に配慮した計画づくりを進めます。
- 3-7 計画地の維持管理などで不要になった農薬・化学肥料は、適正に処分・処理します。

4 公園の整備 5 市街地や住宅敷地の緑化の推進

①市街地における自然環境の保全・創出に配慮します。

- 4-1 事業の立案・計画に際しては、周辺の公園や緑地、河川、学校など公共施設の緑の分布を踏まえた周辺緑化など、緑や自然のネットワークづくりを図ります。

②市街地における自然環境の保全・創出、個性と魅力ある緑地空間づくりに配慮します。

- 4-2 公共施設の緑をネットワークする緑道の整備に配慮した計画づくりを進めます。
- 4-3 公園や計画地内での野生生物の生育・生息地(ビオトープ)創出を図ります。
- 4-4 積極的に緑地やオープンスペースの確保を図ります。

③市街地の緑化に配慮します。

- 4-5 施設や建物の周辺緑化(屋上緑化を含む)を図ります。
- 4-6 生け垣や敷地内の適切な緑化を図ります。
- 4-7 緑化に際しては、在来種を使った緑化を進めます。
- 4-8 緑化に際しては、野生生物の生育・生息環境を分断し、乱すことのないよう対策を進めます。
- 4-9 敷地内の樹木や生け垣などは、適切にせん定などを行い、維持管理を進めます。

6 道路の緑化の推進

①道路の緑化に配慮します。

- 6-1 計画地内の道路など、在来種による植樹帯・緑地帯の整備を図ります。
- 6-2 既存道路沿線の植栽適地箇所への高木の植栽を進めます。
- 6-3 計画地や事業所等の接道部緑化、ブロック塀の生け垣化を進めます。

②道路の整備等に際して、野生生物の生育・生息環境への影響に配慮します。

- 6-4 野生生物の生育・生息環境を分断しないよう緑のネットワークの整備を進めます。
- 6-5 生物生育・生息空間の分断防止に配慮し、適切な生物移動空間を確保します。

7 野生生物の保護

①生物多様性の保持による生態系の保全に配慮します。

- 7-1 開発・整備に当たっては、野生生物の生育・生息環境の保全や移植等保護措置を実施するなど、野生生物の生育・生息に配慮した整備を図ります。
- 7-2 野生生物の生育・生息環境を悪化させることのないよう適切な対応を図ります。
- 7-3 計画地の環境特性に応じた自然回復を進めていきます。

②ビオトープづくりに配慮します。

- 7-4 敷地内への野生生物の生育・生息地(ビオトープ)の創出を図ります。

8 歴史的・文化的環境の保全と創造

①歴史的遺産の保全に努めます。

- 8-1 開発・整備等に際しては、埋蔵遺跡等歴史的遺産の調査を行い、その適切な保全を進めます。
- 8-2 開発・整備等に際しては、屋敷林や巨木・名木を活かした計画とするなど、その保護・保全を図ります。

9 豊かな都市景観の創造

①魅力ある都市圏の形成に配慮します。

- 9-1 良好な都市景観の創造に配慮し、地区計画制度や建築協定・緑地協定に協力します。
- 9-2 道路や公園などの公共施設の美観配慮に努め、緑化推進のほか、案内板・建築物などのデザイン向上を図ります。
- 9-3 建物や施設は、地域景観とのバランスを図っていきます。
- 9-4 路上への美観を損なう看板などの設置は自粛します。
- 9-5 事業所より出る廃棄物は、リサイクルや適正な処理を進めます。

②事業計画の中での景観創造に配慮します。

- 9-6 構造物の色彩やデザインの工夫、植樹などによって、周辺環境と調和したものとなるように工夫します。
- 9-7 樹木などによる緩衝帯(バッファゾーン)を設けるなど、緑の景観の創出を図ります。

10 空気の清浄さの維持

①自動車交通対策に配慮します。

- 10-1 計画地内や計画地周辺では、歩行者及び自転車専用通路の確保を図ります。
- 10-2 計画地内道路整備において自転車通路と駐輪場の整備を図ります。
- 10-3 計画に際しては、物流の合理化、公共交通機関の活用などに配慮し、市街地内の通過交通量を減らし、交通渋滞発生防止対策を進めます。

②工場・事業所の大気汚染防止対策に努めます。

- 10-4 工場や事業所などの開発事業に際しては、大気汚染の防止対策を進めます。

11 水の清浄さの維持

①健全な水循環の構築に配慮します。

- 11-1 計画地内の緑地の保全や確保、歩道や駐車場の透水性舗装などにより、雨水の地下浸透に努めます。
- 11-2 土地の改変などに際する地下水流の分断を回避します。
- 11-3 地盤条件などを考慮した雨水浸透施設（雨水マス・トレンチなど）を整備します。

②水質汚濁の防止に努めます。

- 11-4 公共下水道が整備されている地域では、事業所の建設や改修に際しては、積極的に下水道との接続を進めます。
- 11-5 当面、公共下水道が整備されない地域での開発や事業所の立地に際しては、生活排水処理のため、合併処理浄化槽の設置と維持管理を進めます。
- 11-6 排水による水路や河川の水質汚濁の未然防止対策を進めます。

③水資源の有効利用に配慮します。

- 11-7 雨水利用・中水利用施設の整備・活用を図ります。

12 土壌汚染の防止

①不法投棄・埋め立てなどに伴う土壌汚染防止対策に努めます。

- 12-1 跡地利用に際しては、計画地内の土壌及び盛土材料等の調査を行い、汚染土壌の適切な処理・処分を行います。
- 12-2 計画地内への盛土材料等の搬入に際しては、盛土材料の調査を行い、汚染土壌の場合は使わないほか、汚染土壌の適切な処理・処分に努めます。
- 12-3 土地の埋め立てに際しては、「北本市土砂等のたい積規制に関する条例」に基づき、埋め立て土砂などに伴う有害物質による土壌汚染の防止を進めます。

②化学物質による土壌汚染防止対策に努めます。

- 12-4 工場や事業所等開発・整備に際しては、化学薬品などの有害物質が人体や環境へ影響を及ぼさないよう対策を進めます。
- 12-5 樹木や植栽地、駐車場などのオープンスペースの維持管理に際しては、殺虫剤・薬品は抑制し、使用に際しては、使用量を必要最低限にします。

13 騒音・振動の防止

①騒音・振動防止対策に努めます。

- 13-1 住宅開発等に際しては、計画段階から、計画地内の車道を通行する自動車の速度を必然的に下げさせるハンプを設置するなど、適切な道路構造の検討と工夫を進めます。
- 13-2 工場・事業所の立地に際しては、騒音・振動の防止対策を進めます。

②事業計画の中での騒音・振動防止対策に努めます。

- 13-3 低騒音舗装の採用や街路樹の整備、緩衝帯の設置など、騒音低減策を進めます。
- 13-4 建設時には、低騒音・低振動型の機械や工法を採用します。

14 悪臭の防止

①悪臭防止に努めます。

- 14-1 工場・事業所の計画に際しては、臭気の適正管理と悪臭の発生の未然防止対策を進めます。

15 化学物質による汚染の防止

①化学物質による汚染防止に努めます。

- 15-1 開発・整備事業に際しては、化学物質が外部に漏れないように十分な対策を講ずるとともに、その適正使用と管理を進めます。
- 15-2 住宅開発などに際しては、設計・施工段階から、建材や塗料・接着剤などに含まれている揮発性化学物質が、居住者や環境に影響を及ぼさない材料を使用するなど、適切な施工や対策を進めます。
- 15-3 敷地内の樹木の害虫駆除や除草に使う殺虫剤や薬品は、使用をできる限り抑制し、やむを得ず使用するときは、必要最低限の使用に努めます。
- 15-4 工場や事業所などで、新たな化学物質を使用する際には、その有害性と対策に対する説明を行い、環境リスク対策を進めます。

16 省資源・省エネルギーの推進

①省資源・省エネルギー、再利用化に配慮します。

- 16-1 省資源や省エネルギーに配慮した環境共生住宅の建設・販売を進めます。
- 16-2 節水設備、雨水貯留及び利用設備の設置など、水資源の有効利用と節水対策を進めます。

②新エネルギーの導入に配慮します。

- 16-3 施設や建物の設計段階から、太陽光発電や太陽熱利用など自然エネルギー等環境に優しいエネルギーの活用を図り、省資源・省エネルギー対策を進めます。

17 廃棄物の減量とリサイクルの推進 18 循環型ごみ処理方法の推進

①ごみの減量化・再資源化運動の推進、資源有効活用に努めます。

- 17-1 建設副産物のリサイクルを進めます。
- 17-2 建設に際しては、建設廃材のリサイクルに努めるとともに、解体時の廃棄物発生を減らすよう設計段階からの対応を進めます。

19 地球環境問題への取り組み

①省資源・省エネルギーの推進、新エネルギーの導入など温室効果ガス排出量の削減を進めます。

②熱帯材の使用抑制に努めます。

- 19-1 型枠材などとしての熱帯材の使用を控え、代替材の使用を進めます。
- 19-2 建物等の建材として国内産材の活用を工夫し、植林の間伐など森林の維持管理による温室効果ガスの吸収源としての育成を進めます。

2 大規模プロジェクト・市街地整備計画に際しての環境配慮指針

この環境配慮指針は、行政や民間が行う大規模プロジェクトや市街地整備計画の中で、特に配慮すべき重点的事項を示しています。前項の「1 土地利用・開発事業等に係る環境配慮指針」と併せて、計画や事業の検討・立案など計画の早期の段階から、環境への事前配慮を要請するなど、市が進める施策の展開方向との総合的な連携を図り、事業計画との事前調整を進めていくものとします。

1 自然環境の保全と創造への配慮

- ①大規模プロジェクトや市街地整備計画の中で、雑木林や湧水・谷津の保護・保全策を進め、緑の保全と創造を図ります。
- (1) 計画段階から雑木林、湧水や谷津の保護・保全策を講じます。やむを得ず雑木林、湧水や谷津が失われる場合には、影響の最小化とともに代償措置を行います。
 - (2) 特に広域幹線道路などの大規模プロジェクトに際しては、緑の連続性や通行の容易さを確保するため、地下水や湧水への影響に配慮しながら、部分的に道路の地下化を進めるなど、影響緩和の検討と対策を行います。

2 自然性の高い水路や河川敷の保全と創造

- ①多自然型の川づくりを図ります。
- ②水と緑のネットワークづくりを図ります。

3 豊かな農地の保全と創造

- ①農地・生産緑地の保全と活用を図ります。
- (1) 生物生育・生息環境の場としての農地や水路の保全と活用を図ります。
 - (2) 農地が果たしている水源かん養や景観保全、生物生息環境の場などとしての機能に留意した保全と対策を行います。

4 公園の整備 5 市街地や住宅敷地の緑化の推進

- ①市街地における自然環境の保全・創出を図ります。
- (1) 開発事業の立案・計画に際しては、事業地周辺の公園や緑地、河川、学校など、公共施設の緑の分布を考慮し、周辺緑化など緑や自然のネットワークづくりを行います。
- ②市街地整備計画の中で、市街地における自然環境を保全・創出し、個性と魅力ある公園・緑地の整備を図ります。
- (2) 主要な公園や緑地、河川、学校など、公共施設の緑をネットワークする緑道を整備します。
 - (3) 公園へのビオトープの創出を図ります。
 - (4) 積極的に緑地やオープンスペースを確保します。

6 道路の緑化の推進

- ①道路整備に際して、道路の緑化を図ります。【p145；6-①参照】
- (1) 都市計画道路などについて、在来種による植樹帯・緑地帯の整備を進めます。
 - (2) 既存道路の植栽適地箇所への高木の植栽を行います。
 - (3) 民有地の接道部緑化、ブロック塀の生け垣化を行います。

(道路の緑化の推進)

②道路の整備等に際して、野生生物への配慮を図ります。

- (1) 野生生物の生育・生息環境を分断しないよう、緑のネットワークの整備を行います。
- (2) 新規幹線道路にエコロード・エコトンネルの整備を行います。

7 野生生物の保護

①生物多様性の保持による生態系の保全を図ります。

- (1) 市街地整備をはじめとする公共事業に当たっては、野生生物の保護措置を実施するなど、野生生物の生育・生息に配慮した整備を行います。

9 豊かな都市景観の創造

①大規模プロジェクトや市街地整備計画の中での景観創造を図ります。

- (1) 構造物の色彩やデザインの工夫、植樹などによって、周辺環境と調和したものとなるようにします。
- (2) 樹木などによる緩衝帯(バッファゾーン)を設けるなど、緑の景観を創出します。

10 空気の清浄さの維持

①自動車交通対策を図ります。

- (1) 歩行者及び自転車専用道路の整備を図ります。
- (2) 新規幹線道路整備において自転車レーンの整備を図ります。
- (3) 市街地内の通過交通を減らし、環境に負荷の少ない交通環境の整備を図ります。

11 水の清浄さの維持

①健全な水循環の構築を図ります。

- (1) 計画地内の緑地の保全や確保、歩道や駐車場の透水性舗装などにより、雨水の地下浸透を進めます。
- (2) 土地の改変などに際する地下水流の分断を回避します。

12 土壌汚染の防止

①埋め立てなどに伴う土壌汚染防止対策を行います。

13 騒音・振動の防止

①大規模プロジェクトの中での騒音・振動防止対策を図ります。

- (1) 低騒音舗装の採用や街路樹の整備、緩衝帯の設置など、騒音低減策を行います。
- (2) 建設時には、低騒音・低振動型の機械や工法を採用します。

16 省資源・省エネルギーの推進

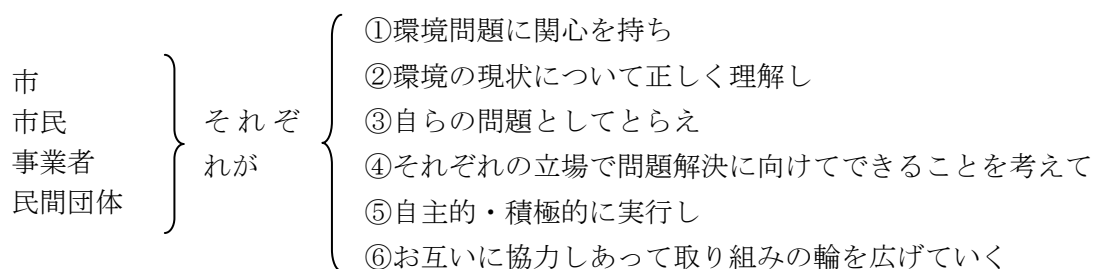
①新エネルギーの導入を図ります。

- (1) 公共施設の建設にあたっては、設計段階から、太陽光発電や太陽熱利用など自然エネルギー等再生可能なエネルギーの活用を図り、省資源・省エネルギー対策を進めます。

第7章 市・市民・事業者・民間団体の役割

都市・生活型公害や廃棄物、地球環境問題など、近年の環境問題はその多くが私たちの日常生活や事業活動に原因があるため、解決への取り組みは複雑化しており、環境問題は市や県などの取り組みだけでは対応できません。

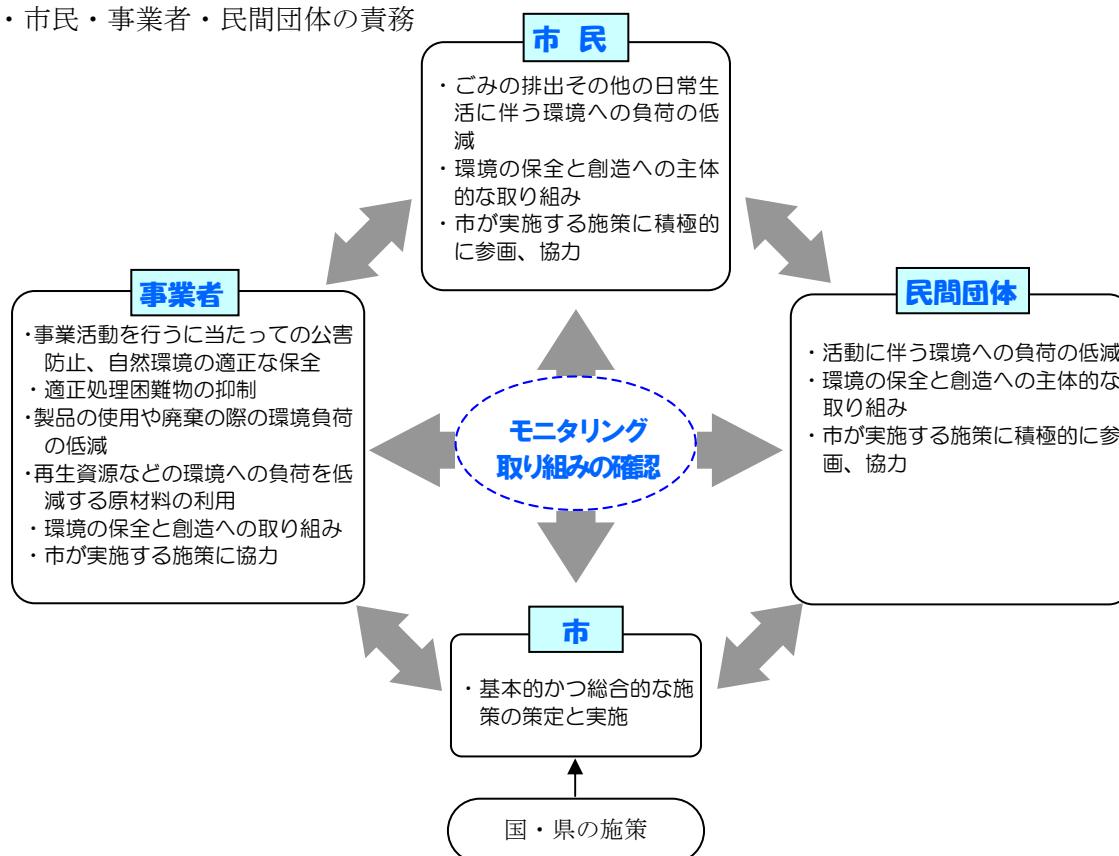
市が率先して環境の保全・創造や環境負荷低減などのための取り組みを行うことはもちろん、



ことによって、環境意識の高いまちを目指し、実践していかなければなりません。

北本市環境基本条例は、環境の保全及び創造についての市・市民・事業者・民間団体の責務を下图のように定めています。

■市・市民・事業者・民間団体の責務



1 市の役割

(1) 公共事業実施における環境保全への取り組み

市が実施する公共事業は、自然環境の改変や騒音の発生、廃棄物の排出、資源の消費などを伴う場合があります。環境へ少なからず影響を及ぼします。

公共事業の実施に当たっては、環境への配慮が優先的になされているが、事業の立案、計画段階から土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づいた環境配慮と対応を検討・調整し、環境保全の観点から望ましい選択であるかなど、環境への影響を評価し、環境の保全・創造や環境負荷低減のための、次に示すような取り組みを行います。

- ・雑木林の保護・保全策を講じます。やむを得ず雑木林が失われる場合には、影響の最小化とともに代償措置の検討を行います。
- ・湧水や谷津をはじめとする自然環境を保護・保全します。
- ・野生生物の生育・生息環境に配慮した都市整備を行います。
- ・透水性舗装など雨水浸透の促進によって、健全な水循環の構築を促進します。
- ・大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・悪臭をはじめ、電波障害・日照阻害などの問題解決に取り組み、生活環境の保全に努めます。

(2) 市の率先行動の推進

市は、次に示すような環境の保全・創造や環境負荷低減などのための取り組みを率先して行います。

- ・環境の現状を調査・分析します（「(3) 環境情報の提供と情報交換」参照）。
- ・自然環境調査などの市民参加型環境調査の実施について検討します。
- ・公用車に低公害車を導入します。
- ・電気・ガス・水道の使用量抑制など、省資源・省エネルギーに努めます。
- ・新エネルギーへの転換を推進します。
- ・リサイクル品を積極的に利用します。
- ・水循環の形成に配慮した設備の設置などを推進します。
- ・環境マネジメントシステム（ISO14001）の認証を継続し、市職員のモラルアップを図るほか、推進体制を確立させて継続実行します。
- ・その他、環境の保全・創造や環境負荷低減などのための取り組みを行います。

(3) 環境情報の提供と情報交換

市民・事業者・民間団体が環境問題を正しく理解し、環境の保全・創造や環境負荷低減のための取り組みを自主的に行えるように、市は、市民・事業者・民間団体に対して次に示すような必要な情報を公開・提供します。

- ・北本市の環境の現状
- ・市・市民・事業者・民間団体の環境の保全と創造に向けての取り組み・活動状況
- ・環境情報の見方・とらえ方
- ・その他、環境の保全・創造や環境負荷低減に関する情報

また、市は、市民・事業者・民間団体からの情報や意見を収集・整理し、市が行う環境の保全・創造や環境負荷低減のための取り組みに役立てます。

(4) 市民・事業者・民間団体に対する普及・啓発活動

市は、市民・事業者・民間団体が環境問題を自らの問題であるとしてとらえることができるように、次に示すような普及・啓発活動を行います。

・環境教育・環境学習の推進

北本の環境について学習したり、自然を利用した遊びなどを通じて、環境の保全・創造や環境負荷低減のために取り組むことのできる児童・生徒の育成（環境教育）を推進します。

成人の環境学習の機会を充実します。

市職員や事業者を対象とした環境保全研修の実施を検討します。

・環境意識高揚活動の推進

市や民間団体による自然観察会や緑化活動、環境美化活動を推進します。

エネルギーや資源、水などに対する意識を高め、節約を呼びかけます。具体的には、県や埼玉県地球温暖化防止活動推進センター等と連携・協力し、市民の参加や取り組みを促進していくほか、リーフレットやエコライフ DAY チェックシート等の情報を提供していきます。

- ・市・市民・事業者・民間団体が環境問題に関心を持ち、それぞれの立場で問題解決に向けて行動するための具体的な指針（行動指針）を定めます。
- ・その他、市民・事業者・民間団体が、それぞれの立場から環境の保全・創造や環境負荷低減のための取り組みができるよう、支援を検討します。

(5) 参加と合意形成の場づくり

市は、市民や民間団体が、環境の保全・創造や環境負荷低減のための取り組みに自主的に参加・交流できる機会を推進・検討します。例として、次のような参加の場づくりを推進します。

- ・雑木林の管理やごみの減量に関わる活動など、環境の保全・創造や環境負荷低減のためのボランティア活動や市民活動に対し、市民が自主的・積極的に参加できるよう、市は必要な広報や活動の支援を行います。
- ・民間団体などが主催するフリーマーケットなどのイベント開催の際には、市は積極的に場所の提供やあつせんを検討します。
- ・市は、コミュニティ協議会や自治会連合会をベースに、市民や民間団体とともに北本市の環境の今後のあり方について検討する場を設けます。

また、環境の保全・創造や環境負荷低減のための取り組みなどを市・市民・事業者・民間団体が公平な役割分担の下、協力しあって行うために、お互いに話し合う場を設けます。

(6) 事業者の環境配慮促進

市は、事業者に対して、環境の保全・創造や環境負荷低減などに配慮した事業活動を支援します。具体的には、次のような事項について検討、推進します。

- ・関連する法律・条例の周知と取り組みを促進します。
- ・事業者による環境マネジメントシステム（ISO14001）の認証取得、継続実行を支援します。
- ・土地利用及び開発等に際しては、土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づき、計画段階からの環境配慮と対策を促進します。

2 市民の役割

(1) 日常生活における環境への配慮

日常生活が環境に影響を及ぼしていることを認識し、環境に及ぼす影響をできるだけ少なくするためには日常生活の上でどのような点に気を付ければよいか考え、まずは身近なところから自主的・積極的に実行しましょう。

(2) 環境意識の向上

市や民間団体などが公開・提供する情報を活用して、環境問題や環境の現状、取り組み状況について知識や理解を深め、環境の保全・創造や環境負荷低減のためにまずできるところから実践しましょう。

(3) 環境教育・環境学習の機会への積極的参加

市や民間団体などが開催する自然観察会などの環境教育・環境学習の機会に積極的に参加しましょう。

(4) 民間団体が行う環境保全活動への積極的な参加

雑木林の管理やごみの減量など、民間団体が環境の保全・創造や環境負荷低減のために行うボランティア活動などへ積極的に参加・協力しましょう。

(5) 普及・啓発活動への積極的な参加

緑化活動や環境美化活動など、市や民間団体等が環境の保全・創造や環境負荷低減などのために行う活動へ積極的に参加・協力しましょう。

3 事業者の役割

(1) 事業活動における環境への配慮

事業活動が環境に影響を及ぼしていることを認識し、環境に及ぼす影響をできるだけ少なくするためには事業活動の上でどのような点に気を付ければよいか考え、自主的・積極的に実行しましょう。あわせて、企業の社会的貢献の一環として、特に次の(4)(5)について取り組みましょう。

また、環境マネジメントシステムの認証取得の検討・推進または継続実行を図り、環境の保全・創造や環境負荷低減に努めましょう。

土地利用及び開発等に際しては、関連法令の周知に努めるとともに、土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づき、計画段階からの環境配慮を推進し、建設段階や施設利用・創業段階での環境負荷の低減に努めるとともに、地域の自然に配慮した緑化対策等、自然環境の保全・再生・創出に努めましょう。

(2) 環境意識の向上

市や民間団体が公開・提供する情報を活用して、環境問題や環境の現状、取り組み状況などについて理解を深め、環境の保全・創造や環境負荷低減のための行動に生かしましょう。

(3) 環境教育・環境学習の機会への積極的参加

環境保全研修などの環境教育や環境学習の機会に積極的に参加しましょう。

(4) 民間団体が行う環境保全活動への積極的な参加

雑木林の管理やごみの減量など、民間団体が環境の保全・創造や環境負荷低減のために行う活動へ積極的に参加・協力しましょう。

(5) 普及・啓発活動への積極的な参加

緑化活動・環境美化活動など、市や民間団体が環境の保全・創造や環境負荷低減のために行う活動へ積極的に参加・協力しましょう。

4 民間団体の役割

(1) 環境情報の提供と情報交換

次に示すような環境情報を調査し、市に対して情報提供や提言を行いましょう。

- ・北本市の環境の現状
- ・民間団体の環境の保全と創造に向けての取り組み、活動状況
- ・環境情報の見方・とらえ方
- ・その他、環境の保全・創造や環境負荷低減に関する情報

(2) 環境の保全・創造や環境負荷低減等のための活動の推進

雑木林の維持管理やごみの減量・リサイクル活動をはじめ、緑化活動・環境美化活動・ナショナルトラスト活動など、環境の保全・創造や環境負荷低減のための活動を推進しましょう。

(3) 市・市民・事業者に対する普及・啓発活動

市・市民・事業者・民間団体に対して、次に示すような普及・啓発活動を行いましょう。

- ・北本の環境について学習したり、自然観察会や自然を利用した遊びなどを通じて、環境の保全・創造や環境負荷低減のために取り組むことのできる催しの企画を検討しましょう。
- ・その他、市・市民・事業者・民間団体がそれぞれの立場から環境の保全・創造や環境負荷低減等のための取り組みができるよう、積極的に市に提言を行いましょう。

(4) 市民参加の場づくり

市民が環境の保全・創造や環境負荷低減のための取り組みに自主的に参加できる機会を企画したり、市が開催する催しなどに参加・協力しましょう。

第 8 章 計画の推進と進行管理の方法

1 推進方策

環境基本計画の推進に当たっては、北本市環境基本条例に定める環境の保全及び創造に関する施策を推進するための事項に基づいて、次のような推進方策を講じます。

(1) 財政措置

環境基本計画の施策を推進していくため、市は必要な財政措置を図るものとします。また、市民・事業者・民間団体による環境に配慮した措置に対しては、必要で適正な助成措置を行うための制度の導入を検討していきます。

(2) 環境調整会議

環境基本計画の施策の組織的かつ実効的な推進を図るため、庁内の横断的組織として副市長及び部長職で構成する北本市環境調整会議を組織し、環境施策について次の事項の総合調整を行います。

- ・環境基本計画の策定及び変更
- ・環境の保全及び創造に関する施策

(3) 環境審議会の意見

環境基本計画の進行管理のため、環境の状況並びに環境の保全・創造に関して講じた施策に関する報告書（以下、「年次報告書」という。）を作成し、毎年これを公表するとともに、環境審議会の意見を聴きます。

(4) 国・県との協力

地球環境問題をはじめとする広域的な取り組みが必要とされる施策に対しては、国・県と連携・協議して施策の推進に努めます。

(5) 他の地方公共団体との協力

近隣の地方公共団体と共通する課題や地球環境問題をはじめとする広域的な取り組みが必要とされる施策に対しては、埼玉県央都市づくり協議会などを通じて、近隣の地方公共団体と協力して取り組みを推進していきます。

(6) 市・市民・事業者・民間団体の協働（パートナーシップ）

第7章で示したとおり、環境基本計画の推進のためには、市だけの取り組みだけでなく、市民・事業者・民間団体との協働が必要です。そのため、市民・事業者・民間団体との情報交換や相互協力を推進する仕組みづくりを進めていくほか、環境教育・環境学習の振興や広報活動の充実、環境の保全及び創造に関する必要な情報の提供等を推進します。

(7) 環境ネットワークによる重点施策の展開

雑木林の保全・整備・管理をはじめ、地球温暖化対策などの第5章に掲げられた重点施策の推進と実現にあたっては、市の取り組みだけでは、財政的・人材的にも困難です。このため、重点施策の検討・立案・実施に当たっては、市民・事業者・民間団体・市職員等とが環境パートナーシップのもと、相互に協力し合い、幅広い人々との連携と協力を得ながら進めていくことが必要です。こうした連携と協働による環境保全の取り組みを進めていくため、市民主体の「北本環境ネットワークづくり」の設立を進めていきます。

(8) 市職員を対象とした協働による環境保全推進のための環境講習会の実施

市職員は、市民等との協働による取り組みを効率的に推進していく上での重要な役割を果たします。そのため、幅広い分野からの職員の参加のもと、協働による環境保全推進のための環境講習会を定期的を開催し、職員の環境保全意識の高揚と協働の取り組みを進めていきます。

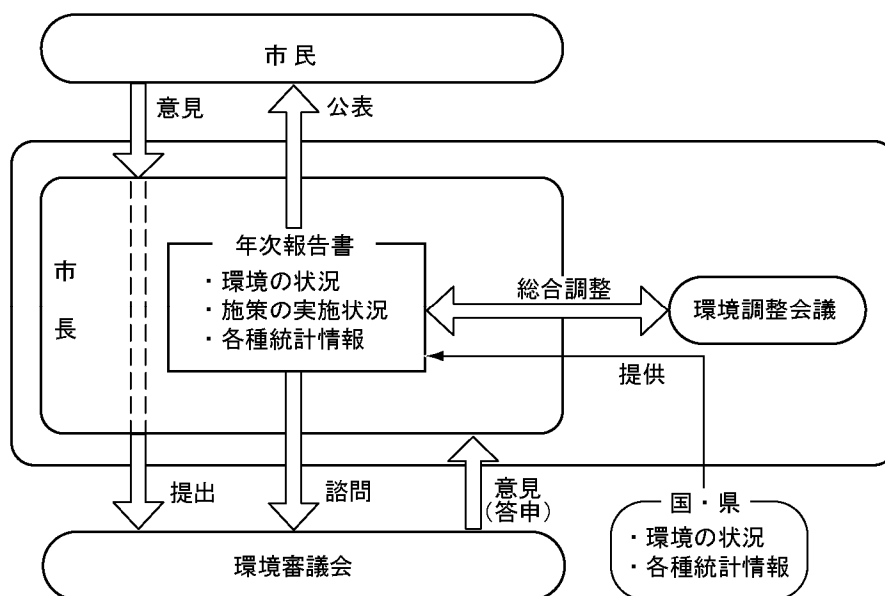
(9) 土地利用・開発事業等環境配慮基本指針の充実と環境配慮の促進

土地利用に係る開発・整備等事業の立案・計画段階からの自主的な環境配慮と事前調整のためのしくみや制度・体制づくりに努め、より適切で効果的な環境利用を進めていきます。

2 進行管理の方法

環境基本計画に掲げた目標を実現するため、目標の達成度や施策の進捗状況を定期的に把握・評価する進行管理が必要です。

進行管理は、年次報告書の作成・公表により行います（下図参照）。第3章に示された目標などについて環境情報の収集・調査・観測・監視を行い、その結果を環境施策の実施状況とともに年次報告として公表し、北本市環境審議会の意見を聴き、環境調整会議において必要な総合調整を行います。



資料

資料 1 北本市環境基本条例

北本市環境基本条例

(平成 10 年 6 月 26 日条例第 24 号)

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 9 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第 1 節 施策の策定等に当たっての環境への配慮の優先（第 10 条）

第 2 節 環境基本計画等（第 11 条・第 12 条）

第 3 節 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等（第 13 条―第 28 条）

第 4 節 環境の保全及び創造に関する施策の総合調整（第 29 条―第 31 条）

第 5 節 地球環境の保全及び国際協力（第 32 条）

第 3 章 国、県及び他の地方公共団体との協力等（第 33 条・第 34 条）

附則

私たちは、豊かな自然の恵みのもとに、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、生活の便利さや物質的な豊かさを求めて様々な資源やエネルギーを大量に消費してきた社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超える規模となっており、その結果、人間をはじめとするすべての生物の生存基盤である限りある環境を、地球的規模で脅かすに至っている。

私たちが生活する北本市でも、かつては武蔵野の雑木林や荒川の清流など豊かな自然に恵まれていたが、都市化の進展等により、農地、雑木林、谷津など多くの自然環境が失われつつあり、都市・生活型公害が拡大するとともに、廃棄物などによる環境問題も深刻な状況になりつつある。また、そうした豊かな自然の中で形成された歴史的な景観も、いまでは少なくなってきたり、こうした傾向は、今後、更に加速されることが予想される。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を等しく享受する権利を有するとともに、将来の世代に継承すべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母体であり、太陽光、大気、水、土壌及び様々な野生生物との微妙な均衡と循環のもとに成り立っている。私たちは、この自然生態系の重要性を深く認識し、残されている健全で恵み豊かな自然環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる調和のとれた循環型社会の構築を目指していかなければならない。

私たちは、すべてのものがそれぞれの責務を深く自覚し、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、自然の息吹あふれる緑にかこまれた北本市をつくるため、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び民間団体（市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利の実現を図るとともに、人類の存続基盤である限りある環境が将来の世代に継承されることを目的として、積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべてのものが公平な役割分担のもとに、環境への負荷を低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動を主体的かつ積極的に行うことによって、自然の再生能力や浄化能力を超えることなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、近隣の地方公共団体の環境及び地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、広域的な環境問題を解決するための取組として、積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、ごみの排出の抑制その他の日常生活に伴う環境への負荷の低減に、積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画し、及び協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

（1）事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

（2）事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

（3）再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（民間団体の責務）

第7条 民間団体は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その活動に伴う環境への負荷の低減に、積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、民間団体は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画し、及び協力する責務を有する。

（年次報告）

第8条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書（以下「年次報告書」という。）を作成し、毎年、これを公表するものとする。

2 市民は、年次報告書について規則で定める日までに、市長に意見書を提出することができる。

（審議会の意見）

第9条 市長は、年次報告書について、速やかに北本市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

2 市長は、前項の規定により審議会の意見を聴くときは、前条第2項の市民の意見書を審議会に提出するものとする。

3 市長は、年次報告書について審議会から意見を受けたときは、その趣旨を尊重するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての環境への配慮の優先

第10条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2節 環境基本計画等

（環境基本計画の策定）

第11条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北本市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

（2）その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（行動指針の策定等）

第12条 市は、環境基本計画に基づき、市、市民、事業者及び民間団体がそれぞれの役割に応じて環境の保全及び創造に資するよう行動するための具体的な指針を定め、その普及・啓発に努めるものとする。

第3節 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

（環境基本計画との整合）

第13条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

（環境影響評価の推進）

第14条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施前に環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の保全上の支障を防止するための規制措置）

第15条 市は、公害の原因となる行為及び湿地など自然環境の適正な保全その他の環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるものとする。

（歴史的景観を保全するための措置）

第16条 市は、歴史的景観を保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

（都市景観を保全するための措置）

第17条 市は、良好な都市景観を保全し、又は形成するため、必要な措置を講ずるものとする。

（助成措置）

第18条 市は、市民、事業者又は民間団体が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置をとることを援助するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

（財政措置）

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の保全及び創造に資する事業等の推進）

第20条 市は、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、農地、雑木林、谷津又は屋敷林の維持保全及び野生生物の生息に配慮した化学肥料、農薬等の使用を低減した環境保全型農業の推進に努めるとともに、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項に定めるもののほか、市は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）

第21条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育及び環境学習の振興等）

第22条 市は、関係機関と協力して、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、市民、事業者及び民間団体が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらのものの環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の環境保全活動の促進）

第23条 市は、市民、事業者又は民間団体が自発的に取り組む農地、雑木林、谷津又は屋敷林を維持保全する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第 24 条 市は、第 22 条の教育及び学習の振興並びに前条の市民等の活動の促進を図るため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を提供するように努めるものとする。

（市民等の意見の反映）

第 25 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、市民及び民間団体の意見が反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

（調査の実施）

第 26 条 市は、環境の状況の把握その他の環境の保全及び創造について、必要な調査を実施するものとする。

（監視等の体制の整備）

第 27 条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視及び測定の体制を整備するものとする。

（環境監査の普及等）

第 28 条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う監査の普及に努めるものとする。

2 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者について、自らの責任で環境の保全上の支障の防止に努めるように誘導する施策の促進に努めるものとする。

第 4 節 環境の保全及び創造に関する施策の総合調整

（総合調整）

第 29 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の組織的かつ実効的な推進を図るため、次に掲げる事項について必要な総合調整を行う。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策に関すること。

（環境調整会議）

第 30 条 前条に規定する総合調整を行うため、北本市環境調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

2 調整会議について必要な事項は、規則で定める。

（環境への配慮等の調査）

第 31 条 市は、主要な施策又は方針の立案に際しては、調整会議において、環境への配慮が優先的になされているか、環境保全の観点から望ましい選択であるか等について、必要な調査を行うものとする。

第 5 節 地球環境の保全及び国際協力

第 32 条 市は、地球環境の保全について、国際的な認識及び協力のもとに、国、県及び他の地方公共団体と連携し、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

第 3 章 国、県及び他の地方公共団体との協力等

（国、県及び他の地方公共団体との協力）

第 33 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

（市民等との協働）

第 34 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、市民、事業者及び民間団体が協働して推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

資料 2 北本市環境基本計画見直しについて(諮問)

北 市 環 発 第 5 4 号

平 成 2 0 年 1 月 1 0 日

北 本 市 環 境 審 議 会
会 長 堂 本 泰 章 様

北 本 市 長 石 津 賢 治

北本市環境基本計画「改訂版」素案について（諮問）

このことについて、北本市環境基本条例（平成10年条例第24号）第11条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

1 添付書類

（1）北本市環境基本計画「改訂版」素案

資料 3 北本市環境基本計画見直しについて(答申)

北 環 審 収 第 2 号
平成 20 年 3 月 31 日

北 本 市 長 石 津 賢 治 様

北 本 市 環 境 審 議 会
会 長 堂 本 泰 章

北本市環境基本計画「改訂版」(素案)について(答申)

平成 20 年 1 月 10 日付け、北市環発第 54 号で諮問のあった標記のことについて、本審議会
で慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 答 申

本市は、平成 12 年 3 月に「環境基本計画」を策定し、望ましい環境像「緑豊かな自然と共生する安全で健康な文化都市・北本」を掲げ、その実現のために総合的、計画的な環境行政運営を推進しているものと考察します。

しかし、計画策定から 7 年が経過した今日、地球レベルから地域レベルまでの環境問題が、ますます顕在化、深刻化するなど諸情勢は大きく変化していることから、これら環境問題を取り巻く変化に対応した柔軟かつ積極的な環境行政の展開が求められているものと考えます。

このようなことを踏まえ、当審議会は、環境基本計画改定案についてさまざまな観点から議論、検討を重ねた結果ここに答申します。

なお、環境基本計画の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための 4 つの重点的取組み事項について審議会の意見、要望等を提言します。

(1) 雑木林の保全と創造

北本の雑木林は、武蔵野の面影を今に残し、北本を特徴づける重要な要素となっています。雑木林は、緑豊かな景観をつくり、市民に安らぎを与えてくれるだけでなく、野生生物の生育・生息の場所としても貴重な役割を果たしています。また、最近では、CO₂の吸収源として地球温暖化防止の一端を担う役割にも注目されています。

今後、これら雑木林等に代表される北本の貴重な財産である豊かな自然を、大規模プロジェクトを筆頭とする様々な開発行為から守り育て、どれだけ後世に伝え残せるかが、現在の行政をはじめとする私たち市民に課せられている責務だと感じております。

市は、これら残された貴重な自然を守り育てる方策としての「雑木林の保全と創造」に対する具体的な施策を早急に立案、事業化し、一刻も早いその保全対策に努められることを要望します。

また、平成 20 年度に公開が予定されている高尾宮岡トラスト地の今後の整備保全計画の中で、その保全手法の効果を確認することが重要になります。谷津・里山の保全状態のモニタリングを実施し、その時そのときの自然の状態がどうなっているのかを把握し、定期的な評価をしなければ本来の自然環境を維持していくことは難しくなります。市民をはじめ多くの人々から支持されている高尾宮岡トラスト地に、これら評価制度を取り入れ、常に最良の自然環境で維持することを求めるとともに、将来的には、北本市全域にわたる自然環境状態の評価制度につながるよう望みます。

(2) 大規模プロジェクトの実施に対する環境対策

北本市域で計画されている圏央道、上尾バイパス、高崎線新駅を代表とし、土地区画整理事業、企業誘致計画等の大規模プロジェクト事業が自然環境や生活環境に与える影響は多大なものが予想されます。北本市には、北本市独自の自然環境とそれに伴う文化が残されています。プロジェクトがそれらに与える影響には北本市に独特の影響が予想され、被害も効果も北本市が受け入れることになり、その対策も北本市が考えなければならないものになります。従って、市は、これらプロジェクトが及ぼす環境影響の検証、また、実施主体に対し、市独自の要請、要望があるべきであると思われます。

環境基本計画改訂の中で、これら開発行為に係る自然環境や生活環境に与える影響を極力少なくすることを目的とし、新たに立案された「土地利用・開発事業等環境配慮指針」がありますが、今後、この指針に基づく自然環境や生活環境に対する配慮策を実施、検証するとともに、早期に環境影響評価制度への実施に繋がるよう求めます。

また、平成20年度には、市の都市計画の根幹を成す「北本市都市計画マスタープラン」の見直しが予定されていますが、本計画と整合性をもった計画策定になるよう要望します。

(3) ごみ処理問題の克服

現在の日本は、大量生産、大量消費、大量廃棄の生活様式によって利便性が高まった反面、大量の廃棄物が排出され、その適正処理に莫大な費用、労力さらには、多大なる自然環境の犠牲の上に日常生活が成り立っている状況です。

北本市では、ここ数年のごみの排出量は減少傾向にあります。これは、行政や市民、民間団体が一丸となり、分別回収の徹底や、資源物のリサイクル活動等に真剣に取り組み実行してきた結果であると評価できます。

平成20年度には「北本市一般廃棄物処理基本計画」が改訂されますが、この改訂の中で、廃棄物の減量を推進するための新たな施策等が検討、策定されることになるようですが、ぜひ、環境基本計画に掲げた目標値、施策を上回る結果が出せる効果的な施策をもって、ゼロエミッション社会の構築に向けた廃棄物政策に努められるよう要望します。

(4) 地球環境への配慮

地球温暖化やオゾン層破壊に代表される地球環境問題は、その影響が少しずつ浸透し、目に見えにくいことから、日常の暮らしとは縁が薄いように思われがちです。その結果、私たちはライフスタイルの見直しを真剣に考えることが少ない状況です。市民一人ひとりが、環境へやさしい生活を常に考え実行できるよう行政として積極的にアピールし、市民、民間団体の活動も含めた様々な取組みを総合的に取りまとめ、地域からの地球環境問題に対する行動を盛り上げていけるよう行政の強力なリーダーシップを要望します。

以上が、重点的な取り組みが必要な4つのテーマに沿った提言ですが、他にも、輸入食品や生鮮野菜における残留農薬問題に代表される、人や生物の健康や環境に影響をもたらす有害な化学物質の拡散、蓄積。また、産業経済の発展とともに生み出された水質、大気、土壌汚染問題。さらには、騒音、振動、悪臭等の日々の生活に直接影響する問題等、私たちの身の回りには様々な環境問題があふれ、早急な防止対策が求められています。

当審議会では、これらの問題が与える環境への影響を最小限にとどめられるよう、北本市環境基本計画「改訂版」素案について、積極的な議論・意見交換を行い、環境基本計画に掲げられている市の施策や取り組みの検証を行ってきました。また、各環境分野における市民との協働による取り組みをはじめ、今後の環境基本計画の推進と進行管理に向けた新たな仕組みづくりのあり方についても検討を行ってきました。

限られた審議期間内で、市民との協働による取り組みや新たな進行管理の仕組みづくりの内容等を具体化することはできませんでしたが、これらの内容は、政策的な判断に係る事項でもありますので、答申の趣旨をご理解いただいたうえで、貴職の御判断で市民との協働による取り組みと新たな計画推進の仕組みづくりを積極的に推進していただけるようお願い致します。

最後に、新年度から新たな環境基本計画に基づいた北本市の環境政策が始まりますが、本計画の内容について市職員、関係機関、団体はもとより、より多くの市民のご理解をいただき、それぞれが自らできることを率先して実行し、自然環境の負荷を軽減し循環型社会の構築に努められるよう要望し答申とします。

資料 4 北本市環境基本計画改訂の経緯

年 月 日	概 要	備 考
平成 10 年 6 月 26 日	「北本市環境基本条例」公布	
平成 12 年 3 月	「北本市環境基本計画」策定	
平成 19 年 3 月	「北本市環境基本計画年次報告書（平成 18 年度版）」答申に、環境基本計画見直しの必要性	
平成 19 年 4 月 20 日	第 1 回環境審議会 ・環境基本計画年次報告書（平成 18 年度版）答申について	北本市文化センター 第 3 会議室 出席委員 10 名
平成 19 年 6 月 7 日	環境審議会委員勉強会 ・現在の自然の状況について市内要地を視察及び意見交換	市内視察 埼玉県自然学習センター 会議室
平成 19 年 11 月	環境基本計画見直しに向けて、市民、事業者の環境に対する意識やニーズを把握するためのアンケート調査を実施 ・実施方法：無作為抽出、郵送法 ・実施期間：平成 19 年 11 月 16 日～12 月 3 日まで	市民 2,000 人 事業者 200 社を対象 回収率：市 民 35.5% 事業者 30.0%
平成 19 年 12 月 14 日	環境審議会懇談会の開催 ・環境基本計画年次報告書（平成 19 年度版）の内容等について意見交換 ・環境基本計画見直し作業経過 基本計画見直しの方針及び施策、開発事業等環境配慮基本指針について意見交換 ・今後の日程と審議の進め方について	北本市文化センター 第 1 研修室 出席委員 10 名
平成 20 年 1 月 10 日	第 2 回環境審議会 ・環境基本計画年次報告書（平成 19 年度版）の諮問 ・環境基本計画（改訂版）の諮問 ・環境基本計画年次報告書（平成 19 年度版）の審議 ・環境基本計画「改訂版」素案に対する全般的な意見・提案について	北本市文化センター 第 3 会議室 出席委員 12 名
平成 20 年 1 月 17 日 ～ 平成 20 年 2 月 15 日	環境基本計画年次報告書（平成 19 年度版）パブリックコメントの実施 環境基本計画「改訂版」素案のパブリックコメントの実施	年次報告書パブリックコメントは平成 20 年 1 月 31 日まで実施
平成 20 年 1 月 23 日	第 3 回環境審議会 ・環境基本計画年次報告書（平成 19 年度版）の審議 ・環境基本計画「改訂版」素案の修正内容及び土地利用・開発事業等環境配慮基本指針について	北本市文化センター 第 2 研修室 出席委員 11 名
平成 20 年 2 月 6 日	第 4 回環境審議会 ・環境基本計画年次報告書（平成 19 年度版）パブリックコメントの意見報告及び審議 ・旧暫定逆線引き地域の見直し状況の把握 ・環境基本計画「改訂版」素案に対する第 3 回審議会での意見や提案内容への対応について	北本市文化センター 第 2 研修室 出席委員 13 名
平成 20 年 2 月 20 日	第 5 回環境審議会 ・環境基本計画年次報告書（平成 19 年度版）答申内容 ・環境基本計画「改訂版」素案パブリックコメントの意見報告及び第 4 回審議会での意見・提案への対応等について	埼玉県自然学習センター 会議室 出席委員 14 名
平成 20 年 3 月 10 日	第 6 回環境審議会 ・環境基本計画年次報告書（平成 19 年度版）答申について ・環境基本計画「改訂版」素案（最終案）について審議	北本コミュニティセンター 集会室 出席委員 11 名
平成 20 年 3 月 11 日 ～ 平成 20 年 3 月 30 日	委員との内容の確認 ・環境基本計画「改訂版」最終案に対する第 6 回審議会での意見・提案への対応について確認 ・環境基本計画「改訂版」答申内容について確認	
平成 20 年 3 月 31 日	「北本市環境基本計画（改訂版）」答申	

資料 5 北本市環境審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

役 職	氏 名	選出区分	
会 長	堂 本 泰 章	知識経験者	有識者
委 員	福 森 秀 臣		
委 員	牧 林 功		
委 員	横 田 満		農業委員会
委 員	浅 野 昭 八		公募委員 (論文選考)
委 員	小石澤 源 秋		
委 員	中 山 敬 弘	関係団体の関係者 団体推薦	市議会議員
委 員	阪 井 栄見子		
委 員	伊 藤 堅 治		
委 員	田 島 隆 三		自治会連合会
委 員	大 堀 一 夫		商工会
委 員	島 村 裕 治		農業協同組合
委 員	古 賀 利 雄		ごみ減量等市民会議
副会長	白 川 容 子		雑木林の会
委 員	黒 岡 光 男		富士重工業
委 員	高 橋 秀 幸	行政機関の職員	県中央環境管理事務所
委 員	森 照 代		小中学校

資料 6 環境基本計画に寄せられた意見

北本市環境基本計画改訂版（素案）に対して、寄せられた意見及び回答について

寄せられた意見		意見に対する回答
全体に対して		
1	当初の環境基本計画策定時には「北本らしさ」にかなりこだわり、特に雑木林の保全を念頭において「緑」を最重要テーマにして策定してきたと思います。策定中既に、圏央道をはじめとする高速道の開通、旧暫定逆線引き地域の解消、保全すべき環境としての雑木林のほとんどが民有地であることなどの課題があり、北本市が行政手腕を発揮しその保全に努められるよう、施策の方針が具体的に踏み込んだものになっていました。 現在、これらの課題が喫緊のものになりましたが、市の企業誘致方針や権限委譲、財政運営等の状況の変化が、今回のところどころに示してあり、環境保全、希少な動植物の保護、雑木林の公有地化が極めて困難であることを市が自ら表明している改定（改訂）だと思います。計画の後退になっているのは誠に残念です。	今回の改定は、現行計画の中間見直しにあたり、現在までの計画の進行状況や新たな課題を踏まえて、見直しや追加すべき施策（取り組み）を検討しています。そのため、現行計画の理念、目標、取り組みは原則として踏襲しています。これまでの取り組みのうち、進んでいない取り組みをはじめ、市民の皆さんのご協力により進められてきたごみ減量化などについて、今後どのように進めていくか、また継続していくかについて見直しをするとともに、新たな環境課題としての地球温暖化対策や化学物質対策などの取り組みについて見直しを行っています。 そのため、素案では、ごみ問題や地球温暖化問題への表記が強調され、「緑」のテーマが若干薄れた感がありましたが、ご意見を踏まえ、全般的な見直しを進めました。また、ご指摘のとおり、今日の環境問題は市の取り組みだけでは、環境の保全や実現が困難であるため、重点的取り組みとして、市民との協働を基調に再構成を行っているほか、開発事業に対する環境配慮や環境影響評価制度の確立に向けた第一歩である「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」として、現行計画に掲げられた環境の保全と創造に向けた取り組みを再整理し、市・事業者に環境への事前配慮を進めていくものとします。
2	県トラスト 8 号地である高尾宮岡みどりの景勝地（公有地）についてふれていません。県有の自然学習センターとは異なり、県と市の共有地で、市・市民の取り組みが基本計画に記載されて良いと思います。	ご指摘の通り、素案段階では、H18 年度までの年次報告の審議が終わっておりませんでしたので、記載はしていませんでしたが、年次報告の審議と合せて、高尾宮岡トラスト地の公有地化に向けた市債の発行とそれに参加して頂いた市民の状況について、記載しています。
3	圏央道の開通が計画年度である平成 27 年度までに実現予定です。これに伴う環境アセスメントは国・県の担当になるのでしょうか。	環境アセスメントは事業実施主体が行うため、国の担当になります。
4	土地利用、開発、企業誘致を推進する方針を市が打ち出しているため、『土地利用・開発事業等環境配慮基本指針』が第 6 章に挿入されていますが、「努めます。配慮します。」となっています。望ましい環境像の構築をするためには「行います。進めます。」として示すべきではないでしょうか。	素案では、市のみならず、開発事業者の自主的な環境配慮も含むため、表記を「努めます。配慮します。」にしていたが、計画の趣旨を明確にし、環境配慮を進めていくために、「進めます。対応を図ります。」等に変更していきます。
5	第四次総合計画、産業振興ビジョンで開発、企業誘致が計画されているので、事業所の取り組みがこれまでと同様では弱いと思います。再考願いたい。	開発事業等については、土地利用・開発事業等環境配慮基本指針で、積極的な事前配慮を進めていきます。また、計画において市民との協働による重点的取り組みを掲げ、その中で事業者の取り組みを明記し、事業所の取り組みを促進していきます。
第 3 章 施策展開の方針		
自然環境の保全と創造		
6	平成 27 年度までの目標で、平成 17 年度までに作成や実施が示されていたものが実際には達成していない。今度の改正案ではいつの時点で調査を行い、指針・方針をいつごろ示すのか。	雑木林保全実態調査については、早急に実施するよう準備していきます。その調査結果を踏まえて、雑木林の維持保全指針及び谷津の保全方針を検討・作成していく予定です。
7	開発行為に対して、市は環境影響評価を行わなくて良い表現になっている。開発に際しては県対応があっても、開発後の対応は市が介入することになるので（分権による権限移譲も考慮し）環境影響評価の実施は重要です。	平成 9 年 6 月に「環境影響評価法」が制定され、埼玉県においても法と重複しない部分についての環境影響評価を進めるため、平成 10 年 12 月に「環境影響評価条例」を制定、平成 15 年に技術指針を示しています。この環境影響評価法や条例において、方法書や計画書作成段階と準備書段階の 2 回、住民及び市町村の意見提出が可能になっています。その中で、開発後の対応も考慮しながら意見書を提出していくことにしています。
8	高尾宮岡トラスト地の市民参加による管理支援等が目標に入っていない。入れるべきではないでしょうか。	市民参加による管理支援については、市が講じる施策の方針で示していますので、目標としては触れていませんが、トラスト地における環境モニタリングの実施を掲げ、市民参加による管理方策等の検討に資することにします。
野生生物の保護		
9	野生生物の保護で、[国の施策][県の施策]が簡潔化されているが、保護については国・県の施策や指導に頼るところが大であると思います。現行計画では具体的に書かれて、法律・条例・権限などの変更があったのでしょうか。	ご意見の通り、野生生物の保護は、北本市だけでは対応ができません。計画の改訂にあたっては、1 で説明したように原則現行計画を踏襲していますので、内容は生きています。今回の改訂に際しては、市及び市民・事業者の取り組みを進めていくことを基本とし、その内容を強調するため、あえて、他の施策展開を含めて、[国の施策][県の施策]については、それぞれの最新の計画書に掲げられている施策の柱（見出し）のみの掲載とさせて頂きました。

寄せられた意見		意見に対する回答
豊かな都市景観の創造		
10	市が講じる施策の方針で、※土地利用・開発事業等環境配慮指針の推進となって努力目標のような指針があがっています。景観保全のための訴訟問題も起きている時代です。開発事業者に対し景観重視、緑の景観保全創出にこだわりをもっているまちであることを強調すべきです。	現行計画での取り組みを進めていくほか、今回新たに作成しました土地利用・開発事業等環境配慮基本指針(内容の修正は 4 参照)及び重点的取り組みの推進により、雑木林のあるまちづくりにこだわりをもっているまちであることを強調していきます。また、本計画の見直しに際し実施した市民意識調査結果も計画書の随所に掲載し、市民が雑木林等自然環境にこだわりをもっていることを示しています。
水の清浄さの維持		
11	生活雑排水対策に関して、特に単独浄化槽設置者へは集中的効果的な啓発をしてください。	生活排水改善のための啓発活動の中で進めていきます。
化学物質による汚染防止		
12	化学物質による汚染防止活動の推進におけるダイオキシン対策について、家庭用焼却炉の回収はほぼ終了し、今後は公共施設の回収が始まろうとしているところ。プラスチック類の適正処理や塩基化合物質の使用抑制の方が求められるのではないのでしょうか。	家庭用焼却炉の回収はほぼ終了していますが、家庭でのごみ焼却等が行われて状況もあります。家庭でのごみ焼却等防止を啓発していくために掲載しています。公共施設における焼却炉の回収は、土壌汚染の防止の項で掲げていますので、再掲は避けています。 また、プラスチック類の適正処理については、容器再生法の制定以降、市民の皆さんのご協力により分別回収が進められてきていますが、具体的には平成 20 年度に策定する「一般廃棄物処理基本計画」で具体的に検討していきます。 新たな化学物質への対応として、食品に対する化学物質対策の重要性を参考として、取り上げました。
13	PRTR 制度では、情報公開によって家庭からも出ていることが統計として出ています。啓発・指導・勉強会は、一般市民へもすることの旨を入れて下さい。	目標に掲げられている「事業者などへの指導と勉強会を実施」に含まれるとしています。また、市が講じる施策の方針の「化学物質に関する情報提供」及び対応策としての「国や県と連携して、関連情報の適切な対応や広報を行います。」の一環として進めていきます。
廃棄物の減量とリサイクルの推進		
14	平成 27 年度までの目標で燃やせるごみの発生量を平成 10 年度の 90%にするのは、いつの時点か。当初目標の 17 年度達成はできなかったが、達成のための努力を市はしたのだろうか。減量となったのは、容器包装プラ回収と紙類リサイクルを同時に推進した結果です。27 年度までに前年比 1～2%減を目標としているが、27 年度までの 8 年間に達成したい数値が前年比 1～2%減なのか？	一般廃棄物処理基本計画の策定が平成 20 年度になり、調整が遅れ、素案では、平成 20 年度以降毎年 1～2%削減し、平成 27 年度には平成 10 年度実績に対して約 10～15%削減していましたが、最終的に平成 10 年度実績の 85%にすることを目標に設定しました。 平成 20 年度に策定する一般廃棄物処理基本計画で、その具体的な方法や取り組みを検討していきます。
15	現行計画の平成 27 年度までの目標として掲げていた「燃やせるごみの発生量を平成 10 年度実績の 50%にします。」が、27 年度までに前年比 1～2%減を目標に変更されていますが、今回の目標ではこれぐらいならできそうだという形骸化した目標設定のように思われます。これだと大きな発想の転換をさせ、何とかしようという改善活動は起こらないと思います。循環型社会を築き上げる積極的な行動にはならない。	また、循環型社会の構築に向けた取り組みを「みんなで作る資源循環社会」として、重点的取り組みに再整理を行い、市・市民・事業者・市民団体をはじめ、ごみ減量推進会議、自治会が協働して進めていくとしました。
循環型ごみ処理方法の推進		
16	ゼロエMISSIONの構築の検討で、事業者へのゼロエMISSIONの啓発となっていますが、ゼロエMISSIONとは循環型社会システムを構築するための理念であり、廃棄物を出さない企業活動・地域社会・経済社会であり、事業者だけに求めるものではないと考えます。考慮して下さい。	循環型社会の構築に向けた取組として、本計画では「廃棄物の減量とリサイクルの推進」で、ごみとしての廃棄物を減らしていくほか、発生したごみを循環型に処理するなどの適正な処理が求められています。ここでは、発生してしまったごみの適正な処理による再資源化に向けた取り組みを進めていくための市が講じる施策の方向性を示しています。 全体として循環型社会の構築を進めていくとして、現行計画では事業者への啓発になっていましたが、ご指摘の通りだと位置づけ、「市及び周辺市町、企業、市民との連携によるゼロエMISSION社会の形成に向けた啓発を推進します。」を追加しました。
第 3 章及び第 6 章 土地利用・開発事業等環境配慮基本指針について		
環境への事前配慮の推進		
17	計画段階からの環境配慮とは、戦略的環境アセスメントを意味しているのでしょうか。計画段階、つまり環境保全のため、その計画をすどうかといった意思決定の時点で考慮がなされる制度にしていきたい。 環境影響評価制度が環境配慮制度に変更になっています。環境配慮制度とはどのようなものですか。環境影響評価制度には、環境を配慮した意思決定のための社会的な手続きであり、意思決定過程の透明化・情報開示・住民参加があります。こうしたことが加味された制度でしょうか。	平成 9 年に「環境影響評価法」が制定され、埼玉県においても法と重複しない部分について、平成 10 年に「環境影響評価条例」を制定し、平成 15 年に技術指針を示しています。この環境影響評価法や条例において、方法書や計画書作成段階と準備書段階の 2 回、住民及び市町村の意見提出が可能になっています。その中で、開発後の対応も考慮しながら意見書を提出していくことにしています。 市が環境影響評価制度を定めていく際には、これらの法や条例と重複しない箇所について定めていくことになり、その準備と調整に多大な時間がかかり、喫緊の課題としての雑木林の保全や、環境保全対策上大きな支障が考えられます。このため、事業者の主体的な環

寄せられた意見		意見に対する回答
18	(再掲) 開発行為に対して、市は環境影響評価を行わなくて良い表現になっている。開発に際しては県対応があっても、開発後の対応は市が介入することになるので(分権による権限移譲も考慮し)環境影響評価の実施は重要で	境への事前配慮を積極的に進め、より適切な環境対策を調整していくことを目指した「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」を示し、そのしくみづくりを進めていくことにしています。そして、この環境配慮基本指針の運用を踏まえ、市独自の環境影響評価制度の確立を目指していくことにしています。 環境影響評価は、計画地や事業内容が決定した時点で、環境影響について評価を行い、環境保全のための対策等を意思決定していくための社会的手続きです。 ここでいう計画段階からの環境配慮は、計画地選定、事業や計画内容の検討、工事・建設計画の検討・立案など、事業の計画熟度に応じた各段階で、事業者が事前に環境配慮を検討し、環境保全に向けた対策等について意思決定を行っていくことを前提にしています。そのため、計画熟度の早い段階から実施することにより、戦略的アセスメントや計画アセスメントの事前協議や、環境アセスメント、環境対策などの事前調整などに資することになります。 また、環境影響評価法や条例では、対象となる事業の種類や規模が規定されていますが、環境配慮基本指針は事業者の意思により、事業の規模に関わりなく、検討や実施できるように検討しています。 第 6 章土地利用・開発等環境配慮基本指針の目的及び内容については、全面的に修正し、具体的なイメージが分かるよう図を参考に示しました。また、指針の語尾につきましては修正を行いました。
土地利用・開発等環境配慮基本指針		
19	目的で、どこが誰に対して言っているのか、分かり難い。また、指針の対象者が難解で分かり難い。主語と述語がはっきりしない。 また、指針の語尾が「配慮に努める」で出来ており、違和感がある。	目的で、どこが誰に対して言っているのか、分かり難い。また、指針の対象者が難解で分かり難い。主語と述語がはっきりしない。 また、指針の語尾が「配慮に努める」で出来ており、違和感がある。
第 7 章 市・市民・事業者・民間団体の役割について		
市の役割		
20	事業者の環境配慮促進について、「法律、条例の周知」を入れていただきたい。平成 12 年以降、環境に関わる法令や規制条例など施行されています。市域の事業所の責務について市が把握すべきです。	「関連する法律や条例の周知と取り組みを促進します。」と追加しました。

参 考

参考－１ 環境の基準値

１ 大気関係

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化いおう (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(48.5.16告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(48.5.8告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(48.5.8告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(53.7.11告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学 オキシダント (OX)	1時間値が0.06ppm以下であること。(48.5.8告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。
- 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有使用可能とする。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20告示)	

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。
- ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。(H11.12.27告示)	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

2 水質関係

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/l 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
鉛	0.01mg/l 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下	チウラム	0.006mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/l 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	ベンゼン	0.01mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	セレン	0.01mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l 以下	ふっ素	0.8mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	ほう素	1mg/l 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

3 騒音関係

騒音に係る環境基準

	道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域	
	AA	A 及び B	C	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域
昼間	50dB 以下	55dB 以下	60dB 以下	60dB 以下	65dB 以下
夜間	40dB 以下	45dB 以下	50dB 以下	55dB 以下	60dB 以下
備考	地域の類型 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。 時間区分 昼間：午前 6 時から午後 10 時まで、夜間：午後 10 時から午前 6 時まで				

※幹線道路を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）

	幹線交通を担う道路に近接する空間
昼間	70dB 以下
夜間	65dB 以下
備考	個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

4 土壌関係

土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 1 mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 l につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1 l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 l につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 l につき 0.002mg 以下であること。
1，2－ジクロロエタン	検液 1 l につき 0.004mg 以下であること。
1，1－ジクロロエチレン	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること。
シス－1，2－ジクロロエチレン	検液 1 l につき 0.04mg 以下であること。
1，1，1－トリクロロエタン	検液 1 l につき 1 mg 以下であること。
1，1，2－トリクロロエタン	検液 1 l につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 l につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。
1，3－ジクロロプロペン	検液 1 l につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 l につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 l につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 l につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 l につき 1 mg 以下であること。

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 l につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 l につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

参考－2 環境基本計画見直しに係る市民意識調査(アンケート結果)

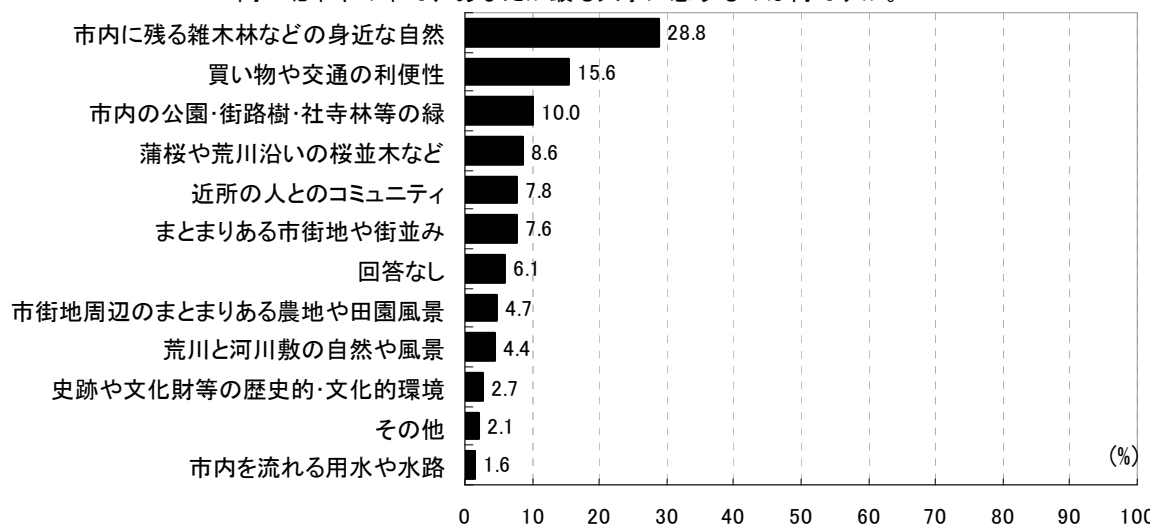
ここでは、平成 19 年 11 月に実施した「北本市環境基本計画見直しのための市民アンケート」調査結果のうち、本計画書第 1 章「6 北本市民の環境意識」に一部抜粋で掲載した各グラフの全体を示しています。

問 1 北本市の中で、あなたが最も大事に思うものは何ですか。

次の中から、最も大事に思うものを 1 つだけ選び、番号に○印をつけてください。

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1 市内に残る雑木林などの身近な自然 | 7 市内の公園・街路樹・社寺林等の緑 |
| 2 荒川と河川敷の自然や風景 | 8 買い物や交通の利便性 |
| 3 市内を流れる用水や水路 | 9 まとまりある市街地や街並み |
| 4 市街地周辺のまとまりある農地や田園風景 | 10 近所の人とのコミュニティ |
| 5 蒲桜や荒川沿いの桜並木など | 11 その他 |
| 6 史跡や文化財等の歴史的・文化的環境 | () |

問1 北本市の中で、あなたが最も大事に思うものは何ですか。

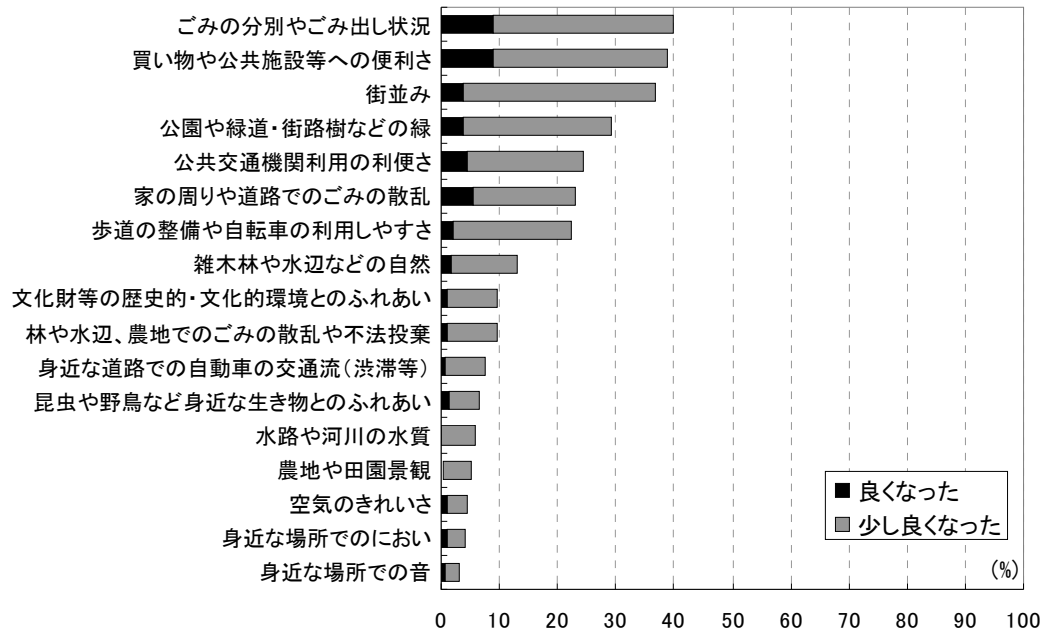


問 2 あなたは、ここ数年（5～6 年）で市の環境がどのように変わったと感じますか。

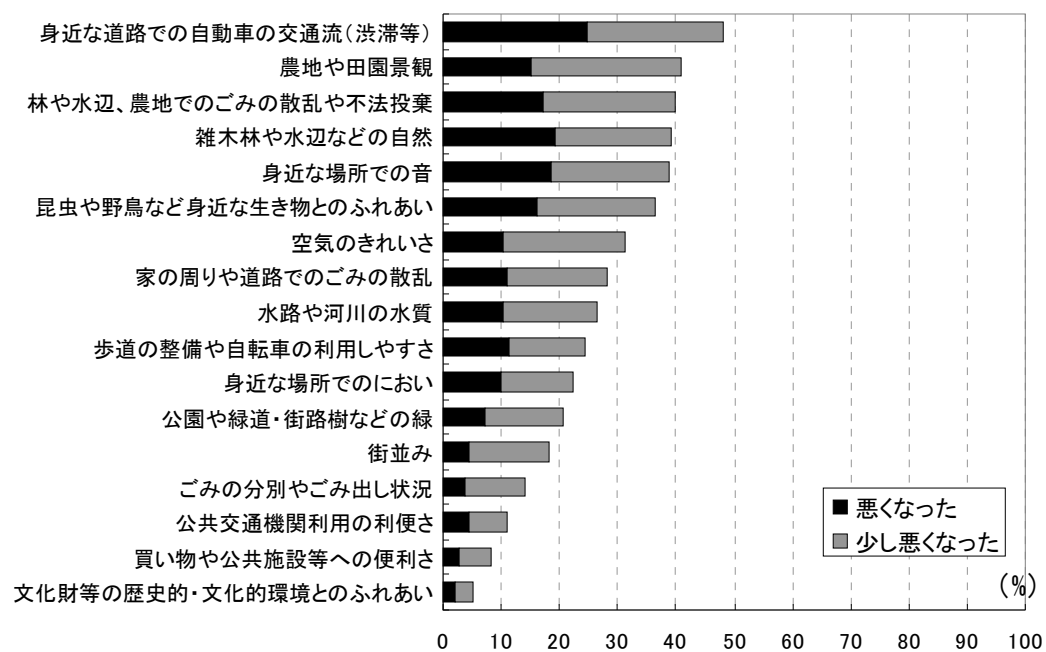
次の項目についてどのように変わったと感じますか。それぞれ該当するものを 1 つ選び、番号に○印をつけてください。

項 目	良くな った	少し良 くなった	変ら ない	少し悪 くなった	悪くな った	分 から ない
1 雑木林や水辺などの自然	1	2	3	4	5	6
2 昆虫や野鳥など身近な生き物とのふれあい	1	2	3	4	5	6
3 農地や田園景観	1	2	3	4	5	6
4 公園や緑道・街路樹などの緑	1	2	3	4	5	6
5 文化財等の歴史的・文化的環境とのふれあい	1	2	3	4	5	6
6 街並み	1	2	3	4	5	6
7 空気のきれいさ	1	2	3	4	5	6
8 水路や河川の水質	1	2	3	4	5	6
9 身近な場所での音	1	2	3	4	5	6
10 身近な場所でのにおい	1	2	3	4	5	6
11 歩道の整備や自転車の利用しやすさ	1	2	3	4	5	6
12 身近な道路での自動車の交通流（渋滞等）	1	2	3	4	5	6
13 公共交通機関利用の利便さ	1	2	3	4	5	6
14 買い物や公共施設等への便利さ	1	2	3	4	5	6
15 ごみの分別やごみ出し状況	1	2	3	4	5	6
16 家の周りや道路でのごみの散乱	1	2	3	4	5	6
17 林や水辺、農地でのごみの散乱や不法投棄	1	2	3	4	5	6

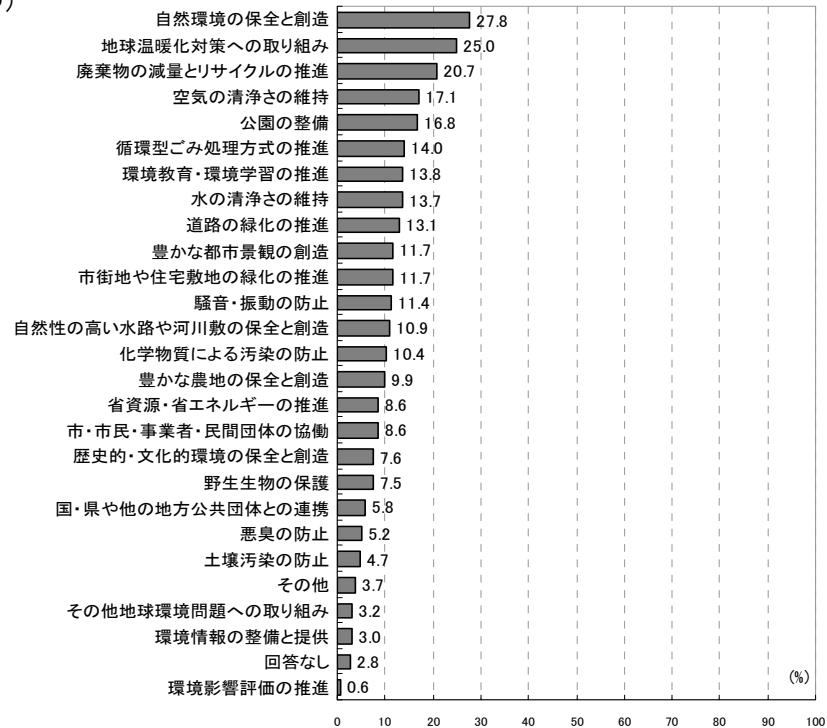
問 2 ここ数年(5～6年)で市の環境が「良くなった」「少し良くなった」の回答



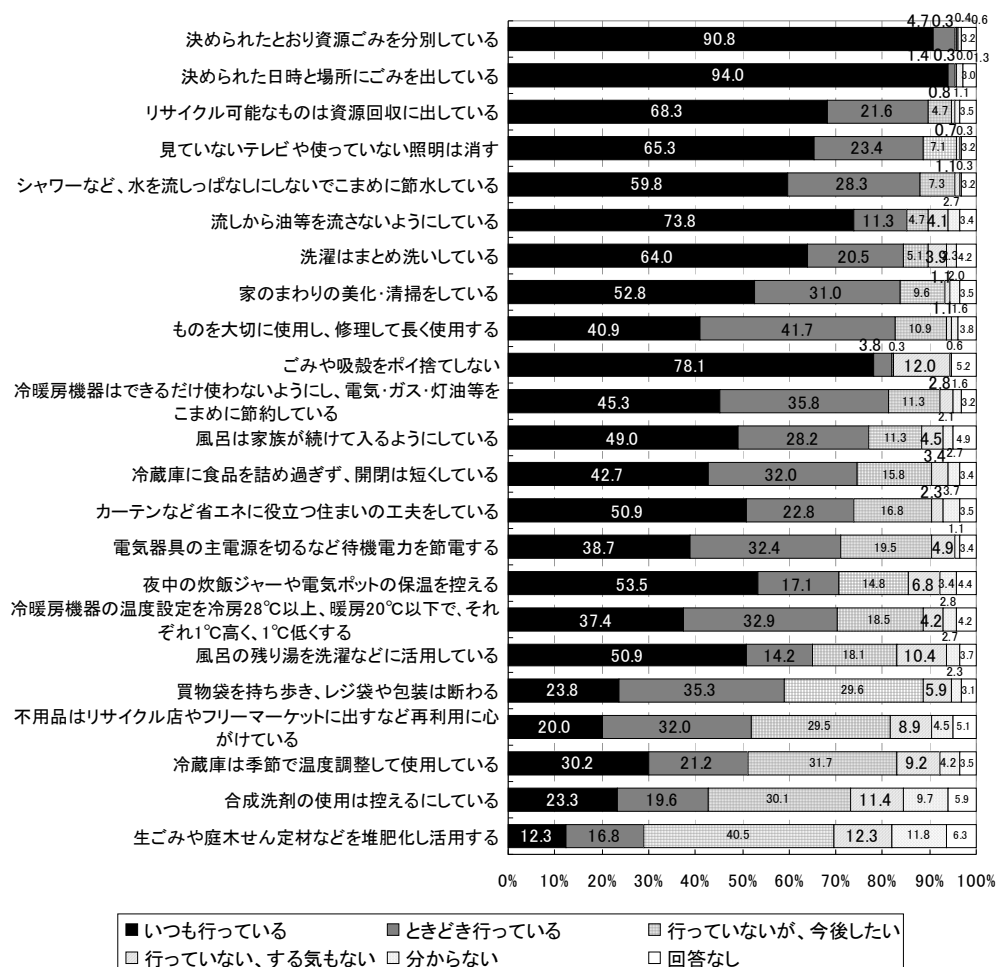
問 2 ここ数年(5～6年)で市の環境が「悪くなった」「少し悪くなった」の回答



問4 あなたは、これからの市の環境保全に向けた取り組みのうち、何を優先して取り組む必要があると考えますか。(3つ)

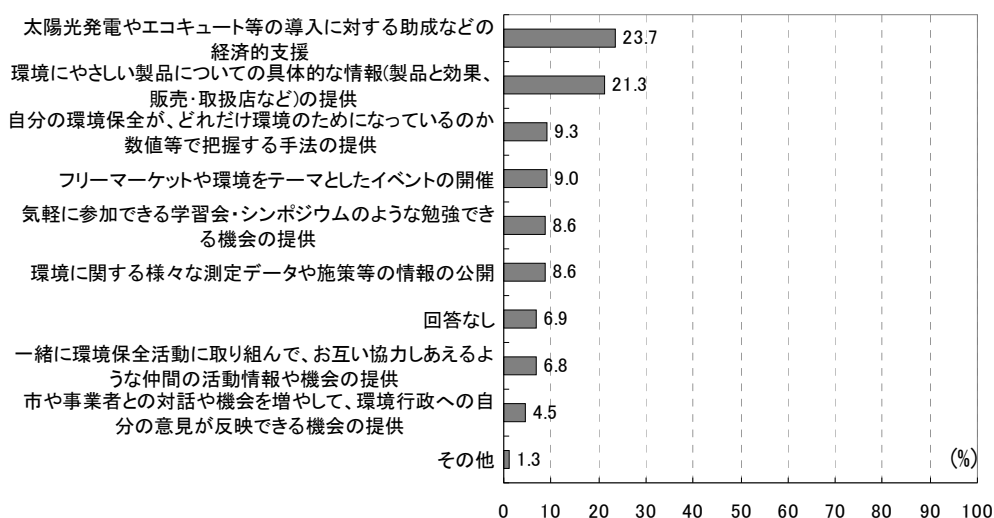


問5 日常生活や活動の中での環境に配慮した行動や取り組みについて、あなたは、どうしていますか。



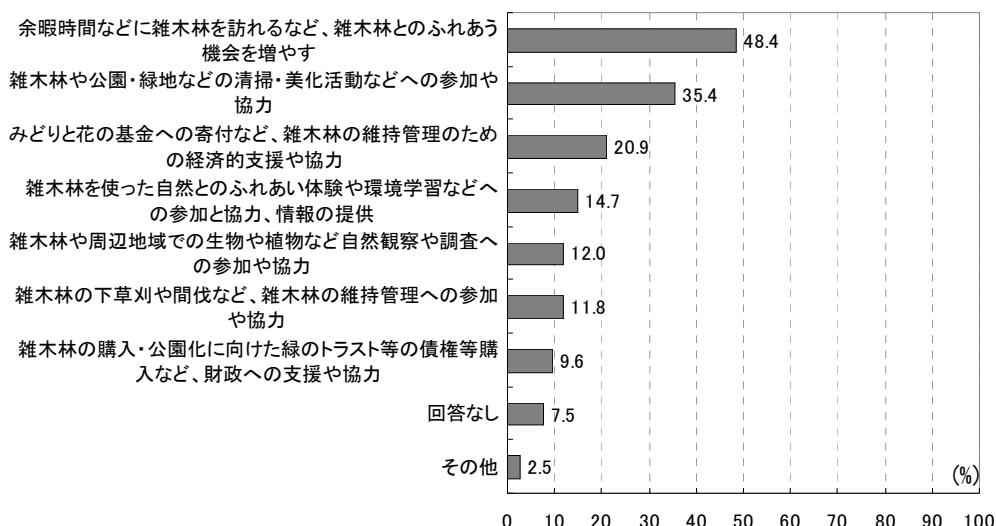
問 6 どのような支援があれば、環境に配慮した取り組みをもっと積極的に行えますか。

次の項目の中から該当する項目を1つだけ選び、番号に○印を付けて下さい。



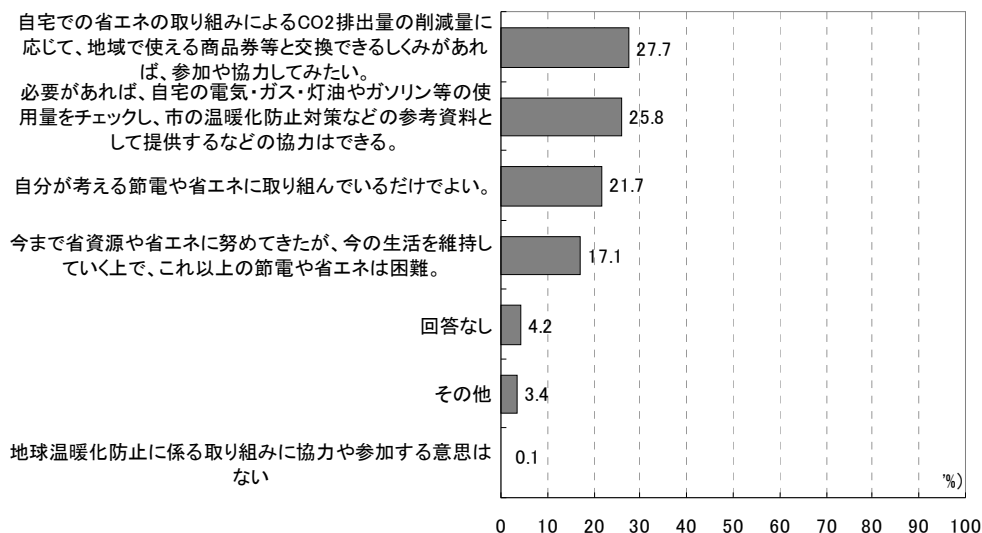
問 7 雑木林の保全と活用に向けて、あなたはどのような参加や協力ができますか。(複数回答)

次の項目の中から該当する項目を選び、番号に○印を付けて下さい。いくつでも構いません。



問 8 地球温暖化防止対策を進めていく上で、あなたはどのような取り組みや協力ができますか。

次の項目の中から該当する項目を1つ選び、番号に○印を付けて下さい。



参考－3 ダイオキシンと外因性内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)

1 ダイオキシン

[ダイオキシンの特徴]

ダイオキシンは、ものが燃焼する過程や製品の製造工程で、一定の条件のもとで発生する「非意図的生成物」の1つです。「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)では、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)を「ダイオキシン類」と定義しています。ダイオキシン類の現在の主な発生源は、ごみ焼却による燃焼ですが、その他に、製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガスなどの様々な発生源があります。

ダイオキシンは、一般環境中では分解されにくく、脂に溶けやすいという特徴を持っており、魚介類をはじめ動物の体内に蓄積されやすいため、大気や水、土壌から直接、人体に入る割合は少なく、魚や肉などの食物を経由して入る割合が、90パーセント以上と推定されています。

全国的なダイオキシン類の汚染実態を把握するため、大気、水質(水底の底質を含む)、土壌の汚染の状況が地方公共団体によって監視されています。平成16年度の調査結果では環境中のダイオキシン類の濃度は、ほとんどの地点で環境基準を達成しています。

ダイオキシン類の毒性については、環境中に低濃度に拡散しているため、通常は、一度に多量に身体に取り込まれて急性的な影響を生じることはありません。ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDはWHOにより発癌性があると評価されています。そのほか、動物実験では生殖毒性(内分泌かく乱作用)などが報告されていますが、人への影響については、十分に明らかにされていません。

わが国及びWHOでは、ダイオキシン(2,3,7,8-TCDD)の成人1人体重1kg当たりの耐容摂取量(TDI)を、次のとおり定めています。

■ダイオキシンに関する基準値(成人の体重1kg当たり耐容摂取量=TDI)

	耐容摂取量(pg-TEQ/体重kg/日)
日本	4
WHO	1～4(究極的には1)

1)「ダイオキシンの耐容一日摂取量(TDI)について」(平成11年6月、中央環境審議会環境保健部会・生活環境審議会・食品衛生調査会)による

厚生労働省の平成15年度の調査では、日本人が一日に平均的に摂取するダイオキシン類の量は、体重1kg当たり約1.35pg-TEQと推定されます。

[規制の動向]

ダイオキシンは、平成9年に大気汚染防止法に基づく、有害大気汚染物質のうちの指定物質とされ、一定規模以上の廃棄物焼却炉と製鋼用電気炉について、その抑制基準が定められました。また、同年には、ダイオキシンの排出量の削減のため、廃棄物焼却炉の構造基準及び維持管理基準等の改正が行われました。

さらに、平成11年に「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定され、環境基準の設定、排出規制等の実施など、ダイオキシン類の影響の削減にむけ体系的な施策がとられることになりました。

2 外因性内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）

〔環境ホルモンの特徴〕

環境ホルモンは、環境中に放出されたり、製品中から溶けだしたりした化学物質が、動物の体のなかに取り込まれて、ホルモンと同じような働きをしたり、逆に本来のホルモンの働きを邪魔したりする物質のことです。

1990年代から、貝類、魚類、は虫類といった野生生物の生殖行動や、生殖器の異常が数多く報告されています。これらの原因やメカニズムは明らかになっているわけではありませんが、環境ホルモンとの関係が示唆されています。

人への影響については、“近年になって精子数が減少”・“精子の運動能力が低下している”などの指摘をする研究報告がなされていますが、現時点では影響の有無について、最終結論にいたっていません。

また、野生生物の異常についても、環境ホルモンと疑われる物質とその生物への影響現象との因果関係や、異常が発生するメカニズムについては、十分明らかにされておらず、今後、調査研究が一層進められる必要があります。

〔取組の動向〕

環境省では、「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について-ExTEND 2005-」に基づき、野生生物の観察、環境中濃度の実態の把握及びばく露の測定、基盤的研究の推進、影響評価並びに情報提供及びリスクコミュニケーションの推進といったより一層幅広い取組を進めました。平成18年11月には、小児環境保健についても併せて紹介した「化学物質の環境リスクに関する国際シンポジウム」を釧路市で開催しました。

厚生労働省では、人に対する健康影響を調査するため、「内分泌かく乱化学物質の健康影響に関する検討会」が取りまとめた「中間報告書追補その2」の行動計画に沿った調査研究を実施しました。

経済産業省では、SPEED'98の対象となった化学物質のうち、日本での生産・使用実態がある物質を中心に有害性評価を行い、ヒトへの明らかな内分泌かく乱作用は認められないことを確認し、「化学物質審議会管理部会・審査部会内分泌かく乱作用検討小委員会中間報告書」に取りまとめました。また、3つの物質群について、(独)製品評価技術基盤機構においてリスク管理のあり方を取りまとめて公開しました。

国土交通省では、環境省と連携し、水環境中の内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質の存在状況を把握するため、全国109の一級河川を対象に、水質及び底質の調査及び主要な下水道における流入・放流水の水質調査を引き続き実施しました。

参考－4 地球環境問題

1 地球温暖化

大気中の二酸化炭素は、太陽から地球に降り注ぐエネルギーをよく通しますが、地球から宇宙に向かって放出されるエネルギーの一部を吸収し、大気を暖めます（「温室効果」と呼ばれる）。このため、二酸化炭素の大気中濃度が増加すると、大気の色度が上昇します。この気温上昇のしくみを「地球温暖化」といい、二酸化炭素と同じ性質を持つ温室効果ガスとして、メタンガス、フロン、亜酸化窒素などがあります。

地球温暖化の影響としては、海面上昇、台風や熱波などの極端な気象現象の多発、熱帯雨林の減少、砂漠化の進行、生態系の変化、マラリアなど伝染病の増加などが予測されています。

1997 年（平成 9 年）に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）において、先進各国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数量化された削減約束を定めた京都議定書が全会一致で採択されました。

京都議定書は、先進国が、2008 年（平成 20 年）から 2012 年（平成 24 年）までの各年の温室効果ガスの排出量の平均を基準年（原則 1990 年（平成 2 年））から削減させる割合を定めています。

わが国では京都議定書が定めた 6%の削減目標の実現に向け策定された京都議定書目標達成計画（平成 17 年 4 月に閣議決定）に基づいて取組が行われています。

埼玉県の 2004 年度（平成 16 年度）の温室効果ガス排出量は 4299 万 4 千トンで、基準年である 1990 年度（平成 2 年度）と比較すると 5.7%の増加となりました。部門別構成比は、産業部門が 32.7%、運輸部門が 25.5%、民生（家庭）部門が 19.6%、民生（業務）部門が 13.3%などとなっています。

2 オゾン層破壊

オゾン層がなくなると宇宙から降り注ぐ有害紫外線が地表にまで達し、生物に有害な影響を与え、皮膚癌の発生が増加すると予測されています。

フロンは化学的に安定なため、スプレー噴射剤や冷蔵庫の冷媒、断熱材などに広く使用されましたが、成層圏のオゾン層を破壊することが知られ、現在では製造が禁止されています。フロンは、寿命が数十年ないし 100 年に達するため、その影響はフロンが全廃された後も数十年に及ぶこととなります。

2006 年（平成 18 年）の南極域上空のオゾンホールは、最大級に発達しました。現時点ではオゾンホールに縮小の兆しがあるとは判断できず、南極域のオゾン層は依然として深刻な状況にあります。

主要なオゾン層破壊物質の生産は、日本では既に全廃されていますが、過去に生産され、冷蔵庫、カーエアコン等の機器の中に充てんされた CFC、HCFC が相当量残されており、オゾン層保護を推進するためには、こうした CFC 等の回収・破壊を促進することが大きな課題となっています。

このため、家庭用電気冷蔵庫・冷凍庫、ルームエアコンについては家電リサイクル法に、業務用冷凍空調機器については、フロン回収・破壊法に、カーエアコンについては自動車リサイクル法に基づき、これらの機器の廃棄時に機器中に冷媒等として残存しているフロン類（CFC、HCFC、HFC）の回収が義務付けられています。

3 酸性雨・黄砂

1) 酸性雨

酸性雨により、湖沼や河川の酸性化による魚類等への影響、土壌の酸性化による森林への影響、建造物や文化財への影響等が懸念されています。酸性雨は、原因物質の発生源から数千 km も離れた地域にも影響を及ぼす性質があり、国境を越えた広域的な現象です。

日本における酸性雨による影響は現時点では明らかになっていませんが、一般に酸性雨による影響は長い期間を経て現れると考えられているため、現在のような酸性雨が今後も降り続けば、将来、酸性雨による影響が顕在化するおそれがあります。

埼玉県内の降雨水の pH が 4 以下となる降雨日数は 82 日に達し、酸性雨の傾向にあるため、今後、酸性雨に対する研究や対策が必要とされています。

2) 黄砂

近年、中国、モンゴルからの黄砂の飛来が大規模化しており、中国、韓国、日本等でその対策が共通の関心事となっています。従来、黄砂は自然現象と考えられていましたが、近年の現象については、過放牧や耕地の拡大等の人為的な要因も影響しているとの指摘もあります。このため、黄砂は、森林減少、土地の劣化、砂漠化といった人為的影響による環境問題として認識が高まっているとともに、越境する環境問題としても注目が高まりつつあります。

4 海洋汚染

日本周辺海域における海洋汚染（油、廃棄物、赤潮等）の発生確認件数は 470 件（平成 18 年）でした。18 年の海洋汚染のうち油による汚染についてみると、船舶からのものが 210 件と約 7 割を占めており、そのほとんどが取扱不注意によるものでした。油以外の汚染についてみると、陸上からのものが 85 件と約 6 割を占めており、そのほとんどが故意による廃棄物の排出でした。

平成 18 年の観測によると、日本周辺海域及び北西太平洋海域で、水銀及びカドミウムは例年と変わらない濃度レベルで推移しています。

5 森林の減少

世界の森林は、陸地の約 30%を占め、面積約 40 億 ha に及びますが、2000 年（平成 12 年）から 2005 年（平成 17 年）にかけて、年平均 732 万 ha の割合で減少しました。特に、熱帯林が分布するアフリカ地域、南アメリカ地域及びアジア地域のうち東南アジアで森林の減少が続いています。

森林消失の原因として、農地への転用、非伝統的な焼畑移動耕作の増加、過度の薪炭材採取、不適切な商業伐採、過放牧、プランテーション造成、森林火災等が挙げられます。また、近年では、森林減少の原因の一つと考えられている違法伐採問題に関して、国際的な取組の重要性が指摘されています。

わが国では、熱帯林木材は、建設工事の型枠用の合板材料として広く用いられていましたが、熱帯林の保護の観点から他の型枠材料への転換が図られています。

6 砂漠化

国連砂漠化対処条約（UNCCD）ファクトシート 1 及び 2 においては、砂漠化の影響を受けている土地は、世界の陸地の 4 分の 1 に当たる 36 億 ha に達するとされています。そして、2 億 5 千万人以上の人々が砂漠化の影響下にあり、約 10 億人の人々が砂漠化の影響を受ける危険性があると指摘されています。

砂漠化の原因として、干ばつ等の自然現象のほか、過放牧、過度の耕作、過度の薪炭材採取、不適切な灌漑による農地への塩分集積等が挙げられます。その背景には、開発途上国における貧困、人口増加、対外債務の増加等の社会的・経済的要因が絡んでいます。

わが国では、植林運動への援助や乾燥地農業の確立の技術支援が行われています。

7 野生生物種の減少

現在、人間活動による生息地の破壊や乱獲のため、地球の歴史が始まって以来のスピードで、野生生物の種の減少が進んでいます。

野生生物は、地球の生態系を形づくる基本的な構成要素であり、人類にとって有用な資源として、また、生活に潤いや安らぎをもたらす存在として、不可欠なものです。種の絶滅の防止は世界的にも緊急の課題となっています。

我が国は 1980 年（昭和 55 年）にワシントン条約とラムサール条約に加入しました。1993 年（平成 5 年）には生物の多様性に関する条約に加入し、同条約に基づく「生物多様性国家戦略」を 1995 年（平成 7 年）に策定し、日本の生物多様性の保全と持続的利用に取り組んでいます。現在は 2007 年（平成 19 年）に改訂された「第 3 次生物多様性国家戦略」となっています。

8 有害廃棄物の越境問題

1970年代から80年代にかけて、欧米の先進諸国から有害廃棄物がアフリカや南米の諸国に輸出され、不適切な処分や不法な投棄により環境汚染が生じたり、輸出先国に陸揚げを拒否され、有害廃棄物を積載した輸送船が行き先もなく海上を漂うなどの事件が多発しました。このような事件の背景としては、先進国でも処分が困難な有害廃棄物が、より規制が緩く処理費用もかからない開発途上国等へ輸出されがちなのが考えられます。こうして、有害廃棄物の越境移動問題は、先進国間だけでなく、途上国をも含んだ地球規模での対応が必要な問題であるという認識が強まりました。

こうした問題に対処するため、1989年（平成元年）3月、UNEPを中心に、バーゼル条約が採択され、1992年（平成4年）に発効しました。

わが国は特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「バーゼル法」）を制定し、5年に条約を批准しました。また、廃棄物の輸出入についても、バーゼル法の制定と同時に廃棄物処理法を改正し、必要な規制を行っています。

9 開発途上国の公害問題

開発途上国では、貧困に起因する環境問題が生じるとともに、首都圏等の都市では経済の発展に伴い深刻な産業公害が発生しており、また、人口の増大に公共サービスが追いつかず、自動車排気ガス等による大気汚染などの都市・生活型公害にも悩まされています。開発途上国の公害問題は、その国の国内において大きな問題となるばかりでなく、酸性雨のように近隣諸国にも直接の被害をもたらすおそれがあります。

開発途上国の公害問題に対する国際協力は、その国が現実に直面している公害問題の解決に資するだけでなく、環境問題解決能力の向上を通じて、地球温暖化防止等の地球環境問題に共同して立ち向かう条件を整備することにもなります。このため、開発途上国の官民の理解を得て、公害を発生させないような経済協力を着実に実行するとともに、直接公害問題解決に資する協力案件にも力を入れていく必要があります。

10 南極地域の環境

南極地域は、人類の活動による破壊や汚染の影響をわずかしか受けていない地球上に残された最大の原生地域であり、地球環境のモニタリングの場など、人類共通の財産としてかけがえのない価値を有しています。一方、近年においては基地活動や観光利用による環境影響も懸念されているため、南極地域の環境の保護が国際的な協力の下進められています。

（資料）

- ・平成19年版 環境・循環型社会白書 環境省 「地球規模の環境の現状」
- ・埼玉県における温室効果ガス排出量の状況 埼玉県
- ・平成18年度酸性雨調査結果 埼玉県

参考－5 環境監査による運用

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」と言い、このための工場や事業場内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」と言います。

ISO14001 は、ISO（国際標準化機構）の規格に沿った環境マネジメントシステムで、基本的な構造は、PDCA サイクルと呼ばれ、方針・計画（Plan）、実施（Do）、点検（Check）、是正・見直し（Act）というプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していくことが盛り込まれています。方針の策定などに最高経営層の責任ある関与を求め、トップダウン型の管理を想定していることも、この規格の特徴と言えます。

こうした自主的な環境管理の取組状況を、客観的な立場からチェックを行うことが、「環境監査」です。環境マネジメントや環境監査は、事業活動を環境にやさしいものに変えていくために効果的な手法として位置づけられています。

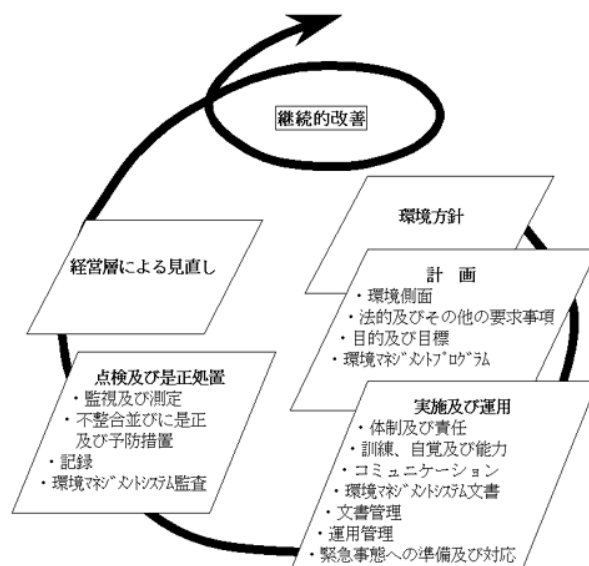


図1：ISO14001 環境マネジメントシステムのモデル

北本市では、市庁舎及び文化センターにおける事務・事業活動に対して、平成12年度に環境マネジメントシステムを構築・運用し、平成13年4月にJQA（日本品質保証機構）によるISO14001の認証を取得しました。また、平成15年5月に「北本市環境方針」を定め、その基本方針に沿った取り組みを進め、毎年の取組実績をもとに点検・評価を行い、環境マネジメントシステムの継続的な改善に努めています。

環境マネジメントシステムの推進に当たっては、市長を総括者とし、総括者が任命する16名の内部環境監査員や環境管理推進員などからなる組織体制で実施し、その結果を「北本市環境基本計画年次報告書」などにより公表しています。

また、外部審査として、3年ごとに環境マネジメントシステムの改善状況を審査し、ISO14001の認証継続を行っています。

北本市が環境マネジメントシステムで取り組んでいる環境配慮項目

日常の事務運営等における環境配慮項目	電気使用量	水道使用量
	燃料使用量	コピー用紙使用量
施策・事業における環境配慮項目	公用車燃料使用量	ごみの減量とリサイクルの推進
	※市地球温暖化対策実行計画に基づく取組及び温室効果ガス排出量の削減	
	自然と人間の共生する環境	5目標
	環境への負荷の少ない地域社会の構築	19目標
	地球環境を守る地域からの取組の推進	4目標
	地球環境を守る地域からの取組の推進	
市庁舎及び文化センターの環境設備等の適正管理項目		中期及び年度目標

参考－6 用語集

<あ行>

ISO14001

ISO(国際標準化機構)が定めた、企業や自治体などの自主的な環境配慮の推進のための国際規格。

アイドリング

駐車時や停車時に、自動車のエンジンを空転させること。

アメニティ

心地よさや快適性の質、居住地の魅力やその価値を意味する。

硫黄酸化物

二酸化硫黄、三酸化硫黄と硫酸ミスト等の総称で、「大気汚染防止法」(昭和 43 年(1968))ではばい煙の一種類として規定している。

移入種問題

移入種とは、本来の生息地から別の場所へ人間が移動させた種のことを指す。北海道から本州へというように国内の移動も含む。移入種が自然生態系に与える影響としては、他の種の捕食や生息場所を奪う等で在来種を圧迫し、生態系をかく乱することによって生物多様性を損なう場合があるほか、近縁在来種との交雑の進行、同種の在来個体群との交雑による遺伝的汚染がある。これらの問題に対して、移入の防止、移入種の駆除等の対応が必要である。

エコチェックシート

環境にやさしい取り組みを自ら確認することにより、自覚を高め、行動を促すことを目的とした自己点検表。

エコトーン

谷の陸地部分から谷底にかけて、水辺林にはじまり湿地や水面・水中に生育する植物にいたるまで、性質の異なるいくつかの環境が移り変わっていくこと。

エコマーク

環境に負荷の少ない商品であることを表示するマーク。

エコロード・エコトンネル

野生生物が多く生育する地域に、新たに道路などを建設する場合、地形・植生などの大きな改変を避けるための構造形式を検討するとともに、動物が道路を横断するための「けもの道」の確保、野鳥の飛行コースに配慮した植樹、小動物がはい出せる側溝などを整備し、共生を図るための構造・工法を採用した道路。

オゾン層破壊

スプレーや冷蔵庫、電子部品の洗浄剤などに使われていたCFC(クロロフルオロカーボン。いわゆる「フロン」の一種)などは、大気中ではなかなか分解されず、地上 10～50km の高層の大気にあるオゾン層に達し、オゾン層を破壊してしまう効果がある。

オゾン層は、大気圏の中でオゾン濃度の高い層。高度 20～30km に出現する。紫外線の透過、温暖層の形成など成層圏大気循環にさまざまな役割を果たしている。オゾン層が破壊されると生物に有害な紫外線の量が増大し、人間にも皮膚ガンの発生、白内障の増加などの影響が出る恐れがある。

<か行>

環境共生住宅

地球環境への配慮から、省資源、省エネルギーなどに工夫した住宅をいう。屋上庭園、住宅周りの緑化、冷暖房の効率化、雨水などのリサイクル、再生材の活用、太陽光利光、風による発電など、さまざまなメニューが開発され、住宅に組み込まれてきている。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性と調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した農業。

環境ホルモン

外因性内分泌かく乱化学物質のことで、環境中に放出されたり、製品中から溶け出したりした化学物質が、動物の体に取り込まれて、ホルモンと同じような動きをしたり、逆に本来のホルモンの働きを邪魔したりする物質のこと。

環境リスク

生産、使用、廃棄等の仕方によっては人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質が、環境の保全上の支障を生じさせるおそれを示す概念のこと。

希少野生動植物

種の存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、または著しく減少しつつあることなどによりその存続に支障を来している野生動植物。国際自然保護連合(IUCN)が作成する世界の絶滅のおそれのある動物の種名リスト(レッドリスト)には 5,000 種以上の動物が掲載され、これらは絶滅の危機にさらされている。いったん絶滅した種を、再び蘇らせることができない以上、野生生物の種の減少を防止することは、将来の地球、人類自身のためにも極めて重要なこととなっている。

グラウンドワーク

住民・企業・行政など地域を構成する主体によってパートナーシップを組み、ボランティアの参加を得て、地域の身近な環境を整備・改善する運動。

経済的誘導措置

一般廃棄物の減量化やリサイクルの促進に対して、ごみ処理の有料化やデポジット・リファンド・システムなどの導入による経済効果をとる方法。

建築協定

市町村が条例で定める区域内において、建築物の利用を増進し、土地の環境を改善するために、建築基準法の一般的な制限の他に関係権利者全員の合意のもとに締結される協定。

固定発生源対策

固定発生源とは、大気汚染物質の発生源のうち、工場・事業場のように移動することのないものを指す。これらに対する対策としては、工場・事業場について「大気汚染防止法」(昭和 43 年(1968))に基づき、排出基準の設定や総量規制等の規制が行われている。なお、固定発生源に対して、自動車・船舶・航空機などは移動発生源と呼ばれる。

こどもエコクラブ

21 世紀に向けて環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、次世代を担う子ども達が、地域の中で仲間と一緒に主体的に地域環境、地球環境に関する学習や具体的な取組・活動が展開できるよう支援することを目的として、環境庁が平成 7 年度から小・中学生を対象として開始した事業である。クラブは、小中学生の数人から 20 人程度の仲間と、その活動を応援する身近な大人であるサポーターから構成される。

コンポスト

枯れ木や草、ごみなどによって急速に作られた堆肥。ごみの処分の方法で、集められたごみを好氣的に消化安定させ、それらを急速堆肥として利用する。

<さ行>

埼玉県レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息状況を解説した資料集で、国際自然保護連合(IUCN)が初めて発行したものが危機を意味する赤い表紙であったことから、レッドデータブックと呼ばれている。

埼玉県では、県版のレッドデータブックのうち、動物編を平成 7 年(1995)度、植物編を平成 9 年(1997)度に刊行した。

在来種

動植物の品種うち、ある地方の風土に適し、その地方で古くから生育している種のこと。北本での植物在来種はヤマツツジ・イヌツゲ・マユミ・イボタノキ・ムラサキシキブ・セイラギなど。

酸性雨

石油、石炭など化石燃料を消費することによって大気中に放出される硫黄酸化物中の硫黄分、窒素酸化物の窒素分を凝結核として降る雨。雨水が空中の酸性浮遊物を捕捉して降下する pH 濃度の低い雨をいう。酸性雨は発生源から数千 km 離れたところに被害をもたらすこともある。

市街化区域

都市計画法に基づき、無秩序な市街化防止と計画的な市街化を図るため、市街化調整区域と共に都市計画区域を区分して定められる区域。

市民農園

住宅地内あるいはその周辺の用地を一定の大きさに区分し、貸し出される家庭菜園。ドイツのクラインガルテンが有名である。

蒸散作用

植物体内の水分が水蒸気となって体外に発散する作用。その際、周囲から大量の熱を吸収するため、気象緩和に大きな効果がある。

硝酸性窒素

窒素化合物のうち、硝酸塩のことをいう。水中の窒素化合物の一部が微生物により分解されることによって、硝酸塩や亜硝酸塩(亜硝酸窒素)を生成する。富栄養化の要因物質。乳幼児のメトヘモグロビン血症を起こす。

生産緑地

広義には田畑、森林、牧野など生産に利用されている緑地。狭義には、生産緑地法に基づいて指定される市街化区域内の緑地。

生物の多様性に関する条約

地球上の野生生物の多様さをそれらの生息環境とともに最大限に保存し、その持続的な利用を実現、さらに生物の持つ遺伝資源から得られる利益の公平な分配を目的としている。1992年5月ケニアのナイロビで採択、1993年12月発効。1992年6月の地球サミットで、我が国も署名している。

生物多様性条約の第6条には、各締約国が生物多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略を策定することが規定されており、我が国はこれを受け1995年10月地球環境の保全に関する関係閣僚会議において「生物多様性国家戦略」を決定した。

ゼロエミッション

一産業部門から出る廃棄物を他の部門の再生原料として転換することにより、大気、水等環境への負荷を一切なくすること。1994年に国際連合大学が「ゼロ・エミッション研究機構」を発足させ、国際共同研究事業として研究が進められている。

雑木林

様々な種々の樹木が混じって生えている林。

<た行>

ダイオキシン

発ガン性や催奇形性、生殖不全、免疫障害など、さまざまな障害の原因となる。ダイオキシン類の現在の主な発生源は、ごみ焼却による燃焼ですが、製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガスなどさまざまな発生源がある。

多自然型川づくり

河川に、野鳥や昆虫など生き物の住める場所を徐々に回復していくための生態系に配慮した親水空間づくり。

地球温暖化

物の燃焼に伴ってできる二酸化炭素などは、地球から宇宙に熱を逃がす赤外線を吸収して地球の温度を高く保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれている。このような温室効果ガスの大気中の濃度が高くなることにより、地球表面の気温が上昇し、21世紀には2度～3度、地球の平均気温が上がってしまうと予測されている。

地区計画制度

建築物の建築形態、公共施設その他の配置などから見て、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、保全するための計画。

直接浄化システム

土壌や植物などが有する自然の浄化機能を利用して、自動車の排気ガスや生活排水等で汚れた空気や水をきれいにするシステムのこと。

ディーゼル排気微粒子

DEP(diesel exhaust particulate)ともいう。ディーゼル車から出る浮遊粒子状物質のことで、ベンゾピレンやニトロピレンなどの発ガン性物質が含まれている。また、気管支ぜんそく、花粉症等のアレルギーの原因となるなど、健康影響との関連が疑われている。

TDI

ダイオキシンの成人の体重1kg当たり耐用摂取量。

デポジット制、デポジット・リファンド・システム

商品を買うときに預かり金を上乗せし、空き容器や使用済み製品が戻ると、その分を返却する制度。

都市公園

一般的には都市内にある公園をいう。都市美の創造、市民の休養、散策、鑑賞、幼児・児童の遊びや運動、成人の運動やレクリエーションなどのための公共的に準備された公園。

都市緑地保全法

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律。近年の都市化の進展に伴い、都市において良好な自然環境を形成している樹林地、草地、水辺等が急速に減少する傾向に対し、既存の良好な自然環境を積極的に保全するための施策として「緑地保全地区」の制度や植栽等による市街地の緑化を推進する「緑化協定」の制度等を設け、良好な都市環境の形成を図ることを目的としている。

土地区画整理

未開発の土地や都市施設の未整備な地域において、道路、公園、上下水道などの公共施設を整備し、土地利用増進を図るための事業方式。

トリハロメタン

水道の原水に含まれる有機物と、浄水場で消毒に用いられる塩素が反応して生成される発ガン性があるといわれる物質。水源中の有機物の多くは私たちの生活排水や農業・工業排水に含まれる有機物から供給されているといわれていることから、水源を汚さないことが必要である。

<な行>

ノーマイカーデー

車を使用しての外出を控え、公共交通機関を利用し二酸化炭素排出抑制につとめる日。

<は行>

バッファゾーン

性格の相違なる空間や施設が隣接し、両者の間で騒音や臭気、日照障害等の生活上のトラブルが予想されるとき、これらのトラブルを緩和するための空間や装置。工場の周辺部の緑地帯や、商業地域と専用住居地域との間の住居地域、広幅員道路沿線の緑地等が例として挙げられる。

ヒートアイランド化現象

都市化により、地盤のコンクリート化、緑地の減少、エネルギー消費の増大が進み、都心部で平均気温が上昇する現象。

ビオトープ

生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Tope”を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。本書では、野生生物の生育・生息空間の場として、自然環境の復元や創造を行うことを広く示すものとしている。

非特定汚染源

山林、市街地、土地造成現場、農地等に存在する汚濁源で、降雨等によって汚濁物質が流出することにより汚濁源となる。

浮遊粒子状物質

大気中の粒子状物質（粉じん・ばいじんなど）のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ （マイクロ・メートル。 $1\mu\text{m}$ は 1mm の $1/1,000$ ）以下のものをいう。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例

昭和 54 年 3 月に策定された条例で、武蔵野の雑木林などの緑の保全及び緑化に関して必要な事項を定めることにより、埼玉らしい緑豊かな環境の形成を図り、郷土埼玉を県民にとって親しみと誇りのあるものとするを目的としている。（平成 17 年 10 月改正）

分収林制度

契約により、造林者、費用負担者、土地保有者がそれぞれの役割を分担して森林造成を行い、伐採時の収益を契約で定められた割合で分け合う制度のこと。

保水能力

雨水が木の葉に付着したり、凹地にたまったり、地面に一時的にしみ込むことによって、水が蓄えられる働きをいう。これらの保水機能によって、川への安定した水の供給や、雨が降っても一度に流れ出さない役割をしている。森林が失われると、保水能力の低下を招き、台風や集中豪雨などの大雨により土砂崩れなどの自然災害を誘発し、大きな被害が出やすくなるおそれがある。

ボンエルフ

歩車融合共存道路のこと。住宅地の道路を単なる通行の場から人々の生活の場にかえる方式。

＜ま行＞

緑のトラスト運動

広く寄付を募り、それを資金として土地や建物を取得することなどにより、埼玉の優れた自然や貴重な歴史環境を県民共有の財産として末永く保全していこうという運動のこと。

面的整備

市街地の相当規模の区域内において、各施設を一体的、総合的に整備すること。

＜や行＞

谷津

台地に刻まれた谷（開析谷）の斜面や谷底から湧き出る地下水（湧水）によって作られた低湿地。

遊休農地

長期間未利用のまま放置されている農地のこと。

＜ら行＞

リユース・リサイクル

廃棄物の再使用と廃棄物に含まれる資源を再生し再資源化すること。

緑地協定

都市緑地保全法に基づいて、市街地の相当規模の一団の土地（0.5～1.0ha 以上）や道路、河川等に隣接する相当の区間（100m 以上）にわたる土地について、土地所有者等の全員の合意により、区域の緑化に関することを定めたもので、市町村長の認可を受けて成立する。

ローカルアジェンダ

地球環境保全のための行動計画。平成 4 年 6 月にブラジルのリオデジャネイロで「地球サミット」が開催され、人と国家の行動原則を定めた「環境と開発に関するリオ宣言」とそのための詳細な行動計画である「アジェンダ 21（持続可能な開発のための人類の行動計画）」が採択された。ローカルアジェンダは、この「アジェンダ 21」の地方自治体版といえる。地域社会を構成する地方公共団体（県、市町村）、事業者、県民といった各主体が一体となって策定すべきものとされている。

発 行 平成 20 年 3 月

北 本 市

編 集 市民経済部 環境課

住 所 〒364-8633

埼玉県北本市本町 1 丁目 111 番地

電 話 048-591-1111

